

滋賀県 彦根市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	彦根市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	113,027（人）		世帯数	48,300（世帯）		
高齢化率	24.9（％）	生活保護受給率	0.69（％）	面積	196.8（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	17(校)	公立中学校数	7(校)
地域包括支援センター		委託：6 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

国宝の彦根城をはじめ歴史的町並みを有する市北部、新興住宅地が多い市中部、農村集落が大半を占める市南部に分かれ、市内でも地域性に違いが見受けられる。産業面においては、3 Bと言われる仏壇、バルブ、ブラジャー（縫製）の地場産業が発展を遂げたが、安価な外国製品の流通により地元製造業が低迷し、現在は地場産業の伝統産業の維持に努めている。地元産業における雇用は将来の見通しがつかず低迷しているものの、飲食店や小売業、警備事業等のサービス産業の雇用が増加傾向にあり、彦根職業公共安定所管内は、県下においても有効求人倍率は高い（令和元年 10 月時点 1.71 倍）。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市における地域共生社会の実現を目指し、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりおよび市における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりの支援および推進を目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	彦根市（彦根市社会福祉協議会）		
②事業名	彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行後、本市では家計相談支援事業を除く全事業に取り組み、一定の成果を挙げてきた。また、平成 29 年 4 月からは家計相談支援事業にも取り組み、本市における包括的支援体制の更なる強化を図るところであるが、住民を主体とする地域力の強化が今後の大きな課題である。第 2 次彦根市地域福祉計画でも、地域レベルにおけるつながりを深め、助け合う地域となるような取組を行い、支えあい、信頼しあい、つながりあえるまちづくりを目標としており、地域で発生している問題について、他人事と考えず、一番に地域住民が我がごととして捉え解決を図ることを目指している。よって、住民主体によるボランティアや事業所等と連携し、これらが中心となって見守りと地域レベルでの問題解決を図っていける枠組みを構築するものである。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
（対象地域） 彦根市内		（対象地域の範囲） 小学校区	（人口） 2,419 人～11,788 人
（ア）地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
（支援する対象） 住民個人や自治会、ボランティアグループ、事業所など		（支援の内容） 「地域福祉に関する活動をしたい（活動を頼みたい）」という相談」に対して、必要な情報の提供やマッチング、コーディネートを行うなど、活動への住民の参加の促進や各主体間での顔の見える関係づくり、連携調整による困りごとの解決を図っていく。	
（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
（拠点の場所） 市内空き家 市内モデル地区 2 学区		（運営主体） ひこねふくし活動応援空き家バンク たすけあい鳥居本・稲枝北区まちづくり協議会	
（ウ）地域住民等に対する研修の実施			
（研修の対象） 住民個人、地域や学校、事業所など		（研修の内容） 住民同士のつながり、仲間づくりの大切さや福祉活動の必要性を知ってもらうとともに、ボランティアな自発性を養うことを目的に、広く住民を対象とする「福祉基礎講座」を開催する。 また、住民主体によるボランティア活動を促進していくために、課題別の「ボランティア講座」を開催する。 意識啓発と担い手養成のために、学区（地区）および自治会向けに「居場所づくり」「見守りあい」「暮らしのお手伝い」の 3 ステップを学ぶ内容の出前講座を実施する。 また、学校、事業所等へ福祉に関する学習機会を提供し、地域の福祉活動をより一層促進していくことを目的に、本会職員または外部講師による福祉講座・福祉教育の出前講座を実施する。	
（エ）その他			
「見守りあいフォーラム」の開催 社協ひこね（年 6 回・全戸配布）における活動紹介記事の掲載 公式ツイッター、フェイスブック等における情報発信 ボランティア関係機関連携会議（仮称）の開催			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
個人や事業所からの事業選択型寄付の仕組みとして、社会福祉協議会が事務局を務める「赤い羽根共同募金」におけるテーマ型寄付、社会福祉法人である社協への寄付におけるメニュー化を検討する。 市内事業所の協力により約 150 箇所に設置している「ひこねふくし活動応援募金箱」による資金確保。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）			
事業の成果目標			
別紙「計画書」のとおり			

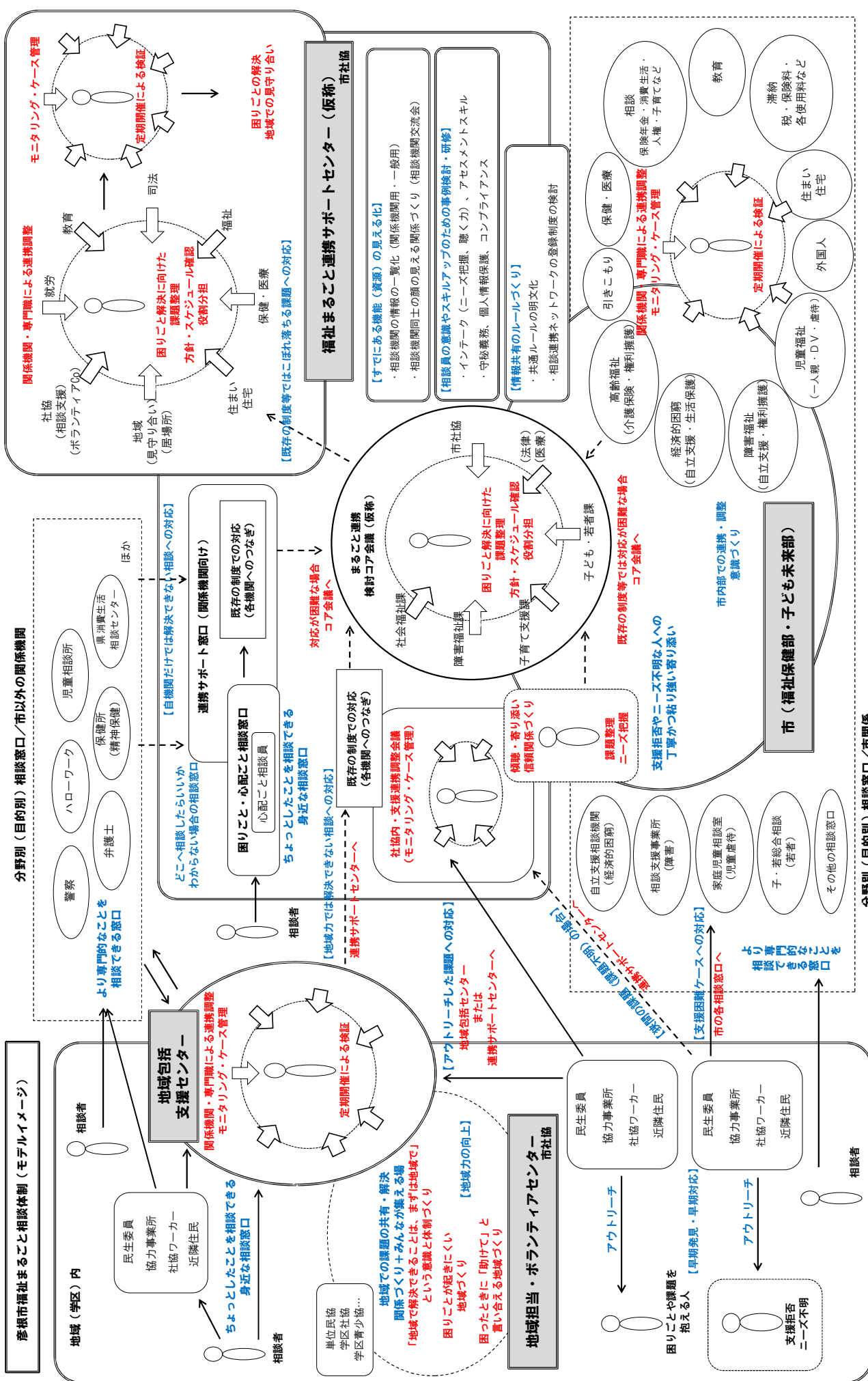
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 彦根市内	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 2,419 人～11,788 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 「たすけあい鳥居本」ほか市内モデル地区 1 学区		(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーター
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報誌（社協ひこね）、相談支援包括化推進会議		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 自治会における見守り会議、学区住民福祉活動計画推進会議、地域包括支援センター主催の地域ケア会議、単位民児協の定例会、「困りごとシート」による地域課題の見える化 ほか		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) (ウ) により課題等の解決に向けた住民主体の取組の検討を行うほか、課題の解決に向けた取り組み紹介を行い、地域丸ごとの取組としての意識を高める。 住民主体の新たな活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援を行う。		(バックアップする人) 地域づくりボランティアコーディネーター、生活支援コーディネーター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
事業の成果目標		
別紙「計画書」のとおり		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	彦根市（彦根市社会福祉協議会）
②事業名	彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法施行後、本市の自立相談支援機関における相談支援については、庁内に相談推進委員会を設けるとともに、地域包括支援センター等の庁外関係機関と連携を図り、アウトリーチによる早期発見と早期支援に努めてきたところである。一方で、「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」といった状態にあるとの声も多く聞こえてくることから、今後ネットワークからの連絡体制を今以上に強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていくもの。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	元自治体行政職員 1 人、社会福祉士 2 人
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	彦根市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
複合的な課題を抱える相談者等（相談者本人およびその属する世帯全体）を支援するため、“困ったときは、まずは社協へ”という「相談の総合窓口（最初の相談窓口）」として、相談受付および支援体制を強化する。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 年 4 回 アドバイザー (学識経験者)、法律 (司法)、警察、就労、地域代表、福祉 (高齢、障害、児童、子ども・若者、生活困窮) の各関係機関の代表者	(既存の会議の名称) 彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 年 4 回 6 7 機関・団体 (各回 8 0 名程度)	(既存の会議の名称) 相談機関交流会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
個人や事業所からの事業選択型寄付の仕組みとして、社会福祉協議会が事務局を務める「赤い羽根共同募金」におけるテーマ型寄付、社会福祉法人である社協への寄付におけるメニュー化を検討する。 市内事業所の協力により約 150 箇所に設置している「ひこねふくし活動応援募金箱」による資金確保。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
「地域力強化推進事業」と一体実施を図りながら、住民ニーズや地域課題の把握を図ることで、より効率的な仕組みや不足する資源の見える化を行っていき、新たな社会資源の創出に向けた検討を進めていく。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
「制度の狭間」で支援に繋がらず何とか暮らしている、適切なサービスを受けられずいわゆる「たらい回し」とならないよう、ネットワークを活用した連絡・支援体制を強化し、多様な手法で早期かつ積極的に把握し、必要な支援をコーディネートする中で、地域力強化推進事業と連携し、地域力を中心とした包括的な支援体制の構築を進めていく。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

彦根市福祉まるごと相談体制（モデルイメージ）

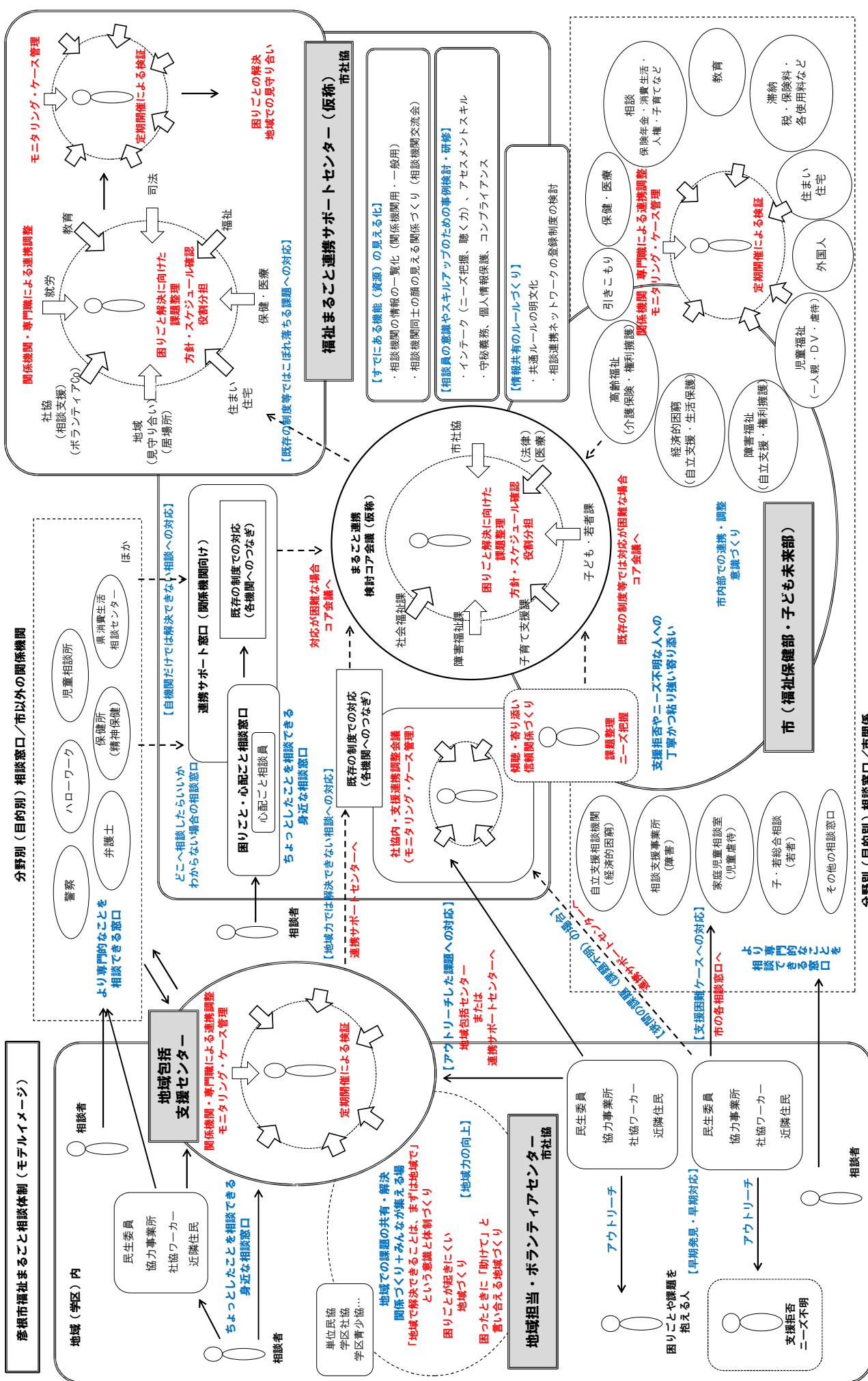


分野別（目的別）相談窓口／市以外の関係機関

- 警察
- ハローワーク
- 児童相談所
- 児童消費生活相談センター
- 保健所（精神保健）
- ほか

彦根市福祉まるごと相談体制（モデルイメージ）

- 民生委員
- 協力事業所
- 社協ワーカー
- 近隣住民



分野別（目的別）相談窓口／市以外の関係機関

- 警察
- ハローワーク
- 児童相談所
- 児童消費生活相談センター
- 保健所（精神保健）
- ほか

彦根市福祉まるごと相談体制（モデルイメージ）

- 民生委員
- 協力事業所
- 社協ワーカー
- 近隣住民

平成 31 年度彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業業務 計画書

1 委託業務の名称

彦根市「我が事・丸ごと」の地域づくり推進業務委託

2 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、住民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化している。また、「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害のある方など全ての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、各地域の実情に応じた取組も進められている。

本市においても地域共生社会の実現を目指し、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりおよび市における育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりの支援および推進を目的とする。

3 委託業務期間

平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日まで

4 委託業務の内容

上記 2 の目的を達成するため、次の（1）および（2）に掲げる業務を行うものとする。

（1）地域力強化推進事業

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

（ア）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

・地域福祉に関する活動への相談支援の実施

住民個人や自治会、ボランティアグループ、事業所などからの「地域福祉に関する活動をしたい（活動を頼みたい）」という相談に対して、必要な情報の提供やマッチング、コーディネートを行うなど、活動への住民の参加の促進や各主体間での顔の見える関係づくり、連携調整による困りごとの解決を図っていく。

特に「地域生活課題（生活における困りごとやボランティアニーズ等）に関する相談」に関して、本会職員（主に、生活支援コーディネーターおよび子ども・若者コーディネーター、相談支援包括化推進員）や民生委員児童委員、市および関係機関等と連携し、ニーズを把握するとともに、必要に応じて有償または無償によるボランティアのコーディネートを行う。

相談支援に必要な情報（地域福祉活動（ボランティア活動））の収集および一覧化

相談への対応（情報提供やマッチング、コーディネートなど） 随時

「困りごとシート」による地域課題の見える化 随時

地域生活課題に関する相談見込み数 70 件

うち有償ボランティア 20 件（送迎 10 件・その他 10 件）

・自治会向け「地域見守り合い活動」の推進

地域課題等の早期発見や解決に向けた取組において、住民にとって最も身近な集まり（住民組織）である自治会が果たす役割は非常に大きい。このため、自治会単位での「地域見守

り合い活動（地域サロンや見守り訪問等）」の取組を推進していくとともに、「関係者（自治会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、市社協など）による見守り会議」を実践する場合に、活動の立ち上げおよび拡充を図っていくための助成を行う。

※別予算（地域福祉ふれあい事業（補助事業））で実施

取組自治会目標数 140自治会（うち新規立ち上げ20自治会）

うち助成金活用＝「見守り会議」実施自治会数

45自治会（うち新規申請 10自治会）

・ボランティアグループ等向けの活動支援の実施

地域福祉活動を展開していくためには、各福祉団体やボランティアグループ等の担い手が必要不可欠であることから、引き続き市内で地域福祉活動（ボランティア活動）に取り組んでいる団体・グループの情報収集および一覧化を行う。

また、地域福祉活動（ボランティア活動）の振興を図ることを目的に、各団体等からの相談に応じるとともに、今年度より登録年数を問わず、財源面での支援を必要とするグループの活動に必要な経費を助成し、市内における自主的・自発的な取組をより一層推進していく。

地域福祉活動（ボランティア活動）の収集および一覧化〔再掲〕

住民主体の活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援

活動やグループの新規立ち上げ目標数 5件（5団体）

（送迎ボランティア、生活支援ボランティアなど）

活動費の助成 ※別予算（地域福祉ふれあい事業（補助事業））で実施

ボランティアグループ 28団体（うち新規立ち上げ団体 5団体）

福祉団体 12団体

・事業所向け「地域見守り合い活動協定」の締結（協力事業所の登録）

配達業者や金融機関をはじめとする事業所（個人商店を含む）が、その業務の中で地域における異変等に気づき、早期に関係機関へと適切につなぐことにより、孤立死や虐待、消費者被害等を未然に防ぐことが可能となる。

市内における協力事業所を募り、活動協定の締結および協力事業所の登録を図るとともに、事業所向けに活動のポイントをまとめたマニュアルや異変発見時の連絡先を記載したカード等を作成・配付し、地域ぐるみでの見守り合い活動の輪を拡充していく。

なお、協定の締結（協力事業所の登録）後は「地域見守り合い活動」にかかる出前講座を本会より行うほか、11月下旬に開催する「見守り合いフォーラム」等の場において、事業所の取組を広く紹介する機会を設け、多様な主体を巻き込んだ地域づくりを推進する。

協定の締結（協力事業所の登録）目標事業所数 40事業所（うち新規15事業所）

事業所向け活動マニュアル、カード作成 各200部

（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

・地域拠点としての空き家活用の検証、実践

所有者が福祉目的での利用を希望する空き家について、「ひこねふくし活動応援空き家バンク」に登録し、本会ホームページ等において利用可能物件の情報発信を行い、地域拠点としての空き家活用を推進する。

また、市内で2小学校区をモデル地区に指定し、当該地域における生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点として、地域住民の相談を包括的に受け止める場、機能の整備に向け、本会職員（生活支援コーディネーター）と連携し、「丸ごと」の地域づくりを進めていく。

「ひこねふくし活動応援空き家バンク」の運用 登録見込み軒数 20軒
福祉目的での利用意向ありの空き家情報の発信、所有者との連絡調整
モデル地区における取組の推進 2学区（うち新規1学区）

取組例)

- ・地域の拠点づくり（生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点）
- ・生活支援ニーズに対応した住民主体の活動（見守り活動、サロン活動等）
- ・ボランティア養成およびボランティアグループの立ち上げ支援（人財バンク等）

(ウ) 住民等に対する学習、地域福祉活動へのきっかけづくりや参加促進等に関する取組の実施

・住民個人向け「ひこねふくし塾（基礎講座（旧：おたがいさんサポーター講座）」や「ボランティア養成講座」の開催

地域の困りごとや課題等の早期発見に向け、住民同士のつながり、仲間づくりの大切さや福祉活動の必要性を知ってもらうとともに、ボランタリーな自発性を養うことを目的に、広く住民を対象とする「ふくし基礎講座」を開催する。

「ふくし基礎講座」 1回 40名 6月～7月頃予定

講師：motto ひょうご事務局長

また、地域課題や生活のちょっとした困りごとの解決に向け、住民主体によるボランティア活動を促進していくために、課題別の「ボランティア講座」を開催する。講座の講師は、生活支援活動に関わりの深く、立ち上げ支援経験のある講師を選定するほか、すでに市内・外で活動を推進しているボランティアグループ等へ依頼し、講座修了後は各グループの活動へと人材をつなげていく。生活支援ボランティアについては、前年度受講者も交え、グループ立ち上げなど実際の活動に向けた話し合いの場として交流会を開催する。

生活支援ボランティア講座 1回 20名 8月頃予定

傾聴ボランティア講座 1回 20名 10月頃予定

送迎ボランティア講座 1回 20名 2月頃予定

生活支援ボランティア交流会 1回 60名（前年度受講者を含む）

・地域や学校、事業所等への福祉講座、福祉教育の実施

上記の講座とは別に、本会職員（主に生活支援コーディネーター）による講義やワークショップを通して、「居場所づくり」「見守り合い」「暮らしのお手伝い」の3ステップを学ぶ内容の出前講座を、学区（地区）および自治会向けに積極的に行い、意識啓発と担い手養成につなげる。地域活動の関係者と情報共有を行いながら、地域にとって必要な活動を住民主体で行っていくための立ち上げおよび定着に向けた支援を行う。

学区（地区）および自治会への出前講座 目標数 60回

小地域福祉活動の新規立ち上げ見込み数 20自治会

※別予算（第2層生活支援コーディネーター事業（委託事業））で実施

また、学校、事業所等へ福祉に関する学習機会を提供し、地域の福祉活動をより一層促進していくことを目的に、本会職員または外部講師による福祉講座・福祉教育の出前講座を実施する。

学校向け福祉教育 目標数 延べ50回

事業所向け出前講座 目標数 5回

・「見守り合いフォーラム」の開催

住民同士の“おたがいさん”の関係を基にした、ふだんからの見守り合いを進めていくた

めに、市内で行われている事例を紹介し、活動のポイントや効果を知ってもらうことで活動者や地域課題の解決に向けた活動の活発化を図ることを目的に、「見守り合いフォーラム」開催する。また、フォーラム内では、実際に活動に取り組んでいる自治会やボランティアグループ、事業所等からの実践報告の時間を設け、地域丸ごとの取組としての意識を高める。

開催時期	平成31年（2019年）11月下旬
会場予定	ビバンティホール
参加予定者	社会福祉関係者、市民一般 約350人
内容	彦根市社会福祉大会 60分 社会福祉功労者に対する表彰および感謝状の贈呈（市長・社協会長） （地域活動、ボランティア活動、寄付金預託者） 約45人 見守り合いフォーラム 90分 市内で取り組まれている見守り合い活動の実践報告の後、活動の ポイントを講師にまとめていただき、参加者と共有 （講師：1名、実践報告：2団体）

※「彦根市社会福祉大会」と同時開催

※予算については「地域福祉ふれあい事業（補助事業）」と一部経費を按分

・活動団体や活動者間の情報共有やネットワークづくり

ボランティア情報を広く住民への情報発信を行うことで、活動への参加のきっかけづくりを行うため、社協ひこねに紹介記事を定期掲載するコーナーを設けるほか、情報をタイムリーかつ効果的に周知していくため、市社協公式ツイッター、フェイスブック等における情報発信を積極的に活用していく。

また、市内においてボランティアの「養成」「仲介・調整」「受け入れ」等の活動と関連のある各種機関（ひこね市民活動センターや生涯学習課等）による情報交換とネットワーク構築を目的とした会議を開き、住民の自発性が生かされ、効果的かつ効率的なボランティア活動が推進される仕組み（例：ボランティア人材バンク）の検討を進めていく。

社協ひこね（年6回・全戸配布）における活動紹介記事の掲載
公式ツイッター、フェイスブック等における情報発信（随時）
ボランティア関係機関連携会議（仮称）の開催 年2回
ボランティア人材バンク等の仕組みの検討

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

・地域住民主体による「丸ごと」の地域づくりの推進〔再掲〕

地域住民の相談を包括的に受け止める場、機能の整備に向け、本会職員（生活支援コーディネーター）と連携し、「丸ごと」の地域づくりを進めていく。なお、実践にあたっては、市内で1小学校区をモデル地区に指定し、当該地域における生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点として取組を推進していく。

モデル地区における取組の推進 2学区（うち新規1学区）

取組例)

- ・地域の拠点づくり（生活支援ボランティアや各種相談窓口の地域拠点）
- ・生活支援ニーズに対応した住民主体の活動（見守り活動、サロン活動等）
- ・ボランティア養成およびボランティアグループの立ち上げ支援（人材バンク等）

・多機関連携による「地域まるごと連携」の体制づくりの推進

地域福祉活動団体や活動者による「関係機関ネットワーク会議」、相談関係機関で構成する「相談支援包括化推進会議」〔（２）にて再掲〕の開催等を通じて、「地域丸ごと連携」の体制づくりに向けた検討を進める。

ボランティア関係機関連携会議（仮称）の開催 年 2 回

ボランティア人材バンク等の仕組みの検討

「相談支援包括化推進会議」の開催〔（２）にて再掲〕

（イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

モデル地区をはじめ各地域における取組状況を、市内に全戸配布する社協ひこね等で広く周知していくほか、彦根市における相談体制を検討していく「相談支援包括化推進会議」において、「福祉まるごと連携サポートセンター（仮称）」のモデル試行を検証する中で、効果的な周知方法についても協議していく。

（ウ）地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

・「自治会の見守り会議」等を通じた地域生活課題の把握

「自治会の見守り会議」や学区ごとに開催している「住民福祉活動計画の推進会議」、地域包括支援センター主催の「地域ケア会議」、「単位民児協の定例会」等の場に本会職員（主に、生活支援コーディネーター）が参加し、「困りごと把握シート」により地域生活課題の“見える化”を図り、相談ニーズのアウトリーチや関係者による共有を進める。

自治会における見守り会議

取組自治会目標数

4 5 自治会〔再掲〕

学区住民福祉活動計画推進会議

各学区で随時開催〔再掲〕

地域包括支援センター主催の地域ケア会議

各包括で毎月 1 回開催

単位民児協の定例会

各学区で毎月 1 回開催

「困りごとシート」による地域課題の見える化 随時〔再掲〕

（エ）地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

（ウ）により“見える化”および関係者間での共有を行った地域課題等について、「自治会の見守り会議」や「住民福祉活動計画の推進会議」、「地域ケア会議」等の場において、課題等の解決に向けた住民主体の取組の検討を行うほか、広く多様な主体を対象に開催する「見守り合いフォーラム」において、地域課題の解決に向けた取組紹介を行い、地域丸ごとの取組としての意識を高める。

また、個別ニーズに対する個人ボランティアやボランティアグループ等のマッチングを行うほか、共通する課題等については住民主体の新たな活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援を行う。

自治会における見守り会議

取組自治会目標数

4 5 自治会〔再掲〕

学区住民福祉活動計画推進会議

各学区で随時開催〔再掲〕

地域包括支援センター主催の地域ケア会議

各包括で毎月 1 回開催

見守り合いフォーラムの開催

年 1 回〔再掲〕

住民ボランティアやNPO等とのマッチング〔再掲〕

「個別ニーズへのマッチング」目標数 7 0 件

住民主体の活動やボランティアグループの立ち上げおよび運営支援

活動やグループの新規立ち上げ目標数 5 件（5 団体）

（送迎ボランティア、生活支援ボランティアなど）

ウ その他

上記の事業を推進するために「地域づくりボランティアコーディネーター」を配置するとともに、他の実施機関との情報共有を図りつつ、効率的な取組の推進を図るため、国が実施する担当者会議に参加する。

地域づくりボランティアコーディネーター 計 4 名（専任 1 名、兼務 3 名）

※ 1 名は、専任（嘱託）とし、事業全般を担当。

※ 1 名は、地域福祉業務や相談体制構築にかかる全体の管理者である地域福祉課長および相談支援包括化推進員との兼務とし、本コーディネーターとしての業務比率は全体の 1 / 3 とする。

※ 2 名は、地域拠点づくりのモデル事業や地域生活課題・困りごとの把握、福祉教育および講座担当を行う生活支援コーディネーターとの兼務。

事務員（ボランティアマッチングおよび相談・助成担当） 1 名（兼務）

※地域福祉課庶務担当との兼務とし、本事業としての業務比率は全体の 2 / 3 とする。

国が実施する担当者会議への参加

「我が事・丸ごと」地域づくり事業 会議等出席（東京） 年 2 回

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

ア 相談者等に対する支援の実施

複合的な課題や既存の制度等ではこぼれ落ちる課題を抱える相談者等（相談者本人およびその属する世帯全体）を支援するため、分野や職種を超えて「まるごと連携」により相談を受け止め、課題の解決を図れるよう相談体制を構築し、個別の相談に応じていく。

・誰もが安心してどこかへ相談できる体制および情報の整備

困ったときに相談できる窓口を明確化し、困りごとや課題の早期発見・対応へつなげていくことができるよう、多様な相談機会の確保に向けた体制および情報の整備を進めていくとともに、支援が必要な方へ相談窓口の情報が行き届くように体制と情報の整備を進める。

「心配ごと相談」の定期開催 相談員2名配置 毎週2回（水・金）開催

※毎月第2水曜日は出張相談

（偶数月・北老人福祉センター／奇数月・南老人福祉センター）

相談見込み件数 80件

「無料法律相談」の定期開催 弁護士による無料相談

相談見込み件数 30件

「相談機関一覧」の追加・見直し 1,000部作成（相談窓口用）

1,000部作成（一般向け）

生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、民生委員児童委員等との連携による相談のアウトリーチの実践 随時実施

困りごとの早期発見・対応に向けた体制の検討〔オにて再掲〕

・「困りごとや課題を抱える相談者をみんなで支える」とともに、「相談者に向き合う支援者をみんなで支える」ための体制の整備

複合的な課題や既存の制度等ではこぼれ落ちる課題を抱える相談への個別支援を行うため、高齢、障害、子ども・若者、生活困窮等の市関係所属および本会で構成する「まるごと連携コア会議」を定期開催する。また、多職種・多機関連携による支援が必要と思われるケースについて、外部機関や専門職、地域の関係者が一堂に会する「まるごと連携会議」を開催する。

「まるごと連携コア会議」の定期開催 毎月1回

「まるごと連携会議」の開催 随時

個別支援のケース見込み 相談受付件数 年間265件

内訳 丸ごと相談（随時） 120件

なんでも相談会 35件

心配ごと相談 80件

無料法律相談 30件

弁護士等の有識者をメンバーに加えたケース検討会議 年10回（必要に応じて開催）

・「なんでも相談会（ワンストップ型相談）」の定期開催

複合的な課題を抱える相談ニーズに対応するとともに、総合相談体制の整備に向けたネットワークづくりを進めるため、個別相談の随時対応とは別に、多職種・多機関連携の総合相談（ワンストップ型相談）の機会として定期開催する。

「なんでも相談会」の開催 年3回

相談見込み件数 35件

協力相談機関・団体 30機関・団体

弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、社労士、税理士、地域包括支援セ

ンター、障害者支援センター、職安、就労支援センター、権利擁護サポートセンター、市行政（介護福祉・障害福祉・生活困窮自立支援）ほか

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援するため、多職種・多分野の連携による相談対応を実施していくための「包括的な相談ができる体制づくり」を進める。

・多職種・多分野における相談機関の連携体制の構築

相談機関の相談員同士の顔の見える関係づくり、相談スキルアップ研修、ケース検討等を実施することにより、多職種・多分野における連携体制を構築する。

「相談機関交流会」の開催 年4回

対象機関・団体 67機関・団体（各回80名程度）

※実施内容は未定（前年度の参加者へのアンケート結果を踏まえて内容を決定）

・「まるごと連携」によるケース検討を通じた課題整理

上記アにおける個別支援を多職種・多分野連携により実践していく中で、それぞれの支援機関・団体が有する情報やノウハウの蓄積を図りながら連携体制を構築していくとともに、「まるごと連携」における課題整理を行うことで、より効果的な仕組みや不足する資源等の見える化を行う。

「まるごと連携コア会議」の定期開催 毎月1回〔再掲〕

「まるごと連携会議」の開催 随時〔再掲〕

ウ 彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議の開催

“彦根市におけるめざすべき総合相談体制”の提言内容の具体化に向け、アドバイザーおよび関係機関代表者による推進会議を開催する。

彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議の開催 年4回

アドバイザー（学識経験者）と関係機関代表者により構成

関係機関代表者（案） ※国のモデルをもとに列記

法律（司法）、警察、就労、地域代表、福祉（高齢、障害、児童、子ども・若者、生活困窮）の各関係機関の代表者

〔検討内容〕

- ・提言内容の具体化に向けた課題整理
- ・効果的な仕組みおよび不足する資源等の見える化
- ・次年度以降に向けた体制の構築（人員、資源等）

エ 自主財源の確保のための取組の推進

個人や事業所からの事業選択型寄付の仕組みとして、本会が事務局を務める「赤い羽根共同募金」におけるテーマ型寄付、社会福祉法人である社協への寄付におけるメニュー化を検討するほか、前年度から市内事業所の協力により約150箇所に設置している「ひこねふくし活動応援募金箱」による資金確保を図っていく。

彦根市共同募金委員会、市社協内部での検討

平成30年度に引続き実施

「ひこねふくし活動応援募金箱」

市内150箇所に設置

オ 新たな社会資源の創出

「地域力強化推進事業」と一体実施を図りながら、住民ニーズや地域課題の把握を図ることで、

より効果的な仕組みや不足する資源の見える化を行っていき、新たな社会資源の創出に向けた検討を進めていく。

ボランティア関係機関連携会議（仮称）の開催	年2回〔再掲〕
ボランティア人材バンク等の仕組みの検討〔再掲〕	
彦根市「我が事・丸ごと」相談支援包括化推進会議の開催	年4回〔再掲〕
困りごとの早期発見・対応に向けた体制の検討	
生活困窮者等に対する協力企業や団体等との開拓や連携	

カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

上記の事業を推進するために配置する「相談支援包括化推進員（3名）」を配置するとともに、他の実施機関との情報共有を図りつつ、効率的な取組の推進に向け、各関係会議等へ参加する。

相談支援包括化推進員	計3名（兼務3名）
------------	-----------

※2名は、他業務（地域福祉権利擁護事業）との兼務とし、推進員としての業務比率は全体の2／3とする。

※1名は、地域福祉業務や相談体制構築にかかる全体の管理者である地域福祉課長および地域づくりボランティアコーディネーターとの兼務とし、推進員としての業務比率は全体の1／3とする。

各関係会議等への参加

県主催の会議等への出席（大津）	年3回×2人
-----------------	--------

滋賀県 長浜市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	長浜市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	118,103（人）		世帯数	46,301（世帯）		
高齢化率	27.88（％）	生活保護受給率	0.83（％）	面積	681.02（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	26（校）	公立中学校数	13（校）
地域包括支援センター		委託：5か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

当市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しており、日本最大の湖である琵琶湖に面し、林野面積が 373.64 km²、湖沼面積が 143.14 km²を占め、可住地面積は 164.24 km²である。平成の合併で市域の面積が広くなり、中心部から最も遠い集落までの移動には車で約 1 時間を要する。 従業者の割合は、1 次産業が 1.1%、2 次産業が 33.5%、3 次産業が 65.4%である。 代表的な地場産品である「浜ちりめん」は独特の持ち味と感触から県内外を問わず、多くの人に愛好されている。 長浜は羽柴秀吉が開いた城下町であり、姉川の合戦、賤ヶ岳の合戦、小谷城などにまつわる史跡、琵琶湖・余呉湖などの自然、観音像などの文化財が市内に点在している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	核家族化や近所との関係が薄れてきたことにより、支援者がいない世帯の増加や、近所の人から「さりげない支援」や「ちょっとした支援」を受けにくい状況がみられる。 地域共生社会の実現には、地域力を高めるだけでなく、地域で解決な困難な課題について、専門職等のサポートも必要である。地域住民と専門職等で顔が見える関係をつくることにより、地域住民が専門職等にサポートを依頼しやすい環境を構築し、「地域」と「多機関」が連携・協働して共生社会の実現を推進する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の課題解決に向けて、地域でできることについて考えてもらうこと、または気づいてもらうこと。 地域だけでは解決が困難な課題について、専門機関とスムーズな協働が図れるように、支援者どうしで顔が見える関係づくり。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	長浜市(長浜市社会福祉協議会・特定非営利活動法人つどい)	
②事業名	長浜市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援法が施行され、当市では任意事業として学習支援事業の他、平成 29 年度からは家計相談支援事業にも取り組んでいる。しかしながら、一方では少子高齢化・核家族化により、世帯内で生活課題を解決することが困難になっている現状がある。地域共生社会を実現するには、世帯内で解決できない課題を受け止めて解決するために、地域力の強化が必要になっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地区社協の区域(15 地区)	(人口) 118,103 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 福祉の会・地域のボランティア等	(支援の内容) 話し合いの場の運営支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 委託先の施設及び自治会の集会所	(運営主体) 委託事業者・自治会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 福祉の会・地域づくり協議会・民生委員等	(研修の内容) 地域共生社会の必要性、地域住民同士の話し合いの場づくり	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
今のところ、地域の課題を地域で解決していくための財源の必要性はないが、使い道を限定しない募金等、柔軟に運用できる財源を検討する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域福祉コーディネーターとの連携		
事業の成果目標		
地域課題の把握や、課題解決に向けた地域資源の活用等に関する研修会(毎月1回)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地区社協の区域(15 地区)	(人口) 118,103 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 委託先の施設及び・自治会の集会所	(相談を受け止める人) 社会福祉法人・NPO法人	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域住民の集まる機会を活用して周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区の民生委員や保護司の他、地区活動を行なっている人などと連携して生活課題の早期把握を図る。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域活動のキーマンと顔が見える関係づくり	(バックアップする人) 各機関の専門職等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域福祉コーディネーターとの連携		
事業の成果目標		
把握した地域生活課題に関して検討した件数 5件		
課題解決に向けて取り組んだ件数 5件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	長浜市(長浜市社会福祉協議会)	
②事業名	長浜市多機関協働包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	生活困窮者は複合的な課題を抱えていることが多く、その課題も様々である。平成30年度からは包括的な相談窓口を設置して相談・支援にあたっているが、適切な支援につなげるためには、相談を受ける者が他分野の制度等の概要を知っていることが必要である。課題や背景を早期に把握して適切な支援につなげるためには、複数の支援者が早い段階から関わる必要がある。他機関の支援者が互いに顔が見える関係や、良好な連携体制を構築するには、本事業の推進が必要である。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	事業委託先に、2名配置	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士・社会福祉主事・保健師・ケアマネジャー等で、地域福祉活動支援・地域包括支援センター・地域福祉権利擁護事業等に従事していた者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	長浜市社会福祉協議会(事業委託先)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
各相談支援機関が抱える困難ケースや複雑化したケースに対し、チームで取り組むためのコーディネートを行う。定期的開催する「相談支援包括化推進会議」を通して、支援者どうしの顔が見える関係を築くとともに、支援者としても、他分野に対する「のりしろ」を造っていくことにより連携した支援を目指す。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 毎月定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催する。	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議 毎月1回(定期開催) 全体会議:年1回	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
社会福祉法人やNPO法人と協働して、用途を制限しない募金や寄付金について検討する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
企業・農業法人・NPO法人と連携し、社会資源の構築に向けて取り組む。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
相談支援包括化推進会議で支援の検討 12件 包括的な支援 3件 新しい社会資源の創出 1件		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

滋賀県 近江八幡市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	近江八幡市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	82,063（人）		世帯数	33,681（世帯）		
高齢化率	27.16（％）	生活保護受給率	0.87（％）	面積	177.39（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	1 2（校）	公立中学校数	4（校）
地域包括支援センター		直営 1 か所（基幹型）、委託 3 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営、就労準備支援事業を社協に委託				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

近江八幡市は、滋賀県のほぼ中央に位置し、琵琶湖で最大の島である沖島を有しています。 ラムサール条約の登録湿地である西の湖は、琵琶湖で一番大きい内湖であり、ヨシの群生地である水郷地帯は琵琶湖八景の一つに数えられています。 古くから農業を中心に栄えてきましたが、中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て、多くの城が築かれました。また、織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市の思想に引き継がれ、さらに近江商人の基礎を築きました。このような歴史的背景から、各時代を代表する歴史的遺産が点在するとともに、風情が薫る景観は、今日も各所で受け継がれています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民における福祉課題の早期発見の仕組みづくりと気づいた課題の解決に向けた協議の場づくりおよび専門職と連携による問題解決機能の充実により孤立を防ぎ、互いに見守り見守られ、だれもが安心して暮らすことのできるつながりのある地域づくりを目標に取り組みを進めます。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の困りごとに気づき、自分たちの地域の事として、自分も住みよい地域づくりのために、自分にできることは何かを考え、話し合い、継続してできる少しのことをお互いに見える関係をつくりながら取り組んでいく輪が市内のあちこちに広がり根付いていくこと。お互いに理解と思いやりと行動に移すことのできる活動が伝染していくこと。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人近江八幡市社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	身近な地域における福祉課題が増加、多様化、深刻化しており、身近な地域における見守り支えあいの重要性が増しています。しかし、現在の社会福祉協議会の地域福祉推進体制が十分でないため、強化を図り、見守り支えあいネットワークの構築に向けて取り組みを進めていく必要があるため。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 近江八幡市全域	(対象地域の範囲) 自治会、学区	(人口) 82,063 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 自治会役員、民生委員、福祉協力員、ボランティア	(支援の内容) マップづくり、話し合いのコーディネート等	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター等でのふれあいカフェ	(運営主体) 学区社会福祉協議会、ボランティアグループ等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 自治会役員、学区社協役員、民生委員、ボランティア	(研修の内容) 支えあいマップの作成について	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金の活用。社会福祉協議会会費の活用。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業等の在宅福祉サービス事業所、シルバー人材センター、まちづくり協議会、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、自治連合会、地域包括支援センター、行政等		
事業の成果目標		
困った時に支えあいのできる地域のつながりを強化する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 近江八幡市全域	(対象地域の範囲) 自治会、学区	(人口) 82,063 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) コミュニティセンター等でのふれあいカフェ等	(相談を受け止める人) ふれあいカフェや生活支援活動のスタッフ等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 見守り支えあい活動マップの全戸配布		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 学区ごとに見守り支えあい推進委員会を開催し、自治会や各団体等での把握した課題の共有を行う		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域活動への訪問と相談対応	(バックアップする人) 地域活動で困りごとを受け止める地域住民	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業等の在宅福祉サービス事業所、シルバー人材センター、まちづくり協議会、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ、自治連合会、地域包括支援センター、行政等		
事業の成果目標		
身近な地域で困りごとを受け止められるようになることで、困りごとの早期発見や、課題解決に向けた住民主体の取り組みにつなげ安心して暮らせるようになる。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

滋賀県 草津市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	草津市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	134,689（人）		世帯数	59,258（世帯）		
高齢化率	22.1（％）	生活保護受給率	7.76（％）	面積	67.82（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		89.8(%)	公立小学校数	14(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター		委託　　6 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営　　1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

日本最大の湖・琵琶湖を有する滋賀県は、日本のほぼ中央に位置し、京都府・福井県・岐阜県・三重県に県境を接します。湖国滋賀は、古くから人と物とが往来し、長い歴史が刻み込まれたところです。 草津市は滋賀県の南東部に位置し、南北約 13.2 k m・東西約 10.9 k m とやや南北に広がった地域からなります。東海道と中山道の分岐・合流の地であった草津は、天下を手中に収めようとした時の権力者たちにとっても、歴史上重要な場所でした。現在も滋賀県下で中心的な役割を果たす都市となっています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	草津市地域福祉計画において目指している「10年先、あるいは20年先の未来を想像し、それぞれの地域の個性を生かしながら、そこに住むすべての人が力を合わせ、共に生き、共に支え合うことができるまち」を実現するため本事業に取り組むもの。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	複雑・複合的な課題を抱える方が増えてきており、行政サービスだけでなく、自助や互助による支え合いの必要性が高まっている。こうした中で、住民同士の助け合いの仕組みが生まれている地域もあるが、点としての動きであることから、こうした仕組みを全市に広げ、今後さらに高齢化や人口減少が進んでも、住み慣れた地域で高齢者や障害者・子ども・子育て世代等を含む各分野で取り組んでいる様々な仕組みをつないでいきたい。

3. 地域力強化推進事業について

① 施主体(委託先)	草津市(事業の一部を草津市社会福祉協議会が実施)	
②事業名	我が事・丸ごと健幸地域づくり	
③事業実施の必要性	将来的に高齢化・人口減少が進んでも、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域共生社会の実現に向けた取組を進める必要がある。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全体	小学校区	132,885 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民等	活動を行う人材の育成・サポート	
(エ)その他		
セミナーを開催し社会福祉法人や NPO 法人等が連携し、地域住民と共に活動できる仕組みの構築を目指す		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市社協への寄附金を財源としたボランティア基金や共同募金の活用方法の検討		
社会福祉法人の社会福祉充実残額を活用した公益事業や企業の地域貢献事業との連携方法		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援 Co. や地域福祉 Co. が新たな取組の創出をコーディネートすることで、地域での生活課題の解決のための取組を推進し、地域住民、関係機関等が連携した地域における包括的な支援体制の構築を進める		
事業の成果目標		
・福祉教養大学大学院卒業生のうち、地域福祉活動に参加した者の割合		
・セミナー参加者数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
複数の地域をモデル地域とする	地域から取組提案のあった地域	38,841 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
「学区の医療福祉を考える会議」(地域ケア推進会議)	専門職もしくは地域住民等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
市のHPや広報、セミナー、市社協の広報誌で周知・啓発		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
地域の相談を受け止める場や福祉の総合相談窓口との連携体制について整備を進める		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
地区担当保健師や総合相談窓口による体制整備	地区担当保健師や総合相談窓口の相談員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
「学区の医療福祉を考える会議」等を活用し、地域住民の意見を聞きながら、地域で相談を包括的に受け止める場(仕組み)の整備を進める		
事業の成果目標		
・相談を丸ごと受け止める場の設置学区数		
・地域の相談を丸ごと受け止める場のバックアップ体制の構築		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
外部の相談支援機関とのネットワーク構築や複合的な課題がある人を包括的に支援ができる仕組みの整備を目指すし、2020年度に相談支援包括化推進員を配置できるよう庁内外で検討を進める		

滋賀県 高島市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	高島市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	48,669 (人)		世帯数	20,432 (世帯)	
高齢化率	34.15 (%)	生活保護受給率	0.866 (%)	面積	693.0 (km ²)
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	75.4 (%)	公立小学校数	13 (校)	公立中学校数	6 (校)
地域包括支援センター	直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：2 か所 (社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本市は、平成17年1月1日に5町1村が合併し発足した。豊かな自然に囲まれ多くの自然の恵みを得られるほか、水辺景観を代表として伝統文化や文化財が多数存在する。産業では、地場産業として扇骨業や織物業、農業が挙げられるが、近年第1次産業、第2次産業での就業者割合が大きく減少し、一方で福祉や小売業など第3次産業の割合が年々増加傾向にある。有効求人倍率は0.95と低く、事業者数は年々減少している。交通については、地理的な状況から自家用車に依存する割合が極めて多い。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

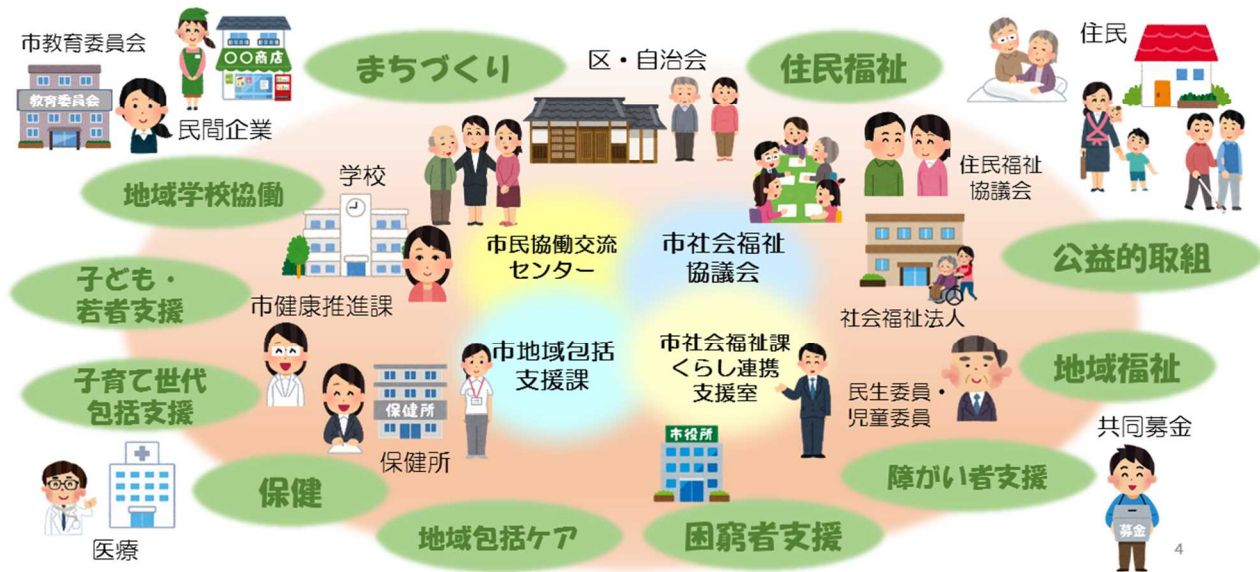
本事業に取り組む目的・狙い	支援が必要となった時に相談でき、いつまでも健康でいきいき暮らせる地域をつくるため、福祉分野をはじめとした多機関の協働による包括的支援体制を構築し、地域力強化の推進を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民に身近な圏域において、主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる地域住民やボランティア、地域住民を主体とする組織、地域に根ざした活動を行う特定非営利活動法人等を養成するとともに、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、必要な情報提供や助言、支援機関へのつなぎができる地域を育成する。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

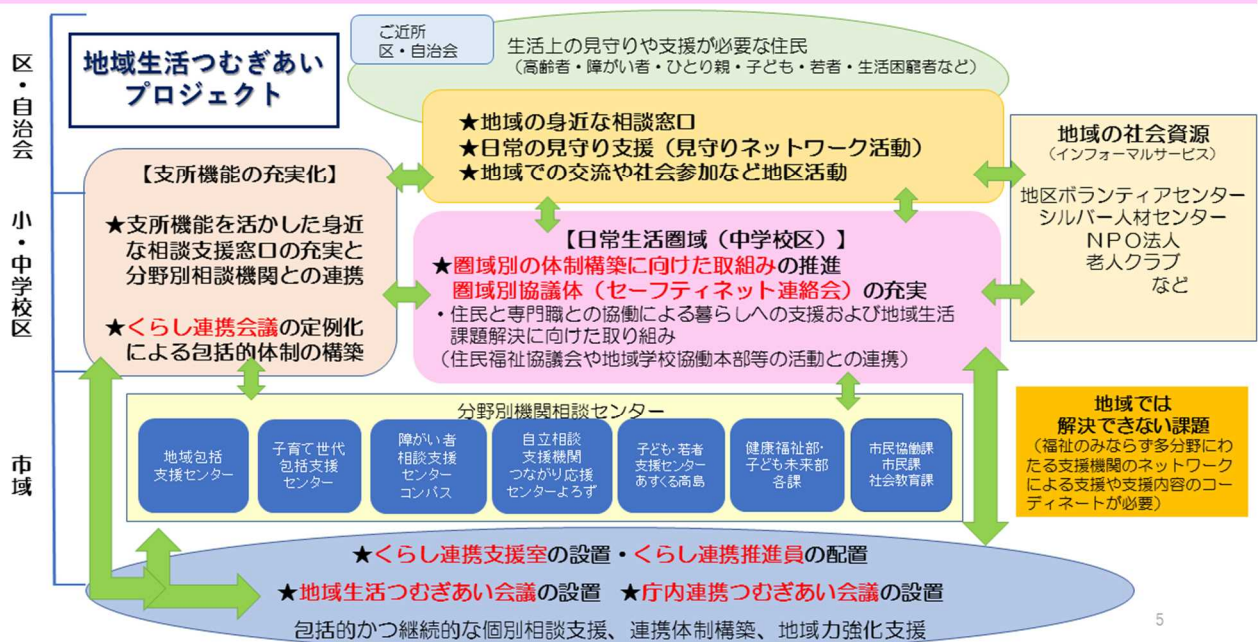
①実施主体（委託先）	高島市
②事業名	地域生活つむぎあいプロジェクト
③事業実施の必要性、体制等	県内でも特に少子高齢化が進み支え手の不足や地域力の低下が顕著な状況である本市において、複合的な地域生活課題を有する者を包括的かつ早期的に支援し、支え合いのネットワークを構築するため、本事業の取組みが必要となる。庁内における担当部局の設置と連携体制の構築、さらに地域力の強化と圏域や分野における支援ネットワークの整備を推進する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	生活保護のケースワーカーとして2年間従事、その後生活困窮者自立支援事業担当者として、個別支援および包括的かつ早期的な支援体制づくりに3年間携わり現在に至る。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	健康福祉部社会福祉課「くらし連携支援室」
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
世帯が抱える課題を一体的に支援するコーディネーターの配置と支援ネットワークの構築に向けた「地域生活つむぎあい会議」をはじめとした協議体の設置を実施する。また、地域住民に身近な圏域における地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制づくりに取り組む。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 対象者に応じて関係者が必要と認める者を招集し随時開催する。	（既存の会議の名称） 地域ケア会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 「地域生活つむぎあい会議」をはじめ、市域や中学校圏域、また庁内の各範囲において必要な構成員を招集し年に数回ずつ開催する。	（既存の会議の名称） セーフティネット連絡会 生活困窮者自立支援対策庁内連携会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
高島市共同募金委員会との協働による共同募金の取組みやクラウドファンディングの検討、社会福祉法人の公益的取組みおよび民間企業の社会貢献の促進、また地域からのヒト・モノ・カネの資源確保を模索する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
社会福祉法人の公益的取組みや民間企業の社会貢献、住民福祉活動、さらに生活支援体制整備事業などとの連携・協調を図る。	
オ その他	
分野や内容を問わず、あらゆる地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める機会として、行政や弁護士、社協等と連携した「なんでも相談会」を開催する。	
⑧事業の成果目標	
まず当初は圏域別、分野別および年代別の協議体を充実させること。また、次の段階では協議で把握した課題を集約し課題解決のための事業化を検討すること。さらに、段階を進め決定した援助方針や支援の方策を実現するために、実施主体や連携体制、資源・財源の確保を図ること。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
身近な生活圏域（概ね中学校区）別の協議を進める中で地域の現状を知り将来の課題や支援体制の必要性、さらには地域の可能性を共有したうえで、地域力強化の推進に向けた取組みを進めるために、次年度6つの中学校区域に専門職のつながりの場として「くらし連携会議」を設置し、より身近な地域での支え合い機能の充実を図る予定をしている。	

高島市における地域共生社会の実現に向けた体制の構築

【高島市地域生活つむぎあいプロジェクト】



高島市における地域共生社会の実現に向けた体制の構築



滋賀県 甲賀市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	甲賀市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（平成31年1月1日現在）

人口	90,977（人）		世帯数	35,442（世帯）		
高齢化率	26.98（％）	生活保護受給率	0.37（％）	面積	481.62（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		69.52(%)	公立小学校数	21(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター		直営：5 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本市は、鈴鹿山系を望む丘陵地が広がり、これらを源に発する野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が広がる自然環境に恵まれた地域で、古代から近世までの主要街道の一つである東海道が市内を横断し、江戸時代には水口地域と土山地域が宿場町として栄え、さらに水口地域は城下町としてもにぎわいました。 また、日本遺産に認定された「六古窯」や「忍者」をはじめ、国指定史跡の紫香楽宮や垂水斎王頼宮跡、甲賀郡中惣遺跡群、水口岡山城跡等、多様な観光資源と豊かな文化資源に恵まれた地域でもあります。 さらに市内には、「朝宮茶」、「土山茶」で知られる茶と米を中心にブランド野菜や伝統野菜をはじめとする農業、スギ、ヒノキ中心の林業、忍者や山伏を起源とする薬業、信楽焼の窯業等、様々な地場産業も盛んです。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本事業は、誰もが役割を持ち、孤立しない「地域共生社会」の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、福祉制度の狭間を作らない新たな仕掛けを創出することにより、地域の多様な主体による協働の仕組みづくりの推進を図ることを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	区・自治会や小学校区（自治振興会の活動単位）、町域等の住民にとって身近な圏域において、住民自らが地域生活課題を把握し、多様な主体との連携・協働により解決を試みることができるよう働きかけや活動の場を設けること。

3. 地域力強化推進事業について

① 実施主体(委託先)	甲賀市(甲賀市社会福祉協議会)					
② 事業名	地域力強化推進事業業務委託					
③ 事業実施の必要性	少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加とともに、地域のつながりは希薄化しており、社会からの孤立が、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題を顕著化させている。平成 29 年 7 月に策定した第 2 次甲賀市地域福祉計画では、(1)持続可能な地域福祉システムの構築(2)地域の力で支援する地域包括ケアシステムの構築(3)複雑多様化する問題への総合的な相談支援体制の充実などを重点課題と捉え、「人々がつながり 暮らしの中で感じる幸せを未来へつなぐまち あい甲賀」を基本理念に、市の関係部局と社会福祉協議会が連携を図り、区・自治会、各種ボランティア団体、サービス事業者等が役割を持って連携・協力することにより取り組むこととしている。					
④ 事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備					
<table><tr><td>ご近所福祉推進協議会単位(5地区)</td><td>(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)</td><td>(人口) 地区により異なる</td></tr></table>				ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる
ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる				
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援						
(支援する対象) ご近所福祉推進協議会の対象である5地区(町域)を対象として実施。		(支援の内容) 地域性に応じたきめ細やかなプロジェクト活動を展開するため、社会資源調査と各町域のご近所福祉計画策定支援。				
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備						
(拠点の場所) ご近所福祉ボランティアセンター「ぷらっとホーム」の設置。(水口社会福祉センター)		(運営主体) 甲賀市社協ボランティアセンター				
(ウ)地域住民等に対する研修の実施						
(研修の対象) 市民		(研修の内容) 生活支援ボランティアの養成及び活動支援				
(エ)その他						
ご近所福祉ボランティア活動者の養成						
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保						
・見守り・声かけ・三方よし推進事業所(店)の協力啓発 ・ご近所福祉ボランティア活動基金の検討						
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)						
(ア)に規定するご近所福祉推進協議会を支援・協働する生活支援コーディネーターのとりまとめや活動支援を行いながら、各地区(町域)で把握された課題に対する具体的な解決方法(プロジェクト)へのつなぎ役と協働を行う。						
事業の成果目標						
・ご近所福祉推進協議会の開催(5地区×12回・のべ500人) ・我が事・丸ごとサミットの開催(1回・300人) ・「ぷらっとホーム」利用のべ500人 ・生活支援ボランティア養成講座(3回×1地区・のべ90人) ・外出支援ボランティア活動者養成研修(1回・100人)						
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備						
<table><tr><td>(対象地域) ご近所福祉推進協議会単位(5地区)</td><td>(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)</td><td>(人口) 地区により異なる</td></tr></table>				(対象地域) ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる
(対象地域) ご近所福祉推進協議会単位(5地区)	(対象地域の範囲) 小学校区または中学校区(町域)	(人口) 地区により異なる				
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備						
(場所・機関等の名称) 地域の居場所(たまり場)プロジェクトの推進(空き家を活用した居場所での相談体制整備等)		(相談を受け止める人) 地域住民、民生委員、健康推進員、地域包括支援センター職員、社協職員等				
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知						
(周知方法) チラシ等により周知						
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握						
(把握の方法) ・各地区民生委員児童委員による担当地域の把握(訪問) ・各地区見守りネットワーク活動による訪問活動での把握						

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 民生委員児童委員協議会と、社会福祉協議会地域福祉活動センターによるバックアップ	(バックアップする人) ご近所福祉コーディネーター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
(ア)に規定するご近所福祉推進協議会を支援・協働する生活支援コーディネーターのとりまとめや活動支援を行いながら、各地区(町域)で把握された課題に対する具体的な解決方法(プロジェクト)へのつなぎ役と協働を行う。	
事業の成果目標	
・地域の居場所(たまり場)での相談窓口の開設(5 地区×12 回) ・空き家等を活用した新たな活動拠点・相談機能の検討(5 地区×2 回)	
ウ その他	
ご近所福祉コーディネーターの設置(地区担当5名、市全域担当1名)	
⑤ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
あり。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	甲賀市
②事業名	地域包括的支援事業
③事業実施の必要性、体制等	少子高齢化の進行、ひとり暮らし世帯や核家族世帯の増加とともに、地域のつながりは薄く、生活困窮やひきこもりの問題なども含め、多問題及び複雑な問題を抱えるケースや家族が増え、相談へつながることも遅い場合も少なくない。制度の狭間でサービスや支援を受けることができない人などがあることから相談体制を整え対応するとともに関係機関とのネットワークを図る必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人(兼務)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師資格のある者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	甲賀市役所すこやか支援課内
① 事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
甲賀市内 5 箇所の保健センター正規保健師が健康及び生活の相談を受けるとともに、本庁すこやか支援課内臨時保健師が相談支援包括化推進員として、地域では相談しにくい場合など相談に応じ対応をしていく。また、課題が多い場合などケース会議を関係者の出席を依頼し開催していく。地域ごとのケースが見えてくる課題及び市全体の課題について話し合いを行う会議を年 1 から 2 回開催する。地域課題については、ご近所福祉活動プロジェクト推進事業とあわせて課題活動につなげる。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ケース会議の開催は相談により随時開催する。市全体年間 24 回程度。参加者は、保健センター保健師及びすこやか支援課保健師は必須として、民生委員や区長、社会福祉協議会職員などケースに応じた関係者とする。	(既存の会議の名称) 全世代型包括ケア・ケース会議
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ネットワーク構築のための会議は、年間 1 から 2 回程度。参加者は、保健センター及びすこやか支援課保健師、地域市民センター職員、社会福祉協議会職員、福祉医療政策課職員、アドバイザーなど。	(既存の会議の名称) 新規
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域の保健センター保健師が相談窓口になることにより、市民にも周知されており、相談しやすい体制であることから効率性を考慮し活用していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
課題解決のために社会資源の開発が必要となる場合においては、ご近所福祉活動プロジェクト推進事業とあわせて課題解決につなげる。その財源については、社会資源の内容にもよるが、NPO 及び社会福祉法人や企業との協働により確保していく。	

オ その他
② 事業の成果目標
地域課題については、市・県・国からのデータによる情報分析を行い、また、日頃の地域での市民の声をまとめ、相談ケースの課題と合わせ検討していく。課題に対して、課題解決の具体的な計画作成を行い、実施し評価していく。
③ 地域力強化推進事業実施計画
あり

滋賀県 東近江市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	東近江市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	114,311（人）		世帯数	44,724（世帯）		
高齢化率	26.1（％）	生活保護受給率	0.65（％）	面積	388.37（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		76.9(%)	公立小学校数	22(校)	公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター		直営：1箇所、ブランチ（支所）：6箇所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1箇所（事業の一部を委託）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中間に位置しており、東の鈴鹿山脈から西は琵琶湖に面し、山地からなだらかな丘陵地や平野へと広がり、森・里・川・湖といった多様な姿を見せる自然豊かなまち。 道路交通の利便性や大都市圏に近接する条件を生かし、電気機器、IT 関連など多くの企業や事業所が集積する内陸工業都市として国土軸の一翼を担い、まちが発展してきた。また、肥沃な大地と温暖な気候に恵まれ、稲作、果樹、野菜、畜産等の農業が盛んである。 平成 17 年 2 月、1 市 4 町（八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町）の合併により誕生し、その翌年 1 月、能登川町及び蒲生町と合併して、現在に至る。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	【目的：第 2 次東近江市地域福祉計画に掲げる三つの目標（以下）の達成】 ・誰もが役割を持ち孤立しない「地域共生社会」の実現に向けた協働のまちづくりを進める ・福祉制度の狭間をつくらない新たな地域福祉の仕掛けをつくる ・地域の多様な主体による協働の仕組みをつくる
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	『地域資源を生かした地域課題解決への挑戦を続ける』 (1) 一人一人が地域で自分らしく生きるための支援、人と人のつながりや支え合い、地域のあらゆる団体・個人の参加機会を整備する。 (2) 分野ごとに整備されてきた「相談体制」、「拠点機能」、「人材育成」のあり方を見直し、多様化する地域生活課題に対して、多様な選択肢を創出する。 (3) 行政、社会福祉協議会、社会福祉法人がそれぞれの使命を遂行しながらも、地域住民や民間事業所の主体的な地域福祉活動を支援する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	東近江市(①社会福祉法人東近江市社会福祉協議会／②学校法人日本福祉大学)	
②事業名	①地域力強化推進事業(共助の基盤づくり) ②地域力強化推進事業(地域福祉基盤づくり)	
③事業実施の必要性	本市では、地区社協やまちづくり協議会の活動単位である14地区を軸に地域福祉の推進を図っているが、1市6町の合併を経ていることもあり、人口構造、産業構造、自然環境等において、様々な差異がある。そのため、行政や社会福祉協議会では、地区担当制を採り、地域特性に応じた取組を展開しているものの、各地区の課題やニーズを包括的に受け止める体制が十分に整備できていないため、本事業を実施する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市全域(ただし、14地区を基本単位とする。)	(対象地域の範囲) 地区社協、まちづくり協議会の活動単位	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域福祉活動をはじめ、地域づくりに関する活動を行う地域住民や団体・企業関係者。		(支援の内容) 市社会福祉協議会の地区担当による相談や助言・指導、必要な研修会等の開催。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター、社会福祉法人施設等を想定。(必要に応じて、空き家の活用等を検討する。)		(運営主体) 地域住民等 (必要に応じて、補助体制を検討する。)
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民や団体・企業関係者		(研修の内容) ①活動者の掘り起こし、②既存活動の活性化の両面から研修会等を企画、実施する。
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ソーシャル・インパクト・ボンドの取組実績がある「公益財団法人東近江三方よし基金」との連携等により、新たな資金の調達手法や地域循環の仕組みについて検討を行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
対象とする圏域が、生活支援コーディネーター(第2層)と一致しているため、必要に応じて連携を図りつつ、地域生活課題の解決に資する環境整備を推進する。		
事業の成果目標		
・ボランティア活動等の社会参加を促進する方策を検討する場の設置、支援を行う。 ・既存の生活支援グループを主な対象として、活動展開に向けた交流会を1回開催する。 ・14地区の地域福祉活動者の情報交換の場を2回程度設ける。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市全域(ただし、14地区を基本単位とする。)	(対象地域の範囲) 地区社協、まちづくり協議会の活動単位	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 市社会福祉協議会の地区担当		(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー等
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 事業を通じて、「相談を包括的に受け止める場」が果たすべき役割を明確にするとともに、周知する対象や方法についても検討を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 市社会福祉協議会の地区担当が有しているネットワーク(地域住民、民生委員・児童委員、NPO法人、社会福祉法人、医療機関等)を活用し、地域生活課題の早期把握を行う。		

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 生活困窮者自立相談支援事業及び地域包括支援センターを直営している強みを生かし、バックアップを行う。	(バックアップする人) 行政、支援関係機関
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
対象とする圏域が、生活支援コーディネーター(第2層)と一致しているため、必要に応じて連携を図りつつ、地域住民の相談を包括的に受け止める体制整備を推進する。	
事業の成果目標	
・地域生活課題の現況を把握するため、相談件数及び内容を記録する。(通年) ・援助要請能力が乏しい方への情報発信や介入方法について検討する場を設ける。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	東近江市
②事業名	特になし(「地域力強化推進事業」の一環で実施するものとする)
③事業実施の必要性、体制等	本市では、福祉総合支援課(高齢者、障害者、生活困窮者の相談支援担当課)と、こども相談支援課(児童関係の相談支援担当課)を中心に、市民からの個別相談に対応している。 一方、本人や世帯内で複合的・複雑化した課題を抱えていたり、地域からの孤立が福祉制度の利用を阻害していたりするケースの把握や対応は十分にできていないため、本事業を実施する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	(本事業の補助金を活用しないため、相談支援包括化推進員を「協働の中核を担う機能」と読み替える。)人数未定。福祉総合支援課及びこども相談支援課を中心に、必要に応じて人員を配置する。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	専門資格や実務経験を考慮し、チームを編成する。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉総合支援課(自立相談支援機関、地域包括支援センターを含む。)、こども相談支援課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
【複合的な課題を抱える者の把握の方法】 各機関において、相談者本人やその世帯に課題が認められる事例を持ち寄ることにより把握する。 【相談支援機関のネットワークの構築方法】 庁内の相談支援機関ごとの支援領域、課題を把握するとともに、適宜庁外にも拡大する。 【当該者に対する支援の方法】 公的制度だけでなく、本人の地域の中での役割・居場所づくりも意識した支援を実施する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 各施策における協議体等の役割・機能を整理することも含め、上記チームの構成員を中心に必要に応じた事例検討を行う。新たな場を設置することは想定していない。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 上記チームの構成員に加え、必要に応じて各相談支援機関の担当者を招致する。各々の業務内容、役割分担、必要な社会資源について意見交換及び検討を継続的に行う。	(既存の会議の名称) 地域福祉プロジェクト委員会(庁内の5部13課で構成する委員会)等
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ソーシャル・インパクト・ボンドの取組実績がある「公益財団法人東近江三方よし基金」との連携等により、新たな資金の調達手法や地域循環の仕組みについて検討を行う。	

エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	新たな社会資源の創出に当たっては、行政及び各相談支援機関のみならず、地域の多様な主体による取組との連携や各地区で進めている生活支援体制整備の取組等と一体的に進めていく。
オ その他	
⑧事業の成果目標	
	・本事業の支援対象者とされる①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④上記が複合しているケース等について、実態把握を行う。（通年）
⑨地域力強化推進事業実施計画	

滋賀県 米原市

都道府県名	滋賀県	市区町村名	米原市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（令和元年 11 月 1 日現在）

人口	38,979（人）		世帯数	14,601（世帯）		
高齢化率	28.99（％）	生活保護受給率	0.45（％）	面積	250.39（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		98.7(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター		直営：１か所，委託：１か所（公社）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

【地域性】 2005 年に旧坂田郡 4 町（山東町、伊吹町、米原町および近江町）が合併して米原市となった。本市は滋賀県唯一の新幹線駅を有するほか、JR 東海・西日本・近江鉄道が乗り入れ、また、名神高速道路・北陸自動車道 IC も立地するなど、近畿エリアにおける広域交通の要衝である。 【産 業】 従来から、鉱業、製造業の割合が高く、隣接する地域と比較すると卸売業・小売業、生活関連サービス業・娯楽業の比率が低い。地場産業は近江真綿、彦根仏壇、彦根バルブ、上丹生の木彫りがある。 【観 光】 豊かな自然や歴史に惹かれて年間 160 万人の観光客が四季を通じて訪れている。また、関西屈指の雪質を誇れるとされるスキー場があり、スキーやキャンプ、パラグライダーなどのアウトドアスポーツも盛んであるほか、天の川ほたるまつりなど、四季を通じた多彩なイベントや、修学旅行生の農家民泊など都市と農村の交流が繰り広げられている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	今ある居場所（お茶の間事業・サロン）、子ども食堂、見守りネットワーク会議、地域福祉懇談会などの資源と連携して機能強化を図ることにより、住民と関係機関・住民同士がつながる仕組みをつくり、住民自らが地域の課題に目を向けることによって解決力の強化を図る。
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	・居場所（お茶の間事業・サロン）が人との交流や役割を担う以外に、見守り・相談機能があることを住民自らが認識できる。 ・見守りネットワーク会議で協議する対象者が、居場所に出席する人以外にも気になる対象者として挙がってくる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	滋賀県米原市(社会福祉法人 米原市社会福祉協議会)		
②事業名	米原市地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	本市においては、これまでから自治会ごとの支え合い活動の推進を図っており、(社福)米原市社会福祉協議会からの各種取組の提案に基づき、各自治会単位において様々な事業が実施されている。一方、各種事業の関連性や役割が十分に理解されておらず、更には一つ一つの事業の機能についても、十分であるとは言い難い。そのような中、少子高齢化の進展や人口減少、地域におけるつながりの希薄化、地元商店の閉店等による新たな生活課題の発生や生活課題が複合化している現状を踏まえ、本事業により地域力の強化を図る必要性が認められる。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
米原市内全域	各自治会	38,979 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 自治会ごとに設置された福祉委員会・ボランティアグループ等		(支援の内容) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による各団体への情報提供・相談支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 各自治会館・空き家等におけるサロンや居場所づくり事業		(運営主体) 各福祉委員会・ボランティアグループ等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体、地域住民等		(研修の内容) 【合同説明会:市内4会場で実施】 近年の福祉の動向・地域課題、小地域福祉活動の役割・実施方法、住民間・福祉等事業所との連携の必要性についてなどに関する研修と情報意見交換の開催 【スキルアップ講座】 住民・専門職等が協力して困りごとの解決を図るための具体的な進め方や、災害を切り口とした地域福祉活動の進め方など、各福祉活動場面に求められるスキルに関する研修の実施 【地域福祉懇談会】 全住民を参加対象に、自治会ごとに地域課題についての共有・課題解決に向けた協議の実施	
(エ)その他			
地域生活課題を地域で解決していくための財源等の確保			
・自治会単位での福祉懇談会から課題解決活動実施までの CSW による継続した支援 ・自治会単位では解決できない課題の集約と自治会を超えたエリアでの活動団体の組織化 ・活動の創出をするための目的型共同募金の実施			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
第1・2層生活支援コーディネーターとの連携による課題の集約と社会資源の創出			
事業の成果目標			
・福祉懇談会開催自治会数 73 自治会(全自治会の 68%) ・見守り(個別支援)ネットワーク会議開催自治会数 64 自治会(全自治会の 60%) ・住民が主体となった支え合い活動の新規実施 8事業以上			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
米原市内全域	各旧町地域	38,979 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 自治会ごとの活動拠点における事業内での相談機能の強化、民生委員・児童委員をはじめとした活動者と各地域福祉センター(市内4拠点)に所属する CSW との連携強化		(相談を受け止める人) 民生委員・児童委員、ボランティアグループ等の活動者、CSW	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 各説明会やチラシでの周知、自治会単位での活動拠点を各種事業実施時に CSW が訪問して周知を図る。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) CSW による民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体を訪問しての聞き取り、自治会単位において開催される見守りネットワーク会議への出席や、その他サロンなど各種事業への参加を通じての地域生活課題の把握を実施する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) CSW による見守りネットワーク会議への出席や、民生委員・児童委員との情報意見交換により、把握された生活課題解決に向けた活動者への相談支援を実施し、住民では解決できない困りごとなど、必要に応じて CSW が相談支援包括化推進員と連携しながら各種相談・支援機関等へつなぎ、住民、福祉事業所等を交えたケース会議を開催するなどのバックアップを行う。	(バックアップする人) CSW
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金担当者、権利擁護をはじめとした(社福)米原市社会福祉協議会相談支援担当等との連携による困りごとの解消へ向けた相談体制の強化	
事業の成果目標	
見守りネットワーク会議から専門機関へつないだ件数 20 件以上	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
別紙「4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について」を参照	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	滋賀県米原市(社会福祉法人 米原市社会福祉協議会)
②事業名	相談支援包括化推進事業
③事業実施の必要性、体制等	本市では、地域支え活動を推進するための活動拠点とする「居場所」をつくり、互助によるコミュニティの構築と地域の活性化を図っている。その中で、地域での孤立や見守り支援が必要なケースが掘り起こされてきているが、それらを受け止めつなぐ仕組みが十分機能していない。これら地域から掘り起こされた個別支援ケース、また、相談者からの相談を CSW や相談支援機関が受け止め、関係機関につなぐ仕組みをつくり、早期支援と地域での解決力の強化を進める。一方、多様な主体が参加する広域的な支え合いの仕組みづくりを目指し、「地域支え合いセンター」を設置した。その一つの事業である「まいばらまると交流会」では、福祉の関係者だけではなく、地元の商店や企業、農業や市民活動者など様々な分野で活動をしている市内の人材が集い、新たなつながりの下で社会資源の創出、具体的な生活支援の充実を目指している。 これら自治会を単位とした住民主体の活動への支援強化と福祉の枠を越えた活動者が参画する地域づくりの体制強化、それらをつなげる包括的な支援体制づくりを進める。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	経歴＜専任＞米原市役所：高齢、児童、地域包括支援センター事業 (社福)米原市社会福祉協議会：権利擁護事業 ＜兼務＞日本司法支援センター、彦根市生活困窮家計相談 ＜兼務＞(社福)米原市社会福祉協議会：地域福祉全般 資格＜専任＞社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、介護支援専門員 ＜兼務＞社会福祉士 ＜兼務＞社会福祉士、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 地域福祉課

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
自治会単位の見守りネットワーク会議において、CSW が住民の気付きや発見による支援ニーズや課題を受け止め、専門機関へつなぐ場合、また、各相談支援機関が相談を受けた場合には、相談受付後フロー図の流れに基づきニーズや課題が把握でき、適切な窓口へつながる仕組みをつくる。さらに、委託事業を含む庁内各部署が情報を持ち寄る「ケース共有会議」でも把握できる仕組みをつくるとともに、「包括化ケース会議」では各機関の情報から課題整理し、相談支援機関の役割分担、支援の方向性を決定する。 なお、「包括化ケース会議」で検討するケースは、多機関の協働が求められることから、「ケース共有会議」において情報を共有し、各事例検討会を通じた役割分担、協働の在り方についても検討をする。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ○相談支援担当者向け事例検討会（年 4 回） 市役所相談窓口担当、市役所・委託事業の専門職、障がい者（児）相談支援担当、CSW、相談支援包括化推進員 ○CSW との事例検討会（年 6 回） CSW、相談支援包括化推進員 ○ケース共有会議（年 12 回） 気になるケースの相談、情報共有。状況によるが役割分担、支援の方向性：生活困窮者支援調整会議設置要綱に基づくメンバー ○包括化ケース会議（随時） 課題整理、支援調整：担当の相談支援機関、関係機関	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ○代表者会議（年 3 回） 事業の検証：市役所相談窓口機関の所属長 ○相談支援担当者連絡会議（年 6 回） 情報共有等：市役所相談窓口機関の担当者（委託事業含む） ○包括化コアメンバー会議（年 12 回） 事務局：主任自立相談支援員、主任介護支援専門員、福祉政策担当、社会福祉協議会地域福祉担当、相談支援包括化推進員	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金や社会福祉協議会の善意銀行の活用見直しのほか、住民主体の支え合い活動については、コミュニティビジネスの手法を取り入れながら、地域での「仕事」づくりを進めることで、担い手の活性化と事業の継続性を担保していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域カルテ（社会資源台帳）の作成や共有、相談支援担当者連絡会議、事例検討会等の個別課題から地域の不足する社会資源を検討する。企業・商店・団体などに出向き、つながりながら協働でできることを探っていく。また、福祉事業者や相談機関、市民活動者、企業や農業経営者等によるつながりづくりと、新たな活動づくりの場となる「まいばらまると交流会」から生まれたアイデアを具体化し、社会資源の創出につながるよう取り組む。	
オ その他	
地域カルテの作成・共有（社会資源台帳） 地域の特徴や社会資源のデータ化したカルテを市民や事業者等の協働により作成することで地域への気付きを促すとともに、地域や事業者が支援に活用できる情報を共有する。	
⑧事業の成果目標	
複合的な課題を抱える者に対する相談件数：20 件、支援の終結件数：10 件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
別紙「3. 地域力強化推進事業について」を参照	

京都府 長岡京市

都道府県名	京都府	市区町村名	長岡京市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	81,082（人）		世帯数	36,266（世帯）		
高齢化率	26.1（％）	生活保護受給率	1.1（％）	面積	19.17（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		55.6(%)	公立小学校数	10(校)	公立中学校数	4(校)
地域包括支援センター		直営：〇か所，委託：４か所（うち１か所社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：１か所，委託：〇か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

京都盆地の西南部に位置し、東西約 6.5 キロメートル、南北約 4.3 キロメートルで東西に長い長方形をなしています。 総面積の約 65 パーセントが可住地の平たん部であり、残りの西山山地は、市街地の背景として本市の景観の主体となっています。西山山地は、近畿圏近郊緑地保全区域に指定され、景観の保全が図られています。中央部は住宅・商業・工業・農業に広く利用されています。東部は工場適地に指定されており、工業が盛んです。 交通は、東部を JR 東海道本線、中央部を阪急京都線がそれぞれ並行して通過し、京都へは 10～15 分、大阪へは 26～40 分で行くことができます。さらに、東海道本線の東側には東海道新幹線・名神高速道路・国道 171 号線が縦走しており、交通の便に恵まれています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	現在人口は微少ながら増加していますが、5年後・10年後を見据えたとき、他の地域と同じく、超高齢化・人口減少における地域力の低下・労働人口の減少など、多くの社会課題が予測されます。 長岡京市社協の理念である「誰かの課題はみんなの課題」を実現する為に、共感でつながる地域づくりを行います。 きずなと安心の地域づくり応援事業の校区レベルで社会課題を解決するしくみの構築と多機関との協働で様々な課題解決に向けた取組みを行い、一人ぼっちをなくしていく・つぐらない地域づくりを行っていきます。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地域内での活動者人口を増やす ・共感でつながるパートナーシップの構築 ・「伝わる」コミュニケーション（広報）でやっていることの見える化 ・持続可能な活動をつくる

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	長岡京市(社会福祉法人長岡京市社会福祉協議会)		
② 事業名	我が事・丸ごとの地域づくり応援事業 (きずなと安心の地域づくり応援事業+多機関との協働)		
③事業実施の必要性	現在 4 つの小学校区において「きずなと安心の地域づくり応援事業(きずな事業)」を実施中。近年、社会課題を「社会全体で解決する」及び「個別支援の充実」によって解決を図る、という方向で進んできた一方で、地域で地域を見守り支えあう力や解決する力は弱くなった。 これからは、社会課題は「地域レベルで解決する」及び「地域支援の充実」によって解決を図る、という方向で大きく方向転換する必要があるとして進めてきた事業である。いずれの校区も事業成果が見えるようになってきており、今後も取り組む小学校区を拡大していく。なお、市総合計画において、平成 32 年度までに 5 つの小学校区(10 小学校区中)での実施目標を設けている。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
長岡第四・第五・第八・第十小学校区	小学校区	約 32,000 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
地域コミュニティ協議会、自治会、老人会、こども会、民生児童委員、市民グループ 等		居場所づくり・見守り活動等、地域住民の交流の機会(場)創出の立上運営支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
自治会館、特別養護老人ホーム、個人宅(空き家含む)、寺等		実行委員会、自治会、個人、地域コミュニティ協議会 等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
自治会員、小学生、民生児童委員 等		認知症の理解と対応、徘徊模擬訓練の実施、地域共生社会とは 等	
(エ)その他			
地域の特性に応じて、小学校区、自治会、より身近な圏域などで柔軟に設定し、その中で地域の互助・共助を再構築する取組(地域福祉活動の横断的なつながりを作る交流・見守り活動)を展開する。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
共同募金、地元企業の協力、地域包括支援センター受託事業者(社会福祉法人他)との協働により展開する。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)は市社協内の別係に 4 名配置されており連携しやすい。また、小学校区単位で任意に設置されている地域コミュニティ協議会(各種地縁団体の協議体)とは、地域コーディネーター等を中心に連携を進める。			
事業の成果目標			
平成 32 年度までに 5 つの小学校区(10 小学校区中)での実施。 活動人口の増加(具体的数値化は未設定)。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
長岡第四・第五・第八・第十小学校区	小学校区	約 32,000 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)	
長岡京市社会福祉協議会 地域福祉係		きずなコーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)			
ホームページ、市広報紙、社協機関誌、リーフレット 等			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)			
居場所や見守り活動等での地域住民の交流の機会(場)づくりを通じて、地域住民や福祉専門職、学校等との連携による早期把握を進める。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)		(バックアップする人)	
行政や関係機関へのつなぎ・調整、スーパーバイズ等		長岡京市福祉なんでも相談室相談員(市社会福祉課)	

	事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
	基幹強化型地域包括支援センターは市社協内の別係に 4 名配置されており連携しやすい。また、対象地域を管轄する 4 つの地域包括支援センター(中学校区、東・西・南・北)との連携を進める。
	事業の成果目標
	相談(課題の発見)件数 5 件/小学校区
ウ その他	
	地域住民からの相談または既存の取り組み展開の中で共通認識の持てる課題を発見し、地域課題として共有、解決策の検討、解決策の実施へと進めていく。
	⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
	平成 30 年 4 月から同時に開始している。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	長岡京市 (社会福祉法人 長岡京市社会福祉協議会)
②事業名	我が事・丸ごとの地域づくり推進事業 (きずなと安心の地域づくり応援事業＋多機関との協働)
③事業実施の必要性、 体制等	4つの小学校区において「きずなと安心の地域づくり応援事業(きずな事業)」を実施中。近年、社会課題を「社会全体で解決する」及び「個別支援の充実」によって解決を図る、という方向で進んできた一方で、地域で地域を見守り支えあう力や解決する力は弱くなった。 これからは、社会課題は「地域レベルで解決する」及び「地域支援の充実」によって解決を図る、という方向で大きく方向転換する必要があるとして進めてきた事業である。いずれの校区も事業成果が見えるようになってきており、今後も取り組む小学校区を拡大していく。また、地域支援を中心に取り組む中で個別支援へとつながる事例が掘り起こされており、協働する機関の拡大と連携の強化が必要である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人(平成33年までの4年間)→4人(平成34年以降、中学校区ごと)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	長岡京市社会福祉協議会 地域福祉係長、介護福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	総合生活支援センター 地域福祉係(長岡京市立総合交流センター内)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
平成30年度から33年度までは、地域力強化推進事業における「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備と一体的に行うため、長岡京市社会福祉協議会地域福祉係内にきずなコーディネーターを配置し、係の監督職を相談支援包括化推進員に充てる。地域支援を中心とした取組及び個別支援を中心とした地域包括支援センター事業の両面から、複合的な課題を抱える者を把握する。また、既存の福祉分野別の相談支援機関ネットワークに参画して横断的に活用し、当該者に対する支援について多方面から検証できる体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回 きずなコーディネーター、行政職員(地域福祉担当、生活困窮者担当、自治振興担当)による既存の会議参加者を拡大予定。事例に応じて行政職員(高齢者担当、障がい者担当、こども担当)等。	(既存の会議の名称) きずな事業調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回 きずなコーディネーター、行政職員(地域福祉担当、生活困窮者担当、自治振興担当)による既存の会議参加者を拡大予定。行政職員(高齢者担当、障がい者担当、こども担当)、脱引きこもり支援センター等。	(既存の会議の名称) きずな事業調整会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域包括支援センター受託事業者(社会福祉法人他)との協働により展開する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域包括支援センター受託事業者(社会福祉法人他)との協働により展開する。	
オ その他	
平成34年度以降は、4つの地域包括支援センター(中学校区、東・西・南・北)ごとに1名相当の相談支援包括化推進員配置に向け、円滑移行するまでの役割を担う。	
⑧事業の成果目標	
複合的な課題を抱える者に対する相談支援 新規8件/市全域 適切な機関へのつなぎやフォローアップ完了による支援の終結 4件/市全域	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
平成30年4月から同時に開始している。	

京都府 京田辺市

都道府県名	京都府	市区町村名	京田辺市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（平成31年4月1日現在）

人口	69,710（人）		世帯数	29,355（世帯）		
高齢化率	24.6（％）	生活保護受給率	1.04（％）	面積	42.92（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		81.5(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		直営3カ所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営1カ所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

京都府南部に位置する京田辺市は、東に木津川、西に生駒山系に連なる甘南備山が控える豊かな自然に囲まれたまちです。京都・大阪・奈良を結ぶ三角形のちょうど真ん中に位置し、古くから交通の要衝として栄えた本市は、南山城地方の行政・経済・文化の中心地として発展してきました。 昭和40年代から大規模な宅地開発や交通網の整備、学研都市の建設などにもともない、市の人口が増加。全国的に少子高齢化が進展する中、現在も人口増加が続き、北陸新幹線の新駅設置や、新市街地開発など、活気に満ちプロジェクトが着々と進行中です。「住んで良かった」、「住み続けたい」、そして「住みたい」と思っただけのまちづくりを進めています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域福祉の推進については、地域がより多くの関係機関と連携し、様々な課題に対して対象者や制度、社会資源を限定せず横断的に向き合うとともに、地域の枠組みの中で主体的に支え合う仕組みが必要であるが、地域の力のみでその仕組みづくりに主体的に向き合うことは非常に困難である。そのため、その土台づくりとして、従来より地域との関わりの深い社会福祉協議会に専門のコーディネーターを配置し、市内各地域に働きかけて、各地域の特性に応じた体制作りを支援していく必要がある。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	いつまでも安心して住むことができる地域づくりのために、地域の団体が連携しそれぞれの強みを生かし、協力していくことで要配慮者や、その家族などサポートが必要な人の多様な課題を解消する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会	
②事業名	京田辺市絆ネットワーク構築支援事業	
③事業実施の必要性	今般、地域福祉の推進については、地域がより多くの関係機関と連携し、様々な課題に対して対象者や制度、社会資源を限定せず横断的に向き合うとともに、地域の枠組みの中で主体的に支え合う仕組みが必要であるが、地域の力のみでその仕組みづくりに主体的に向き合うことは非常に困難である。そのため、その土台づくりとして、従来より地域との関わりの深い社会福祉協議会に専門のコーディネーターを配置し、市内各地域に働きかけて、各地域の特性に応じた体制作りを支援していく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域(平成27年度以降、5カ所のモデル地区で事業展開。順次拡大。)	(対象地域の範囲) 区、自治会	(人口) 各地域100～2500
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 区、自治会の役員、老人会、民生委員、周辺の企業・商店等	(支援の内容) 各地域に「ネットワーク会議」を設置し、地域の特性や課題を地域で考え、サロンや見守り活動など必要な事業を実施する体制づくりを支援する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各地域の公民館等	(運営主体) 各地域の「ネットワーク会議」	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 区、自治会の役員、老人会、民生委員、周辺の企業・商店等	(研修の内容) ①要配慮者への対応について ②企業と地域の関わりについて ③消費者問題について等	
(エ)その他		
サロン活動、見守り活動の実施		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会と連携し、一般募金配分金を活用して、社会福祉協議会地区会費について分会活動費として地域に還元する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
民生委員活動、消費生活相談員活動、地域包括支援センター		
事業の成果目標		
一休ヶ丘、府営団地、南山西、松井ヶ丘、山手南の5地区で進めている地域ネットワーク会議を、田辺、興戸、新興戸、草内、飯岡、健康村、花住坂、三野、東住宅、西住宅、同志社住宅、大住ヶ丘、多々羅の各地域でも開催に向けて協議を行っている。平成31年度は各地域でネットワーク会議と研修を実施する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域(平成27年度以降、5カ所のモデル地区で事業展開。順次拡大。)	(対象地域の範囲) 区、自治会	(人口) 各地域100～2500
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 各地域の公民館等	(相談を受け止める人) 各地域の「ネットワーク会議」	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 回覧板、市の広報誌及び広報掲示板		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 絆ネットワークコーディネーターを中心に、区、自治会の役員、老人会、民生委員、周辺の企業・商店等が参加する「ネットワーク会議」で地域の人々自身で協議して問題意識を共有する。また、サロン活動や訪問活動を通して、住民と直接関わる機会を増やす。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 絆ネットワークコーディネーターがネットワーク会議に参加し、行政や関係機関と連携して支援する。	(バックアップする人) 絆ネットワークコーディネーター、関係機関の職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
民生委員活動、消費生活相談員活動、地域包括支援センター	
事業の成果目標	
地域ネットワーク会議の名簿を作成し、事業を体系化して相談件数、内容等を集約する体制を作る。各ネットワーク会議において多様な相談に対応できているか、協議する体制を作る。	
ウ その他	
防災に関する問題やボランティアとの連携の方法についても、研修等を実施する。介護保険や障がい福祉、子育て支援等の各分野の施策との連携を図る。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会
②事業名	京田辺市絆ネットワーク構築支援事業
③事業実施の必要性、体制等	今般、地域福祉の推進については、地域がより多くの関係機関と連携し、様々な課題に対して対象者や制度、社会資源を限定せず横断的に向き合うとともに、地域の枠組みの中で主体的に支え合う仕組みが必要である。高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	未定（コーディネーターとして社会福祉協議会に配置するほか、地域包括支援センター・福祉事務所・基幹相談支援事業所、民生委員などを想定）
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	未定（コーディネーターとして社会福祉協議会に配置するほか、地域包括支援センター・福祉事務所・基幹相談支援事業所、民生委員などを想定）
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
包括化推進会議及び相談支援包括化推進員の位置づけ、相談などの役割を担う地域の方々の育成、財源確保の方法等、社会福祉協議会とも連携し検討を進めているが、場所や人材の確保、他制度との連携など、今後解決すべき問題が多い。本事業キックオフとして、多機関が連携を目的とした会議設置を目的に、絆ネットワークコーディネーターを中心に、支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会などへの呼びかけ、体制作りの支援を実施する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 未定 （右記既存会議への参加を通じて個別事例検討）	（既存の会議の名称） 支援調整会議・地域ケア会議・自立支援協議会・その他
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 未定 （構築に必要な協議は複数回行う）	（既存の会議の名称） 支援調整会議・地域ケア会議・自立支援協議会・その他
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉協議会と連携し、一般募金配分金を活用。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
想定として、民生委員をはじめとした、見守り活動への支援 …社会福祉協議会と連携し共同募金配分金の活用	
オ その他	
本事業の市民への周知	
⑧事業の成果目標	
様々な課題に対して対象者や制度、社会資源を限定せず横断的に向き合うとともに、地域の枠組みの中で主体的に支え合う仕組みの構築 ・多機関が連携を目的とした会議設置 ・地域住民相互の支え合い、地域住民・ボランティアなどとの協働による支援	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

京都府 精華町

都道府県名	京都府	市区町村名	精華町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（令和元年10月1日現在）

人口	37,380（人）		世帯数	15,061（世帯）		
高齢化率	24.0（％）	生活保護受給率	1.3（％）	面積	25.68（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		81(%)	公立小学校数	5(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		委託：2 か所（介護保険事業所、社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		なし				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

関西文化学術研究都市の中心地に位置し、東側は木津川沿いの農業地帯、南部と西部は丘陵地にある住宅地となっている。農業では、万願寺とうがらし、エビ芋、いちごが特産。ここ数年間においては、サントリー、大幸薬品、日本電産など企業の進出が相次いでいる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	絆ネットコーディネーターが、地域福祉に関わる様々な団体と連携して、ネットワーク化を図り、相談内容に応じて、必要な機関に繋ぐなど、高齢者、障害者、児童、生活困窮など分野を問わず、総合的な相談窓口として包括的支援体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の困りごと（ゴミ出し、買い物など）に対し、住民が主体となって、解決に向けて取り組んでいくことができるような互助による地域づくりを促進する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	精華町（委託先：NPO 法人朔日の会・NPO 法人そら）		
②事業名	地域はあとびあつながり事業		
③事業実施の必要性	少子・高齢化の進展、人口減少社会の到来は、単身世帯の増加など社会構造に大きな変化をもたらすとともに、支援を必要とする人が増える一方で、血縁・地縁のつながりの希薄化などにより、家庭・地域での支え合いの機能は縮小している。そして、支援を必要とする人の生活課題・福祉課題は、社会的孤立と相まって複雑・多様化している。本町では、子ども、障害のある人、高齢者の垣根を超えたつどいの場や、課題を抱える住民が社会とつながり役割や生きがいを感じられるような居場所づくりを多様な地域関係者とともに進め、住民の福祉に対する関心を高め、理解を深めていく取り組みをあらゆる世代に積極的に働きかけていく。特に、障害のある人の居場所づくり、人づくりが不足していることから、既存の障害関連団体や新規参入障害関連団体とともに、福祉資源の不足を充足する取り組みを進めていくこととする。		
④事業内容	ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 精華町全域	(対象地域の範囲) 小・中学校区	(人口)	

(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 精華町身体障害者協会、障害児サークル団体、母子父子会ほか		(支援の内容) 交流の場、人材育成、学習支援などの提供
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 旧認知症対応型グループホーム跡ほか		(運営主体) NPO 法人朔日の会・NPO 法人そら
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 障害のある人への支援協力に関心のある住民		(研修の内容) 障害の種別によらず、障害のある人が気楽に集まり、情報交換やふれあい交流を図る機会を手助けいただけるボランティア研修（手話、点字等）を実施。
(エ) その他		
障害に対する理解を深めるため、町内の障害のある人が、日頃から取り組んでいる絵画や手芸品などの作品展示会を広く住民の方に見ていただけるような企画運営に取り組んでいく。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会が運営する共同募金運動に参画するほか、福祉啓発講師や居場所を提供して得られた財源や作品等の販売の収益等。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
精華町地域障害者自立支援協議会や介護予防・日常生活支援総合事業の地域による支え合い体制づくり場である第2層協議体も活用し、複層的な体制づくりを構築する。		
事業の成果目標		
小地域単位で地域福祉計画づくりが進めば、「すべての地域住民が安心して暮らせる支えあいの福祉活動」の発展につながるものと考えられることから、小地域福祉委員会の設置状況の数や、障害者居場所づくりの数、障害・子育てサロンの数、障害や引きこもりに関わるボランティア数を数値目標に掲げる。		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 精華町全域	(対象地域の範囲) 小・中学校区	(人口)
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉なんでも相談（場所－精華町社会福祉協議会、商業施設）、障害に関する相談（場所－旧認知症対応型グループホーム跡）		(相談を受け止める人) せいか絆コーディネーターほか
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報誌『華創』、精華町社会福祉協議会の機関紙、チラシで町内全戸配布。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域障害者自立支援協議会の住民参加部会を中心に、介護予防・日常生活支援総合事業の地域による支え合い体制づくり場『せいかえんづくり』という第2層協議体等の連携を図る。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 民生児童委員、支援員が開催するふくし相談会		(バックアップする人) 精華町民生児童委員と支援員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
ほっとけない会議（第1層協議体）、せいか地域包括ケア会議（全体会）、地域福祉推進ネットワーク会議等を活用する。		
事業の成果目標		
福祉なんでも相談での相談件数や民生児童委員からの相談依頼等に関して、その後の支援台帳を作成し、達成度のランク別に整理簿を構成する。		
ウ その他		
地域障害者自立支援協議会の住民参加部会を中心に、介護予防・日常生活支援総合事業の地域による支え合い体制づくり場、『せいかえんづくり』という第2層協議体等を活用し、住民主体の児童・障害・高齢別の協議体の体制づくりを構築するための協議をする。		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

	予防の推進を図る健康ポイント制度の寄付ポイントを活用し、自主財源の確保に努める。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	障害のある人や認知症、子どもや生活困窮者等の食問題など、新たな地域資源や社会資源を創造・構築するためのきっかけづくりとして、本事業を活用して作成した障害者差別解消法に基づく対応要領を活用して、各種団体や民間への啓発や研修活動を実施し、対価を得るしくみを構築する。
オ その他	
	この事業を取り組むには、行政機関として、現状の地域福祉計画を改定する必要があることから、平成30年度に同計画の改定作業を実施し、体制づくりを章立てに織り込む作業を行った。
⑧事業の成果目標	
生活実態（社会参加、就労、医療等）における行政サービスの評価等の実態を把握し、高齢者や障害のある方等の活動に参画する団体等の変化をみると、5年後に再調査して関係者等の実態を比較することにより、これらの活動（住民参加・参画型活動）の成果を評価する。 また、相談業務を通して、これらにより効果的で主体的な行政施策を推進するための新たな資源を組織機関で提案・創造し、安心して暮らせるまちづくりを向上させるしくみづくりを確立させる。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

京都府 京都市

都道府県名	京都府	市区町村名	京都市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,465,610（人）		世帯数	725,450（世帯）		
高齢化率	27.8（％）	生活保護受給率	30.3（％）	面積	827.83（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		67.7(%)	公立小学校数	164(校)	公立中学校数	70(校)
地域包括支援センター		直営：0箇所，委託：61箇所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1箇所，委託：0箇所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

明治2年に全国初の学区制小学校が創設されて以降、学区単位に地域コミュニティが成立し、現在も「自分たちの地域は自分たちでつくる」といった住民自治が根付いている。 多くの有形無形の文化財が集積する文化芸術のまちであり、また、多くの大学・短期大学が立地し、人口の約1割に相当する学生が学ぶ「大学のまち」「学生のまち」である。 周囲を三方の山々に囲まれており、中心部の市街地から周辺部の山間地域まで、地域の特性や課題は様々である。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民、関係機関・団体、行政等の協働を推進し、地域のつながりを強めることにより、多様な主体による協働の取組がより多くの地域で展開、創出されることで、本市の地域福祉の推進と地域共生社会の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地域において主体的に取り組まれている地域住民、関係機関・団体等の活動の先進事例等を共有し合うことで、他の地域での新たな活動の掘り起こしや今ある活動の活性化につなげる。 ・社会福祉施設の専門性等を活かした地域活動への参画等がより多くの地域で展開され、地域課題の解決に向けた、地域住民と社会福祉施設との協働の取組を増やす。 ・福祉分野に限らず、地域企業やNPO、大学、寺社等の多様な主体と地域住民等との協働の推進や、文化芸術活動との連携等、分野を超えて多様な主体がつながり、地域活動に多くの方々が関心を持ち、活動に参画する地域をつくる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	京都市(各区地域福祉推進委員会)		
②事業名	福祉のまちづくり体制整備事業		
③事業実施の必要性	核家族世帯数の増加、少子高齢化の進行、非正規雇用者数の増加等により、地域の課題は複雑化・多様化している。本市では、深刻化した複合的な課題を抱える世帯等への支援にあたっては、これまで地域あんしん支援員設置事業等(CSW)やいわゆる「ごみ屋敷」対策等、行政、関係機関、地域住民との連携のもと支援を行う取組を進め、平成29年度には従来の福祉事務所と保健センターを統合し保健福祉センターとして設置した。今後は特に「課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくり」に取り組んでいくことが重要であることから、地域において主体的に進められてきた住民同士の支え合い活動を更に促進し、より多様な主体の協働の取組を推進する仕組みづくりに取り組むことで、地域における「気づき・つながり・支える」力の向上を図る。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 11行政区	(対象地域の範囲) 概ね小学校区～区域	(人口) 行政区によって異なる	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)	(支援の内容)		
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)	(運営主体)		
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 一般市民、社会福祉関係者等	(研修の内容) 市民への地域課題の共有や地域福祉活動の普及啓発を目的に、地域の実情等に合ったテーマを設定し、各行政区単位にシンポジウムを開催する。 また、社会福祉法人の地域における公益的な取組や多様な主体による協働の取組等の先進事例の共有のための研修、地域ニーズの把握を目的とした地域住民と関係機関等による懇談会等を開催する。		
(エ)その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
区域の民生児童委員や学区社会福祉協議会、社会福祉施設の代表者等と行政で構成され、これまで福祉のネットワークづくりを進めてきた各区の地域福祉推進委員会(委託先)において、社会福祉法人の地域における公益的な取組の先進事例を集約し、区地域福祉推進委員会の活動等を通じて、共有を図ることで、社会福祉施設等が地域活動へ積極的に参画する地域づくりに取り組む。 また、地域の居場所や地域福祉活動等の充実に向け、共同募金の活用を図る等、区社会福祉協議会等と連携し取組を進める。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援コーディネーターと区地域福祉推進委員会の事務局を持つ区社会福祉協議会が連携し、これまで高齢分野で生活支援コーディネーターが進めてきた、住民や関係機関同士の地域課題や資源等の把握・共有、新たな生活支援の創出の取組過程を、区地域福祉推進委員会の場を活用し、幅広い関係者と共有することで、他分野にも広げていく。			
事業の成果目標			
身近な地域で実施されている各分野の会議や協議体等も活用し、各分野の取組の中で把握された課題等を区地域福祉推進委員会の開催等を通じて、区域レベルの課題の共有を図る。 また、身近な地域での住民と関係機関等との協働の取組等の先進事例を紹介する研修会等を通じて、幅広い関係者が取組のノウハウを共有し合うことで、他の地域での新たな活動の掘り起こしや、これまでから行われてきた活動の活性化につなげる。			

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 11行政区	(対象地域の範囲) 概ね小学校区～区域	(人口) 行政区によって異なる
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) これまでから、学区社会福祉協議会が身近な相談事業として、地域住民のちょっとした困りごとでも相談できる身近な相談窓口づくりに取り組んできた。今後は、こうした取組を区地域福祉推進委員会の活動等を通じて、区域で共有を図ることで、新たな活動の掘り起こし等につなげるとともに、地域の社会福祉施設等とも連携し、身近な地域で相談できる環境づくりに取り組む。		(相談を受け止める人) 地域住民、区社会福祉協議会、社会福祉施設等
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域の福祉施設や身近な相談窓口を掲載した福祉総合マップの作成や周知チラシ等を作成する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生児童委員や老人福祉員(本市独自制度。主にひとり暮らし高齢者の安否確認、見守り等を行う。)や障害者相談員、学区社会福祉協議会等の日頃の見守り・相談支援活動の充実、当事者組織の活動の促進等により、身近な地域で課題に「気づき」、悩みや相談を受け止め、関係機関・団体等と連携しながら、適切な支援につなげる地域づくりを進める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域だけでは対応が困難な複合的な課題については、保健福祉センター、関係機関等がしっかりと受け止め、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、適切な支援に結びつける分野横断的な支援体制の強化を図る。		(バックアップする人) 各区役所・支所保健福祉センター、各福祉分野における相談支援機関等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターや障害者地域生活支援センター等の各福祉分野における相談支援機関と行政が、複合的な課題を受け止めるとともに、それぞれの機関等だけでは対応が困難な課題については、互いに連携しながら支援を実施する。なお、これまで本市において進めてきた地域あんしん支援員設置事業(CSW)やいわゆるごみ屋敷対策等の取組とも十分に連携を図ることで、行政、関係機関、地域住民の協働による支援を実施する。		
事業の成果目標		
引き続き、学区社会福祉協議会で実施されている相談事業等を引き続き促進していくとともに、今後は、身近な相談窓口を掲載した福祉総合マップや周知チラシの作成等を通じて、地域で主体的に行われている相談支援の取組の把握や身近な社会福祉施設や関係機関等において相談を受ける仕組みづくりを進めることで、相談窓口の周知と拡充を図る。		
ウ その他		
保健福祉センターを中心とした支援ネットワークを強化するため、保健福祉センターと区社会福祉協議会との懇談会の開催や保健福祉センター職員向けの研修等を実施する。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
本市においては、これまで深刻化した複合的な課題を抱える世帯等への支援にあたっては、地域あんしん支援員設置事業等(CSW)やいわゆる「ごみ屋敷」対策等、行政、関係機関、地域住民と連携・協働し、適切な支援に結びつける分野横断的な取組を進めてきた。今後は、特に「課題を抱えた方々の状況が深刻化する前に、早期に気づき、支援に結びつける体制づくり」に取り組んでいくため、引き続き、庁内関係部署や学識経験者、市社会福祉協議会等と検討を進め、行政・関係機関等が支援調整等を行う体制を強化することにより、多機関の協働による包括的支援体制の構築を図る方向で検討を進めている。		

大阪府 池田市

都道府県名	大阪府	市区町村名	池田市			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	103,674（人）		世帯数	48,010（世帯）		
高齢化率	26.8（％）	生活保護受給率	0.7（％）	面積	22.14（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		約 30（％）	公立小学校数	10（校）	公立中学校数	5（校）
地域包括支援センター		委託 4 か所（社協、特別養護老人ホーム、社団法人医師会、医療法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営 1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

古くから街道が交わる交通の要衝として栄え、近隣地域の中心として発展。近年においては、大阪国際空港をはじめ複数の幹線道路が整備され、交通の利便性が高い住宅都市となっている。また山や川に囲まれ自然豊かな地域でもある。観光名所としては、インスタントラーメン発祥の地として建てられたインスタントラーメン発明記念館、五月山動物園などがある。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・各相談支援機関が連携し、世帯全体の課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築 ・地域住民・福祉関係者のネットワークを構築し、困難を抱えている世帯等を早期に発見し、課題解決につなげようとする仕組み
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・自分の住む地域の困っている人や世帯に関心を持つ人が増える。 ・地域のネットワークが機能し、住民や団体同士がつながりを深め、ともに話し合うことができる。 ・どの地域にも居場所や相談できる人・場があり、困っている人・世帯が見つけられる仕組みがある。

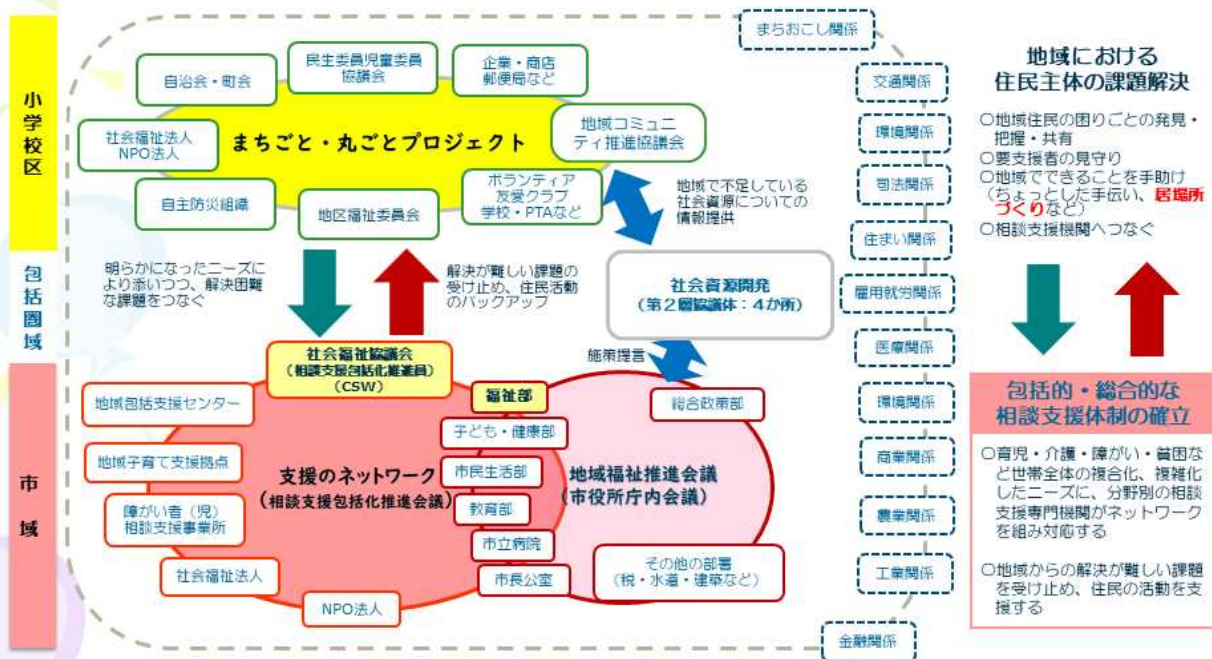
3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	池田市 (池田市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域では様々な団体が活動を行っているが、互いに情報交換や連携はあまり行われていない状況。各団体がつながることで、人手・情報・費用不足等の課題の解消の糸口となり、また活動の幅も広がると考えている。ネットワーク化により地域共生社会の実現に向けた有効的な取り組みも生まれるものと考え、そのための環境整備を行う。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 概ね全 11 地域 (原則小学校区)	(人口) 103,674 人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 各地域内の各種団体	(支援の内容) ネットワークの構築を支援	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター、共同利用施設、自治会館他	(運営主体) 各種団体	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 一般市民、各種団体	(研修の内容) 地域住民が選んだテーマに応じて実施予定	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金配分金を活用した自主財源の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)		
生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)、CSW 設置事業		
事業の成果目標		
まちごと・丸ごとプロジェクトを実施し、まちの課題を共有し解決に向けて住民、事業所、社協、行政が一緒に取り組んでいる。		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 全 11 地域 (原則小学校区)	(人口) 103,674 人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉よろず相談窓口	(相談を受け止める人) CSW	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシ、HP、各種集まりや会議などでの告知		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員児童委員、地区福祉委員、その他団体メンバー等から CSW、市、社協、各相談支援機関へ連絡が入る体制を築く		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談の内容に応じて、関係機関で情報を共有し、各機関が支援に主体的に関わる仕組みを検討する。	(バックアップする人) 市、社協、相談支援専門機関	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等 (自主事業含む)		
生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター)、CSW 設置事業		
事業の成果目標		
まちごと・丸ごとプロジェクト参加者が支え合いやつながりの大切さを理解し、困っている人や世帯を受け止めるとともに、必要であれば福祉よろず相談窓口など適切な相談窓口や機関につなげることができる。(相談件数 50 件、解決数 30 件、住民からつながられた件数 20 件)		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	池田市 (社会福祉法人池田市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	市内では数々の相談事業が、様々な機関によって展開されているが、包括的・総合的な相談体制は整っていないため、社会福祉協議会を中心に各機関の連携を進めている。地域力強化推進事業を開始するにあたり、地域の課題を包括的に受け止められるネットワーク化を図っていく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社協においてケアマネジャー等の経験を有し、社会福祉士等の資格を保有してる中堅職員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	池田市保健福祉総合センター内の社会福祉協議会事務所
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
①CSW 等既に配置されている相談支援員と協働し、複合した相談の特徴と相談機関間の連携の状況について把握する。②相談支援機関のネットワーク化を図るため、相談支援包括化推進会議を定例的に開催する。③複合課題の相談があった場合、ネットワークを通して相談支援包括化推進員に連絡が行われるようにする。④相談支援包括化推進員は、相談者や支援機関担当者等との面談などを通し、課題を把握し、ネットワーク参加団体間の役割分担と調整を行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議、年4回(原則)、参加者は、障がい・子育て・教育・医療・高齢者・社会貢献・その他に関わる約30機関の担当者	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
小学校区単位に組織されている地区福祉委員会や地域のネットワーク等を基盤に、各地区の地域性、体制、必要性などを勘案し、優先順位の高いところからモデル的に住民相互の助け合いによる課題解決の仕組みを構築する。その際、生活支援コーディネーター等多職種とも連携する。	
オ その他	
会議において、各機関の業務紹介や事例検討を通じて顔の見える関係や連携の土壌を醸成・維持する。	
⑧事業の成果目標	
①複合的な課題を抱えるものに対する相談件数50件 ②支援の終結件数10件 ③行政内部で地域共生社会の実現に向けた多機関連携の取り組みが理解され協力を得られる。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

池田市版「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 イメージ図



まちごと・丸ごとプロジェクト

～見守り・気づきで地域課題を共有し、連携して解決していくネットワーク～



大阪府 高石市

都道府県名	大阪府	市区町村名	高石市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	56,452（人）		世帯数	22,813（世帯）		
高齢化率	26.8（％）	生活保護受給率	15.73（％）	面積	11.30（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		70.3(%)	公立小学校数	7(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		委託：1 か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大阪府の南部に位置し、北と東は堺市に、南は和泉市・泉大津市に隣接し、西は大阪湾に面している。府道堺阪南線、国道 26 号線、府道和泉泉南線、大阪湾岸線の主要道路と南海本線、J R 阪和線が南北に走っており、高石・羽衣・富木 3 駅から大阪の中心部まで 20 分、また関西国際空港にも 20 数 k m と近く、便利で住みよい住宅地となっている。臨海部は埋め立て造成による堺泉北工業地帯となっており、石油化学工業、ガス製造所などが整備されている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	すでに地域で支援を行っている民生委員、校区福祉委員、地域包括支援センター、自治会などの支援状況を集約し、また市の関係機関が抱える情報をデータベース化したものを基本台帳とし、継続した支援が必要な場合は、その台帳をもとに地域での協力をお願いし、きめ細かい情報収集ができるようにするなど地域のなかでの見守りなどを進めていくネットワークを構築していきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	支援を行う、見守るといった地域でのネットワークの中から新たな課題情報収集できるようなしくみにしていきたい。そして、その情報提供をするなど、地域に戻していけるような形をケース検討するなかで進めていく。また、その場合、個人情報には極力必要最小限にすることにより、地域の支援者に負担をかけないようにしていく、つまり、日常生活のなかでの見守りとできれば地域の協力が得やすいと考えます。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	高石市 (高石都市開発株式会社、市内郵便局、社会福祉法人高石市社会福祉協議会、)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	生活様式の多様化等により地域が希薄化し担い手が高齢化していることから世代交代が地域活動団体の共通課題となっている。	
④事業内容		
ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
高石校区	7小学校区のうちの1校区	約3200人
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
高石校区小地域包括化委員会	運営委員会の開催、後方支援・助言	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
コミュニティカフェ6か所	自治会	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
自治会、校区福祉委員、民生委員、老人クラブ等	地域づくりの方法について等	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
事業の成果目標		
運営委員会の開催数4回/年、見守り訪問対象者の範囲拡大（独居のみ→高齢者世帯等）、コミカフェの内容多様化による参加者増加		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市内全域	市内全域	56,452人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
アプラ高石、市内郵便局7か所	各機関→相談支援包括化推進員と連携	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
広報、看板の設置、チラシ配布など		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
出張相談会の開催		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)	(バックアップする人)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
事業の成果目標		
・「アプラたかいし」イベントにおける参加者数 700人 ・よろず相談及び出張相談での相談件数 420件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	高石市 (社会福祉法人高石市社会福祉協議会)
②事業名	多機関協働包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	概ね自治会エリアごとにコミカフェを実施し、地域での支えあいを目指してきたが、ここで把握される課題が経済問題・障がいへの対応など多面化してきた。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・地域包括支援センター職員 ・生活支援コーディネーター
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人高石市社会福祉協議会「ふくし総合相談窓口」
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
民生委員や福祉委員など地域関係団体に事業説明し、困りごとを抱えたケースの情報交換や地域課題の把握に取組む。スーパー等での出張相談の実施。専門機関との連携関係の構築。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 月1回実施。生活保護担当課、子ども支援課、高齢・障がい福祉課、人権推進課、学校教育課、社協など	(既存の会議の名称) 「多機関協働地域包括ケア会議」
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ① 年数回。地域団体等(民生委員、福祉委員、自治会など) ② 年4回。介護事業所、警察、商工会、障がい相談室など	(既存の会議の名称) ① 地域懇談会など ② 高齢者等 SOS ネットワーク
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
・相談支援包括化推進会議の参画機関数 15団体 ・相談支援包括化推進会議におけるケース検討 年42回 ・社会資源提案数 5件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

大阪府 阪南市

都道府県名	大阪府	市区町村名	阪南市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	53,969（人）		世帯数	24,144（世帯）		
高齢化率	32.06（％）	生活保護受給率	1.12（％）	面積	36.17（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		58.3（％）	公立小学校数	8（校）	公立中学校数	5（校）
地域包括支援センター		※委託２か所（市社協）（医療法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		※直営１か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本市は、大阪府の南部に位置し、農業や漁業が盛んな旧村の地域と大阪市のベッドタウンとして開発された新興住宅地域とが混在しています。主な産業は紡績や近海漁業ですが、衰退傾向にあります。又、近くに関西国際空港がありますが、観光資源に乏しく、空港の恩恵が少ない状況です。1970 年前後から開発された新興住宅に居住する方の高齢化、少子高齢化の急速な進展や人口減少が課題になっています。特別養護老人ホーム等福祉施設や介護保険事業所等は人口の割合に比べ比較的多い方です。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民同士での支え合いや見守りの基盤は低下し、又、どこまで公としての役割が必要であるか判断していく必要がある。市民や地域が相互の多様性を認めながら、環境変化等に対して自立した対応をすることが「地域共生社会」の実現である。超高齢社会に対して、地域が自ら問題解決(例えば、生活問題、健康問題、介護問題、移動問題等)の手法を検討し、地域のことは地域で解決していくことを目標としていく。地域力の強化は、地域と密着した社会福祉協議会が推進し、丁寧な住民の主体形成・地域福祉活動の発展を目指す。長期的な目標として、要援護者を早期発見し、早期に公や民が問題解決を図り、地域で見守り等支援を行っていく。地域共生社会を実現していくことで、医療や介護等の社会保障関連経費の増大の抑制につながると思われる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	多世代の住民に対して、住民主体の地域活動の参加やカフェ、サロン等の地域の拠点に参加する等、地域住民が地域福祉の担い手として地域住民を支えていくことが重要である。又、持続可能な地域づくりのための住民の主体形成(福祉教育)や新たな次世代の担い手づくりも行ふことで、“自分たちの地域は自分たちでつくる”ためのハード、ソフト両面の基盤の整備・強化を行う。子どもの参加や子どもの担い手化を核にすることで、保護者等の大人が新たに活動に参加することを期待したい。 特に若い世代の方には、地域の問題を、将来の我が事として認識してもらい、地域の課題や問題点等を考えてもらい、地域共生社会の実現に取り組んでもらいたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	阪南市社会福祉協議会	
②事業名	阪南市地域強化推進事業	
③事業実施の必要性	他世代に住民の地域活動を広げ、地域力を強化していく必要がある。 地域住民と福祉専門職との連携が弱い。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 12 校区	(人口) 53,969 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 小・中学生	(支援の内容) 子ども福祉委員活動の立ち上げ・運営支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 共生型サロン等	(運営主体) 社協・社会福祉法人・ボランティア・CSW	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民・福祉委員・子ども福祉委員	(研修の内容) 地域で生じた課題をもとに住民と共に福祉学習会を企画	
(エ)その他		
住民と共に地域課題を知るアンケート調査の実施		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
なし		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
①福祉委員会、子ども福祉委員の参加者数 ②地域での活動拠点の設置 ③多世代交流サロンの創出等		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 12 校区	(人口) 53,969 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) カフェ、サロン、その他の拠点(拠点整備が必要)	(相談を受け止める人) 校区福祉委員・民生児童委員・CSW・地域包括・社協	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協広報誌、各関係機関の会議等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) CSW・包括・社協の3者での校区担当ごとに情報共有会議(月1回)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) (ウ)と同じ	(バックアップする人) CSW・地域包括・社協	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業・CSW 事業・地域包括支援センター運営事業		
事業の成果目標		
①地域住民の相談(まちなかほっこり相談)の実施場所や開催件数・相談件数		
②住民と専門職の協働での事例の創出		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
平成 30 年 4 月 1 日より事業開始		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	市及び委託(阪南市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、 体制等	公と民の役割を明確にし、公的な機関の支援終了者は、民につなぎ、民が主体となり、公が民と連携をしながら地域生活を見守る必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	市:地域福祉担当7年、社協:介護支援専門員、乳児院・保育所で保育、重度身体障がい者施設で介護、放課後等デイサービスで指導員、計画相談員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	庁内まるごとネットワーク推進員(1名:市) 相談丸ごとネットワーク推進員(1名:社協)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
CSW や包括支援センターが身近な圏域で市民等から受けた相談が、多種多様で複合的な課題であった場合、民(社協)が多機関と連携をとり、支援方針等策定し、支援に取り組む。公的機関の支援が必要な事案については、公の庁内まるごと推進員につなぎ、公が主体者となり問題解決に取り組む。 公が個別支援方針を策定し支援を実施。公での問題解決整理後は、主に民が主となって個別支援を実施していく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ①月 1 回/CSW・市(庁内まるごと推進員)・社協(相談丸ごとネットワーク推進員)②月 1 回/CSW・包括・社協 CW・必要により住民の方・社協(相談丸ごとネットワーク推進員)	(既存の会議の名称) ①CSW 連絡会 ②支え合い会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ①月 1 回/CSW・社協・包括・市民福祉課・生活支援課(生活困窮部署)・介護保険課・学校教育課・SSW・地域就労支援センター ②月 1 回/市(6部16課)・社協	(既存の会議の名称) ①丸ごと連絡会 ②共生の地域づくり庁内連携推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
なし	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
本人・家族・多様な主体との協働による「ひきこもり支援のネットワーク」の創出 ライフライン事業所(新聞配達事業所等)との見守り協定の推進	
オ その他	
平成 30 年 7 月より市の福祉部で総合相談窓口として、くらし丸ごと相談室を開設。	
⑧事業の成果目標	
①地域での相談件数やくらし丸ごと相談件数の実数 ②民が市民の問題や困りごと等解決し、引き続き地域での見守り等を実施している件数 ③公が民に引継ぎし、地域での見守り等を実施している件数	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
平成 29 年 10 月1日より事業開始	

大阪府 大阪狭山市

都道府県名	大阪府	市区町村名	大阪狭山市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	58,742（人）		世帯数	25,740（世帯）		
高齢化率	27.28（％）	生活保護受給率	10.61（％）	面積	11.92（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		57.48(%)	公立小学校数	7(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		委託：１か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大阪市中心部から直線距離で 20km 圏に位置し、市内を縦貫している南海電気鉄道高野線の 3 つの駅があり、大阪市中心部とは約 25 分で結ばれて、ベッドタウンの性格があります。 また、日本最古のため池の狭山池が市のほぼ中心にあり、そこにつながる河川を活用した生産緑地があり、葡萄などの特産品もありますが、本市の主要産業は卸売業・小売業、サービス業、飲食店、不動産業、製造業であり、約 75%を占めています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	多種多様な相談に対応した相談窓口が、各種制度により設置しているが、アンケート等により市民はどこに、どの様な相談をしてよいかわからないと思っている。 これらを解消するため、相談窓口の連携を強固にする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	どこの誰がなにをしてるのかを知らずとも、地域が一体となり、何をどこに相談しても大丈夫だと認識してもらえようにする。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	大阪狭山市（社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会）
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	大阪狭山市では、地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活サポートセンター・就労準備支援センター等の運営を大阪狭山市社会福祉協議会に委託して実施しています。また、中学校区ごとに CSW を配置しています。しかし、核家族化・少子高齢等により生活問題は表面化しづらい状況で、相談時には問題が複雑化しているため、相談機能の連携と地域からの早期の情報収集が必要となるため、包括化推進委員（兼務 3 名）を配置し、市内の面的・包括的な相談体制を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・元職：地域包括支援センター長（資格：社会福祉士、介護支援専門員） ・生活サポートセンター長他（資格：社会福祉士） ・相談業務、民生委員・児童委員協議会担当（資格：社会福祉士）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大阪狭山市役所南館及び社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活サポートセンター・就労準備支援センター等での相談、社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会での貸付制度等の相談、民生委員・児童委員等地域からの情報をもとに課題化し、必要に応じて支援体制を構築します。 また、庁内連携調整担当を定め、庁内を横断した取り組み及び協働した取り組みの強化を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 課題化した内容によって、関係する地域包括支援センター等の相談機関及び CSW・学校・民生委員・施設等の関係者をもって包括的支援会議を随時開催（月 1 回程度）	（既存の会議の名称） ケース検討会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 地域包括支援センター・基幹相談支援センター・生活サポートセンター・就労準備支援センターの相談員、CSW、庁内連携調整担当等により（仮称）相談支援包括化推進会議を開催（定例年 2 回程度）	（既存の会議の名称）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
市内の社会福祉施設等に課題の案件により、社会貢献及び事業に対する協賛金の協力依頼を実施する。 また、広く周知し事業展開が必要な場合は、企業や団体に対しても同様に事業に対する協賛金の協力依頼を実施する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
支援が必要な学生で、進路が定まっていないなどにより義務教育終了後に継続的な見守りが必要な世帯に対するネットワーク化の構築により課題の深化を防ぐ取り組みを実施。	
オ その他	
自立支援協議会・地域ケア会議等での課題や取り組み事業の情報を横断的に共有する。	
⑧事業の成果目標	
引きこもり・ネグレクト等の課題は、義務教育期間中は学校による見守りや支援の実施や支援実施機関へのつながりが行われている。 しかし、中学校卒業後は課題の発見が遅れ、深化する傾向にあるために見守りや支援のネットワーク化を図る。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
現在、地区福祉委員会において地域課題の集約や取り組みの実施を検討しています。また、平成 32 年度（2020 年度）からの地域福祉計画と地域福祉活動計画を平成 31 年度中に策定するため、これらの計画と合わせて地区福祉委員会の地区（おおよそ小学校区）地域課題への取り組みへの支援を平成 32 年度（2020 年度）から実施する。	

大阪府 太子町

都道府県名	大阪府	市区町村名	太子町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	13,350（人）		世帯数	5,536（世帯）		
高齢化率	28.6（％）	生活保護受給率	0.91（％）	面積	14.17（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		52.3（％）	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		町村のため大阪府が実施				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

竹内街道や天皇陵など歴史遺産や自然環境に恵まれた、都市近郊の地域で、ぶどうやみかんなどの果樹農園や、田園風景も一部残っている。観光では、万葉集にも詠われた二上山や、町名の由来の聖徳太子御廟や、敏達天皇、用明天皇、推古天皇、孝徳天皇陵をはじめとする古墳が点在し、最古の官道である竹内街道もあり、歴史遺産が豊富で多くのハイカーが訪れている。地域は旧村の地区と住宅開発された新興住宅の地区があり、ともに町会・自治会を形成している。旧村地区では昔ながらの隣近所のつながりが残っているが、流入人口や世代交代などにより希薄化が進んできている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化や核家族の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など地域を取り巻く環境の変化や、住民のニーズや地域課題も多様化、複雑化しており、その地域課題を解決していくために、子ども・高齢者・障がい者などすべての人が共に地域において、協働で助け合える地域共生社会の実現をめざす。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の人々が「我が事」として参画し、人と人が世代を超えて、支え支えられる関係の循環を起こし、誰もが生きがいと役割を持つような地域づくりにつなげる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	太子町(社会福祉法人 太子町社会福祉協議会)	
②事業名	太子町地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	既存職種である介護保険制度の生活支援コーディネーターと連携し、概ね町会・自治会などの単位の地域づくりを支援する専門職の配置を一体的かつ効果的に進める必要があるため、地域力強化支援員を1名配置する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町会等地域(48 町会等)	(人口) 13,350 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 児童、障がい者及び高齢者並びに各種団体		(支援の内容) 要援護者の地域課題の解決支援
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 交流サロン7か所で、相談キャッチと交流の拠点機能を深めることができるよう整備する。		(運営主体) 社会福祉法人太子町社会福祉協議会
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、地区福祉委員、民生委員・児童委員		(研修の内容) ①「支え合いマップ」づくり入門研修②モデル地区実践型研修③「支え合いマップ」インストラクター養成研修
(エ)その他		
地域住民の誰もが参加でき、地域生活課題を「見える化」できるツールとして「支え合いマップ」づくりを行う。また、民生委員・児童委員活動のあり方、地域福祉推進のあり方、地域福祉推進のあり方を考え直し、福祉のまちづくりのために住民の支え合いの実態を住宅地図に記入して「支え合いマップ」づくりを行い、地域の抱えた問題と解決策を抽出する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
歳末たすけあい募金の助成や町会・自治会等の協賛による助成で確保する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
本町の介護保険事業は、第1層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託しており、コーディネーター1名を本事業の支援員と連携することで、地域づくりに資する専門職としてより一体的かつ効果的に事業実施ができる。		
事業の成果目標		
「支え合いマップ」づくりの拡大を図るため 48 町会等に働きかけ、モデル地区を4か所選定し事業展開を図る。また、民生委員・児童委員の研修ツールとして「支え合いマップ」づくりを活用し、継続的な地域づくり支援を図る。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町会等地域(48 町会等)	(人口) 13,350 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 交流サロン7か所で「これからの一番の困りごと」を収集し、住民と専門職が協働してニーズキャッチする活動を定期的に行う。		(相談を受け止める人) 地区福祉委員、社協地区担当、地域包括支援センター、CSW
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 町及び社会福祉協議会の各種会議等での口コミ、ウェブサイト及び広報誌		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 社協地区担当、CSW、地区福祉委員会その他地域の各種団体及びケアマネとの連携を密にし、地域生活課題の早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域力強化支援員が、地区福祉委員、民生委員・児童委員と上記専門職と調整し課題集約の会議を月1回開催する。また各地域の課題を多機関のネットワークにつなぐ。		(バックアップする人) 地域力強化支援員、生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
CSW、社協地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所等		
事業の成果目標		
現在7か所の交流サロンをこの事業で支援することにより1か所増加し、一人でも多くの地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備を図る。		
ウ その他		
地域力強化支援員を次期地域福祉計画・地域活動計画の策定に参画させる予定。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
《平成 31 年度から実施》		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	太子町(社会福祉法人 太子町社会福祉協議会)	
②事業名	太子町多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	地区福祉委員や民生委員・児童委員による小地域ネットワーク活動、CSWの配置、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等により、地域生活課題が多く顕在化してきたが、複合化・複雑化した事例の対応が円滑に行われていないことから、あらゆる課題を集約し支援する必要があるため、相談支援包括化推進員を1名配置する。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	デイサービスでの「生活相談員」	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人 太子町社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
相談支援包括化推進員を1名配置し、あらゆる課題を集約し支援内容の検討及び意見交換を行う。また同時に、地域包括支援センターや児童・障がい者各分野の相談機関や専門職が抱えている課題を集約するためのネットワーク化を図る。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域ケア会議(年 12 回程度)に参加して開催する。参加者は、地域包括支援センター、CSW、介護事業所、理学療法士、社協、生活支援コーディネーター、歯科衛生士、栄養士、薬剤師等。またCSW連絡会議(年 12 回程度)に参加して全世代型として開催する。参加者は、CSW、ケアマネ、生活支援コーディネーター、地域力強化支援員等。		(既存の会議の名称) 地域ケア会議 CSW連絡会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 多職種では「ネットワーク構築の会議」として月1回開催する。参加者は、CSW、社協、人権相談、就労相談、生活困窮、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等。		(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
歳末たすけあい募金の助成や町会・自治会等の協賛による助成で確保する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地域住民と接しているケアマネや事業所の担当者が持っている知識やネットワークを活用するため、ケアマネ連絡会及び事業所連絡会を設置予定。そこで課題解決の共有や新たな解決策の仕組みづくりを行う。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
相談支援包括化推進員があらゆる事例検討会議に参加する体制を構築し、相談支援包括化推進員が把握することにより各相談支援機関等と連絡調整し必要なコーディネートを行い、相談支援包括化推進会議を開催し支援内容の検討及び意見交換を行い、適正な関係機関につなげ自立した生活ができる地域づくりに努める。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
《平成 31 年度から実施》		

大阪府 大阪市

都道府県名	大阪府	市区町村名	大阪市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2,728,981（人）		世帯数	1,423,774（世帯）		
高齢化率	25.3（％）	生活保護受給率	5.07（％）	面積	225.3（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		55.1(%)	公立小学校数	289(校)	公立中学校数	130(校)
地域包括支援センター		委託：66 箇所（社協、その他民間法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：24 箇所（社協、その他民間法人）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

1889 年に市制が施行された。大阪府には日本全国の人口の約 7 %、日本に居住する外国人の約 10%が大阪に集中するなど、東京都に次ぐ大都市といえる。大阪市は大阪府の中心的な都市であり、府庁をはじめ、経済の中心が大阪市内に集まっている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・大阪市では、自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を支えるしくみとして、平成 27 年度から各区社会福祉協議会に「見守り相談室」を設置し、地域の見守り体制の強化に取り組んでいる。 ・また、既存のしくみでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者を支援するため、平成 29 年度から 3 区においてモデル事業を実施し、モデル事業の実施内容等を踏まえ、平成 31 年度（令和元年度）からは全区（24 区）において「総合的な相談支援体制の充実事業」を実施し、区保健福祉センターが中心となり、様々な施策分野の相談支援機関や地域の関係者が連携し支えるためのしくみづくりに取り組んでいる。 ・地域における見守り支援と専門的な相談支援機関による支援の取組みの相乗効果により、相談支援機関・地域・行政が一体となった「総合的な相談支援体制」の充実を図り、支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・個別事例への支援を通じ、相談支援機関や地域住民、行政のそれぞれが「面」としてつながることにより、要援護者の課題が深刻化する前に、早期に把握・早期に対応を行う「予防的アプローチ」が可能となると考えている。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	大阪市(各区社会福祉協議会)	
②事業名	総合的な相談支援体制の充実(各地域の特性に応じた地域福祉支援体制の構築)	
③事業実施の必要性	・少子高齢化の進展や社会状況の変化に伴い、家族や地域のつながりが希薄化し、「社会的孤立」の問題が表面化するとともに、軽度の認知症や精神障がい疑われる人も増加しており、公的なサービスの受給要件を満たさない「制度のはざま」の人への支援という課題も顕著化している。 ・加えて、平成27年12月に本市からの委託により福祉分野の相談支援を実施する機関(293ヶ所)に対して本市が実施したアンケート結果において、約4割の機関が「地域のキーパーソンがいない等により地域との調整に時間がかかる」と回答しており、「地域力の強化」が喫緊の課題となっている。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域) 平野区	(対象地域の範囲) 区域	(人口) 193,788人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域福祉活動コーディネーター(小学校区)	(支援の内容) ・地域福祉活動の中心となる「地域福祉活動コーディネーター」を概ね小学校区を単位として1名配置 ・研修会や事例研究等を通じ、「地域福祉活動コーディネーター」の資質の向上を図る	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 老人憩いの家等	(運営主体) 老人憩いの家運営委員会等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民等	(研修の内容) 見守り活動や地域資源の活用方法等に関する研修の実施	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
・市民の寄付等により蓄積された「ボランティア活動振興基金」等を活用し、区内に必要とされるボランティアの育成等の取組みを実施する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・区社会福祉協議会交付金事業による地域福祉活動への支援や、生活支援コーディネーターと連携し、ふれあい喫茶や食事サービス、子育てサロン等の活動の担い手の発掘・育成を実施		
事業の成果目標		
・地域福祉活動に関わる人が、各地域の実情に応じた見守りや相談の体制が整いつつあると感じる割合が60%以上		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 平野区	(対象地域の範囲) 区域	(人口) 193,788人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 老人憩いの家等	(相談を受け止める人) 地域福祉活動コーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) ・区役所・区社会福祉協議会のホームページにて事業の周知を図るとともに、各種ビラ等により各地域における活動内容を周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) ・身近な地域の相談窓口として、生活課題等に関する様々な相談に応じるとともに、地域における「アンテナ役」として、民生委員等の地域住民と連携して要援護者情報を収集し、個別訪問を実施		

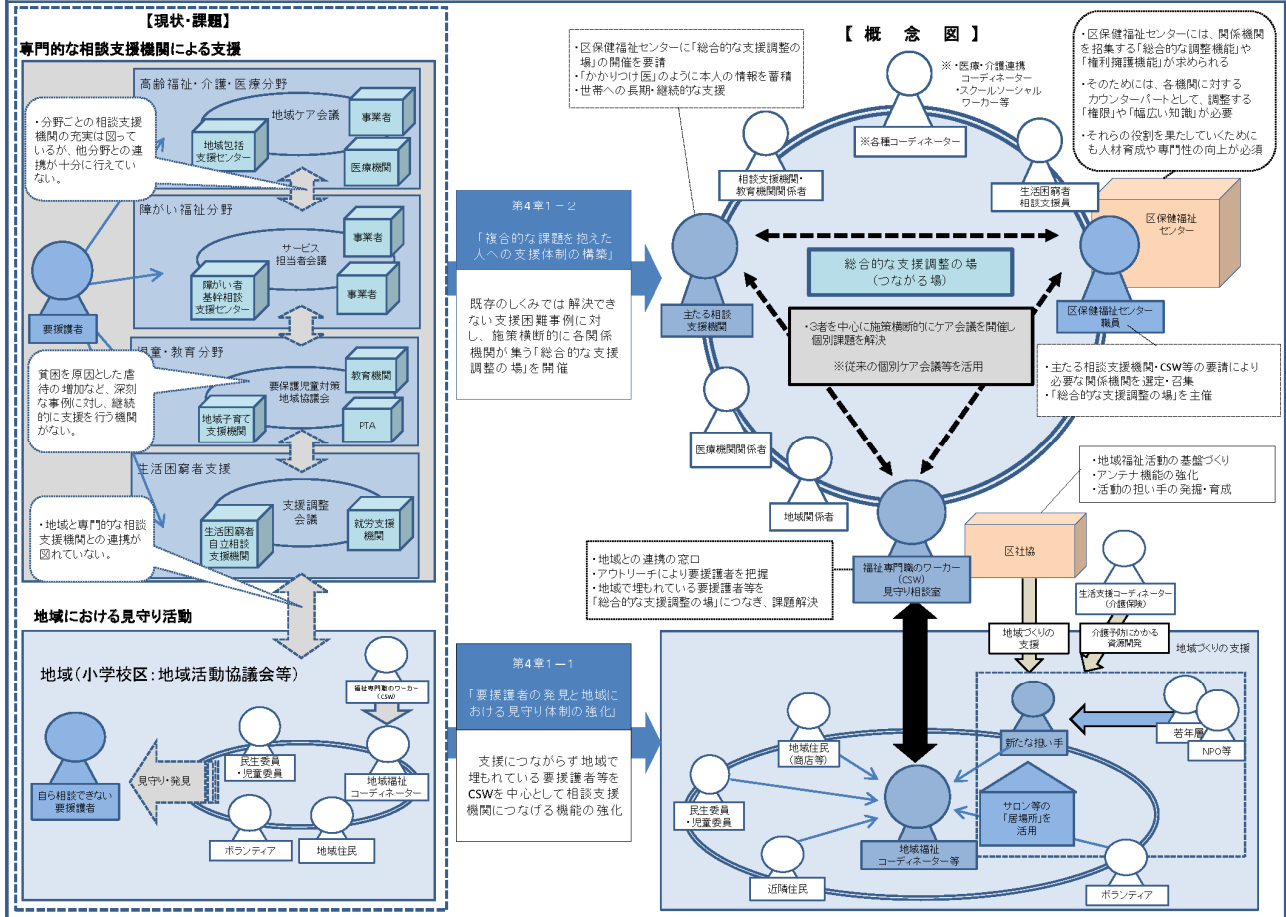
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) ・地域だけでは解決できない課題に対し、見守り相談室に配置した福祉専門職のワーカー（CSW）と連携し、地域だけでは解決が困難な課題を抱えた要援護者を適切な支援につなげる	(バックアップする人) 福祉専門職のワーカー（CSW）
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）	
・一つの相談支援機関だけでは解決できない複合的な課題を抱えた要援護者について、「総合的な支援調整の場（つながる場）」（「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」）につなぎ、課題の解決を図る	
事業の成果目標	
・地域福祉活動に関わる人が、各地域の実情に応じた見守りや相談の体制が整いつつあると感じる割合が60%以上	
ウ その他	
③ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	大阪市
②事業名	総合的な相談支援体制の充実事業
③事業実施の必要性、体制等	・これまで、大阪市においては、高齢者・障がい者・児童等、対象者ごとに福祉サービスの充実を図ってきたが、一層複雑化・多様化・深刻化する福祉課題に対し、単独の機関だけでは十分に対応できない現状がある。 ・本市からの委託により福祉分野の相談支援を実施する機関（293ヶ所）に対して本市が実施したアンケート結果において、「相談者がたらい回しに合う」「連携にあたって主導的な役割を担う機関がない」「個別ケア会議への参画を依頼しても来てもらえない」「連携の場やツールがない」「他の相談支援機関の機能・役割が分からない」「時間等の制約があり、地域との関係づくりにまで手が回らない」等の課題が明らかとなった。 ・このことから、これらの課題の解決に向けて、区保健福祉センターが中心となり、相談支援機関・地域住民・行政が一体となった「総合的な相談支援体制」の充実を図る必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	・次の者が一体となり「相談支援包括化推進員」の機能を担う ①区保健福祉センター職員（24名） ②非常勤嘱託職員（19名） ③スーパーバイザー
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①区保健福祉センター職員 ②非常勤嘱託職員 （社会福祉士、精神保健福祉士、又は社会福祉主事任用資格等を有し福祉事務所等で2年以上相談援助業務に就いていた者） ③スーパーバイザー（学識経験者等）
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	区保健福祉センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
【事業目的】 ・既存のしくみでは解決が難しい要援護者に対し、区保健福祉センターが中心となり、関係機関や地域関係者が一堂に会する「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下「つながる場」という。）を開催し、支援方針の共有化と支援にあたっての役割分担の明確化を図るとともに、相談支援機関同士の連携の強化に向けて、情報連携のためのツールの作成や、担当者を対象とした研修会を開催する。 ・これらの取組を通じ、複合課題を抱えた要援護者やその世帯に対し的確に対応できる、「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」を構築する。 【事業内容】 ①支援困難事例の蓄積（区内の支援困難事例の分析・課題の把握等） ②「つながる場」の開催（支援困難事例の方針検討、役割分担の明確化、区内の福祉課題の把握等） ③区職員・相談支援機関を対象とした研修の実施 （相談支援機関の機能・役割の共有、相談支援の連携を担う人材の育成等社会資源の創出方法の検討） ④相談支援機関の連携の強化に必要なツールの開発（支援マップ、情報共有シート等） ⑤新たな社会資源等の創出（NPO等の新たな担い手の育成等）	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・相談支援機関やCSW等からの要請により、区保健福祉センターが必要な関係機関を選定・召集し、つながる場を開催する。(随時) ・必ずしも新たな会議体を作るものではなく、「地域ケア会議」等の既存の会議の枠組みを活用し、これらに施策横断的な機能を付加する。 ・「つながる場」には適宜スーパーバイザーが参画し、対応内容や支援方針に関する専門的な助言を行うとともに、対応の振り返りや、各区における実施内容の検証等を実施する。	(既存の会議の名称) ・地域ケア会議 ・要保護児童対策地域協議会 ・支援会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・区内の行政職員、相談支援機関の担当者、民生委員等が集う連絡会等を開催 ・各福祉分野(高齢者、障がい者、こども・子育て等)をはじめ、街づくり、教育、住宅など幅広い分野等と連携して施策を推進するため、関係部局横断的な庁内連携体制を構築することを目的とした市レベルの会議を開催(平成 29 年度～平成 30 年度:2 回開催、平成 31 年度:未定)	(既存の会議の名称) 大阪市地域福祉連絡会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
市民の寄付等により蓄積された「ボランティア活動振興基金」等を活用し、区内に必要なとされるボランティアの育成等の取組を実施する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
「つながる場」の取組を通じ、区内に必要な社会資源の把握を行い、企業やNPO等、新たな資源等の開発を行う。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
平成 29・30 年度に規模の異なる 3 区において行ったモデル事業の効果や実施手法、実施体制等の検証を踏まえ、平成 31 年度は本市全域(24 区)において、複合的な課題を抱えた要援護者に的確に対応できる包括的支援体制の構築を目指す。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実【モデル事業の基本的な枠組み】＜大阪市地域福祉基本計画より抜粋＞



本人を中心とした「相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制」【めざすべき理想像】

地域における見守り活動による支援

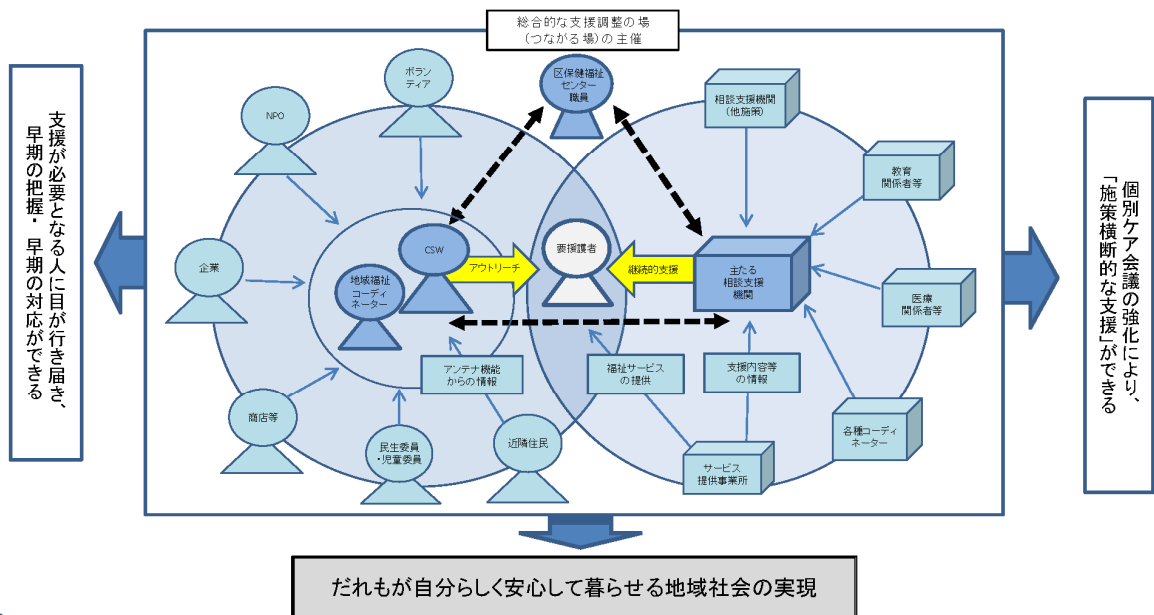
- ・専門的な相談支援機関の支援のしくみとの連携により、「課題解決力」を向上
- ・個別事例の解決を通じた「気づき」により、他の要保護者に対する「支援の輪」の展開

問題が深刻化する前に対応できる「予防的アプローチ」の実施

複合課題等、支援困難事例に対し、的確に対応し、課題解決できるしくみの構築

専門的な相談支援機関による支援

- ・地域との連携ができるしくみにより、よりきめ細かに本人の地域生活を支援
- ・「主たる相談支援機関」に支援内容等の情報を一元化し、ライフステージの変化に対応した長期・継続的な支援



大阪府 豊中市

都道府県名	大阪府	市区町村名	豊中市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	400,384（人）※1		世帯数	177,122（世帯）※2		
高齢化率	25.6（％）※3	生活保護受給率	2.507（％）※4	面積	36.6（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	40.4（％） ※5		公立小学校数	41(校)	公立中学校数	18(校)
地域包括支援センター	委託：14 か所					
生活困窮者自立相談支援事業	直営：1 か所，委託：2 か所（社協、一般社団法人）					

※1※2:令和元年 11 月 1 日現在 ※3:平成 31 年 1 月 1 日現在 ※4:平成 31 年 3 月末現在 ※5:令和元年 5 月 1 日現在

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大都市周辺に位置し、阪急電鉄や北大阪急行、大阪モノレールの鉄道網に加え、名神高速道路、中国自動車道、阪神高速道路などの幹線道路網、さらに大阪国際空港が立地するなど、その交通の利便性の高さなどを背景に、早くから住宅地が開発され、生活に必要な社会基盤が整い、教育・文化、福祉が充実した住宅都市として発展を遂げてきました。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	① 福祉部局である地域共生課は地域福祉計画や地域包括ケアシステムを通じて相談を受け止める体制づくりを進めており、関係機関と住民が協働し地域に潜在化した課題を発見し、受け止めていく機能を構築していく。 ② 商工労政部局であるくらし支援課は生活困窮者制度を所管しており、①で受け止めた課題のうち、解決が困難となった複雑な課題について、多機関で連携を図りながら出口につないでいくための仕組みを構築していく。 福祉分野と商工労政分野を担う 2 つの部局が連携することで、地域共生社会の実現をめざしていくもの。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	すべての市民が役割を持ち、自助、互助・共助、公助の協働のもと、「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせることができる地域」を実現する。 そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一人ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会	
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化の進展により従来の「支える人」と「支えられる人」の発想が限界にきている。課題を克服するために、本市が持っている市民力・地域力などを生かした仕組みづくりが求められている。 本市が策定した『豊中市地域福祉計画』に掲げる福祉コミュニティの実現をめざして、社会福祉協議会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に「我が事・丸ごと」の地域づくりに取り組むもの。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 豊中市全域	(対象地域の範囲) 全小学校区	(人口) 406,593 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 校区福祉委員、民生・児童委員を中心とした豊中市民	(支援の内容) 主体的に見守り、声かけなど活動を行う取り組みを支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域福祉活動支援センター(本部を含む7カ所)	(運営主体) 豊中市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ①マンション管理組合・マンション住民 ②福祉なんでも相談員	(研修の内容) ①福祉課題が見えにくくなっているマンション等集合住宅において、マンション居住者のつながりを深めると、他のマンションの取組みについての情報や課題解決の手法を共有する ②相談対応力を高めるための相談員研修を実施し、自助力・地域力の向上を図る	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
豊中市社会福祉施設連絡会や高齢者等見守りネットワークとの連携で新たな社会資源を創出		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターと連携しながら地域の課題解決に向けて取り組みを実施		
事業の成果目標		
・地域福祉活動支援センターの来場者数…@1,200 名×6ヶ所 ・マンションサミット参加者数…@50 名×2回=100 名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 豊中市全域	(対象地域の範囲) 全小学校区	(人口) 406,593 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 豊中市社会福祉協議会	(相談を受け止める人) コミュニティソーシャルワーカー	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 各種広報、フェイスブック、ローラー作戦による全戸訪問など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 小学校区ごとにアンケート調査を行い、福祉課題に対するニーズ・シーズを定量的に把握、分析するとともに、特に課題が多い、あるいは見えにくい地域に対しては、全戸訪問(見守りローラー作戦)により地域生活課題を把握する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		

(バックアップの内容) 福祉なんでも相談で解決できない相談ごとをバックアップ	(バックアップする人) コミュニティソーシャルワーカー
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援コーディネーターと連携しながら地域の課題解決に向けて取り組みを実施	
事業の成果目標	
・相談件数:1200 件 ・相談対応回数: 5000 回	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	豊中市（豊中市社会福祉協議会、一般社団法人キャリアブリッジ） ※直営＋委託方式により 3 機関が連携し実施する
③ 事業名	地域包括支援体制の構築事業
④ 事業実施の必要性、体制等	本市では、直営＋委託方式（2 か所）にて生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関を設置しており、H30 年 1 月～12 月においては、新規相談の受付件数は 1,563 件となっている。相談内容を見ると、病気、メンタルヘルス、多重債務、経済的困窮、就職困難等相談者自身が複数の課題を抱えているケースのほか、高齢の親の介護や子どもの障害等相談者が属する世帯全体の支援が必要なケース等も多く、多分野・他機関による包括的な支援体制のさらなる充実が必要となっている。また、年齢や分野別に構成されているネットワーク間を有機的につなぐための、総合的なコーディネート機能が必要となってきた。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	豊中市地域就労支援センターの就労支援コーディネーター、生活困窮者自立相談支援機関相談員、コミュニティソーシャルワーカー業務等従事者。（資格）キャリアコンサルタント、社会福祉主事、職業カウンセラー（障害者）、一般財団法人生涯学習開発財団認定コーチ等資格保有者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	くらし再建パーソナルサポートセンター@くらし支援課（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関） くらし再建パーソナルサポートセンター@社協（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関） くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶき（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関） 地域福祉活動支援センター@庄本複合施設（市地域福祉計画に基づく地域福祉ネットワーク拠点）
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・自立相談支援機関それぞれに相談支援包括化推進員を配置することによりワンストップにて相談を受付、支援調整会議にて支援方針・プランを作成した後、個々の状況に応じて必要な関係機関と連携し、支援を実施する。また、必要に応じて、個別ケース検討会議を実施する。 ・3 か所の自立相談支援機関それぞれが持つ支援ネットワークの整理を行いながら、不足している社会資源の洗い出しを行い、その結果を踏まえ社会資源の開拓・育成を図る。また、最終的には、緊急時など必要に応じて各支援機関が有機的に直接連携できるよう、関係機関を対象とした研修会や交流会を実施するほか、平成 28 年度に作成した各機関の支援内容、体制等の情報共有を目的に作成した社会資源マップの活用を進める。 ・市地域包括ケアシステム推進総合会議を開催して、年齢や分野別に構成されているネットワークの総合調整及び連携を図り、全体の総合的なコーディネートを行う。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 ①週 1 回～2 回 市担当課課長級、係長、自立相談支援機関（直営・委託）の相談員等 ②月 1 回 市担当課課長級、係長、自立相談支援機関（直営・委託）の相談員等 ③随時 自立相談支援機関の相談員、関係機関職員 ④随時 市担当課職員、関係機関職員等	（既存の会議の名称） ①支援調整会議 ②自立相談支援機関連絡会議 ③個別ケース検討会議 ④支援会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 ①年 1 回 市の福祉部局に加え、税・保険の徴収部門、住宅、教育等の部局の管理職 ②年 8 回 自立相談支援機関の相談員、市の生活保護担当課、障害府福祉、高齢者支援、税、保健、水道等の徴収部門の窓口担当者 ③年 7 回 校区福祉委員、民生・児童委員、福祉なんでも相談窓口相談員、主任児童委員、高齢者施設、居宅介護支援事業所代表、障害者施設、こども園、幼稚園、行政支援機関職員 ④年 1 回 学識経験者、校区福祉委員、民生・児童委員、自立相談支援機関、社協の職員 ⑤ 年 3 回 コミュニティ・ソーシャルワーカーとスクール・ソーシャルワーカーの意見交換会	（既存の会議の名称） ①くらし再建パーソナルサポート事業連絡会議 ②くらし再建パーソナルサポート事業意見交換会 ③域福祉ネットワーク会議 ④生活困窮者・社会孤立者の早期発見・支援のための検討会議 ⑤地域包括ケアシステム推進総合会議こども部会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
豊中市無料職業紹介所や豊中市社会福祉協議会のネットワークを活用し、民間事業者に寄付等の依頼を行う。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
現在の社会資源の状況把握を行いながら、必要な社会資源の洗い出しを行い、その結果を踏まえながら、本市に必要な社会資源の開拓を行う。	
オ その他	
本事業の関係機関への周知、社会資源の開拓・育成、関係機関の連携強化等本事業の取組みを効果的、円滑にすすめるため、定期的に関係機関を対象に研修会や交流会を実施する。	
⑧事業の成果目標	
・支援調整会議の実施（毎週） ・個別ケース検討会議の実施（必要に応じて随時） ・関係機関の連携強化を目的とした研修会への参加機関数 50 団体（機関） ・関係機関の連携強化を目的とした研修会への延べ参加人数 200 人 ・新たな連携先の開拓 5 件 ・地域包括ケアシステム推進総合会議の実施（2 回） ・支援会議の実施（12 件）	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

大阪府 高槻市

都道府県名	大阪府	市区町村名	高槻市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	351,741（人）		世帯数	160,191（世帯）		
高齢化率	29.0（％）	生活保護受給率	16.99（‰）	面積	105.29（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		49.15(%)	公立小学校数	41(校)	公立中学校数	18(校)
地域包括支援センター		委託：１２か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：１か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大阪府の北東部にあって、大阪と京都のほぼ中間に位置し、どちらとも約15分で結ばれている交通利便性の高い都市です。平成29年度には新名神高速道路の高槻インターチェンジが開通し、さらに利便性が増しています。市北部は北摂山系の山並みが連なり、市南部は淀川が形成した平地が広がる地勢で、農地や田園、水辺などの多様な自然に囲まれた良好な市街地となっています。また、市民が主体となって「高槻まつり」や「高槻ジャズストリート」、「こいのぼりフェスタ1000」といった大規模なイベントが実施されている賑わいのあるまちです。平成30年度には、弥生時代の遺跡を保存・活用し、全天候型子どもの遊び施設などを備えた「安満遺跡公園」が開園するなど、住みやすく魅力あるまちになっています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とするアウトリーチによる相談支援に加え、次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて、地域住民等による早期把握・対応の仕組みづくりを進めます。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	CSWが地区福祉委員会（校区社協）と取り組む「福祉のまちかど相談」など、身近な地域で気軽に相談ができる体制づくりを行います。地域住民等による「受け止める」「つなぐ」といった早期把握・対応の仕組みが根付くよう働きかけを行い、「すべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を目指します。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	高槻市 (助成先：社会福祉法人高槻市社会福祉協議会)		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	平成 30 年度の大阪府北部地震及び台風第 21 号では、福祉ニーズを抱える住民の存在が被災を経験して浮き彫りになるとともに、関係団体等との連携や地域における支え合いの重要性を再認識した。また、本市は高度経済成長期に急激な人口流入があり、全国と比較しても高齢化率が高く、地域福祉の担い手発掘にも取り組む必要がある。そこで、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心とするアウトリーチによる相談支援に加え、次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて、地域住民等による早期把握・対応の仕組みづくりを進める。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲) 概ね小学校区	(人口) 351,741 人	

(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区福祉委員会等		(支援の内容) 地域住民、団体等による座談会の実施について、C S Wが中心になりコーディネートする
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) ふれあい喫茶、いきいきサロン (公民館、コミュニティセンター等で開催)		(運営主体) 地区福祉委員会
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員児童委員・地区福祉委員会、地域住民・団体等		(研修の内容) 民生委員と地区福祉委員会の合同研修会により意見交換を行う。また、地域住民・団体等による座談会を開催し、地域共生社会の意識を醸成する
(エ) その他		
・C S Wのコーディネートにより、地域住民、専門職、事業所や団体等が連携し、子育て支援の場の機能充実を図る ・障がい児者との交流の場づくりを実施する		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
民間社会福祉施設連絡会による地域貢献事業、子育て支援関係団体等との連携		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
生活支援コーディネーターが中心に開催する各地域のワークショップについて、地域の多様な主体が参画する場であることから、我が事意識の醸成に当たり連携して取り組む		
事業の成果目標		
・C S Wが中心になり民間社会福祉施設、子育て支援関係団体等のコーディネートを行い、地域で連携が図られている ・座談会開催回数、拠点参加者数、研修開催回数		
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内13地区	(対象地域の範囲) 概ね小学校区	(人口) 123,060人
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉のまちかど相談		(相談を受け止める人) 地区福祉委員会
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) ふれあい喫茶などの地域の居場所での周知、広報誌掲載、リーフレット・映像作成		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区福祉委員会、地域住民、関係団体等による座談会の開催等により、福祉のまちかど相談を拠点とした見守りのネットワークをつくり、地域生活課題の早期把握に努める		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 専門職による巡回相談を実施する		(バックアップする人) C S W、民間社会福祉施設、行政（保健師、ケースワーカー）等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）		
C S Wのコーディネートにより、福祉のまちかど相談を、ふれあい喫茶などの地域の居場所のほか、地域子育て支援拠点と連携して実施する		
事業の成果目標		
・巡回回数、相談件数、相談のつながりの件数、座談会開催回数 ・実施地区の拡大に向けた働きかけを行う		
ウ その他		
・事業実施に当たっては、次期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定と関連付けて行う ・市の各部署と社会福祉協議会で構成する地域共生社会等検討会を設置し、地域共生社会の実現に向けた取組を横断的に実施する		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
次年度の事業実施に向けて、各分野の相談支援機関や福祉施設、関係団体、行政等を対象とする多機関協働実践研修会を開催し、多機関の連携・協働の必要性について理解を深めるとともに、地域生活課題などをテーマにグループワークを行う		

兵庫県 芦屋市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	芦屋市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	95,488（人）		世帯数	44,431（世帯）		
高齢化率	28.84（％）	生活保護受給率	6.9（％）	面積	18.57（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		63.19(%)	公立小学校数	8(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		委託：4 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

芦屋市は、北は緑豊かな六甲の山々が連なり、南は、大阪湾を臨む自然環境や温暖な気候に恵まれた有数の住宅都市として、全国にその名を知られています。これは、芦屋市が古くから住宅地・別荘地として発展してきた歴史があり、また昭和26年には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が施行され、芦屋市自らも、「国際性・文化性あふれる住宅都市の建設」を目標として、まちづくりを進めています。 ※芦屋市公式ホームページ http://www.city.ashiya.lg.jp

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体の「地域発信型ネットワーク(※)」と専門職の連携による支援のネットワークの融合を図り、「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市において、既に多様なニーズを受け止めるワンストップ機能として「総合相談窓口」に、「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え、様々な機関と連携した支援を進めてきているが、専門職による支援が必要な多問題複合支援ニーズを抱えた世帯等を丸ごと受け止める地域づくり(住民が主体となり「丸ごと」を受け止められるような体制整備)が不十分な状況であるため、これらの課題解決に向けて、「地域力強化推進事業」を実施するとともに、住民主体の「地域発信型ネットワーク」と専門職の連携によるこども、高齢者、障がいのある人等の支援のネットワークを効果的に連携させ、全世代の生活課題について包括的に受け止め、解決に導くことができるような包括的支援ネットワークの構築を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	芦屋市(一部:芦屋市社会福祉協議会)		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	本市では、「芦屋市地域発信型ネットワーク(地域の課題を地域で解決する仕組)(平成12年度～)」において、様々な地域(主に小学校区単位)で、住民主体の見守り活動や居場所づくり等を進めるとともに、平成27年度には、「福祉の総合相談窓口」に「生活困窮者自立相談支援」の機能を加え、様々な機関と連携し、制度の狭間支援等を進めてきた。しかし、支援を必要とする生活困窮者等が住み慣れた地域で暮らし続けるための支援体制は、十分に整備されているとは言えない。 そこで、地域発信型ネットワークにおいて、小学校区単位での地域活動の促進に向け、地域リーダーや生活支援コーディネーター、地域包括支援センターとの連携を密に取りながら、各圏域の現状に即した取組を進める。また、各会議体の有機的な連動に向け、地域発信型ネットワークのコーディネート機能をもつ「地域ケアシステム検討委員会」において、各会議体より抽出された活動課題の整理を行い、必要に応じてプロジェクト化するなど解決に向け具体的に取組を推進する。 さらに、平成29年度から開始した、地域活動に取り組む企業・団体等がつながり、「健康増進」、「高齢者の社会参加」、「全世代交流」を進め、様々なアイデアの実現に取り組む、「こえる場！」において、「こえる場！」の継続的な運営方法の検討や、多様な主体による活動の展開・拡充に向けた取組を進める。また、新たな課題の解決に向けた実践的な取組の実施も目指す。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
全市		95,488(人)	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)	(支援の内容)		
地域活動に取り組む市民・企業・団体等	市民と市民、市民と団体等、団体等と団体等をつなぎ新たな取組の支援を行う		
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)	(運営主体)		
芦屋市保健福祉センター、まごのて、高浜町ライフサポートステーション	市、(福)芦屋市社会福祉協議会、(福)山の子会		
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)	(研修の内容)		
地域発信型ネットワークに参画する市民	多様な主体と連携した地域活動の取組事例		
(エ)その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
芦屋市行政改革におけるプロジェクト・チームの活動を活用し、多様な主体(企業・団体・社会福祉法人等)との連携を進める。なお、その取組においては兵庫県地方創生補助金等の活用を検討している。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
「地域白書」を活用した地域発信型ネットワークの取組については、受託機関である社会福祉協議会と行政、生活支援コーディネーターが連携を図りながら取り組んでいく。			
事業の成果目標			
①多様な主体同士が連携した新たな取組事例 10件			
②地域発信型ネットワークに関する会議開催数 40回			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
全市		95,488(人)	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)		
芦屋市保健福祉センター内 総合相談窓口(生活困窮者自立相談支援機関の窓口)	主任相談支援員、相談支援員兼就労支援員		
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)			
広報あしや、啓発リーフレット、啓発グッズにより周知			

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域発信型ネットワークに参画する市民を対象に、本事業の取組について周知することにより、対象者の把握を行う。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域活動に取り組む市民・団体等が多様な主体と連携を進められるようバックアップする。	(バックアップする人) 生活支援コーディネーター、CSW、社会福祉協議会地域担当、地域包括支援センター、権利擁護支援センター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業、コミュニティワーク推進事業、地域ケア推進活動事業、権利擁護推進事業	
事業の成果目標	
①総合相談窓口における新規相談受付件数 350 件以上 ②自立相談支援事業における関係機関及び地域からの相談件数 25 件以上 ③住民主体の地域活動を進める拠点を各中学校区に 1 か所(市内 3 か所)整備	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
「福祉の総合相談窓口」では、福祉に関する様々な相談をワンストップで受け止めており、相談内容によっては、対応する制度や相談支援機関等がないケースがある。そこで、そのような制度の狭間にあるケースについて、総合相談窓口を設置している保健福祉センター内にある相談支援機関等(12機関)が参加する「総合相談連絡会」において、共有・協議を行うことで、地域住民が抱える福祉ニーズの把握や、各相談支援機関の具体的な連携方法及び、地域に不足する社会資源の創出に関する検討を行う。さらに、総合相談連絡会で協議した内容を、地域発信型ネットワークの取組等と連動させることで、地域共生社会の実現に向け取組を進める。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	芦屋市(一部:芦屋市社会福祉協議会)
②事業名	多機関協働による包括的支援体制整備構築事業
③事業実施の必要性、体制等	本市では、平成 23 年に行政内における施策の横断的体制づくりを目的とした専門職(保健師)によるトータルサポート体制を設け、制度の狭間となる対象者の個別支援から組織間の連携調整を行う組織的支援、ネットワークづくりに取り組んでいる。一方、行政外では、社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立支援を中心とした支援体制整備や地域発信型ネットワークの取組を地域力強化推進事業補助金を活用して推進している。今後は「行政」「専門職(専門機関)」「地域(社会福祉法人、企業、住民)」による包括的な支援体制構築に向け、行政内外のネットワークが有機的に連携できるよう取組を進めていき、多角的な側面により住民生活を支えることができる地域づくりを目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	行政内のトータルサポート機能を役割とする保健師及び生活困窮者自立支援及び地域発信型ネットワークに関わる社会福祉協議会の職員(社会福祉士)により推進を図る。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	芦屋市福祉部地域福祉課・芦屋市社会福祉協議会・(芦屋市福祉センター内)福祉の総合相談窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
トータルサポートによる行政内における各関係部署との制度共有等に係る意見交換及び行政職員による地域活動の協働等の実施。福祉の総合相談窓口での対応ケースの内、制度の狭間となるケースについて、保健福祉センター内の相談支援機関等(12 機関)による「総合相談連絡会」において協議・検討し、地域ニーズの把握及び社会資源の創出に係る検討を行う。また、地域発信型ネットワークにおいて、各会議体のコーディネート機能を担う「地域ケアシステム検討委員会」において整理する各会議体から抽出された活動課題やその解決に向けた取組及びトータルサポートが行政内各部署との連携により把握した課題を包括的に掌握し、各取組における連携を検討し、多機関連携による支援体制の構築を図る。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ①開催回数: 1回／月 参加者: 行政(福祉部地域福祉課), 社会福祉協議会, 地域包括支援センター, 障がい者相談支援センター, 権利擁護支援センター, 家庭児童相談室, 特別支援教育センター, 若者相談センター等 ②開催回数: 1回／2月 参加者: 行政(福祉部地域福祉課, 福祉部生活援護課), 社会福祉協議会	(既存の会議の名称) ①総合相談連絡会 ②生活困窮者自立支援制度連絡会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・上記総合相談連絡会 ・随時／地域住民, 社会福祉協議会, 生活支援コーディネーター等	(既存の会議の名称) 地域発信型ネットワーク会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
行政内プロジェクトにおける, 市内社会福祉法人及び企業等の参画による連携・協働方法に関する検討の場の設置。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
・各会議体等で抽出された課題・ケースに対する多機関協働による解決事例の蓄積 ・多機関協働を意識した他の会議体(地域ケア会議等)との連携の推進	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域発信型ネットワークの仕組み等において, 平成 29 年度に作成した「地域白書」を活用して, 複合的な課題を抱えた住民を支える体制整備を引き続き進めるとともに, 多様な主体の連携の場「こえる場!」の継続的な運営や, 多様な主体による活動の展開・拡充・実践に向けた取組を進める。	

地域住民



兵庫県 宝塚市

都道府県名		市区町村名	宝塚市			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	233,950（人）		世帯数	104,411（世帯）		
高齢化率	27.4（％）	生活保護受給率	1.196（％）	面積	101.9（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	（％）		公立小学校数	24（校）	公立中学校数	12（校）
地域包括支援センター	※下記例を参考に、本記入を削除のうえ記入してください。					
生活困窮者自立相談支援事業	※下記例を参考に、本記入を削除のうえ記入してください。					

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

北部は農村地帯、南部は神戸、大阪等のベッドタウンとして構成されている。観光資源としては宝塚歌劇や安産祈願の中山寺、かまどの神様として有名な清荒神といった神社仏閣があり、古くは有馬街道等山陽地方から畿内に抜ける街道の要衝として発展してきた。また、山本地域の植木産業は数百年の歴史があり、伝統的植木生産地域としてその名を知られている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市において今後迎える超高齢・人口減少社会に向けて、地域での福祉課題解決を、住民自ら、行政、専門職の力を借りながら、進めていくことは不可避となる。そのための今後5年間の体制づくりとして地域ごとのまちづくり計画等に積極的に支援を行うこととした。まちづくり計画は、概ね小学校区単位で組織された「まちづくり協議会」でつくられる地域の計画である。まちづくり計画の策定は全市一斉の取組となり、産業振興・文化等他分野についても同様に行われるため、市の関与は総合的な関わりにとどまらざるをえないところ、これまで地域の福祉分野支援に注力してきた社会福祉協議会との連携により、福祉分野への積極的支援を行うこととした。また、地域においてまちづくりの中で福祉を意識する機会であることから、地域共生社会の実現にあたって触れられている、他分野との融和を図る良い機会になり、この点についてのアプローチも進めている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	要援護者に気づき、適切な機関につなぐことも含めて、地域全体で福祉課題を意識してもえるような機運の醸成をはかりたい。その上で、気づいた課題を地域で解決する成功体験を定例の福祉ネットワーク会議の中で進めていく支援を行いたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	宝塚市社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域福祉計画に基づき、身近なエリア、小学校区、ブロック(行政区)、市内全域の 4 層構造による話し合いの場を設置し、早期発見・早期対応の仕組みを推進してきた。それらの話し合いにて把握した課題は多様であり、それらに対応していくには今後、多様な協力体制が必要とされている。住民主体の福祉課題の解決に向けた体制づくりをすすめるためには、課題の見えやすい小学校区が適切な範囲であるとの考えのもと、小学校区ごとの中長期の活動計画として「まちづくり計画」の福祉部分について策定の支援を行うと共に、多様な人達が協働できる地域福祉力の強化を進めていく必要がある。 平成31年度は、校区ごとに整理された課題を実際の計画案に反映する工程になるが、福祉課題を我がまちの課題と認識してもらうための一層の働きかけが求められる。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 同左	(人口) 233,950 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 小学校区に組織された「まちづくり協議会」に参画する住民及び関係者など	(支援の内容) まちづくり計画の策定支援として、既存の協議体へ参画を進めるため、様々な課題を抱える当事者や福祉関係機関のほか、商店などの民間企業の参加できる話し合いの場を設ける。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 市内全域住民	(研修の内容) 地域福祉活動(小学校区単位)の報告会	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会の福祉コミュニティ支援事業の活用、エイジフレンドリーシティ推進事業		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、地区担当ワーカーへ調査活動、啓発活動については協力を依頼する。		
事業の成果目標		
(ア)は、20 のまちづくり協議会が取り組むことを目標。(ウ)1回開催。50 人参加を目標。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 同左	(人口) 233,950 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 社会福祉協議会地区センター	(相談を受け止める人) 専門職	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域で見守り活動を行う住民(主に自治会)との事例報告と情報交換会		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 身近な地域や各小学校区において、民間事業所と住民の定期的な情報共有の場を整備します。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 専門職向けの地域住民との協働を進める研修会	(バックアップする人) 専門職	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
(イ)に地域包括支援センター等に参加協力依頼する。		
事業の成果目標		
(イ)は1回開催。50 人参加を目標。(ウ)は、身近な圏域や校区の会議に参加する事業所の数の増加。(エ)は 2 回開催。30 人参加を目標。		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
包括的支援体制の構築について、本市セーフティネット会議等で体制整備を進める。		

兵庫県 加東市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	加東市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報 （令和元年9月30日現在）

人口	4 0 , 2 7 0 （人）		世帯数	1 6 , 9 4 3 （世帯）		
高齢化率	2 6 . 3 (%)	生活保護受給率	2 . 8 8 （%）	面積	1 5 7 . 5 5 （k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	9 (校)	公立中学校数	3 (校)
地域包括支援センター		直営：1 か所 、ブランチ：2 か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

加東市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、神戸・大阪へのアクセスがよく、豊かな自然環境に包まれた土地で、最高峰の酒米「山田錦」の一大産地であり、繊維工業、釣針、鯉のぼり製造などの地場産業が盛んです。加東の三大民族舞踊である上鴨川住吉神社の神事舞は国指定重要無形民族文化財に、国宝朝光寺の鬼追踊と秋津住吉神社の百石踊は県指定重要無形民族文化財に指定されています。また、西国25番札所である清水寺、運動施設・野外ステージ等の設備が整い自然あふれる兵庫県立播磨中央公園、おもちゃのテーマパーク東条湖おもちゃ王国があります。 まちの将来像「山よし！枝よし！文化よし！夢がきらめく☆元気なまち 加東～みんなが主役！絆で結ばれた笑顔あふれる しあわせ実感都市～」の実現に向けて取り組んでいます。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、助け合い・支え合いの地域づくりを推進していくことを目的に、以下の5つの目標を設定し取り組みます。 1 助け合い安心して暮らせる地域づくり 2 地域でつながるあたたかい居場所づくり 3 社会参加を実現する仕組みづくり 4 みんなが暮らしやすい環境づくり 5 普段から支え合えるネットワークづくり
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	既存のまちかど体操教室やサロン等の地域で顔なじみの方と気軽に参加できる「活動の場」と「居場所」について継続し、あらゆる年代の地域の誰もが、分け隔てなく参加できる居場所や互いに助け合える仕組みを地域の中で創設する。 さらに、“お互いさま”や“助け合い”の気持ちを持って、できるだけ住み慣れた地域で、慣れ親しんだ友人・知人関係の中で暮らし続けることができる地域づくりにつなげる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	加東市		
②事業名	福祉総合相談窓口		
③事業実施の必要性	現在「障害」「高齢」「児童」と各相談窓口で各担当課が対応しているが、福祉総合相談窓口を開設し、相談の内容に応じて、関係部署・部門など多方面からの協力と支援の継続が行えるような体制が必須である。 また市内の広い土地に住宅が点々としており、生活困窮の状態に気づきにくく、孤立し、問題が深刻化してから相談に来る方が多いと感じており、問題解決に横断的な関わりが必要である。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
市内全域	3圏域(中学校区)	約4万人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
民生委員、NPO、ボランティア団体等		活動の相談や協力	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
高齢介護課地域包括支援係		加東市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
民生委員、NPO、ボランティア団体等		各地域にて地域課題についてのワークショップ等	
(エ)その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
社会福祉協議会、社会福祉法人等			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援コーディネーターと協力し、ワークショップ等を開催する			
事業の成果目標			
研修会の参加者数 100名以上 地域活動の場が維持される			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
市内全域	3圏域(中学校区)	約4万人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)	
高齢介護課 地域包括支援センター 社会福祉協議会(滝野ランチ・東条ランチ)		健康福祉部の専門職員 社会福祉士 社会福祉協議会職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)			
CATV や広報誌による啓発			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)			
民生児童委員との合同研修や福祉票などを活用して情報交換を行う。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)		(バックアップする人)	
地域包括支援センターが中心となり、関係機関を集め、問題解決を図る。		健康福祉部の専門職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備推進事業 生活支援コーディネーターとの連携			
事業の成果目標			
相談件数(実件数・延べ件数)、他課(機関)との連携件数、検討会議数、終結件数、協力機関数等			
ウ その他			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			
生活支援コーディネーターと協働し、地域の実情を把握し、地域課題の解決に向け、関係機関との連携体制を構築する。			

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	加東市	
②事業名	福祉総合相談窓口	
③事業実施の必要性、体制等	当市は人口約 40,000 人で人口の増減は横ばいだが、高齢化が進んでいる。高齢化に伴い、8050 問題や高齢者の孤立化等、支援者の高齢化等の課題がある。 しかし、都市部と異なり、社会資源が少ないため、適切な社会資源を創出し、マッチングしていく必要がある。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	主任ケアマネジャー、社会福祉士、精神保健福祉士の有資格者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	加東市地域包括支援センター	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター、社協職員と協働で、地域に出向いてタウンミーティングを開催し、地域資源の把握と地域課題を整理する。また社会福祉法人や、民間企業等にも依頼し、必要な社会資源創出に努める。 必要な人と社会資源のマッチングが図れるようにする。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 定例月 1 回、必要時随時開催 地域包括支援センター職員、社会福祉協議会、社会福祉課、行政職員、民生委員、社会福祉法人等の支援に必要な関係者	(既存の会議の名称) 個別ケア会議、圏域ケア会議 生活困窮支援課会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年 2 回 地域包括支援センター、社会福祉課、民生委員、行政機関、社会福祉法人、NPO 法人、警察、消防、医師会等の代表者	(既存の会議の名称) 地域ケア推進会議 生活困窮調整会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
ネットワーク会議において施策提言があったことを、第 3 期地域福祉計画をはじめとした他の計画へ提言し、活動計画につなげていく。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
見守り協力機関、生活困窮事業の協力協定を締結している社会福祉法人や企業へ協働を求める。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
・タウンミーティングやネットワーク会議を開催し、地域課題を整理する。 ・目標に総合相談の実人数を年間 50 人とし、介護サービスの提供やひきこもり等を地域交流や就労につなげ社会的孤立を防ぎ、5 件を終結する。 ・現在、買い物困難者の課題が出ており、コープと協働し、市内の一部で移動販売車の運行を展開しており、継続して実施するとともに、他地域へも広げるために関係機関と調整する。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
タウンミーティングやネットワーク会議などで、提言された地域課題が解決できるように施策に提案し、適切な事業を計画する。		

兵庫県 たつの市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	たつの市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	7 6 , 6 0 0 (人)		世帯数	2 2 , 5 1 6 (世帯)		
高齢化率	3 0 (%)	生活保護受給率	0 . 5 2 (%)	面積	2 1 0 . 8 7 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		88.57(%)	公立小学校数	1 7 (校)	公立中学校数	5 (校)
地域包括支援センター		直営：1 か所 在宅介護支援センター：5 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

・地域性：兵庫県の南西部に位置し、市域の北半分は山林が占め、南は瀬戸内海に面している。南北に貫く1級河川揖保川など、自然環境にめぐまれている。JRのローカル線はあるが、移動には車がないと不便。コミュニティバスや市民乗合タクシー、高齢者・障害者タクシー事業の運用展開をしている。自治会の組織率約90%、民生員・児童委員の欠員もなく地域のつながりも比較的ある地域である。 ・地場産業：手延べそうめん、醤油醸造、皮革、かばん産業 ・観光：播磨の小京都と言われる龍野城と、脇坂藩の城下町の名残を残す町並みを活かしたお店等が展開されたり、江戸時代に海の宿場として栄えた室津港は、近年映画のロケ地にも取り入れられている。童謡「赤とんぼ」の作詞者として知られる三木露風、露風の母、碧川かたを取り上げようとする活動等
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本事業において ・全世代・全対象型の相談窓口で、ワンストップで受け付ける ・複合課題も「丸ごと」受止める多機能な相談体制で対応 ・従来の市役所の「縦割り」の対応から「横断的」対応へ庁内連携を進める ・多機関の協働による包括的支援体制構築、庁内外の専門職とネットワークづくりを目指すところとする
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・「丸ごと」受止める体制によって相談に来られた市民がワンストップの窓口から相談が検討され適切な支援・制度へとつながる。 ・ワンストップ相談窓口の活動実績から課題分析し多機関と共有し検討していく。 ・市役所庁内連携を進め、課を超えた職員が一緒に動き相談内容を検討することによって市民に対し市役所の「縦割り」対応から「横断的」対応を実現する。 ・庁内外の連携ネットワーク構築を進める中で不足する資源の発見・開発を分野を問わず包括的に行っていく。 ・必要な資源開発を行政だけが行うのではなく協議体等市民が自ら課題に取り組む体制を構築していきたい

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	たつの市	
②事業名	地域共生社会推進事業	
③事業実施の必要性	単身世帯・高齢者のみ世帯の増加により生活支援ニーズは高まる。自治会等の地縁組織、NPO、民間企業、社会福祉法人等様々な主体が連携し、増加する生活ニーズに対応する必要がある。自治会等の地縁組織や高齢者等の生活支援に係るサービス提供者、その他の関係団体及び関係機関が幅広く参加し、地域の実情に応じた体制整備について協議していく。また、住民に対し地域共生社会の理念を広め、地域福祉活動へのきっかけづくり、参加促進等の取組をしていく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) たつの市内全域	(対象地域の範囲) 中学校区ごと	(人口)
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 第2層(圏域)生活支援コーディネーター	(支援の内容) 資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 協議体及びその他の会議体において拠点の整備に関する協議を行う	(運営主体) 第2層協議体	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 市民、企業、社会福祉法人	(研修の内容) 体験型福祉イベントを通し地域共生社会の理念を市民に広く普及啓発	
(エ) その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域の課題解決の財源確保のため、クラウドファンディング、企業や商店との協働、社会福祉法人による地域貢献の取組や寄付金拠出の働きかけなど		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、社会福祉協議会小地域福祉活動、地方創生など		
事業の成果目標		
・市民と行政が連携して、地域共生社会の理念を普及啓発する活動を実行委員会形式で行っている「おもんばかり」実行委員会による、体験型福祉イベントを年1回開催 ・第1(市域)第2(圏域)協議体の生活支援コーディネーターとの連携にて資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングをはかる。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) たつの市内全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口)
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の検討を行う	(相談を受け止める人) 未定	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 上記の検討の場において合わせて検討		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域ケア会議、協議体、相談支援包括化推進会議などにより、地域課題の把握をし解決へ取組む		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 多機関協働による包括的支援体制構築事業によるバックアップを行う	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員、第1層生活支援コーディネーター	

	事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）
	地域包括支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人等
	事業の成果目標
	地域住民の相談を包括的に受け止める場の決定及び設置
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	たつの市	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	・複合的な課題を持った市民へ適切に対応していくため関係部署と情報共有を行い 連携して支援を行う必要がある。市役所の縦割り対応から、横断的対応へ、地域 包括支援課内にワンストップで受付ける窓口「ふくし総合相談窓口」設置 ・保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員、主任介護支援専門員などの資格 をもった職員を6名配置	
④相談支援包括化推 進員の配置予定人 数	2名	
⑤相談支援包括化推 進員の経歴等	・看護師、介護支援専門員、認知症地域支援推進員、訪問看護ステーション管理 者 ・社会福祉士、地域包括支援センター職員	
⑥相談支援包括化推 進員を配置する相談 支援機関の種類・名称	たつの市役所健康福祉部地域包括支援課総合相談支援係 ふくし総合相談窓口	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
・ふくし総合相談窓口を平成29年に設置し、約3000件の相談を受け包括的な支援体制構築に向け 庁内・外の関係機関とネットワークの構築を行った。更なる重層的なネットワークの構築を行う。 ・課題抽出に向け、活動実績から自己分析及び評価基準を作成し、抽出した課題を相談支援包括化推進 会議にて多機関で共有、検討していく		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ・年6回開催及び随時開催 ・司法書士、介護支援専門員、相談支援専門員、民生委員等 多機関の関係者	(既存の会議の名称) 自立支援ケア会議、個別支援ケア会議	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ・年2回開催 ・介護支援専門員、相談支援専門員、在宅介護支援センター 等福祉分野関係者 ・龍野職業安定所、障害者就労支援センター、若者サポ ートステーション等の就労関係者 ・法テラス、成年後見支援センター、司法書士等の法律関係 ・保健所、病院等の医療分野関係者などを参集	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
・相談支援包括化推進会議、個別の事例を通して連携を深めた多機関より、住民が集う場所を提供して く れる企業との相談や、フードバンクのような食材確保のルートの開拓を検討 ・昨年度より実施している体験型福祉イベントに、県よりの助成金、協賛団体等よりの寄付金拠出		

エ	新たな社会資源の創出のための取組の概要
	・昨年度発足した地域共生社会推進事業「おもんばかりの実行委員」によって、今年度も体験型福祉イベント実施し、多角的な連携機関とのネットワーク構築を深め新たな資源発掘につなぐ
オ	その他
⑧	事業の成果目標
	活動実績から自己分析し評価視点を立て事業の評価を行う ・全世代・全対象型の相談窓口でワンストップで受付ける ・複合課題も「丸ごと」受止める多機能な相談体制で対応する ・従来の市役所の「縦割り」の対応から「横断的」対応、庁内連携を進める ・多機関の協働による包括的支援体制構築、庁内外の専門職とネットワークづくり 明らかになった課題を相談支援包括化推進会議で検討し解決を模索する 抽出した地域課題から適切な支援につなぐため利用できる制度をまとめホームページにハイパーリンクをはる
⑨	地域力強化推進事業実施計画

兵庫県 明石市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	明石市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	302,965（人）		世帯数	137,802（世帯）		
高齢化率	25.94（％）	生活保護受給率	1.75（％）	面積	49.42（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		72.20(%)	公立小学校数	28(校)	公立中学校数	13(校)
地域包括支援センター		委託： 6 か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営： 1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

明石市は、東経 135 度の日本標準時子午線上にある。また、瀬戸内海に面しており、明石海峡をはさんで淡路島を眼前に臨むことができる。気候は温暖で、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地。さらに、阪神都市圏と播磨臨海地域、そして海を隔てて淡路・四国と結ぶ位置にあり、海陸交通のうえで重要な拠点となっている。市の東と北は神戸市と接し、西は加古川市、稲美町、播磨町と接している。現在、市の面積は 49.42 km²、周囲は 60.4km。最長距離は、東西 15.6km（海岸線は 15.9km）、南北で 9.4km あり、東西に細長いまちを形成している。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	高齢になったり、病気や機能面で障害があったり、失業して経済的に苦しいなど、何らかの生活のしづらさがあつたとしても、本人が病気や障害とうまくつきあいながらも、地域の支援を活かして社会に参加し、本人らしい生活を実現することを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○何らかの生活のしづらさがある人が、その自己決定権が尊重され、かつ、自ら活躍できる存在として捉えられ、その力が地域社会全体により効果を生みだすために必要であると理解される。 ○誰もが日常生活や社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態になり得るとの認識のもと、何らかの生活のしづらさがある人が必要なときに必要な支援を受けることができる。 ○何らかの生活のしづらさがある人を含む誰もが、それぞれの個性を活かし、持てる力が最大限に発揮できる。 ○何らかの生活のしづらさがあつたとしても、本人が家族や地域とのつながりをもって、その人らしく暮らすことができる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	明石市(明石市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	日常的な地域の中での「気づき」が、支援を必要とする人やその家族の早期発見につながるため、地域支援の担い手となる住民の結集と支え合い活動を含む幅広い社会資源等とのネットワークづくりに向けた地域住民主体の多様な支え合い体制を構築する必要があることから、事業実施の必要性がある。 ○A校区:地縁型組織活動の活性化、地域の集会所の有効活用、地域サロンの会場への移動支援 ○B校区:買い物ができる環境の整備、地域住民の集える場の確保、地域住民の健康増進 ○C校区:地域住民同士のつながりづくり ○D校区:地域住民の集える場の確保、互助意識の醸成 ○E校区:テーマ型組織と地縁型組織との協働の促進、地域住民の集える場の確保、認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ○F校区:互助意識の醸成、障害理解の促進 ○G校区:認知症になっても安心して暮らせる地域づくり、地域住民同士のつながりづくり、地域ボランティア団体の支援の充実 ○H校区:互助意識の醸成、地域団体と関係機関との協働・連携の促進、地域の相談場所の開拓 ○I校区:移送手段の確保、地域住民の健康増進、地域住民同士のつながりづくり ○J校区:買い物ができる環境の整備、地域住民の防災意識の向上、地域住民の集える場の確保 ○K校区:地域の集会所の有効活用、認知症になっても安心して暮らせる地域づくり ○L校区:認知症になっても安心して暮らせる地域づくり、認知症の人の集える場の確保、認知症に関する普及啓発 ○M校区:地域住民の役割づくり、地域住民の集える場の確保	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	中学校区(13)	302,965(人)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
地区社会福祉協議会等	地域支え合い勉強会を開催したり、認知症サポーター養成講座を開催する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
地域支え合いの家	地域ボランティア団体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
地域住民	日常的な地域住民同士の支え合いを「お宝」として着目し、その「お宝」の意義を再認識していくための視点や考え方等を学ぶ勉強会を開催する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を参照		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域総合支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、「住民に身近な圏域」における初期相談業務を行う。		
事業の成果目標		
地域支え合いの家の設置数/3か所		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
市全域	中学校区	302,965(人)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
地域支え合いの家、地域総合支援センター	ボランティア、地域総合支援センター職員	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 市の広報・ホームページ、関係機関・関係団体への説明	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 個別ケース検討会議や地域福祉活動等を通じた地域生活課題の把握	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 生活支援コーディネーターによる解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合には、地域総合支援センターに配置する専門三職種による支援体制と連携・協働などを行う。	(バックアップする人) 専門三職種(保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員)、社会福祉協議会職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
地域総合支援センターに専門三職種を配置し、生活支援コーディネーターや専門三職種、社会福祉協議会職員が課題解決を行うことのできる体制を構築する。	
事業の成果目標	
世帯の複合課題事例の検討／250 世帯/年	
ウ その他	
⑥ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	明石市(明石市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	世帯の複合課題など一の専門相談機関では支援できないなどの事例が増大し、「高齢者」「障害者」など今までの福祉的な対象の設定では問題がとらえきれない、一人ひとりの生活のしづらさに対応する支援が求められていることから、事業実施の必要性がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	6人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	地域総合支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
○複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、相談者等が抱える課題の把握や、行動計画の作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言、その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施を行う。 ○建設的なコンフリクトの解決等のため、地域総合支援センターは、その価値基準を話し合いの場に持ち込むことを自制しながら、相談支援機関間の相互理解を深め、協調的解決に導いていく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○会議の開催回数／概ね月1回 ○参加者／基幹相談支援センター、後見支援センター、明石市(市民相談室、男女共同参画課、更生支援担当、生活福祉課、障害福祉課、発達支援課、高年福祉担当、子育て支援課、児童福祉課、こども健康課、健康推進課、学校教育課、児童生徒支援課、青少年教育課) ○会議の内容／相談者等が抱える課題の把握や、行動計画の作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握・支援内容等に関する指導・助言、その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施に関することなどを検討する。	(既存の会議の名称) ○事例検討会 ○総合相談支援員会議

(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 同上	(既存の会議の名称) 同上
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
○法人後見や市民後見人の活動支援に必要な費用の助成等を行う後見基金を運用している。 ○家庭で余っている食べきれない食品を持ち寄り、それを必要としている福祉団体等に寄付するフードドライブ事業を実施している。 ○共同募金、善意銀行を活用し、自主財源を確保する。 ○ファンドレイジングに必要な知識・方法等を研究する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
○地域社会への貢献を目指す社会福祉法人等のネットワークとして、会員相互の情報交換を通じて、明石地域の地域福祉の推進を図ることを目的とする「明石市社会福祉法人連絡協議会」(事務局:明石市社会福祉協議会)設立している。市内 29 法人が年額 3,000 円を出し合い、施設設備・備品等の活用や、福祉に関する出前講座の開催、講師派遣等についての検討を行っている。今後、この社会福祉法人の地域貢献の取組と連携した取組を展開する。 ○生活支援部会(事務局／地域総合支援センター)において、地域課題のうち運営会議において協議すべきと判断された地域課題について、課題ごとの中核的なメンバーが集まり、課題解決のための調査研究や施策提案等を行う。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
世帯の複合課題事例の検討／250 世帯/年	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

兵庫県 姫路市

都道府県名	兵庫県	市区町村名	姫路市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	530,309（人）		世帯数	219,840（世帯）		
高齢化率	26.4（％）	生活保護受給率	1.595（％）	面積	534.35（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		89.9(%)	公立小学校数	68(校)	公立中学校数	34(校)
地域包括支援センター		委託：23か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

兵庫県の南西部に位置し、北は山間部に南は瀬戸内海に面している。姫路市の中心部には世界遺産姫路城があり、年間を通して国内外問わずたくさんの観光客が訪れている。 皮革やゼラチン等の地場産業や製鉄業やエレクトロニクス関連工場など大規模な工場が多く立地、また、2017年に開設した食肉センターは対米・EUの輸出認可を取得し、姫路から世界へ神戸ビーフを輸出している。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	福祉の課題に対する包括的支援体制の構築と、地域活動の活性化に取り組むことで、地域の生活課題を地域住民が早期把握し、行政と連携しながら解決に取り組める体制づくりや、地域住民同士の連携、地域と行政の連携等様々な機関が連携することで、お互いの特性や得意分野を活かした支援体制づくりを目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が身の回りの生活課題を早期に把握出来る「気付き」の力を強化するとともに、その生活課題をどのように解決していくかを、地域のそれぞれの実情に応じて、住民主体で取り組んでいけるようにしていく。 また行政は、住民の地域活動を様々な面から支援出来るよう、多機関協働で連携体制を強化していく。

3. 地域力強化推進事業について

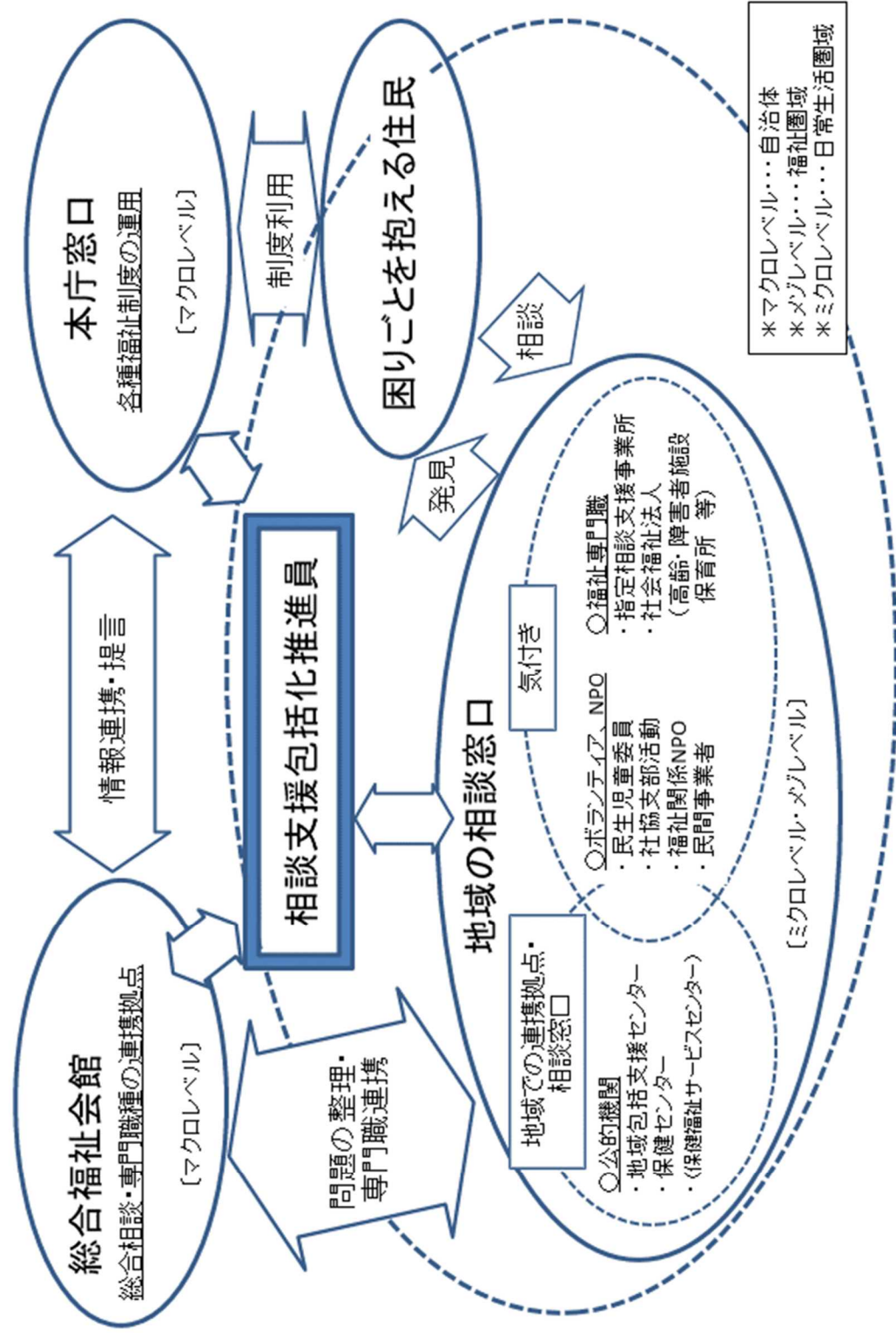
①実施主体(委託先)	姫路市	
②事業名	地域活動の充実に関する実証実験	
③事業実施の必要性	人口減少・少子高齢化が進む中、地域を支えるための担い手不足は深刻であり、課題解決のためには、住民の顔が見えるまとまりである小学校区単位での地域活動の活性化の取組が急務である。姫路市の特性を踏まえ、多様な地域に応じた地域活動の場の充実による参画と協働を進める必要があり、まずは、市内3～5地区程度で地域活動の場の充実に向け地域との協働を進める。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 全市を対象に3地区で実施	(対象地域の範囲) 概ね小学校校区	(人口) 530,309 人(H31.4.1)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区連合自治会を中心とした地域活動団体	(支援の内容) 地域活動組織づくり、地域課題解決に向けた課題の抽出、事業計画策定支援等	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 既存の公共施設である社会教育法上の公民館を地域活動の拠点として再定義し、活用していくことを検討する。	(運営主体) 姫路市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域活動の協議に関する研修	(研修の内容) 地域活動解決に向けた協議の進め方、他地域の事例等の研修を行う。	
(エ)その他		
地域と市との協働、情報提供、依頼等を行う際の事業の効率化のため、市側の庁内連携の強化、窓口の一本化等も検討する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域の実情に沿って、自律的な運営を目指すため、事業を実施する中で目的に応じた補助金、募金や寄付等の活用について検討課題とする。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会の支部活動や地域包括支援センター等とも課題解決に向けた相談体制の連携の検討を行う。		
事業の成果目標		
最大5地区での実証実験を行うこととしている。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 全市を対象に3地区で実施	(対象地域の範囲) 概ね小学校校区による地区	(人口) 530,309 人(H31.4.1)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 既存の公共施設である社会教育法上の公民館を地域と行政を繋ぐ場として活用していくことを検討。	(相談を受け止める人) 姫路市	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 既存の公共施設である社会教育法上の公民館を地域と行政と繋ぐ場として活用していくことを検討し、その役割に応じて地域住民等に広く周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区連合自治会を中心とした地域活動組織づくりを実証実験で検討する中で、地域生活課題の早期把握のための民生委員・児童委員、地域包括支援センター等との連携を協議する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域住民と行政を繋ぐ機能として姫路市総合福祉会館における福祉総合窓口事業との連携体制について検討を進める	(バックアップする人) 地域活動の拠点としての公民館の窓口体制を協議する中で検討	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会の支部活動や地域包括支援センター等とも課題解決に向けた相談体制の連携の検討を行う。		

事業の成果目標
最大5地区での実証実験を行うこととしている。
ウ その他
⑤ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	姫路市
②事業名	姫路市総合福祉会館における福祉総合相談事業
③事業実施の必要性、体制等	現在本市では、公的な福祉制度の相談、受付について、一部を除き本庁舎で一括に対応しており年々その業務量が増大するとともに困難事例が増加している。このため、経験のある専門職を中心にした総合相談窓口を設けて各窓口の連携を橋渡しし、複合的問題を抱えた相談者を適切なサービスにつなぐ包括的な相談支援体制を構築するもの。体制:相談支援包括化推進員 2名
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・保健師として相当の実務経験を有するもの 1名 ・福祉窓口行政の経験が豊富なもの 1名
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	姫路市総合福祉会館 福祉情報センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・姫路市総合福祉会館(H31.4 供用開始)において、福祉に関する総合相談窓口を開設 ・同会館では、高齢者、障害者、こども、生活困窮自立相談支援、成年後見利用支援等の幅広い相談窓口を集約することとしており、これら相談窓口の専門職との連携による包括的な相談支援体制を構築する。 ・上記相談窓口の職員を中心とした、個別事例検討および支援方法の検討会議を随時開催 ・地域の相談窓口を交え、連携に関する支援チャートや情報共有のための連携シートの作成を検討	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数:年 12 回(予定) 参加者(予定):市社会福祉協議会、以下の事業の従事職員(生活困窮者自立相談支援事業、障害者相談支援事業所(統括)、地域包括支援センター(統括)、成年後見利用支援、こども家庭総合支援拠点事業)	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数:年2回以上(予定) 参加者(予定):市社会福祉協議会、保健所、市役所福祉関係窓口、保護司、民生委員児童委員、福祉関係 NPO	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
姫路市総合福祉会館使用料収入の一部を充当	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
社会福祉法人、NPO 等と連携し、困難事例に対する住民の気付きを促す取り組みを進める。	
オ その他	
平成 30 年度に策定した本市自殺対策計画「ひめじ・いのちささえ合いプラン」とも連携し、雇用、生活、こころと法律などの複数の相談が受けられる総合相談会の協同開催に取り組む。 令和 2 年 2 月 8 日(土)民生委員児童委員や保護司等地域の支援者や一般市民等を対象とした「ゲートキーパー研修会」と複合的な問題に悩む方を対象とした総合相談会を開催予定。	
⑧事業の成果目標	
総合相談窓口受付数(見込み):600 件(うち複合的課題 60 件) 複合的課題のうち ・公的制度の利用により課題の解決が図られるもの(40 件) ・地域の相談窓口や病院、保健所等との連携により、継続的に見守りを続けるもの(20 件)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

○姫路市総合福祉会館における福祉総合相談事業（イメージ）



奈良県

都道府県名	奈良県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,331,847（人）		世帯数	596,564（世帯）		
高齢化率	30.22（％）	生活保護受給率	15.2（％）	面積	3,690.94（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		不明（％）	公立小学校数	199（校）	公立中学校数	103（校）
地域包括支援センター		65 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		14 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

豊富な歴史的文化的遺産を活かした観光業が特徴的である。北西部は大阪や京都への交通の便もよく都市近郊地域として発展している。南部東部地域は豊かな自然環境を活かした観光や産業が営まれているが、過疎化・高齢化が大きな課題である。 地場産業としては、靴下・ニットなどの繊維、木材、医薬品をはじめ、プラスチック成型、毛皮革製品、スポーツ用品などがあげられる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・既存の福祉制度が届きにくい「制度の狭間」や「複合的な世帯の課題」の増加 ・近隣の支え合い機能の脆弱化による、社会的孤立や孤独死等の増加 ・福祉・介護人材や、地域におけるアウトリーチと地域づくりを担う人材の不足 等の現状を踏まえ、市町村における地域福祉推進にあたって大きな柱となる市町村地域福祉計画の策定を推進するとともに、住民主体の課題解決や包括的な支援体制の中心となるコミュニティソーシャルワーカーの配置を促進する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域共生社会の実現に向けて、地域での様々な課題について住民主体で課題解決を試みる場の構築を目指すとともに、アウトリーチ支援を行う専門職を中心とした包括的な相談支援体制の構築を目指す。

5. 都道府県事業について

①実施主体（委託先）	奈良県（一部を県社会福祉協議会に委託）
②事業名	県域における地域福祉推進事業
③事業実施の必要性、体制等	市町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、市町村地域福祉計画の策定支援や、地域力向上を目的として市町村におけるコミュニティソーシャルワーカーの配置支援等を行う。
④事業内容	
（ア）単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
（対象とする専門的な支援を必要とする者）	
（構築する支援体制）	
（支援体制構築に向けたプロセス）	
（イ）市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
（対象）	
・市町村職員 ・市町村社会福祉協議会職員 ・コミュニティソーシャルワーカー 等	
（取組内容）	
・市町村地域福祉計画策定に向けた研修会の開催、個別支援の実施 ・コミュニティソーシャルワーカーの配置促進に向けた導入支援	
⑤事業の成果目標	
市町村地域福祉計画策定率：（2018）30.8%→（2021）74.0%	
コミュニティソーシャルワーカー配置市町村数：（2018）4市町村→（2021）12市町村	

奈良県 桜井市

都道府県名	奈良県	市区町村名	桜井市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（H31. 3. 31現在）

人口	5 7 , 1 3 9 (人)		世帯数	2 4 , 6 9 6 (世帯)		
高齢化率	3 0 . 8 (%)	生活保護受給率	1 . 8 9 (%)	面積	9 8 . 9 2 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		8 5 . 2 (%)	公立小学校数	1 1 (校)	公立中学校数	4 (校)
地域包括支援センター		委託：4 か所（社会福祉法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

奈良盆地の中央東南部に位置し、県庁所在地の奈良市までは20km圏内、大阪市へは40km圏内にあり、市域全面積の約60%が山間部である。地場産業としては木材、素麺、皮革製品などがあり、また古墳、古社寺、万葉歌碑などをはじめとする数多くの自然・歴史・文化資源に恵まれていることから、観光の地として知られている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「いざというとき」の相談窓口をはじめ、検討会やコーディネーター等が複数存在する中で、その役割や機能を整理し、システム化を目指していく。また、福祉分野のみにとらわれない多様な相談支援機関のライブラリーを構築することで、地域の特性や個人的情報を反映した実務的なネットワークの構築に必要な基礎とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業の成果としては、相談窓口のための基礎資料であり、地域の相談者には間接的な影響しか生じないが、地域共生社会の概念を相談支援機関に理解してもらうことで、今後の連携強化の基礎づくりとしていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	桜井市(業務の一部を 株式会社 やまと に委託)	
②事業名	桜井市における地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	「いざというとき」の相談窓口等が多数存在する中、その役割や機能を整理し、システムとして再構築することで、住民に身近な圏域において様々な地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備していく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 桜井市全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 民生児童委員	(支援の内容) 生涯学習の場やPTA等への周知活動の支援 【市実施・市社協共催】	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域福祉相談所【4校区中1校区を委託】	(運営主体) 桜井市	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
旧小学校区を基本とした地区社会福祉協議会を通じて社会資源の開発・協働や共同募金の活用等を検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各中学校区に配置する相談支援包括化推進員が生活支援コーディネーターを兼務		
事業の成果目標		
交流会や学習会の開催回数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 桜井市全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 桜井市地域福祉相談所【4中学校区中1中学校区を委託】	(相談を受け止める人) 桜井市地域福祉相談員(相談支援包括化推進員・生活支援コーディネーター兼務)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 民生児童委員の全体研修会や各地区社会福祉協議会・地域福祉委員への周知のほか、広報チラシの作成等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 桜井市相談支援包括化推進会議の担当者部会である各中学校区相談支援包括化ネットワーク部会を通じて地域の関係者等と連携、情報共有を図ることで把握【4中学校区中1中学校区を委託】		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 自立相談支援機関の支援調整会議や桜井市相談支援包括化推進会議と連携し、バックアップ体制を構築	(バックアップする人) 主任相談支援員等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各中学校区に配置する相談支援包括化推進員が生活支援コーディネーターを兼務		
事業の成果目標		
相談受付件数		
ウ その他		
⑥ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	桜井市(業務の一部を 株式会社 やまと に委託)	
②事業名	桜井市における多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	市内4中学校区すべてに桜井市地域福祉相談員を設置し、地域での様々な課題を拾い上げるとともに、「制度の狭間」や複合的な課題を抱える人たちに寄り添いながら、検討会議等を開催し、終結に向けての支援を行っていく(うち1中学校区を委託)	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4名	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	市再任用職員3名と、相談援助にかかわる資格取得者(実務経験者)1名【業務委託】にて実施。生活支援コーディネーターとも兼務し、名称を「桜井市地域福祉相談員」とする。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	桜井市地域福祉相談所【4中学校区中1中学校区を委託】	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
市域から県域にかけての相談支援機関を中心に、特定課題ごとに情報を集約したライブラリーを構築し、「多機関協働ガイドブック」をもとに相談支援包括化推進員が主催する各中学校区相談支援包括化ネットワーク部会の4部会を通じてネットワークの構築と必要なコーディネート・支援を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 中学校区ごとに推進会議の担当者部会である相談支援包括化ネットワーク部会を設置し、個別ケースへの支援内容の検討及び意見交換を実施	(既存の会議の名称) 地域ケア会議などを想定	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 了承を得ている会議員のほか、新たに市域から県域にかけての相談支援機構等に参加を呼びかけて実施	(既存の会議の名称)	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
地区社会福祉協議会を通じた地域貢献の取組や共同募金の活用等を検討【市実施・市社協共催】		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
地区社会福祉協議会や各自治会の地域福祉委員会を中心に、地域に不足する課題を把握し、きめ細やかな連絡調整を通じて生活支援サービスなどの社会資源の創出を検討		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
推進会議及び各担当者部会の開催 相談受付件数(うちプラン作成件数)		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

奈良県 王寺町

都道府県名	奈良県	市区町村名	王寺町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	24,137（人）		世帯数	10,441（世帯）		
高齢化率	28.2（％）	生活保護受給率	（％）	面積	7.01（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		県事業				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

王寺町は奈良県の北西部にあり、明治時代に県内で初めて鉄道が開通した町で、大阪と奈良を結ぶ交通の要衝地にあたります。

王寺町の南部には標高 273.6m で 360 度の眺望が楽しめる明神山があり、北部には大和川が流れ、水と緑の豊かな自然環境に恵まれたまちです。

隣の斑鳩町には世界遺産の法隆寺があり、王寺町にも達磨寺など、聖徳太子ゆかりの歴史がたくさん伝わっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	行政主導から地域住民による自主的活動に発展を促すため、サロン活動を足がかりに地域活動の活性化を図り、地域の困りごとの集約や入口の場として機能するよう、ボランティアスタッフや専門機関と連携し、解決に至る手法を確立する。 従来のやり方では解決困難な地域課題に対し、多職種の関係機関や見守りネットワークの協力事業者との連携により、支援体制を構築し、解決に向けて取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	行政主導から地域住民による自主的活動に発展を促す 連携による支援体制を構築

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	王寺町(王寺町社会福祉協議会)	
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	行政主導から地域住民による自主的活動に発展を促すため、サロン活動を足がかりに地域活動の活性化を図り、地域の困りごとの集約や入口の場として機能するよう、ボランティアスタッフや専門機関と連携し、解決に至る手法を確立する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 24,137
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) サロン活動やこども食堂、高齢者の生活支援等を担うボランティアスタッフ	(支援の内容) 活動を通じた困りごとの発見や見守り、傾聴、生活支援など	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 町内の公共施設や各自治会館、障害者就労支援事業所、特別養護老人ホームなど	(運営主体) 行政、地域住民、障害サービス及び介護サービス事業所	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ボランティアスタッフ	(研修の内容) サロン代表者会議(運営上の情報交換や課題集約等) ボランティア研修及び養成講座	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ボランティア事業における自主運営や各種補助金、共同募金の検討		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
各種ボランティア助成、介護ボランティア養成事業等		
事業の成果目標		
・サロン開催箇所数の増加(新規3ヶ所) ・サロン代表者会議の開催(年2回) ・介護ボランティア養成講座の開催(年度内)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町全域	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 24,137
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 心配ごと相談、王寺町社会福祉協議会、サロン活動(困りごとの集約の場)	(相談を受け止める人) ボランティア 社会福祉協議会職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 町広報誌等による相談実施日の周知及び地域活動を通じての口コミの周知等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) サロン活動などの地域活動を通じた困りごと等の集約や把握		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) つなぎ先としての社協から関係部署への取次ぎ、多機関・他職種との連携による包括的な支援への移行等	(バックアップする人) 行政、社協、福祉関係の事業所等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターの総合事業や多職種連携会議、高齢者見守りネットワーク事業		
事業の成果目標		
・総合相談を受ける際のつなぎ先や傾聴方法をまとめたマニュアル等の作成 ・サロン活動などの地域活動を通じた困りごと等の集約及び件数の把握		
ウ その他		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	王寺町(王寺町社会福祉協議会)
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業
③事業実施の必要性、体制等	従来のやり方では解決困難な地域課題に対し、多職種の関係機関や見守りネットワークの協力事業者との連携により、支援体制を構築し、解決に向けて取り組む。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人(地域力強化事業従事者)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①社会福祉協議会職員正職員 ②社会福祉協議会嘱託職員、ホームヘルパー1級
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	王寺町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
地域包括支援センターを中心に支援体制の構築をめざした多職種連携会議に参入し、介護サービス関係や医療関係、サロン関係、ボランティア関係、その他各種団体等と継続的に協議を重ね、連携を深める。また、多機関連携によるイベントを企画し、既存イベントと連動した共同開催により、相乗的な効果を図る。その他、地域包括センター主導の高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者(一般企業等)と連携し、取組状況やノウハウ等を聞き取り、今後の展開を検討する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 多職種による連携が必要と思われるケースにおいて、内容に応じて随時開催する。参加者数は内容により異なるが10名前後を想定。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 多職種連携会議及びイベント準備の事前会議を2~3ヶ月に1回開催する。参加者数は10名程度からの増員を目指す。	(既存の会議の名称) 多職種連絡会及びイベント開催に向けた事前会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
既存の地域包括支援センターの事業や取組み、ネットワークからの活用や展開を検討しているが、新たな社会資源の創出が必要となる場合は、各種補助金や共同募金の活用を検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域課題の解決として、新たにどのような社会資源が必要となるかを、支援体制の構築や個別事例の対応の中から検証していく。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
・地域包括センターを中心に多職種連携会議及びイベント準備の事前会議を開催(2~3ヶ月に1回)。 ・多職種連携のイベントを企画し、既存イベントと連動させ、相乗的な効果を図る(年度内開催)。 ・地域包括センター主導の高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者(一般企業等)との連携や情報等の把握を目的としたヒアリングを実施する(10事業者を予定)。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

奈良県 田原本町

都道府県名	奈良県	市区町村名	磯城郡田原本町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	31,886（人）		世帯数	12,743（世帯）		
高 齢 化 率	31.08（％）	生活保護受給率	1.22(388)（％）	面積	21.09（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	91.891(%)		公立小学校数	5(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		なし				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

・奈良盆地の中央に位置しており、周りは山に囲まれた平坦地として形成され、夏は暑く、冬は寒い典型的な盆地型気候で、周辺の山地に比べて雨が少ないのが特徴です。 ・産業は、江戸時代には「大和の大坂」といわれるほど商業が盛んとなりましたが、近年、事業所数、従業者数等が減少傾向にあり、商業や農業等での創業やブランド化により振興を図っています。 ・観光としては、弥生時代環壕集落遺跡の唐古・鍵遺跡があり、さまざまな出土品があり、唐古・鍵考古学ミュージアムに展示されています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	平成 29 年度に策定し平成 30 年度から実施している田原本町地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念である、「みんなでつむぐ福祉のまち田原本」のもと、地域のつながりを強化し、助け合い・支え合い活動を促進することで、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを目指します。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	①地域のつながりの強化 ※具体的には、 ・自治会や小学校区における、身近な地域での支え合い活動を活性化する。 ・自治会や小学校区ごとに地域課題を考える機会(住民交流会・研修会)の促進。 ・自治会、老人クラブ、婦人会、民生委員等の関係者が協議できる場づくり。 ②安全、安心な生活環境づくり ③福祉を支える力の充実 ※特に、事業と関係する内容、社協の目標を盛り込む。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	田原本町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	・アンケートの結果より、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力し合い、ともに取組べきである(43.6%)」ということがわかっていながらなかなか実行できていないため、協働の仕組みづくりが必要である。 ・必要な支援を受けることができず、地域からも孤立し、生活上の様々な課題を抱えている人たちが、あなたに暮らす地域にいるかどうかを「知らない」が約8割であり、地域の中で困っている人を発見する仕組みづくりが必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 田原本町全域とする。	(対象地域の範囲) 地域課題の把握:小学校区 住民による支え合い活動:自治会および小学校区	(人口) 31886人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) ・各自治会単位とし、モデル的に実施する。 <u>課題</u> ・産業分野への働きかけはできていない。		(支援の内容) 自治会単位での活動の立ち上げおよび継続支援。 具体的な内容 ・有志の参加者への勉強会(講演、グループワーク) ①助け合い体験ゲームを用いて、困りごと(地域課題)を見える化・共有を促す。 ②一人暮らし高齢者の困りごとを把握するためのアンケート調査の実施。 ③自治会の地図を用いて、気になる人を発見する。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) ・世代間交流のイベントを実施(いっちょ会:平田自治会)。 <u>計画</u> ・既存のサロンを整理し、住民と専門職が話し合いのできる場を整備する。 ・活動拠点のない自治会を把握し、立ち上げを促す。		(運営主体) ・田原本町健康福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 企画。 <u>計画</u> (イ)と連携し、拠点のない自治会への普及啓発など		(研修の内容) 企画。
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
・特になし。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
<u>計画</u> ・生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)と連携予定 ・地域包括支援センターとの連携 ①発見した気になる人について、暮らしを共に考える機会の確保。 ②地域ケア会議への課題の発信および共有。		
事業の成果目標		
・活動拠点(サロン等)の整理、例えばマップづくり ・自治会ごとの地域課題の把握および整理 ・地域で気になる人を発見する機能の強化(住民の我がごとの意識の醸成)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 田原本町全域	(対象地域の範囲) ・小学校区(5校区【6区域】) ・中学校区(2校区)	(人口) 31886人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		

(場所・機関等の名称) 健康福祉課 ・子育て世代包括支援センター ・保健センター ・相談支援事業所(3 障害) ・地域包括支援センター ・田原本町社会福祉協議会		(相談を受け止める人) 地域福祉コーディネーター(社会福祉士、介護福祉士)
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 計画①: 自治会長・民生委員へ窓口を周知する。 計画②: (イ)活動拠点への周知、サロン、阪手ワイワイくらぶ、いっちょ会への周知。		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) ・阪手西自治会、阪手ワイワイくらぶ、いっちょ会で把握した地域の課題を、地域の関係機関と共有する機会を設ける。		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) ・(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備における関係機関との課題共有および連携方法の助言および指導 ・(イ)包括的に受け止める場の周知方法の助言および指導		(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター(社会福祉士、介護福祉士)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業(地域包括支援センター)の担当者との連携予定		
事業の成果目標		
・事例の蓄積 アンケート調査 ・CSW の認知度 ・地域の困りごとをつなぐ先があるかどうかの意識調査		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
・把握した地域課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合は、多機関の協働による包括的支援事業につなぐ。		

奈良県 奈良市

都道府県名	奈良県	市区町村名	奈良市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	356,352（人）		世帯数	162,380（世帯）		
高齢化率	30.5（％）	生活保護受給率	2.07（％）	面積	276.8（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		71.4(%)	公立小学校数	43（校）	公立中学校数	21（校）
地域包括支援センター		委託：１３か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

高齢化の進展を背景に要支援・要介護者数は年々増加し、本市の認定者数、同じく介護サービス受給者数も増加している。居宅サービスの受給率は、全国平均を上回っている。また、2015年の国勢調査では、単身高齢者世帯が全国平均を上回り、2025年問題も控えており、社会保障費の大幅な増加が見込まれている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	複数の課題を抱えた人や、高齢化による専門職の人材不足などに対応するため、将来を見据えた新たな人材の確保と地域での活動者、地域の地縁組織、民間事業者等との積極的な連携に努め、地域内で支えあう体制整備の後方支援を行い、人口減少社会への対応を行う。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	人口減少や働き方改革など大きな社会的課題に対応し、どのようにしてサステナビリティタウンを構築するかが大きな命題である。そのため、現在の社会保障制度に併せて、地域住民と地域の地縁団体、民間企業等が連携し、これまでの行政主体の「まち」づくりから地域主体の支え合いのまちづくりへと、変化を目指していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	奈良市(奈良市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域が抱える福祉ニーズが多様化し、個別の課題についても複雑化している中で、地域の住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備と地域生活課題に対する相談を包括的に受け止める体制づくりの推進を目的とする。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 奈良市内	(対象地域の範囲) 地区社会福祉協議会	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 住民や地域での活動者	(支援の内容) 生活支援コーディネーターを活用し地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 多様な活動者が参画して孤立防止(ひきこもりも含む)や貧困対策等の地域活動を進める活動拠点及び生きづらさを抱える方や障害のある方が地域において出番と役割をもち参画できる活動拠点の創設について公共施設の活用も含め検討を始める。	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地区社会福祉協議会	(研修の内容) 地域の課題等の早期発見に向け、地域による見守り活動を啓発するため、「地域見守りサポーター養成講座」を開催する。 民生委員・児童委員、相談支援機関と連携して見守りを進め、福祉課題の共有化を進めるみまもり支援員養成講座を開催する。	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉法人等による地域貢献メニューでの一定の受益者負担について検討していく。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)		
事業の成果目標		
地域の課題を地域で解決していくため本市で行う他の事業と連携を図り、新たな人材の確保と地域での活動者、地域の地縁組織、民間事業者等との積極的な連携に努め、包括的支援体制構築事業と連携し、地域内で支えあう体制整備の後方支援を行い、担い手育成と持続的な福祉サービスの展開を行う。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 奈良市内	(対象地域の範囲) 地域包括支援センター単位	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域包括支援センター	(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーターなど	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報誌(社協だより)、施設内案内		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区社協における会議、地域ケア会議など、地域活動団体と相談支援ネットワークとの連携・協力して相談支援を進め、地域生活課題を把握する取り組みを進める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)地域課題解決に向け生活支援コーディネーターや相談支援包括化推進員と連携を図っていく。	(バックアップする人)生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業		

事業の成果目標	
地域の課題等の早期発見のため地域見守りサポート養成講座などのを開催し、地域での見守り体制の構築を図る。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	奈良市(委託先:奈良市社会福祉協議会)
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的な課題や新たな福祉課題等に対応するため、課題解決に向け取り組んでいる民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会などの活動において、より専門的な立場から地域での活動者を支援し、総合的・包括的に地域からの相談に応じる体制の構築を進める。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	奈良市権利擁護センター、奈良市社会福祉協議会、ボランティアセンター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
包括的に多様な課題に対応できる相談支援包括化推進員を配置し、奈良県と連携を図り、民生委員・児童委員、奈良市内の13か所の地域包括支援センター、奈良弁護士会、奈良県社会福祉士会、成年後見センター・リーガルサポート奈良支部、さらに関係機関(奈良市消費生活センター、地元の金融機関、警察)からの協力体制を構築していく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議開催:年2回を予定 参加者:奈良弁護士会、奈良県司法書士会、奈良県社会福祉士会、奈良市医師会、民生児童委員協議会連合会、障害・高齢関係支援者、奈良市社会福祉協議会、奈良市	(既存の会議の名称) 顔の見える支援者ネットワーク会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 会議開催:月1回を予定 参加者:奈良弁護士会、奈良社会福祉士会、障害・高齢の当事者団体、地域包括支援センター、奈良市社会福祉協議会、奈良市	(既存の会議の名称) なら高齢者・障害者支援研究会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人等によるの地域貢献メニューでの一定の受益者負担について検討していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
- 生活支援コーディネーターを活用し、地域での担い手を養成するなかで成年後見制度や地域での活動者に地域づくりのノウハウについて研修等を行い、人材育成を図っていく。 - 地域の社会福祉法人、NPO法人とも連携を図り、地域内で課題解決を図ることができるように支援を継続して実施していく。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
制度と制度の狭間にあって支援の手が届かない人や高齢の親と働いていない独身の50代の子とが同居している世帯、障害のある子の親が高齢化し介護を要する世帯など複数の課題を抱えた人や、少子高齢化による専門職の人材不足などに対応するため、将来を見据えた新たな人材の確保と地域での活動者、地域の地縁組織、民間事業者等との積極的な連携に努め、地域力強化推進事業と連携する。その中で、地域内で支えあう体制整備の後方支援を行い、地域共生社会への対応を行う。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

和歌山県

都道府県名	和歌山県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	927, 808 (人)		世帯数	393, 392 (世帯)		
高齢化率	32 (%)	生活保護受給率	16. 16 (%)	面積	4, 725 (km ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	240(校)	公立中学校数	123(校)
地域包括支援センター		直営：28箇所 委託：22箇所（社協6、医療法人5、社会福祉法人11）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：15箇所 委託：1箇所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

和歌山県は、縦長の地形で、紀北・紀中・紀南の三つに分けられる。 宗教や文化面に大きな影響を与えた自然が評価され高野山と熊野三山への参詣道は2004年に世界遺産に登録された。和歌山県は数々の農産物で生産量第一位となっており、蜜柑、はっさく、じゃばら、柿、梅、等が生産量1位である。また、果樹だけでなく和歌山県沖に黒潮海流があるため、漁業も盛んであり、マグロ、カツオ、ハモ、太刀魚などの海産物が名産となっている。さらには白浜温泉、本宮温泉郷、龍神温泉、勝浦温泉といった温泉も豊富である。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本県において、当該事業を実施する市町村は、30市町村中1市のみとなっている。 社会福祉法により努力義務とされている包括的支援体制整備について、事業の実施主体となる市町村や中核を担う機関になりうる市町村社会福祉協議会に対し、研修を通じて啓発を行う。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民主体の地域福祉活動を推進するために、まず市町村や市町村社協が主体的に地域福祉に取り組む必要がある。補助事業を利用し、市町村の多様な福祉の担い手と連携し、それぞれの地域にあった福祉の取組を進める。

5. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	和歌山県
②事業名	地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	本県において、当該事業を実施する市町村は、30市町村中1市のみとなっている。 社会福祉法により努力義務とされている包括的支援体制整備について、事業の実施主体となる市町村や中核を担う機関になりうる市町村社会福祉協議会に対し、研修を通じて啓発を行う。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) 県内全市町村、市町村社会福祉協議会	
(取組内容) 包括的な支援体制整備の説明や先進事例紹介と共に、ワークショップによる各市町村の地域福祉に対する取組や課題の情報共有を行う。	
⑤事業の成果目標	
市町村、市町村社協に対する包括的な支援体制整備の啓発を通じ、市町村において体制整備が進むことを目指す。	

和歌山県 和歌山市

都道府県名	和歌山県	市区町村名	和歌山市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1－1. 自治体の基本情報

人口	367,343（人）		世帯数	173,725（世帯）		
高齢化率	30.1（％）	生活保護受給率	2.60（％）	面積	208.84（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		77.92(%)	公立小学校数	51(校)	公立中学校数	18(校)
地域包括支援センター		委託：15 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1－2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

和歌山市は紀伊半島の北西部に位置し、北部は緑豊かな和泉山脈が連なり、北西部から南部にかけては風光明媚な紀淡海峡や和歌浦湾に面し、豊かな自然に恵まれています。 産業は戦前から繊維、捺染、皮革、化学、木工などが発展し、戦後は鉄鋼、化学などの重化学工業がけん引しました。近年では技術力や開発力に優れた企業の成長がみられます。 主な観光地は和歌山城、名勝和歌の浦、友ヶ島、マリーナシティなどで、和歌山ラーメン、加太の鯛、しらす、アジアカエビなどの食の文化も国内外からの観光客に好評です。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域福祉の推進のため、各地域での居場所づくりや見守りなどの取り組みを強化し、つながりを再構築することと、世帯で抱える複合化した課題を地域や市内の関係機関と協働して解決する仕組みを作り出すことを目的としている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	和歌山市地域福祉計画の理念である「お互いを尊重し、支えあう“元気な福祉のまち”を、わたしたちの“参加と協働”で創出します」を体現できるよう、地域の中には自分の居場所や困りごとを相談できるところが身近にあるのだということを感じながら、お互いに協力して課題解決に取り組む姿勢を、様々な場面をうまく活用して醸成していきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	和歌山市(社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	和歌山市では少子高齢化や地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、市民が抱える福祉ニーズが多様化・複雑化し、現在の制度やサービスだけでは対応できないケースも増加してきている。よって、住民が主体的に地域の新たな課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを目指し、地域の課題を我が事として丸ごと受け止められる取り組みと包括的・総合的な支援体制を構築する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 和歌山市内全域	(対象地域の範囲) 行政区域42地区	(人口) 367,343 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 民生委員・児童委員、地区社協、自治会、老人クラブ、ボランティア、NPO 等	(支援の内容) 協議の場を設置し、地域内のコーディネートによる連携・協働を図るための支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 食事サービスやふれあいサロンなどを実施している公共施設や福祉施設等を利用する。	(運営主体) 和歌山市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、福祉関係者	(研修の内容) 地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修や他人事を我が事に変えていく学習、地域ボランティアコーディネーター養成研修など	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
企業や個人からの寄附金拠出の働きかけの取り組みを財源として確保する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
市内42地区の地区社協との連携・協働を密に、すでに設置している「協議の場」を活用し、各事業の展開・充実を図る。		
事業の成果目標		
支所・連絡所やコミュニティセンター等を活用した居場所づくりであるサロンの実施や見守り活動である食事サービスなどから地域の課題を収集するため、市内全42地区開催を目標とする。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 和歌山市内全域	(対象地域の範囲) 行政区域42地区	(人口) 367,343 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区社協、民瀬・児童委員、ボランティア等	(相談を受け止める人) 各関係者	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 食事サービス、サロン等の地域活動の参加者へ周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 学習会や研修会の開催、生活支援事業の協議体を活用する。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 専門的な支援が必要な課題は市社会福祉協議会の総合相談窓口から各関係機関や多機関の協働による包括的支援体制につなげることができるよう、連携していく。		(バックアップする人) 市社会福祉協議会、専門の相談機関など

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援コーディネーター、福祉サービス利用援助事業専門員、生活福祉資金担当者、生活困窮者自立支援員等と連携を図るとともに、既に設置している「協議の場」である協議体を活用し、事業の展開を図る。	
事業の成果目標	
地域活動実施におけるアンケート調査により相談件数を把握するとともに解決数、つないだ件数等を成果目標とする。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
地域で解決できないような生活課題を相談する場として他機関の協働による包括的支援体制の構築を同時に進め、地域の包括支援と一体となった体制の構築を目指す。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	和歌山市(社会福祉法人和歌山市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	少子高齢化や核家族化が進むなど社会情勢の変化により、地域住民の福祉ニーズが多様化・複雑化し、潜在化してきており、これらの地域生活課題は、これまでの縦割りの支援体制では解決が困難になってきている。地域生活課題を分野にこだわらず一元的に受け止め、解決できるように他機関協働による支援体制を構築し、包括的に支援する体制が望まれている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉主事、社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	和歌山市社会福祉協議会内
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
複合化した福祉ニーズについて把握し、各関係機関と協議の上で支援プランを作成する。各関係機関と調整し、支援を実施する。支援実施状況を把握し、必要に応じて調整、見直しを行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 市社協事務局または事例対象者に直接関わる関係者による検討会議 (概ね週1回程度)	(既存の会議の名称) ケース会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 事例をもとに多分野・多機関で意見交換し、連携して解決を目指す会議 (概ね月1回程度)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
広報・啓発活動により、社会福祉法人による地域貢献の取り組みや、企業又は個人からの寄附金拠出を働きかける。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域力強化推進事業と連携・協働を図り、社会資源創出のための取組を推進する。	
オ その他	
相談支援包括化推進員の資質向上のための研修等の実施	
⑧事業の成果目標	
相談件数:週1回程度 把握した課題について支援プランの作成。関係機関との連携により支援を実施し、その経過状況を把握、調整、必要に応じて見直しを行う。そのため、適時関係者で検討会議を行う。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域力強化推進事業と同時に実施する。これにより、地域の生活課題を「我が事」としてとらえ、解決していく体制の整備状況を勘案しながら、市内全体を包括的に「丸ごと」相談を受け止める体制の整備を進めることができる。	

鳥取県

都道府県名	鳥取県	市区町村名				
実施事業※	地域力強化推進事業		多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1－1. 自治体の基本情報

人口	5 5 5, 4 4 7 (人)		世帯数	2 2 0, 3 4 9 (世帯)		
高齢化率	3 1. 0 (%)	生活保護受給率	1. 2 5 (%)	面積	3, 5 0 7. 1 3 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		未把握(%)	公立小学校数	1 2 0(校) (※)	公立中学校数	5 3(校) (※)
地域包括支援センター		市町村直営：2 0 か所、委託：1 3 か所（社協3、医療法人3、社会福祉法人7）				
生活困窮者自立相談支援事業		市町村直営：7 か所、委託：1 2 か所（社協）				

※別途義務教育学校（3校）あり。

1－2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

鳥取県は、中国地方の北東部に位置し、東西約1 2 0 k m、南北約2 0 ～5 0 k mと、東西にやや細長い県です。 北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっています。 こうした環境の中で、二十世紀梨をはじめ数々の農産物が生産され、松葉がになど新鮮な海の幸が水揚げされます。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	共生社会の実現に向けて、障がいのある人を地域で支えていく仕組みづくりが求められているところ、特に、精神障がいのある人について、これに対応した地域全体で支える仕組みを構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、医療機関、市町村等の多種多様な機関を繋ぎ、重層的な連携による支援体制を構築することで、精神障がいのある人等が必要な支援を受けながら、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる社会を実現する。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	鳥取県(社会福祉法人地域でくらす会)
②事業名	障がい者等に関する地域支援モデル研究事業
③事業実施の必要性、体制等	共生社会の実現に向けて、支援を要する人を地域で支える体制を構築することが必要であるが、支援が難しい事案等については、地域での対応が困難な場合も生じている。このため、県内の特定の圏域(西部圏域)をモデル圏域として、市町村の協力の下、県において、支援が困難な当事者やその家族等を支援するモデル的な体制づくりを行う。事業実施の中心を社会福祉法人に委託するとともに、地域の福祉サービス等の関係機関・関係者で連携して、訪問相談支援等を行うことにより、より良い支援の方法・ノウハウ等の蓄積を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	19人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①ケアマネジャーかつ障がい者相談支援専門員等関係機関から県に登録する支援員(地域協働登録支援員) ②福祉に関わる業務経験のある者又は福祉に関する知識を有する者等(県の非常勤職員として配置)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	①委託先をはじめとした関係機関(障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター、市町村担当部局、医療機関等) ②鳥取県西部総合事務所福祉保健局
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
相談支援等の事業実施については、委託先が中心・統括となって実施する。鳥取県西部総合事務所福祉保健局の相談支援包括化推進員が事業の管理を行う。相談支援に当たっては、障がい者相談支援事業所をはじめとした関係機関から関係者を「地域協働登録支援員」として県に登録してもらい、当該関係機関の「地域協働登録支援員」によるコーディネートに基づき、関係機関によるネットワークで相談等に対応する。必要に応じて複数の関係機関での訪問相談支援等(複合的な課題の把握も併せて実施)を行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 委託先と地域協働登録支援員等との間で、個別事例に関する検討会を開催する。(月に1回)	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域でくらす会と関係機関との間で、連携の方法等に関する検討会を開催する。(半年に1回)	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
本事業をモデル事業として実施し、令和2年度以降は市町村事業につなげていく(県事業としては、令和元年度で終了予定)。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
支援を要する人を地域で支えるにあたり、まずは支援を要する人の身近な人による地域での取組を進める。その一環として、委託先と関連のある地域住民・家族会等との連携により、支援が困難な当事者を抱える者等の家族に対して、ピアカウンセリング等を行う相談対応を実施する。相談対応を行う家族等に対する学習会も開催する。 また、地域協働登録支援員の拡充や、より高度なスキルを持った専門職等を育成するための研修会を実施する。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
市町村、委託先にあった連絡等をもとに支援を要する対象者を把握し、当該対象者への訪問を通じて具体的な課題を把握する。また、支援困難者となつがりのある地域住民・家族会等(委託先と関連)も課題の把握や相談の受付を委託先との連携の下で実施する。特に支援が困難であると考えられる者に対する包括的な支援を実施し、支援困難者に対する支援のノウハウを構築する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
西部圏域の米子市において、地域生活の課題整理、住民の身近な相談窓口としての取組を地域力強化推進事業で実施しており、県が実施する当事業と米子市が実施する地域力強化推進事業で密に連携しながら、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を図っていく。	

鳥取県 米子市

都道府県名	鳥取県	市区町村名	米子市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	147,870（人）		世帯数	67,029（世帯）		
高齢化率	28.75（％）	生活保護受給率	1.45（％）	面積	132.42（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		61.0(%)	公立小学校数	23(校)	公立中学校数	11(校)
地域包括支援センター		直営：0 か所 委託：7 か所（社協及びその他社会福祉法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

米子市は、鳥取県の西部、山陰のほぼ中央に位置し、南東に中国地方最高峰の大山だいせん、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する、豊かな自然環境に恵まれた街です。道路、鉄道、空港などの利便性も高く、古くから地域の交通結節点・宿泊拠点、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄えてきました。 日本海に面して「海に湯が湧く」皆生温泉は、「トライアスロン日本発祥の地」であり、昭和 56 年から毎年開催している「全日本トライアスロン皆生大会」には全国から鉄人が集結し、過酷な熱いレースが繰り広げられます。また、国史跡である米子城跡や飛鳥時代後期の遺跡上淀廃寺跡（かみよどはいじあと）、彫刻ロードでは、日常風景の中で歴史、文化、芸術を身近に感じることができます。 生活の面では、鳥取大学医学部付属病院をはじめ医療機関が充実しており、高齢者にも子育て世帯にもやさしい、暮らしやすい街です。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・コミュニティソーシャルワーク体制の確立 ・地域住民や地域に関わる団体、企業等が知り合い、地域課題の解決に向けて必要な取組、互いの役割を確認し合うための「地域福祉のプラットフォーム」の構築 ・「地域福祉の主役は自分たちである」という意識の啓発 ・地域住民の困り事を地域の中で受け止め、適切に支援につなげていく体制の構築 ・地域住民主体の活動を通じて明らかになった地域課題や住民ニーズを、市全体の福祉政策へつなげていくボトムアップ型の仕組みへの転換
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地域住民が自主的・主体的に地域の生活課題を把握し、地域全体を巻き込みながら、その解決に向けた取組を発案・実践できるようにするための意識や体制の変化 ・困り事があれば身近な地域の中で何でも相談できるという安心感と、困り事を抱えた人を地域全体で支えるという地域の一体感の醸成

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	米子市(委託先:社会福祉法人米子市社会福祉協議会)		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	(1)少子高齢化の影響により、地域福祉活動の担い手の高齢化や人材不足が顕著であり、地域住民の支え合いによる生活課題の解決に向けた取組が困難な状況にある。 (2)本市では、委託事業により米子市社会福祉協議会に「地域福祉コーディネーター」を1名配置し、住民の地域福祉活動の支援を行っているが、市全域をカバーするには到底及ばず、活動範囲は限定的である。 (3)住民に身近な地域で、住民の相談を包括的に受け止める仕組みがなく、民生委員や自治会長等がその役目を果たしている場合もあるが、地域ごとに活動内容にバラつきがあり、公的機関や各種サービスへの引継ぎ等の面で不安定である。 また、公的相談支援機関は市内の特定地域に偏在しており、さらに障がい者、高齢者、子どもなど、分野ごとに存在する相談窓口や関係機関のネットワークもないため、複合的課題や、制度の狭間にある課題などの場合は、支援につながりにくく、また相談者側に多大な負担がかかっている。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)		(対象地域の範囲)	(人口)
米子市 義方地区 啓成地区		公民館区域	16,369 人(H30.12.31 現在)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
地域活動実践者		地域会議の開催支援 地区版地域福祉活動計画の策定支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
公民館 自治会集会所		市 自治会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
地域住民 公募市民		地域福祉に関する現状や課題の把握とその解決に向けた取組を検討する市民ワークショップの開催	
(エ)その他			
・地域の課題解決に向けた、計画的な住民活動の推進に資する「地区版地域福祉活動計画」の策定を支援する。 ・「地区版地域福祉活動計画」の策定過程で明らかになった地域の課題や住民ニーズ、効果的な取組等を市の「地域福祉計画・地域福祉活動計画」につなげることにより、地域からのボトムアップ型の地域福祉政策の企画・実行への転換を図る。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
・共同募金の活用方法の見直し ・社会福祉法人や企業との連携や寄附等により、地域活動を継続していくための財源確保に努める			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
既存の生活支援コーディネーターや地域福祉コーディネーターと協働し、蓄積された住民支援のノウハウを本事業で有効活用する			
事業の成果目標			
・地域会議 参加者 30 名 開催回数 2 回 ・研修参加者 30 名 ・市民ワークショップ 参加者 100 名 開催回数 3 回			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)		(対象地域の範囲)	(人口)
米子市 義方地区 啓成地区		公民館区域	16,369 人(H30.12.31 現在)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)	
公民館 自治会集会所		新設のコミュニティワーカーと民生委員やサービス機関等との連携による	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)			
地域会議、チラシ配布			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)			
・民生委員や在宅福祉員(在宅高齢者の見守りボランティア)、自治会長等との連携 ・把握した情報に基づくアウトリーチ			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)		(バックアップする人)	
行政の各担当、生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター等との連絡協力体制		各相談支援員	

	事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
	・介護サービスや障害サービスが必要な場合の連携先として、地域包括支援センターや一般相談事業所 ・住民主体の活動で解決できそうな場合、既存の地域福祉コーディネーターと協働で住民活動へのつなぎや住民活動の立ち上げ支援
	事業の成果目標
	地域活動者との連絡会議 3回 相談件数 10件
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
地域住民だけでは抱えきれない支援困難なケースについて、鳥取県においてすでに実施している「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」につなぎ、住民活動との連携により解決を目指す。	

鳥取県 八頭町

都道府県名	鳥取県	市区町村名	八頭町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	17,108（人）		世帯数	6,086（世帯）		
高齢化率	34.3（％）	生活保護受給率	0.6（％）	面積	206.71（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営　１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託　１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

鳥取県東部に位置する中山間地域。鳥取市と隣接し一部新興住宅地が広がりつつあるが、その他ほとんどの地域では人口減少・少子高齢化が進む。稲作を中心に、梨、柿、リンゴなどの果樹栽培が盛んに行われており、基幹産業として重要な位置を占めている。しかしながら農業生産額は、年々減少しており、農業者の高齢化、後継者不足による耕作放棄地が増加している。観光では梨や柿などのフルーツ、鉄道ファンの間では有名な若桜鉄道、豊かな自然に囲まれた観光・宿泊施設がある。鳥取県の「因幡の白兎」伝説に因み、白うさぎをモチーフにしたマスコットキャラクター「やずびょん」が観光客を盛り上げる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化が進むなか、独居あるいは高齢者のみで暮らす世帯が増えている。また認知症の人、ひとり親家庭、生活困窮者等の支援が必要な人が抱える問題が多様化するなかで、地域の生活課題を可能な限り地域で受け止めていくことが重要である。そのための地域福祉の基盤となる住民と町と福祉関係機関が連携した福祉組織を設置する必要がある。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	認知症高齢者、障がいのある人、生活に何らかの課題を抱えている人などを分け隔てることなく地域みんなで支え合い住み慣れた地域でいつまでも暮らせる福祉のまちづくりの実現。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	八頭町では少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの変化に伴い、地域関係の希薄化が進み、地域力の低下、介護、認知症、孤立、多課題世帯など、社会的課題が増加傾向にある。地域のつながりの再構築、住民の健康づくり、高齢者の介護予防を行う基盤組織として「まちづくり委員会」の設立を進めているところであるが、福祉意識のさらなる醸成、住民福祉活動への参加意欲の向上、まちづくり委員会活動の充実、身近な相談窓口の設置による早期発見・支援体制の構築が必要となっている。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
八頭町内の 10 地区	旧小学校区	9,170 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
地区まちづくり委員会		運営支援・活動支援・小地域福祉活動計画策定支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
地区福祉施設(八頭町で旧保育所等を改修整備)・地区公民館		地区まちづくり委員会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
地域住民全般		地区を基盤とした、行事等への当事者の積極的な参加による実践型福祉学習事業を実施。地区単位での研修会の実施。	
(エ)その他			
まちづくり委員会や学生ボランティア、福祉事業所、学校等との連携調整			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
赤い羽根共同募金の小地域福祉活動への活用。社会法人・企業との連携。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
共助の基盤づくり事業(新規設立での連携)・生活困窮者自立支援事業・八頭町福祉相談支援センター(相談支援の連携)・生活支援体制整備事業(高齢者の介護予防推進、生活支援サービス創出の連携)			
事業の成果目標			
下記の事業を通じて、生活課題を把握し解決ができる地域づくりを進める。 ・まちづくり委員会での小地域福祉活動計画の策定過程(実態把握調査及び取り組みの検討)を通じた住民福祉意識の向上と活動の推進。(未策定 4 地区×5 回×会議参加 20 人) ・まちづくり委員会単位で地域課題の気づきを促す研修会を実施し、福祉意識を醸成する。(10 地区×20 人) ・まちづくり委員会行事等で、支援が必要な当事者が積極的に参加する実践型福祉学習プログラムを実施し、相互理解を促進する。(4 地区 延べ参加者 450 人)			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
八頭町内の 10 地区	旧小学校区	9,170 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)	
地区まちづくり委員会内に地区総合相談窓口を設置		生活支援相談員(集落支援員)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)			
地区内高齢者宅への訪問の実施、住民・福祉委員・専門職を対象とした連絡会等での広報周知			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)			
福祉関係委員連携会議の実施・地区見守りネットワーク体制の構築・地区総合相談窓口での福祉サービス情報提供			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)		(バックアップする人)	
福祉相談支援センターをバックアップ機関として配置。生活支援相談員への研修の実施。		コミュニティ・ソーシャルワーカー	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
共助の基盤づくり事業(新規設立での連携)・生活困窮者自立支援事業・八頭町福祉相談支援センター(相談支援の連携)・生活支援体制整備事業(高齢者の介護予防推進、生活支援サービス創出の連携)			

事業の成果目標	
まちづくり委員会に生活支援相談員を配置し、地区内各種団体・住民との連携による見守りネットワーク体制を構築し、課題の早期発見を目指す。発見した課題は福祉相談支援センターへつなぐ。(7地区に配置。相談件数:10件)	
・地域ケア会議の実施5回 ・生活支援相談員等研修の実施(3回延べ40人)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	複合化、複雑化、潜在化する課題に対応するために、関係機関との緊密な連携、地区福祉組織に設置される相談窓口との連携による早期発見、住民との連携による支援など、分野や領域を横断した包括的な支援体制の構築が必要である。現在進められている、地域包括ケア推進の取り組み、生活困窮者自立支援事業の取り組みとも協調し、共生型ケア体制の構築を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人(共助の基盤づくり事業との兼務)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉協議会にて主に相談支援業務や共助の基盤づくり事業でCSWとしてまちづくり委員会の設立や活動支援に従事(社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・介護支援専門員)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	八頭町福祉相談支援センター「ほっと」
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
福祉相談支援センターであらゆる相談を受け止め、世帯の抱える課題を整理し、解決に向けた伴走支援を実施。各種専門機関、福祉関係委員・地区福祉相談窓口との連携を進め、チームアプローチによる包括的な支援体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援に関わる行政関係課(保健・福祉・介護・人権)・社会福祉協議会・その他必要と判断する者 年4回	(既存の会議の名称) 支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 住民福祉に関わる行政関係課(保健・福祉・介護・防災・税務・年金・子育て・住宅・上下水・人権)・社会福祉協議会・その他必要と判断する者 年2回	(既存の会議の名称) 地域共生ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金運動の推進。法人や事業所からの寄付の促進。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
八頭町内の社会福祉法人による社会福祉法人連絡会を創設。地域課題を共有し、法人間連携による社会資源開発を進める。	
オ その他	
全国担当者会議に参加し、他の自治体との情報共有を図る。	
⑧事業の成果目標	
地域共生ケア会議を開催し、地区総合相談窓口や行政関係課、相談支援専門機関との連携体制を構築する。各機関や窓口での気づきを福祉相談支援センターにつなぎ、課題を整理したうえで、多機関・まちづくり委員会との協働による支援を実施し解決を目指す。 相談件数:40件(地区総合相談窓口10件 その他30件) 地域共生ケア会議(2回)・支援調整会議(10回)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

鳥取県 琴浦町

都道府県名	鳥取県	市区町村名	琴浦町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	17,337 (人)		世帯数	6,477 (世帯)		
高齢化率	35.6 (%)	生活保護受給率	0.60 (%)	面積	139.88 (k㎡)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		86.1(%)	公立小学校数	5(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営：1か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

鳥取県のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は秀峰大山から連なる山地に囲まれている。地質や地形を生かした農畜産物、漁業が県下でもっとも盛んな地域である。 観光名所として、山陰唯一の国特別史跡「斎尾廃寺跡」「大山滝」、後醍醐天皇ゆかりの「船上山」が著名である。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域の生活困窮世帯等における複合的な課題を洗い出し、解決に繋がっていくよう協議する場を設け、解決するよう導いていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	当事者世帯のみの問題でなく、集落や地域全体での課題ととらえ、助け合いで誰もが安心して暮らせる共助社会をめざす。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人 琴浦町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	平成 29 年度実施した民生委員による実態調査から、町内で複合的に課題を抱える世帯が58件あった。なかでもひきこもり、失業、無職といった世帯や地域から孤立し、近所と交流がない人もある。また 30 年度町内におけるひきこもり者(20～40 歳代まで)の実態調査でも 18 名のひきこもりの現状がわかった。本事業に合わせて、あんしん相談支援センターを設置しケース会議を開催しながらアプローチをしてきたが、複合的に課題を抱える世帯等への支援は多機関のネットワークによるチームアプローチが必要である。また 30 年度より役場内にハローワークが常設され仕事へのサポートが速やかにできる環境ができた。今後は就労意欲のある方には働くことでの生きがいや収入を得て、困窮状態から脱出し生活の質の向上を図りながら自立への支援がより一層しやすくなります。また就労に対して困難な方に対しては訪問を重ねながらハローワークにつながるように支援していきます。また地域では要援護者の孤立を防ぎ、他人事とせず、我が事として考えていく地域づくりが求められ、生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題発掘とサービスや制度の創設に繋げていく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 福祉委員(各自治会 1名 選任)	(支援の内容) 自治会内における交流、情報交換	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 自治会公民館及び集会所	(運営主体) 自治会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ①支え愛マップ作成事業 ②福祉座談会 ③ふれあいサロン、サークル活動 ④ボランティア研修	(研修の内容) ①支え愛マップ作成において要援護者の把握と生活状況の把握 ②各自治会へ出向き、地域の福祉課題や不安のある世帯等の把握 ③ふれあいサロン、サークル活動参加者に我が事としてのワークショップによる研修 ④ボランティアセンターが実施するワークショップによる研修	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
町補助金、社会福祉協議会会費や寄付金、共同募金(ふるさとサポート募金)		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、介護保険ケアマネージャー、障がい者相談支援員ほか		
事業の成果目標		
①支え愛マップ作成事業 6集落 ②福祉座談会 10集落／年間 ③ふれあいサロン・サークル 20団体／年間		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 琴浦町全域	(対象地域の範囲)	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ことうらあんしん相談支援センター	(相談を受け止める人) 包括化相談支援員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシ、広報紙、ホームページ		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 区長、民生委員、福祉委員、愛の輪協力員、地域のボランティアからの情報提供	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 町福祉関係課	(バックアップする人) 福祉関係課職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援コーディネーター、生活困窮者自立支援相談員、ボランティアセンター職員	
事業の成果目標	
こども食堂 月1回 ことうらあんしん相談支援センター 5件 地域包括支援センター 3件 福祉事務所(生活困窮者相談) 3件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	鳥取県琴浦町(社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	地域で生活課題を抱えている世帯には、生活が困窮だけではなく、家族に病気や障がいがあったり、そのために就労が継続できない等複合的な課題を抱えていることが多い。またそのような世帯は地域から孤立し近隣からの支援も滞りがちとなっている場合がある。このようなことから、関係機関・民生委員・集落の福祉委員等と連携しながら、制度の谷間にある要援護者への支援と包括的な相談体制によるネットワークシステムが必要である。29年度、30年度に実施したひきこもりなどの実態調査から、本事業の一層の推進を図ることが必要である。相談し易い窓口とニーズ把握に努めながら、相談支援体制の確立とネットワークづくりを重点に活動していく。 地域では要援護者の孤立を防ぎ、他人事とせず、我が事として考えていく地域づくりが求められ、生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題発掘とサービスや制度の創設に繋げていく必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①社会福祉主事、地域福祉活動、共同募金担当 ②社会福祉士、介護支援専門員、日常生活自立支援事業、成年後見援助事業、資金貸付担当
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	ことうらあんしん相談支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
①把握の方法 福祉事務所、包括支援センター、介護支援専門員、障がい相談支援員他関係機関からの情報提供 ②ネットワークの構築 福祉事務所、地域包括支援センター、司法書士、ハローワーク、商工会、民間事業者、専門医、福祉教育関係他 ③障がい者団体等へのヒアリングを実施し、ニーズ把握に努める。 ④民生委員、福祉関係者と連携して、訪問による実態把握に取り組む。 ⑤支援の方法 世帯全体のニーズに対する総合的なアセスメント、支援のコーディネートを行う。 ⑥事業 PR チラシ・パンフレット・広報誌による PR を行う。 ⑦ボランティア(ボランティアセンター)を活用し、地域に必要とされる福祉サービスを創出する取り組み	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 12回、生保CW、生活困窮相談員、包括支援センター、民生委員、ケアマネージャー、障がい支援員、ヘルパー、ハローワーク、司法書士、相談者、家族	(既存の会議の名称) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業担当者会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 2回 司法書士、町民生児童委員協議会長、町福祉事務所長、町福祉あんしん課長、町子育て健康課長、町教委教育総務課長、町社協会長、町社協事務局長、ハローワーク、専門医(精神科ほか)、商工会、民間事業者	(既存の会議の名称) 包括的支援体制構築事業推進会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
①社会福祉協議会費を増やす取組(一般会員・特別賛助会員) ②地域福祉事業に対する寄付金収入を増やす。 ③助成事業の活用 ④地域貢献事業の活用 ⑤共同募金(ふるさとサポート募金)	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
①ボランティアセンター登録者と協働して生活支援ボランティアの組織化の立上げ。 ②福祉委員や愛の輪協力員、民生委員との協働により地域住民による支えあい活動の組織化。 ③包括支援センター等関係機関と連携して社会資源の創出に向けた取組を進める。 ④ひきこもりや生活困窮者等の居場所づくり。	
オ その他	
①生活困窮者等への生活支援サービス(フードサポート) ②こども食堂による食事の提供と生活支援	
⑧事業の成果目標	
①多職種、機関による相談体制を整備する事で、ワンストップで相談を受け付け、支援に繋げる。 推進会議(各機関の長) 2回/年、 担当者会議(各機関担当者) 1回/月予定 ②こども食堂を開設時に利用するこども、保護者、地域住民の困りごとなどの相談を受け、個々の相談内容により関係機関につなぐ。 1回/月 12回/年実施予定	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域課題を把握し解決を試みる体制づくり ①各社会福法人との連携強化 ②各相談機関との連携強化 ③福祉委員・愛の輪協力員等との連携強化	

鳥取県 北栄町

都道府県名	鳥取県	市区町村名	北栄町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	15,045（人）		世帯数	5,352（世帯）		
高齢化率	33.5（％）	生活保護受給率	0.44（％）	面積	56.94（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		97(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営：1か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

平成 17 年 10 月、2 町が合併して誕生。鳥取県の中部に位置し、北は日本海に面し砂丘地帯、南には黒ぼく畑の丘陵地帯が広がる地形。東西約 12.5 km、南北約 9.5 km ブドウ、葉タバコ、長いも、ラッキョウ、大栄スイカなどの農業が盛ん。日本で唯一原形をとどめる由良台場（国史跡）がある。9 基の風車は環境問題の普及啓発シンボルとなっている。 名探偵コナンの原作者、青山剛昌氏の出身地。「コナンの里」作りを展開している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	・複合課題を抱える世帯に対するチーム支援の体制が十分に機能しておらず、単独の支援機関が個々に関わっているのが現状。制度の狭間となる場合や潜在的な支援を要する世帯の洗い出しができていない。 ・多課題を抱える世帯や将来的に困窮等の恐れのある世帯などを把握し、必要な相談支援機関につなげるとともに、居住している地域の見守りや助け合いの活動等につなげていく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・各相談支援機関が分野を超えて世帯全体の課題に対し気づきの視点を持つ。また、地域との関わりを含めて世帯の課題をとらえ、地域を巻き込んでチームアプローチを展開できるようになる。 ・民生委員や自治会長、各相談支援機関等、地域の様々な立場の者（機関）が地域で気になる方、心配な方、支援の必要な方などを早期発見し地域ぐるみで見守り、助け合うことができる風土を作る。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	北栄町		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	地域の支え愛体制の推進に取り組んでいるが、住民の主体的な活動として展開するには不十分な状況である。しかし、自治会を単位とした支え愛活動が地域の課題の気づきや早期発見につながっている例もあり、それらをモデルとして住民自身が自分たちの課題に気づき、解決に向けた取組が行えるような地域づくりを目指していく。また、多職種による相談体制へのつながりを意識して必要な機関の連携・ネットワークの構築を図る。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
全地域	自治会、小学校区	15,045 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
民生委員、地域活動団体、生活支援コーディネーター		意見交換、地域課題や支援の必要な者等の情報共有	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
地域や対象者を限定しない居場所づくりの整備		小学校区単位設置の協議体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
地域住民		①地域共生社会の実現と持続可能な地域づくりに関する講演 ②防災福祉マップをツールとした研修・情報交換	
(エ)その他			
自治会単位での「支え愛連絡会」(地域の気になる人等の情報交換、支援策の検討等を行う)の開催支援			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
・生活支援サポーターの活動の充実を図る。 ・共同募金や寄附等、地域での財源確保策について検討する。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
・生活支援コーディネーターと課題を共有しながら協働して実施 ・地域づくり担当部署と一部連携して実施(地域づくり講演会、まちづくりビジョン)			
事業の成果目標			
支え愛連絡会を開催する自治会を増やし、見守りや支援の必要な世帯を把握する。また民生委員や愛の輪協力員、専門機関等の連携を強化し身近な地域での支援体制の構築をめざす。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
全地域	自治会、小学校区	15,045 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)	
自治会で開催する支え愛連絡会、サロン等の地域の居場所		相談支援包括化推進員、生活支援コーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)			
民生委員、福祉推進員、自治会役員等支え愛活動の担い手に対する周知を行う。			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)			
自治会座談会や支え愛連絡会、第2層協議体(生活支援体制整備事業)、町内福祉関係事業所からの課題把握を行う。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)		(バックアップする人)	
早期に情報を把握し対応するために、関係者による情報交換や顔の見える関係づくりなど連携体制の強化に取り組む。		相談支援包括化推進員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活困窮者自立支援事業、包括的支援事業、生活支援体制整備事業			
事業の成果目標			
既存の連絡会や居場所を活用し、相談を受けとめる場(機会)を作る。また早期に相談につながるよう、関係機関への周知と連携体制の整備に取り組む。			
ウ その他			
相談支援包括化推進員及び関係機関の資質向上や連携に必要な個人情報の取り扱いについて研修を実施			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			
以下に記載のとおり			

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	北栄町	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	昨年度、世帯全体のアセスメントや課題整理、支援方針の決定など具体的な支援に展開するために事例を通じて研修を行った。今年度は、より具体的に支援につなげるため、役割分担や支援の進捗管理、地域の課題解決にむけた取組を強化するとともに、PDCA(支援策の検討、モニタリング等)を意識してしくみの構築を目指す。また、関係機関(者)への周知を図り、早期に相談や支援につながるようネットワークの強化を図る。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、防災士	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	北栄町福祉課	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
・福祉施策アドバイザー(外部・有識者)を活用して複合課題のあるケースに対する支援ノウハウを蓄積 ・個別ケースの相談受付、マネジメント(コーディネート) ・スムーズに相談・連携が図れるよう、関係機関及び地域住民を対象とした個人情報の取り扱いについて研修を実施		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 前年度実施した調査結果をうけて、支援の必要な世帯のスクリーニングを行う。また、その事例や随時相談のあった事例に関し事例検討を実施し支援方策を検討する。		(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・アドバイザーの助言・指導をうけ年4回程度開催。 ・包括的相談支援体制の必要性の理解、支援を要する世帯の情報収集、連携体制の検討等		(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
社会福祉法人等の地域活動への取組について働きかけを検討する。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
・生活支援体制整備事業と協働して地域課題の把握、必要な社会資源の洗い出しを行う。 ・生活支援サポーターの活動の充実を図る。		
オ その他		
地域ケア会議や協議体、認知症初期集中支援チーム員会議、生活困窮者自立支援事業などの既存の会議や事業、地域住民の居場所等を活用し情報収集するとともに、包括的な支援体制の必要性や推進員の役割を周知する。		
⑧事業の成果目標		
・実施済みの調査結果を活用し、支援の必要な世帯のスクリーニングを行うとともに、実際の支援に結びつけるための具体的な働きかけを行う。 ・アセスメントや連携に必要な様式、支援の流れ等を検討し適切に支援が展開できるような体制を構築する。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
上記に記載のとおり		

島根県 大田市

都道府県名	島根県	市区町村名	大田市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	35,549（人）		世帯数	15,800（世帯）		
高齢化率	38.47（％）	生活保護受給率	0.99（％）	面積	436.12（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	16(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大田市は、島根県のほぼ中央部に位置し、国立公園三瓶山や世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」などを有している。市内にある大小 500 余りの集落は、市の市街地を除き、大部分が中山間地域に散在しており、高齢化の進行が著しく集落機能の低下が懸念される集落も多い。当市の産業は、これまで地場産業を牽引してきた瓦産業が他の屋根材の普及等により消費が伸びない状況にある中、高齢化に伴い福祉・介護・医療などのサービス業を中心とした第 3 次産業が増加している。観光面では、平成 28 年 7 月に三瓶山を含む「大山隠岐国立公園」が国立公園を世界に向けて PR する環境省の事業の対象地として選定され、2020 年までに受け入れ環境の整備を重点的に進めることとされた。また、2020 年開催の全国植樹祭の開催地にも決定し、関係機関と連携を図りながら、三瓶山への受け入れ態勢の充実や情報発信に取り組んでいる。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民主体による安心して暮らすことができる地域づくりに向けて、福祉委員や民生児童委員、CSW 等が連携して地域ニーズの把握及び情報の収集・共有し、課題解決に向けた地域活動の活性化を図る。また、複合化・複雑化した課題は関係機関へつなぎ、その世帯や本人に関わる機関や人々を広げ、解決へと導く。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域で生じる様々な問題を「我が事」と捉え、その解決のために、まずは地域住民が自ら積極的に取り組んでいく雰囲気ができるといい。また、問題解決の経験を積み重ねることにより、より効率的・効果的な解決プロセスの構築及び地域における人材の発掘と育成を進め、住民が主体となった生き生きとした地域に生まれ変わることを期待する。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	島根県大田市(社会福祉法人 大田市社会福祉協議)	
②事業名	地域福祉支え合い推進事業(CSW 設置事業、地域福祉力アップ推進事業)	
③事業実施の必要性	大田市では、少子高齢化等の影響で毎年約 500 人の人口減少が続き、地域の活力も低下傾向にある。こうした状況の中、安心して暮らせる環境を維持するため「ふれあいいいきサロン」、「高齢者通いの場」など、様々な地域福祉活動に取り組んでおり、そこに集う高齢者、ボランティアなど地域住民が自分たちのまちの「気になる人」に気がつき、「ほっとけない」気持ちで助け合うことができる福祉の地域づくりに向け、より積極的にはたらきかけていくことが求められている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 市内全域	(人口) 35,594 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区社協・単位民児協	(支援の内容) 研修の実施、地域福祉活動の提案	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) まちづくりセンター、通いの場、サロンなど	(運営主体) 第2層協議体、地区社協など	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 福祉委員、通いの場スタッフなど	(研修の内容) 地域生活課題発見のための「気になる人、コト」の把握について	
(エ)その他		
民生児童委員・福祉委員・ボランティアなどの住民との定例的な協議や研修を行い、地域の困りごとや地域生活課題について考え、主体的に意見交換できる地域づくりを目指す。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や民間助成金の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所		
事業の成果目標		
サロンの開催回数、参加者数を増やす。通い場へ協力するボランティアの数を増やす。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 市内全域	(人口) 35,594 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ふくしよろず相談窓口	(相談を受け止める人) CSW	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシ、広報紙、ホームページ、音声告知放送		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生児童委員、福祉委員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所等と定期的な情報交換を行い早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 実務者会議による支援対象者の情報共有	(バックアップする人) 実務者会議参加者	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活困窮者自立相談支援事業実施機関との連携		
事業の成果目標		
受け付けた相談を導入する相談システムにより経過管理を行い、解決に結びついた件数を増やすことを目指す。		
ウ その他		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	島根県大田市(社会福祉法人 大田市社会福祉協議会)
②事業名	地域福祉支え合い推進事業(総合的な相談支援体制づくり事業)
③事業実施の必要性、体制等	地域生活課題は、複合化・複雑化する傾向にあり、1つの世帯で複数の課題を抱えて悩んでいる事例も多くなっている。それらの課題について包括的に受け止め、関係する機関や団体、さらには社会資源まで一体となって解決するとともに、新たな仕組みづくりにも積極的に取組む必要性が増している。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大田市福祉事務所・大田市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
複合化、複雑化した地域生活課題に的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を適当数配置し、チームアプローチによる包括的、総合的な相談支援体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ケースに関わる実務者:随時 実務者、各機関、専門家:月1回程度	(既存の会議の名称) 地域福祉推進支援機関実務者会議 自立相談支援事業支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 行政・福祉保健・就労・教育・民間団体等、支援機関の代表者:年1回	(既存の会議の名称) 地域福祉推進支援機関代表者会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金や民間助成金の活用	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
社会福祉法人連絡会や地区社協連絡会などによる現状分析や資源創出の可能性を議論し、支援機関代表者会議を通じて新たな制度づくりについて政策提言していく。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
生活困窮者自立支援相談のプラン作成事案について、定期的な評価を行う。支援の調整を目的とした事例検討会等への参加者数(参加機関・団体数)や会議の開催回数などについても、意識的に増やす方向を目指すことで、問題解決に関わる者の増員に取り組む。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

島根県 松江市

都道府県名	島根県	市区町村名	松江市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報 (2019年3月末現在)

人口	201887（人）		世帯数	89551（世帯）		
高齢化率	29，2 （％）	生活保護受給率	1．34（％）	面積	573（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		30（％）	公立小学校数	35（校）	公立中学校数	17（校）
地域包括支援センター		委託：6か所とサテライト2か所（すべて社協へ委託）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

平成17年3月に1市6町1村が合併し、さらに平成23年に1町が合併して現在の松江市となった。国宝となった松江城を中心に観光資源が豊かで、昭和26年に全国で6番目の国際文化観光都市に指定された。 市内29地区に公民館があり、地区社会福祉協議会の事務局を設置している。これを単位に住民が主体となった様々な地域福祉活動が活発に進められている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市においても複合的な課題を抱えたまま深刻化しているケースが増加しており、早期に適切な相談支援につながる仕組みづくりをすることに加え、地域での孤立を防ぎ、支えあいの中で安心して暮らせる地域の再構築を図っていきたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本市における地域福祉活動の中核となる松江市社会福祉協議会が進めるコミュニティソーシャルワークにより、一人一人の困りごとを受け止め、みんなで解決できる共生のまちづくりを進めていきたいと考えている。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	松江市社会福祉協議会		
②事業名	小地域「我が事・丸ごと」支え合い事業		
③事業実施の必要性	松江市では、公民館区(地区社協・小学校区)29 地区の小地域を第 2 層協議体として設定している。これまで「地区地域活動計画」づくりを推進してきた。その過程で、それぞれの地域課題が明らかになってきている。「お知恵拝借シート」「地域 de こと興しシート」を活用し地域の強みも把握し、各地域の実情に合った「支え合いの仕組みづくり」を実践していくことが求められている。市社協CSW(コミュニティソーシャルワーカー)がバックアップをし、公民館(地区社協)がイニシアティブをとって住民主体の支えあいの仕組みづくりを推進する。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 市内 29 地区の公民館区(地区社協)		(対象地域の範囲) 公民館区(地区社協)	(人口) 1,300～16,000 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 地区社協役員・福祉推進員・民生委員		(支援の内容) 「お知恵拝借シート」「地域 de こと興しシート」を活用した地域資源の発掘・活用・創設	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 認知症対応型共同生活介護 学校		(運営主体) 民間事業所・学校・地区社協役員・民生委員・高齢者クラブ等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) ・民生委員・福祉推進員等・地区社協役員 ・NPO・任意団体・くにびき学園等 ・行政・地域住民		(研修の内容) 地域共生社会実現に向けた講演会・シンポジウム 社会的孤立予防の研修会	
(エ)その他 ・社会的孤立予防の研修会等に使用する「おせっかいのススメ」冊子を作成 ・なごやか寄りあい参加者を対象として買い物と介護予防のセットメニューでの提供を企業との連携事業として実施。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
小地域での支え合い事業の財源として、共同募金も活用			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
市社協内での事業推進会議(市社協内の各課横断的な会議)にて各エリアの事業進捗を確認するとともにお互いの圏域の動きを知ることでお互いの研鑽の場とする。			
事業の成果目標			
社会的孤立予防の研修会を各圏域 1 か所以上及び民児協の各部会などで実施。 各圏域にて「地域 de こと興しシート」からの事業展開ができる 最低1圏域に新たな1事業の立ち上げ。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 限定しない		(対象地域の範囲) 身近な拠点として公民館区とするも限定はしていない	(人口) 1,300～16,000 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) なごやか寄り合い事業(高齢者サロン)、各地区の民生委員定例会、福祉推進員の研修会に出向いて巡回相談を実施。		(相談を受け止める人) CSW・包括支援センター職員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) チラシ・様々な研修会などでの広報・公共交通機関でのデジタル広告・社協だより・社協 HP			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 電話・来所・アウトリーチの徹底			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 市社協内相談事業連携会議・対策会議・総合相談調整室から等のバックアップ		(バックアップする人) 総合相談調整室・4課の課長職・エリアのグループリーダー	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
市社協内相談事業連携会議・対策会議・総合相談調整室から等のバックアップ(再掲) や助っ人弁護士(法テラス弁護士の対象者を取り巻く関係者からの相談対応)	
事業の成果目標	
巡回相談受付件数 100件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	松江市社会福祉協議会
②事業名	ふくしなんでも相談所
③事業実施の必要性、体制等	平成 29 年度に市内 15 か所に「ふくしなんでも相談所」を開設して高齢者介護・障害者福祉・子育て支援・生活困窮等の分野を問わない総合相談支援を展開してきた。今年度からは市社協 CSW が各地域包括支援センター内に席を設け、住民に身近な拠点で相談を受ける体制を作った。ふくしなんでも相談所から把握されたニーズを踏まえ、新たな社会資源の創出を図る。そして市社協が地域とともに培ってきた地域福祉の拠点としての公民館(地区社協)活動とのさらなる協働をすすめる、早期発見の予防的システムや支え合いの仕組みづくりを目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	8 名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	市社協のコミュニティソーシャルワーカー(CSW)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市社協 CSW が各地域包括支援センター内に席を設け、住民に身近な拠点で相談を受ける体制づくりをしている。
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・なんでも相談で把握されたニーズとして、特に障がい者の社会的孤立の問題が散見された。福祉推進員、民生委員を対象にした「困った人を見逃さない福祉なんでも相談研修会」を開催し、地域住民の早期発見力を強化する。また住民の気づきを促すための住民向け「おせっかいのススメ」を作成 ・市社協職員の相談対応スキルの向上のため、「スキルアップ研修」の開催 ・地域福祉ステーション事業…地域のなんでも相談の拠点として地域包括支援センターにCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を常駐させ、相談から支援までの支え合いの仕組みづくりと強化している。 ・CSWによる巡回相談の強化…公民館等での巡回相談のみならず、地域の寄り合いや民生委員の定例会に出向いて巡回相談を展開する。 ・CSWによる相談対応、コーディネート⇒※対策会議【対応困難事例に対し市社協内各課係長参加による事例検討会】※困難事例検討会議【外部助言者(法テラス島根、医療関係者等)の参加による事例検討会】※相談機関連絡会【社協内の各課による相談内容の傾向・対策を確認】※実務者会議【社協内の各課によるふくしなんでも相談の毎月新規ケースについて情報共有・相談対応について確認・助言を行いケースに反映する】	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・なんでも相談実務者会議(月1開催、総合相談調整室長、総務課課長・係長、地域福祉課課長・係長、地域包括ケア推進課課長・係長・各地域包括支援センター主幹等) …前月の相談事例の対応状況の進行管理 ・対策会議(随時、各課係長)…支援困難事例に対する社協法人内での作戦会議 ・困難事例検討会(随時、対策会議メンバー＋外部助言者として弁護士、医師等) …さらに支援困難な事例に対しては、法テラス島根等の弁護士を助言者に支援を検討 ・地域ケア会議(随時、CSW等相談員等＋民生委員等の地域支援者) ・くらし相談支援センター運営協議会でのふくしなんでも相談の実績報告の際に個別事例の報告も実施	(既存の会議の名称) ・対策会議 ・困難事例検討会 ・地域ケア会議 ・くらし相談支援センター運営協議会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・重点事業推進会議(毎月1回、市社協管理職、各課係長)…モデル事業全体の進行管理 ・相談支援包括化推進会議(年2回)…松江市くらし相談支援センター(生活困窮自立支援事業)の運営協議会を活用 ・庁内連携会議(年2回)…市・市社協との連携会議	(既存の会議の名称) ・くらし相談支援センター運営協議会

ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
	「子ども安心サポート基金の創設」…新たに基金を創設し、子ども食堂や学習支援の居場所づくり等の企画に対し助成を行う。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	・ 福祉推進員、民生委員等が「困った人」を「困っている人」にできる地域のニーズ把握のアンテナ的存在に。 ・ 「ふくしなんでも相談」からひきこもりの相談より⇒ひきこもり家族会の立上げ…引きこもりの子どもを抱えた家族が共に支え合う「場」づくり ・ 社会福祉施設やサ高住などを活用した居場所づくり…様々な社会資源を活用した居場所づくりを行う。 ・ モデル地域包括エリアで把握された新たなニーズに対し、新たな支え合い等の社会資源を創出を検討する。 ・ 既に市内 47 カ所の社会福祉法人で法人連絡会を立ち上げている。新たなニーズに対し具体的な事業企画(市民向け講演会の開催、なんでも相談の窓口設置、、法人事業所内のトイレの提供、講師派遣事業、物品・機材等の貸出事業、要援護者移送支援事業等)をすることで、財源的、人材的な連携強化を図っていく。
オ その他	
⑧事業の成果目標	
	・ ふくしなんでも相談所としては、H30 年度、実件数 177 件の相談を受けている。⇒ 住民への周知、広報を図ったことですので今年度上半期は実件数 129 件の相談を受理している。受けた相談に寄り添い、相談対応の質を上げること及び社会資源の創出を行う。また希望する社会福祉法人にもふくしなんでも相談所の設置・バックアップを行い相談対応の裾野を広げる。 ・ 対策会議10回、困難事例検討会5回、地域ケア会議10回 ・ 相談で把握されたニーズに対して、新たな支え合いや仕組みづくりを各包括エリアで1つは創出していく(6地域包括エリア) ・ 29公民館(地区社協)で最低1回は「社会的孤立:おせっかいのススメ」研修を開催。 ・ ふくしなんでも相談の周知・広報…社協だよりでの広報2回、チラシ、クリアファイル配布
⑨地域力強化推進事業実施計画	

岡山県 美作市

都道府県名	岡山県	市区町村名	美作市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	2 7 , 4 1 9 (人)		世帯数	1 2 , 3 4 6 (世帯)		
高齢化率	39.92 (%)	生活保護受給率	0.561 (%)	面積	4 2 9 . 2 (k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		(%)	公立小学校数	9(校)	公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター		直営				
生活困窮者自立相談支援事業		直営＋委託：1ヶ所(社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

美作市は、平成17年3月31日に5町1村が合併して誕生した市である。岡山県の北東部に位置し、北は鳥取県、東は兵庫県と接しており、地域全体に緑の豊かな山々と、清らかな川の流れ、その周辺に広がる田園などが調和して落ち着いた景観を形成している。 市内には、美作三湯の一つとして知られる湯郷温泉があり、京阪神の奥座敷として人気を集めている。また、剣聖宮本武蔵の生誕地をはじめ、F1「パシフィックグランプリ」が開催された岡山国際サーキットなど豊富な観光資源に恵まれ、多くの観光客が訪れている。 しかし、その一方、その他の主要産業は農業・林業、高い高齢化率、県内の市の中で最も人口が少ない市という典型的な中山間地域の特徴も併せ持っている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民の身近な福祉活動の拠点である地区社協ごとにコミュニティーソーシャルワーカーを配置し、既存の組織、取組みを活かしつつ、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みることができる体制づくり及び育児、介護、障害、貧困などの複合化・複雑化した課題を包括的に受け止められる総合的な相談支援体制づくりを推進する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	個人の困りごとを地域の困りごととして、支えられる側が時に支える側として、見守っていた人がいつかは見守られる人として、誰かが取組むのではなく、誰もが参画する全員参加の地域福祉を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	美作市(美作市社会福祉協議会)		
②事業名	地域力強化推進事業 ～コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動～		
③事業実施の必要性	美作市では、これまで地域福祉活動の基盤組織として、市内全域に31地区社会福祉協議会が設置され、定期的な会議や事業を実施し、住民主体の地域福祉活動を行っている。 しかし、その活動のほとんどが、住民の交流や、高齢者の支援を目的としたものであり、地域に埋もれている、ニートや引きこもり、生活困窮世帯、障害者、複数の課題を同時に抱える世帯などを対象とした取組には至っていないことや、支える側と支えられる側が固定化しているなどの課題があった。 また、美作市健康福祉部には総合相談係が設置され、複雑な課題を抱える方への支援を行っていたが、事務所が市内1カ所であり、相談者が身近な場所で気軽に相談することが難しいという課題があった。 そこで、平成30年度より地域力強化推進事業に取組み、美作市社会福祉協議会各支所にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地区社協を中心とし地域共生社会の実現を目指した地域づくりを行うとともに、住民の身近な場所である社協各支所でCSWが住民の相談を丸ごと受け止めるため「福祉出前ステーション」を開設した。現在、地区社協を中心とした地域づくり、出前ステーションの周知、相談受付等を行っている。しかしまだ事業を開始したばかりで住民への周知が行き渡っておらず相談者が固定化している等の課題もあることから平成31年度も引き続き事業実施をする必要がある。 また、今年度より生活困窮者自立相談支援事業の一部と、家計支援、学習支援事業を受託することになっており、それによって福祉出前ステーションで受ける幅広い相談にワンストップで対応できるよう相談支援体制の強化を図りたい。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 31地区社協	(人口)	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 市内31地区社協	(支援の内容) 地区担当 CSW の配置による地域福祉活動の推進。地区社協毎に、担当CSW(8名)を配置し専門的観点から地区社協活動を支援する。また、市レベルでの取組の実施や、地区の CSW をバックアップするため、統括 CSW を1名配置する。		
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 遺贈の仕組みを活かした空き家による拠点整備。空家を活用して誰もが気軽に立ち寄れる場所を整備するため、遺贈・寄附について職員で組織する「寄附金在り方検討会」を設置し、調査研究を行う。	(運営主体) 美作市社会福祉協議会		
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 市内31地区社協 全市民	(研修の内容) 住民の新たな気づき、活動を促す研修会の開催【毎年】様々な地域課題(障害・生活困窮等)への、住民の気づきや福祉活動を促すため、地区社協に対し、市内で統一した内容で毎年研修会を行う。研修を通して、各専門職と、住民との繋がりをつくる。また、平成30年度に試験的に行ったグループワーク形式の会議が好評だったことから、より多くの住民に主体性を持ってもらうために新たにグループワーク形式の会議を行う。 住民と関係機関をつなぐ福祉フォーラムの開催【毎年】地区社協関係者だけでなく、全市民を対象としたフォーラムを毎年開催する。フォーラムは、毎年様々な関係機関と協働して実施することで、住民に新たな情報提供を行うとともに、住民と関係機関との関係づくりを目的に行う。平成31年度は、障害者自立支援協議会と協働で行う。		

(エ)その他		
新たな住民活動を促すボランティア養成講座の開催【毎年】 地区社協での会議内容等にあわせて、新たな気づきを持つことが出来た住民がスムーズに具体的な活動を行えるように、ボランティア養成講座を行う。 平成30年度：メンタルヘルスボランティア養成講座 平成31年度：障害者理解を広めるキャラバンメイト養成講座の開催、一時里親説明会		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉法人の地域公益事業の活用 平成29年度に美作市内の社会福祉法人等連絡協議会が設立され活動を行っている。平成30年度の本事業では連絡協議会と協働して福祉フォーラムを開催した。引き続き連絡協議会と協働して事業を実施し、住民と社会福祉法人が連携する仕組みを構築することにより、社会福祉法人の地域公益事業を活用し、不足する社会資源づくりと、財源確保を図る。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
高齢者の生活支援に関することは、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターの役割となっているが、第2層のコーディネーターを社協が受託しているため、地区社協でのグループワーク等で出された高齢者関係の意見等は、生活支援コーディネーターとも共有し、生活支援体制整備協議体でも検討する。		
事業の成果目標		
・地区担当 CSW9 人、統括 CSW1 人配置。 ・福祉会議等の定例開催【開催回数 90 回、参加人数述べ 1,500 人】 ・遺贈・寄附についての調査研究 ・(高齢者問題以外の)障がい者、生活困窮等の研修会の開催【31 会場、500 人】 ・障がい者、生活困窮、ニートなどが、就労またはボランティアという形で、地域の担い手として活躍できる仕組みづくり。 【就労又はボランティア件数：H31 年度 5 件、H32 年度 10 件】 ・福祉フォーラムの開催【開催回数：毎年 1 回、参加者数 100 人】 ・ボランティア養成講座の開催【毎年1講座、参加者数：20 人】		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 31地区社協単位	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 場所：社協各支所(旧町村単位 6 カ所) 機関名：福祉出前ステーション(市社協)		(相談を受け止める人) CSW
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) ・市社協・地区社協広報紙掲載による周知 ・市社協が事務局を持つ団体やサロン等で周知 ・地区社協福祉会議等での周知 ・市ケーブルテレビでの広報、活動PR		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 住民自らが、地区内の全世帯の生活課題を確認し合う見守り会議の開催【毎年】 上記アの事業を実施し、住民の意識向上を図ることにより、現在行っている見守り会議(高齢者の要支援者の把握等)を、全世代を把握の対象とすることで、生活課題の早期発見に繋げる。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 権利擁護センター支援検討委員会 美作市では多職種の参加により、毎月支援検討委員会が行われている。包括的に受け止める場での対応が困難な場合には、支援検討委員会と協働して支援を行う。		(バックアップする人) 権利擁護センター(支援検討委員会)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
CSWは住民の相談を丸ごと受け止めつつ、その中で、高齢者に関することは、包括職員に繋ぐ。また、高齢者に関する新たなに必要な社会資源づくりなどは、生活支援コーディネーターと協力して実施する。		
事業の成果目標		
・全世代を対象とした見守り会議の開催【市内全 31 地区】 ・全 6 支所で福祉出前ステーションの継続 【平成31年度相談件数：200 件(内解決件数：20 件、つなぎ：40 件)】 ※職員の相談援助技術を高め、解決件数を増やす。つないだ事例に関しても地域福祉での関わりの継続を目指す。 ・包括的に受け止めるための場の周知 - 地区社協・市社協広報紙への掲載、地区社協会、団体、サロン等での説明会の開催【50 会場】		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	美作市(社会福祉法人 美作市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	美作市では、平成 30 年度より地域力強化推進事業に取組み、美作市社会福祉協議会各支所にコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)を配置し、地区社協を中心とし地域共生社会の実現を目指した地域づくりを行うとともに、住民の身近な場所である社協各支所でCSWが住民の相談を丸ごと受け止めるため「福祉出前ステーション」を開設した。 その結果、少しずつではあるが、地域からの相談が寄せられるようになり、支所のCSWが、住民や関係機関とともに支援している。しかし、地域住民等から寄せられる相談の中には、多重債務、進学・就職困難や障がい、子どもの貧困等複数の課題を抱えるケースや、当事者が支援を拒否することもあり、CSWや単独の支援機関に繋ぐだけでは解決できない相談も出てきている。 また、今年度より生活困窮者自立相談支援事業の一部と、家計支援、学習支援事業を受託することになっており、多分野・他機関による包括的支援体制が必要となる。そこで、平成31年度から本事業に取組み、新たに相談支援包括化推進員1名を配置する。相談支援包括化推進員は、CSWや生活困窮相談支援員と連携し、対象者との信頼関係の構築を目指すとともに、地域住民を含めた多様な関係機関が参加する相談支援包括化推進会議を開催し、多機関によるチームアプローチが可能となるよう支援体制を構築する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	・平成27年より社会福祉協議会日常生活自立支援専門員として相談支援業務に従事(資格は社会福祉主事・介護支援専門員)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市町村社会福祉協議会・社会福祉法人美作市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・福祉出前ステーションに相談のあったケースで、支援拒否や、多機関の連携による支援が必要なものについては、包括化推進員がCSWと協力し、アセスメントや本人との信頼関係の構築を目指す。 ・生活困窮者自立支援事業の一部を受託し、相談支援包括化推進員が相談支援員や家計改善支援員と連携して相談に応じることからワンストップで相談を受け付けることができる。 ・包括化推進員は、多機関連携によるチームアプローチが可能となるよう相談支援包括化推進会議を開催し、本人の希望を伝えるときともに、包括化推進員が中心となって、支援プランを作成する。 ・包括化推進員が関係機関の支援経過を取りまとめ、各関係機関と情報共有を図るときともに、対応困難ケースについては、美作市権利擁護センター支援検討委員会に報告し、対応方法を検討する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・現在、多機関・多職種が参加し毎月開催されている美作市権利擁護センター支援検討委員会の後、関係機関の担当者を中心とした包括化推進会議を開催し、権利擁護センターとの連携を図りながら事例検討を行う。 【開催回数:毎月1回(支援検討委員会後)+必要に応じて】 ・自立相談支援機関の主任相談員との個別会議(必要に応じて随時)	(既存の会議の名称) 美作市権利擁護センター支援検討委員会 支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 美作市権利擁護センター支援検討委員会へ、各関係機関の担当者も参加することで、ネットワークを構築する。【毎月開催】	(既存の会議の名称) 美作市権利擁護センター支援検討委員会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人の地域公益事業の活用 平成29年度に美作市市内12法人14事業所で組織される社会福祉法人等連絡協議会が設立され活動を行っている。社会福祉法人の地域公益事業を活用し、不足する社会資源づくりと、財源確保を図る。	

エ	新たな社会資源の創出のための取組の概要
	地域力強化推進事業によるボランティア養成等や、社会福祉法人の地域公益事業などにより現在不足している社会資源の創出を図る。また、相談支援包括化推進会議にて、必要とされる社会資源の検討も行う。
オ	その他
⑧	事業の成果目標
	平成30年に実施した地域力強化推進事業でこれまで潜在化していた支援ニーズが少しずつ相談に繋がるようになってきた。しかし、その中には、複合的な課題を抱える世帯や、福祉的な支援を希望しない世帯もありすぐに解決に結びつかないケースの存在が明らかとなってきた。本事業を実施し、包括化推進員が、当事者との信頼関係を構築するとともに、多機関が協働して効果的な支援を行なうことのできる環境づくりを行う。それにより、複合的な課題であったために困難事例として支援方法がわからなかった課題についても、地域住民や支援者が積極的に繋げ、支援を行える環境を整備する。 数値目標（初年度） ①複合的な課題を抱える者のプラン作成：10 件 ②相談支援包括化推進会議：15 回
⑨	地域力強化推進事業実施計画

岡山県 岡山市

都道府県名	岡山県	市区町村名	岡山市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	708,506（人）		世帯数	329,956（世帯）		
高齢化率	26.01（％）	生活保護受給率	1.9（％）	面積	789.9（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		80.4(%)	公立小学校数	91(校)	公立中学校数	36(校)
地域包括支援センター		委託先：16カ所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託先：3カ所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

岡山市は国内交通の要衝で、温暖な気候が特徴の政令指定都市である。コンベンション開催件数は年々増加し、西日本有数であるとともに、2019年10月にはG20保健大臣会合を開催し、国際的な課題について議論し、保健分野を主導する都市として世界から高い評価を得ている。 観光資源としては、5世紀にあった王国の遺跡が数多く残るほか、17世紀末に築庭され、日本3大庭園の一つに数えられる後楽園はミシュランで3つ星を獲得している。また、岡山名産の白桃、マスカット、ピオーネ等の果物は国内外で高い評価を得ている。 さらに、人口当たり国内トップクラスの医師数、病院数を誇り、高度医療を提供する医療機関が集積する医療先進都市である。こうした豊かな医療資源をいかし、誰もが医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で健康に暮らせるまちづくりを進めている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	複合課題を抱えた市民が岡山市のどこの相談機関に相談しても、漏れなく適切な支援が受けられるよう、各相談機関が世帯全体の課題を把握するとともに、他の相談機関と連動する体制を構築する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	岡山市地域共生社会推進計画に掲げる、「誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち」を実現するため、医療・介護・福祉はもちろんのこと、産業、就労、防犯・防災、環境、交通、住まい、まちづくりなど福祉の領域を超えた分野もしっかり結びついて、何かあっても自分らしく暮らせる生活を可能にする地域包括ケアシステムを進めるとともに、抱える課題を受け止めて寄り添い、解決を促す相談体制を作り、誰もが孤立することなく暮らせる地域づくりを進める。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	岡山市(委託先：社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会)
②事業名	岡山市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	岡山市では、福社区を定め、福社区ごとに保健センター、福祉事務所、地域包括支援センターなどの相談機関を設置している。 また、平成25年度からは、生活困窮者の相談機関窓口として社会福祉協議会内に寄り添いサポートセンターを設置しているが、生活困窮者支援を進める中で、次のような課題が表面化した。 ①ケース検討を行う支援調整会議において、精神疾患が疑われるケースにも関わらず、医療機関や保健センターが会議に出席していない。 ②同一世帯の親子に対して、親への支援を寄り添いサポートセンターが行い、子どもへの支援をこども総合相談所がそれぞれ行っていたが、情報が共有されないまま数年間それぞれが支援していた。 このように、多機関の協働が不十分であることが顕在化したことから、平成29年度から総合相談支援体制づくりに着手した。 体制づくりを検討するにあたり、岡山市では、各相談機関の圏域がバラバラであり、制度ごとに様々な相談機関が点在していること、また、各相談機関は制度をベースとした専門性で支援しているため、専門外は手をつけず、押し付け合い、たらいまわしが発生することから、ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながらそれぞれの相談機関が連動する体制を作り、どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスを漏れなく提供する体制づくりを推進することとした。 なお、平成30年3月に地域共生社会推進計画(地域福祉計画)を策定し、総合相談支援体制づくりをその柱の1つに位置付けて、全庁的に地域共生社会を推進することとしている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	資格：社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事 経歴：日常生活自立支援事業専門員、法人後見事業担当、貸付担当、地域福祉担当
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
ワンストップ窓口を作るのではなく、各相談機関に相談があったケースについて、それぞれの相談機関が連動する体制を作ることにより、どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスをもれなく提供する体制づくりを推進することを目指している。 昨年度は事業体制の整備やルールをつくりに取り組んだ。具体的には以下のとおり。 ・相談機関同士の情報共有を円滑に行うために「つなぐシート」を作成し、市内の各相談機関や窓口へ配布し、世帯全体の課題を義務化した。 ・「相談機関一覧表」を作成し、つなぐシートと共に市内の各相談機関や窓口に配布し、各相談機関職員が相談者の困りごとの適切なつなぎ先を判断しできるようにした。また、確実かつスムーズにつながるように、期間ごとに主担当と副担当定め、相談機関一覧に記載し、多機関からの相談を断らないことをルール化した。 ・分野をまたがる複数の課題を抱えるケースや、制度の狭間にこぼれ落ちるケースなど、支援が困難なケースについては「主管課である保健福祉企画総務課が相談機関・庁内調整し役割分担を図る」ととし、支援の停滞を防ぐルールを決めた。 ・総合相談体制の整備に伴い、各分野に精通した「複合課題解決アドバイザー」を選任した。各分野の関係者が一堂に会する協議の場を設けることで、現場の担当職員のみでは支援調整が非常に困難なケースへの助言・指導を受けることを可能とし、属人的に行われていた相談ルートを、システムチックに整備した。 さらに、今年度は職員向けの人材育成研修等を実施した。具体的には以下のとおり。 ① 職員向けに総合相談支援体制づくりの研修の実施 ② 厚労省と協働で専門職向け人材育成研修の実施（予定） ③ 関係機関や庁内職員にも断らない相談、相談者の困りごとを適切なつなぎ先につなげることを徹底するべく「総合相談マニュアル」を作成し、相談機関に活用方法を周知していく予定。 この他、今年度は昨年度の課題を検証し、不足している支援策を創出した。具体的には以下のとおり。	

	① 【生活再建・自立支援ファンドの創設】 ・最初の入り口支援さえすれば支援メニューに繋がる可能性があるのに、既存の制度では対応できないため、現状から抜け出せない世帯などに対して「生活再建・自立支援ファンド」を活用した支援への取り組みを実施している。 ② 【住まいの問題】 ・宅地建物取引業協会や NPO 法人に住まい確保に苦慮する個別ケースの相談をしながら、新たな不動産事業者の開拓を進め、住まいを提供する不動産事業者等が要配慮者の受け入れ可能となる住まいと福祉のルールを決める取り組みを実施している。		
イ	相談支援包括化推進会議の開催方法		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 405 1169 645"> (個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 名称：複合課題ケース検討会 役割：ケースに関わる機関、今後支援に必要な機関が一堂に会し、複合課題を抱える個別ケースへの支援を行う。 開催回数：必要に応じて開催 参加者：地域包括支援センター、保健センター、寄り添いサポートセンター、市職員等(課題に応じて関係者を招集) </td><td data-bbox="1169 405 1441 645"> (既存の会議の名称) </td></tr> </table>	(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 名称：複合課題ケース検討会 役割：ケースに関わる機関、今後支援に必要な機関が一堂に会し、複合課題を抱える個別ケースへの支援を行う。 開催回数：必要に応じて開催 参加者：地域包括支援センター、保健センター、寄り添いサポートセンター、市職員等(課題に応じて関係者を招集)	(既存の会議の名称)
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 名称：複合課題ケース検討会 役割：ケースに関わる機関、今後支援に必要な機関が一堂に会し、複合課題を抱える個別ケースへの支援を行う。 開催回数：必要に応じて開催 参加者：地域包括支援センター、保健センター、寄り添いサポートセンター、市職員等(課題に応じて関係者を招集)	(既存の会議の名称)		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="188 645 1169 1162"> (ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ①複合課題解決アドバイザー会議 役割：ケース会議を行う中で出てきた課題に対し、課題を共有し、相談機関の役割分担や連携のルール化などを行う。 開催回数：必要に応じて実施(最低 3 回実施)。 参加者：相談機関主管課 ②総合相談 WG 役割：総合相談体制事業展開、既存の会議との関係性、ケースに関する課題、新たな事業創設などを WG メンバーで検討。 ③教育と福祉の連携 WG 役割：個別ケースの課題解決だけではなく、学校と保健福祉側の相談機関がどういった連携ルールができれば支援がスムーズになるか、といった仕組みづくりを検討する。 ④要配慮者住まい確保 WG 役割：不動産事業者と福祉側の連携を諮り、要配慮者への支援方法を検討。 </td><td data-bbox="1169 645 1441 1162"> (既存の会議の名称) </td></tr> </table>	(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ①複合課題解決アドバイザー会議 役割：ケース会議を行う中で出てきた課題に対し、課題を共有し、相談機関の役割分担や連携のルール化などを行う。 開催回数：必要に応じて実施(最低 3 回実施)。 参加者：相談機関主管課 ②総合相談 WG 役割：総合相談体制事業展開、既存の会議との関係性、ケースに関する課題、新たな事業創設などを WG メンバーで検討。 ③教育と福祉の連携 WG 役割：個別ケースの課題解決だけではなく、学校と保健福祉側の相談機関がどういった連携ルールができれば支援がスムーズになるか、といった仕組みづくりを検討する。 ④要配慮者住まい確保 WG 役割：不動産事業者と福祉側の連携を諮り、要配慮者への支援方法を検討。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 ①複合課題解決アドバイザー会議 役割：ケース会議を行う中で出てきた課題に対し、課題を共有し、相談機関の役割分担や連携のルール化などを行う。 開催回数：必要に応じて実施(最低 3 回実施)。 参加者：相談機関主管課 ②総合相談 WG 役割：総合相談体制事業展開、既存の会議との関係性、ケースに関する課題、新たな事業創設などを WG メンバーで検討。 ③教育と福祉の連携 WG 役割：個別ケースの課題解決だけではなく、学校と保健福祉側の相談機関がどういった連携ルールができれば支援がスムーズになるか、といった仕組みづくりを検討する。 ④要配慮者住まい確保 WG 役割：不動産事業者と福祉側の連携を諮り、要配慮者への支援方法を検討。	(既存の会議の名称)		
ウ	自主財源の確保のための取組の概要		
	公益社団法人橋本財団から岡山市の地域共生社会推進計画に記載している地域共生社会の理念に共感し、何か協力できないかと相談があり、協議。「地域共生社会の実現」を趣旨として公的支援外の「制度の狭間」支援を実施する団体への福祉助成金を創設。		
エ	新たな社会資源の創出のための取組		
	適切な福祉サービスにつなげるための、最初の入口支援として生活再建・自立支援ファンドの創設や住まいを提供する不動産事業者等が要配慮者を受入れ可能とできるように住まいと福祉のルール作りを行うなど新たに取り組みを実施している。		
オ	その他		
	地域共生社会実現のためには組織横断的な相談支援体制づくりが求められることから、市保健福祉局の主管課である保健福祉企画総務課が複合課題のケース検討や市内部・関係機関との調整を相談支援包括化推進員とともに積極的に行っている。		
⑧	事業の成果目標		
①	複合課題が円滑に解決できたケース件数 40 件 (令和元年度)		
②	関係機関による適切な支援に繋がったケースの割合 90% (令和元年度)		
⑨	地域力強化推進事業実施計画		
	平成 30 年度から介護保険法の地域支援事業における生活支援コーディネーター(支え合い推進員)を 6 名配置し、高齢者を対象とした地域支え合い活動を推進している。令和 2 年度からは地域支え合い活動を強化するため、第 2 層の生活支援コーディネーターを 18 名増員し配置予定。個別支援を行う相談支援包括化推進員と地域支え合を行う生活支援コーディネーター(支え合い推進員)の 2 つの事業を進める中で、引き続き地域力強化事業の具体的内容について、検討していく。		

岡山県 倉敷市

都道府県名	岡山県	市区町村名	倉敷市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報 ※令和元年6月末

人口	482,231 (人)	世帯数	211,858 (世帯)
高齢化率	27.1 (%)	生活保護受給率	1.4 4.4 (%)
面積	355.63 (k m ²)		
地縁組織(自治会、町内会等)加入率	不明	公立小学校数	64(校)
		公立中学校数	28(校)
地域包括支援センター	委託：25 か所 (社会福祉法人、医療法人、社協)		
生活困窮者自立相談支援事業	委託：2 か所 (社会福祉法人、NPO)		

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

- ・全国有数の観光地、倉敷美観地区があり、平成28年の観光客数は5,625千人。
- ・水島臨海工業地帯を有し、倉敷市の製造品出荷額(平成26年)は全国第3位(4.6兆円)で工業都市の面もある。
- ・市内には3次救急を担う医療機関が2か所あるなど、医療サービスは充実している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	平成28年度から地域づくりを応援する生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のサロン活動の見える化や生活支援・介護サポーター等の人材養成を行い、高齢者が地域で元気に活躍できる場や人づくりを推進した。 本事業ではコーディネーターが子どもや障がい者など、地域で多様な住民を支え合っている活動事例を収集し、ガイドブックにまとめ、市内の各地域へ働きかけを行うことで、さらに地域の支え合い活動を推進する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	元気な高齢者が支援を必要とする高齢者や障がい者等を支援していくこともできると、小地域ケア会議や地区社協等で我が事として考えられる機運をつくり、多世代交流サロンや子ども食堂、見守り活動等が地域住民主体で実現されることを目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	倉敷市(倉敷市社会福祉協議会)		
②事業名	地域支え合い推進事業		
③事業実施の必要性	小学校区を基本とした小地域ケア会議で地域課題解決に向けた情報共有、検討を行っている。平成 29 年度から地域共生社会を見据え、生活支援コーディネーター(市社会福祉協議会に配置)が会議に参加し、助言や関係者のネットワークづくり等支援し、3世代交流サロンや子ども食堂、移動支援等の取組みが始まる地域が出るなど、地域の支え合い強化が進んでいる。一方、地域の支え合い活動の担い手、後継者不足等から継続した活動にならないこともある。そのため、高齢者の社会参加を推進し、地域で元気に活躍する方を増やすことで、地域活動を応援する。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲)	(人口) 482,308 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 地域活動の担い手等として元気に活躍している高齢者		(支援の内容) スポーツ、生涯学習、健康づくり等の地域活動に参加して活躍している事例の情報提供	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 小地域ケア会議(ケア会議を通じて3世代交流サロン、子ども食堂等の通いの場)		(運営主体) 地域包括支援センター	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 小地域ケア会議、地区社協役員、民生委員等		(研修の内容) 通いの場づくり、地域の支え合い活動等を行っている市内の活動団体による実践発表とグループワーク	
(エ)その他			
高齢者の社会参加を進め、介護予防や地域貢献につなげるいきいきポイント制度(ボランティア活動に応じて年間最大 5,000 円の交付金を受け取れる仕組み)を推進し、地域で活躍する方の増加を図り、地域の支え合いを強化する。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
通いの場の場所等を社会福祉法人や企業が地域住民の活動に提供してもらう。 (例えば、特養の地域交流スペースをサロンや認知症カフェの場として提供いただく)			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)			
事業の成果目標			
住民が地域で気軽に集い、交流する通いの場 H30:263 か所 ⇒ R元:270 か所(見込み) いきいきポイントのボランティア登録者数 H30:747 人 ⇒ R元:825 人(見込み)			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 市全域	(対象地域の範囲)	(人口) 482,308 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 小地域ケア会議(事務局:高齢者支援センター)		(相談を受け止める人) 高齢者支援センター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 市内4地区のミニフォーラム、市全体のフォーラム等を開催し、小地域ケア会議を通じた地域の支え合い活動を発表し、小地域ケア会議の周知とともに会議の活性化を図る。			

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域包括支援センターが行う高齢者実態把握調査を推進し、高齢者世帯を中心に訪問し、生活状況を聞き取る中で、高齢者のみならず家族にも支援が必要な方の把握に努める。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 支援機関の窓口や支援内容をまとめたガイドブックを作成し、住民が早期に適切な窓口につながるようにする。	(バックアップする人) 生活支援コーディネーター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター)、生活支援体制整備事業	
事業の成果目標	
ミニフォーラム、フォーラム参加者数 延べ 450 人(60 人×4 地区、全市 210 人) 実態把握調査件数 16,500 件⇒H31 年 17,000 件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
平成 31 年度は平成 30 年 7 月度から生活支援コーディネーターが真備地区で、市民や支援機関が集まる会議や研修に参加し、生活する方々の困り感や希望などより支援機関の窓口や支援内容を把握するとともに、関係機関向けの研修会を開催し、地域活動の情報提供を行う等により、支援機関の情報共有、支援機関と地域住民との協働に向けたネットワークづくりを推進する。また、地域共生の視点にたった地域支えあい活動の情報を集め、地域への定期的な情報発信する。この取組みを通じて平成 32 年度以降の相談支援包括化推進員の位置づけや所属組織等、体制について検討する。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	倉敷市(倉敷市社会福祉協議会)
②事業名	地域支え合い推進事業
③事業実施の必要性、体制等	小地域ケア会議で地域課題解決に向けた情報共有、検討を行っており、これまでに3世代交流サロンや子ども食堂、移動支援等の取組みが始まる地域が出るなど、地域の支え合い強化が進んでいるが、住民主体の活動に加え、支援機関や民間企業をコラボする事でより、支えあいが推進する事例があることから、横展開をしていく。災害から支えあいの重要性の学びを活かし、支えあいの強化を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	昨年度に引き続き、生活支援コーディネーター(5名配置)が暫定的に包括化推進員の役割も踏まえた活動を行い、当該事業を展開する中で、市として包括化推進員の本格的な配置について検討していく。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	倉敷社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
平成 30 年度は生活支援コーディネーターが支援機関が集まる会議や研修に参加し、災害を通じた支えあい事例を地域活動の情報提供を行う等により、支援機関の情報共有、支援機関と地域住民との協働に向けたネットワークづくりを推進する。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域包括支援センター(25か所)で開催され、年間延べ約100件開催。 参加者は民生委員、ケアマネジャー、介護事業所、保健師、障がい者支援センター、生活自立支援センター等	(既存の会議の名称) ミニ地域ケア会議・自主勉強会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、社協、民生委員、愛育委員、栄養委員等	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人や企業等から地域の移動支援に係る車両等提供やサロン、子ども食堂等の居場所提供等。 楽々園の取り組み コミュニティ農園で収穫された野菜等を地域の福祉施設や子ども食堂等への提供。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
担い手の養成や支えあいの仕組みの構築、地域づくり強化のために、各地区で自主勉強会を開催し、新たな社会資源に向けて継続的に協議する。(例:支援機関と地域住民が協働しての見守り活動、サロンや子ども食堂等の居場所づくり等)	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
ミニ地域ケア会議開催件数 110 件 生活支援コーディネーターが支援機関連携の会議、研修等への参加回数 5件 生活支援コーディネーターが関わり、自主勉強会の開催 4 地区×4 回	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
生活支援コーディネーターが小地域ケア会議に参加し、情報提供や関係者間のネットワークづくりを行うことで、住民主体の地域の支え合い活動を強化する。また、地域の支え合い活動の担い手として活躍している方の多機関向けの研修会の開催や住民に情報提供することを通じて、地域づくりを推進する。	

広島県 大竹市

都道府県名	広島県	市区町村名	大竹市			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業			都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

※平成31年4月1日現在

人口	26,954（人）		世帯数	12,792（世帯）		
高齢化率	34.79（％）	生活保護受給率	0.65（％）	面積	78.66（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		78.0(%)	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		委託：２か所（社協，医療法人社団知仁会）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大竹市は、年間を通じて温暖な気候で、比較的雨量も多い環境です。交通の便も良く、大竹港、JR 山陽本線、山陽自動車道（広島岩国道路）のインターチェンジなどがあります。基幹産業は、パルプ、化学繊維、石油化学等であり、瀬戸内地域で有数の臨海工業地区です。また、瀬戸内海では水産業が盛んで、その漁獲量、収穫量は県内有数となっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民からの、生活困窮者、高齢者、障害者、子育て支援など、福祉施策への期待は高まる一方で、地域における福祉の担い手はますます不足しています。このような状況から、地域の福祉の中核的な担い手の増加・育成のため、地域力強化事業（大竹市事業名：地域福祉担い手育成事業）を実施しています。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業を通して、地域福祉活動の核となりうる地域住民を発掘・育成し、育成された人達が地域福祉活動団体等を結成して積極的に地域福祉活動に参加するようになるという変化を目指しています。 上記地域福祉活動の中で、ほかの地域住民も、地域のことを「わがごと」として捉え、 ・ 平時から地域住民が隣近所同士で気かけ・見守りを活発にするようになる ・ 上記の気かけ・見守りが活発になることで、地域で「手助けが必要な人、気にかかる人」の存在に早く気付けるようになる（そして相談につなげる） という変化もあわせて期待しています。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	大竹市(委託先:社会福祉法人大竹市社会福祉協議会)	
②事業名	地域福祉担い手育成事業	
③事業実施の必要性	自治会役員、民生委員・児童委員といった特定の個人だけではなく、誰もが「地域福祉の担い手」になって、地域福祉に必要な仕組みを考え、実践することで、地域課題の解決力強化及び地域のつながりの強化を推進する。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 (対象地域)重点 8 地区程度 (対象地域の範囲)自治会単位 (人口)約 3,200 人 (ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 (支援する対象) 各地区社協役員、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア等 (支援の内容) ワークショップ、各種研修会の開催 (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 (拠点の場所)公民館、集会所 等 (運営主体)市社協及び自治会 (ウ)地域住民等に対する研修の実施 (研修の対象) 自治会役員、各地区社協役員、医療・介護等の専門職、民生委員・児童委員、福祉委員等 (研修の内容) 「地域福祉の担い手育成」を目的とした公開討論会、地域住民向け研修会 等 (エ)その他 地域主催イベント開催に向けた支援、災害時のボランティア支援等の研修会、地域福祉推進を目的としたボランティア団体への活動助成、地域住民を支援者とする「子どもの居場所づくり」の整備 等 地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 共同募金、地域住民及び企業からの特定寄付を募る予定だが、その方法等は検討中である。 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 高齢者課題の把握及び必要なサービス情報の提供(地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業と連携)、孤立、複合的な課題に直面している方の支援(生活困窮者自立支援事業と連携) 等 事業の成果目標 ワークショップ及び研修会等を年間 10 回開催(参加者数延べ 600 人以上)、「子どもの居場所づくり」長期休暇期間中開催(参加者延べ 300 人以上)、地域主催イベント開催に向けた支援(参加者延べ 200 人以上)、地域福祉推進を目的としたボランティア団体への活動助成(8 団体以上)	
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	(対象地域)重点 8 地区程度 (対象地域の範囲)自治会単位 (人口)約 3,200 人 (ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 (場所・機関等の名称) よりそいサポートセンター(生活困窮者自立支援機関)、集会所(地区別座談会、サロン) (相談を受け止める人) 各地区社協役員、よりそいサポートセンター職員、社協職員 (イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (周知方法) 市社協及び地区社協だより、地域ごとの回覧板及び共同募金募集時のチラシ配布 (ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (把握の方法) 地域課題把握を目的とした「地域見守りマップ」を地域住民と作成、医療・介護等の専門職を交えた地域課題に関する情報交換会民生委員・児童委員及び福祉委員を対象としたアンケート調査 (エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 (バックアップの内容) 市内の社会福祉法人等と連携したイベント及び各種相談会を実施、多職種連携協議会等を利用したケース検討会の実施 等 (バックアップする人) 市内社会福祉法人、各種相談機関の相談員、近隣市町の社協職員、行政職員 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 地域の高齢者課題の把握と相談、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業と連携(地域で孤立、複合的な課題に直面している方の支援)、生活困窮者自立支援事業と連携(障害を持つ方の課題把握と相談受付)、地域活動支援センターと連携 等 事業の成果目標 顔の見える関係づくりの構築を目的とした「地域別座談会」の開催(40 回以上)、各種相談会の開催(3 回以上)、ケース検討会議(3 回以上)、相談受付スキル向上を目的とした各種研修会の開催(2 回以上)	
ウ その他	⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画 庁内関係部署が実施している他の事業との調整・連携を図り、一体的に取り組む方向性で検討する。	

広島県 広島市

都道府県名	広島県	市区町村名	広島市			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,196,138（人）		世帯数	564,275（世帯）		
高齢化率	25.0（％）	生活保護受給率	2.08（％）	面積	906.68（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		58.4(%)	公立小学校数	142(校)	公立中学校数	63(校)
地域包括支援センター		委託：41か所（社会福祉法人等）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：8か所（市社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

- ・緑豊かな山々に抱かれ、南には波静かな瀬戸内海が広がるなど恵まれた自然環境を有している。
- ・ものづくりの高い技術を有する地場産業（特に中小企業）が多い。
- ・「平和都市ひろしま」として迎える平和を推進しており、世界各国から観光客が訪れる。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	これまで高齢、障害、子ども等の対象者の属性ごとに充実させてきた福祉サービスでは対応が困難なケースが浮き彫りとなってきており、多様な支援ニーズに的確に対応していく分野横断的な総合相談体制の整備を進める必要がある。 また、そうした課題を抱える世帯が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域で活動する法人等も含め、地域の力で支え合うことが重要である。 こうしたことから、この度、住民に身近な相談機関で総合相談を行い、地域の各関係機関と連携しながら課題解決に向けた支援を行う事業を実施する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・これまで地域で支援につながっていなかった人が相談機関につながり、課題解決に向けて少しでも前進することができるようになる。 ・地域での活動に関心を持っていなかった人たちが、地域で困っている人に気を配ることができるようになる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	広島市	
②事業名	地域力強化推進モデル事業	
③事業実施の必要性	地域生活課題の複雑化・複合化や社会的孤立、制度の狭間等の問題に対応していくためには、地域住民等が「共助」の精神に立って、自らのこととして、地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みる体制づくりを進める必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 一部の地域でモデル的に実施	(対象地域の範囲) 町内会・自治会の圏域	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 町内会・自治会	(支援の内容) 地域活動の取組についての側面的支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 集会所等	(運営主体) 町内会・自治会等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 地域福祉活動への関心を高める内容	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
民間企業等と協定を締結し、その協定に基づき、民間企業による日常業務の中で把握した高齢者等の異変等に関する情報の提供など、地域における見守り・支え合い活動等を促進する。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
民生委員・児童委員等		
事業の成果目標		
モデル地域の地域住民が、「共助」の精神に立って、地域生活課題の解決を試みる。 (地域における勉強会への参加者数等を成果指標として想定)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 一部の地域でモデル的に実施	(対象地域の範囲) 小学校区の圏域	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地区社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 地区社会福祉協議会スタッフ	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 関係機関を通じた周知や回覧板・掲示板等による周知を行う。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員・児童委員、町内会・自治会など地域住民と関わりの深い関係者と連携し、早期把握に努める。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 区役所厚生部を中心にバックアップを行う。	(バックアップする人) 地区担当保健師	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、自立相談支援機関等		
事業の成果目標		
モデル地域の地域住民が、「共助」の精神に立って、地域生活課題の解決を試みる。 (地域における勉強会への参加者数等を成果指標として想定)		
ウ その他		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	広島市(委託先 社会福祉法人福祉広医会(地域包括支援センターを運営))
②事業名	地域共生社会の実現に向けた地域における総合相談モデル事業
③事業実施の必要性、体制等	これまで高齢、障害、子ども等の対象者の属性ごとに充実させてきた福祉サービスでは対応が困難なケースが浮き彫りとなっており、多様な支援ニーズに的確に対応していく分野横断的な総合相談体制の整備を進める必要がある。また、そうした相談ができる敷居をできるだけ低くするため、身近な地域で相談できる窓口の設置が必要である。こうしたことから、住民に身近な相談機関に相談支援包括化推進員を配置し、地域の各関係機関と連携しながら相談支援を行うモデル事業を実施する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	福祉分野における相談支援機関に1年以上の実務経験を有する者を要件 (予定者は精神科病院で精神保健福祉士として10年、地域包括支援センターで社会福祉士として8年、障害者相談支援事業所で相談支援専門員として3年の経験を有する)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	広島市基町地域包括支援センター(モデル事業として1地域で実施)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
住民に身近な相談機関で、対象属性に関わらず、世帯全体における課題を把握し、分野横断的な総合相談支援を行う。なお、市が積極的に関わり、地域の各機関とのネットワークを構築し、総合相談機関から各機関へ、各機関から総合相談機関へつなぐ関係を築くとともに、定期的な情報交換会を開催する。また、民生委員とも十分に連携し、複合的な課題を抱える世帯のアウトリーチを積極的に行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 事案に関係する分野の相談機関のスタッフ、区社協等で検討ケースが発生するたびに随時開催し、支援方針などを決定する。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 高齢、障害、子どもの各相談機関のスタッフ、自立相談支援機関の相談員、区社協、民生委員等で2か月に1回程度会議を開催し、事例紹介、各相談機関における情報提供などを行う。	(既存の会議の名称) ・地域ケア会議 ・高齢者等見守りネットワーク
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域内の社会福祉法人の協力を得るとともに、企業等からの寄付金拠出の働き掛けを行う	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
ウの取組による財源を基に、地域において不足する社会資源の開発を行う。 (単身世帯への見守り、買い物支援など)	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
複合的な課題を抱える者の相談件数、関係機関へのつなぎ件数、プラン作成件数、プラン終結件数、各課題の解決件数	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

山口県

都道府県名	山口県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,368,495（人）		世帯数	601,223（世帯）		
高齢化率	34.0（%）	生活保護受給率	1.1（%）	面積	6112.53（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		－（%）	公立小学校数	283(校)	公立中学校数	142(校)
地域包括支援センター		直営：17 か所，委託：44 か所（社協等）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：4 か所，委託：12 か所（社協等）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本州の西端に位置する山口県。 気候は概して温暖で、風水害や地震も比較的少なく、住み良い県といわれています。 約 1,500 キロメートルに及ぶ長い海岸線を持つ海は、穏やかな多島海美の「瀬戸内海」と、荒々しい浸食海岸美の「日本海」という異なった表情を持っており、北と南で鮮やかなコントラストを見せてくれます。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる地域共生社会の実現が求められている。 そのためには、地域住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりや、複合的、多様化する課題に対応できる包括的な支援体制を整備することが重要となる中、本県においては、「地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域共生社会の実現」を基本目標に事業を実施していく。
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	地域において住民が主体的に生活課題を解決する環境づくりを促進し、住民の地域福祉活動への参加意識の向上や、社協や関係機関等とともに地域課題の解決に取り組むなど、住民相互の支え合い機能の強化を図ることを目的とする。 また、市町における関係機関の連携強化を図るとともに、市町間の情報共有や先進事例の紹介など、市町の意識向上や体制構築にあたっての技術的支援等を行うことにより、包括的な相談支援体制の整備を促進する。

5. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	山口県(一部委託先:社会福祉法人山口県社会福祉協議会)
②事業名	地域共生社会推進事業(包括的支援体制構築支援事業)
③事業実施の必要性、体制等	少子高齢化の進行や家族形態の変化、人口減少、地域のつながりの希薄化などにより、福祉ニーズが多様化・複雑化する中、「ニッポン一億総活躍プラン」において提唱された「地域共生社会」の実現を確実なものとするため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した市町における包括的な支援体制の構築を支援する。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象)	
①②: 地域住民等	
③: 市町行政、社協、生活困窮者自立相談支援機関、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険サービス提供事業所、障害者サービス提供事業所、地域子育て支援拠点等	
④: 市町行政、社協	
(取組内容)	
地域住民による支え合いと公的支援が連動した市町における包括的支援体制構築を支援 ①助け合いサービス体制の構築支援【委託】 自治会や地区社協、社協支部等を単位とした、地域住民の困りごとを住民相互の助け合いにより解決していける仕組みづくり(住民相互の助け合いサービス体制の立ち上げ)を支援 ○実施箇所: 各市町及び市町社協、地域住民の意向等を勘案し、1地域を選定 ○実施内容: ・体制構築に係る地域住民向け説明、助成 ・体制構築及び運営に関する支援、助言 等 ②地域福祉活動に対する意識向上に向けたセミナーの開催【委託】 ③包括的相談支援ネットワークの構築支援【委託】 社協を中心として、住民に身近な地域で相談を包括的に受け止め、行政等関係機関が連携し地域生活課題の解決を図る仕組みづくりを支援 ○実施箇所: 各市町及び市町社協の意向等を勘案し、1地域を選定 ○実施内容: ・市町社協支部又は地区社協等への住民に身近な総合相談窓口の設置支援 ・勉強会の開催等による福祉分野の関係機関との連携強化、意識共有支援 ④包括的支援体制構築検討会議の開催【直営】 県、市町、社協による検討会議を開催し、包括的な支援体制構築に関して、先進事例の紹介や他団体の構築状況等の情報共有を図るなど、各市町の取組が進むよう支援を実施 ※①③は同一の地域で一体的に実施し、検討会議等を通じ県内各地域への横展開を図る	
⑤事業の成果目標	
○県内市町のモデルとなる住民相互の助け合いサービス体制の立ち上げ又は立ち上げに向けた手法、工程等の整理	
○地域住民等からの相談を包括的に受け止め、各機関との連絡調整により必要な支援につなげる体制の整備 相談件数月20件 うち改善及び適切な相談機関へ繋いだ件数10件	

山口県 宇部市

都道府県名	山口県	市区町村名	宇部市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	164,899（人）		世帯数	79,228（世帯）		
高齢化率	32,7（％）	生活保護受給率	16,99（％）	面積	286,65（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		93(%)	公立小学校数	24(校)	公立中学校数	12(校)
地域包括支援センター		委託：１０か所(社会福祉法人、医療法人、医療生活協同組合)				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社会福祉協議会、ワーカーズコープ、グリーンコープ山口生活協同組合による共同事業体）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

温暖な瀬戸内式気候の豊かな自然により、山口県の9割を生産するお茶や瀬戸内海最大の水揚げ量を誇るワタリガニ（ガザミ）など山と海の幸に恵まれている。 明治期以降の石炭産業とその後の科学工業の発展から生じた公害問題に対し、産官学民一体となった「宇部方式に」よる対策に取り組み、この実績が評価されグローバル500賞受賞を受賞。その後「花いっぱい運動」「緑化運動」「まちを彫刻で飾る運動」が広がり、「緑と花と彫刻のまち」として生まれ変わった。国内有数の歴史と権威を誇る「UBE ビエンナーレ」の開催、市内随所への作品の設置や市民・企業等と一体になった花づくりや緑化運動、「ガーデンシティうべ」を目指した取り組みを全市的に展開し、宇部市固有の情景を醸成している。自然や産業の取り組みを生かし、常盤公園を中心とした観光や産業観光ツアーにも取り組んでいる。 また、市内には第三次救急医療機関である山口大学附属病院をはじめ、数多くの医療施設があり、医師等の医療関係資格者も多く、医療環境が充実しており山口大学医学部や工学部などをはじめとして多くの高等教育機関を有し、教育環境も充実している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	利便性の高い集約型のまち「多極ネットワーク型コンパクトシティ」への転換と「地域支え合い包括ケアシステム」の強化を図ることにより、障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで市民だれもが住み慣れた地域で安心して生活できる共生の福祉のまちづくりを目指し、『福祉なんでも相談窓口』を身近な生活圏域に設置し、その機能強化を図ることにより地域における支え合いの仕組みづくりを進めてゆく。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	○子どもから高齢者まで全世代の相談に対応可能な支援力の獲得（相談員） ○分野を越えた、縦割りに存在するネットワークの横つなぐの強化 ○住民が役割を持ち、支えあう（住民が主役の）地域づくりの意識の向上 ○地域の支えあい活動、見守り活動の推進

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	宇部市(地域包括支援センター)																			
②事業名	地域力強化事業																			
③事業実施の必要性	本市は、南北に縦長く、北部の中山間地域が市の6割面積を占め、高齢化率は5割を超える地域があるなど、少子高齢化が進み、地域の助け合いの力の低下が懸念される。 これまで、住民主体の助け合い活動や居場所づくりの推進を行ってきたが、近年その数も微増となり、網の目のようなつながりを作るべき目標数には達していない。 地域住民の近隣との関係性の希薄化や地域役員の高齢化が進み、地域のコーディネイト力が追い付かないのが現状であり、地域の次世代の担い手の発掘・育成の必要性が増している。 また、市内には地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、発達障害等相談センター、ひきこもり相談事業所、生活相談サポートセンターなど相談窓口が多く存在し、市民からはどこに相談に行っていいいのかわからないという声が聞かれていた。 そのため『福祉なんでも相談窓口』の設置により個別対応するとともに生活支援コーディネーターや地域の関係機関と連携し、地域住民が主体的に支え合うための取り組みが推進できる包括的支援体制を整備することにした。																			
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 <table><tr><td>(対象地域)</td><td>(対象地域の範囲)</td><td>(人口)</td></tr><tr><td>市内全域</td><td>小学校区</td><td>164,899 人</td></tr></table> (ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 <table><tr><td>(支援する対象)</td><td>(支援の内容)</td></tr><tr><td>地域住民や地域活動団体</td><td>・集いの場の啓発活動 ・新たな集いの場の企画 ・既存の集いの場での学習交流の企画</td></tr></table> (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 <table><tr><td>(拠点の場所)</td><td>(運営主体)</td></tr><tr><td>ご近所ふれあいサロン等</td><td>地域住民、民生委員、自治会等</td></tr></table> (ウ)地域住民等に対する研修の実施 <table><tr><td>(研修の対象)</td><td>(研修の内容)</td></tr><tr><td>・弁当配達業者、移動販売に取り組む業者、 その他の商店 ・地域住民</td><td>・市内にある自主活動を知る ・住民による地域共生の必要性の周知 ・地域での見守りの方法など</td></tr></table> (エ)その他 保健医療専門職・学生を対象とした地域共生に関する研修を実施し、支援者の育成を行う。 地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 共同募金女性や自動販売機での募金活動等企業との協働の検討、市民活動助成金等など必要に応じ財源の確保を検討する。 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 地域支え合い活動推進事業(生活支援コーディネーター)や障害相談支援事業所(相談支援専門員)、社会福祉貢献事業等と連携し、一体的に取り組みを進めていく。 事業の成果目標 集いの場や助け合い活動を全校区で整備		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	市内全域	小学校区	164,899 人	(支援する対象)	(支援の内容)	地域住民や地域活動団体	・集いの場の啓発活動 ・新たな集いの場の企画 ・既存の集いの場での学習交流の企画	(拠点の場所)	(運営主体)	ご近所ふれあいサロン等	地域住民、民生委員、自治会等	(研修の対象)	(研修の内容)	・弁当配達業者、移動販売に取り組む業者、 その他の商店 ・地域住民	・市内にある自主活動を知る ・住民による地域共生の必要性の周知 ・地域での見守りの方法など
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
市内全域	小学校区	164,899 人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
地域住民や地域活動団体	・集いの場の啓発活動 ・新たな集いの場の企画 ・既存の集いの場での学習交流の企画																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
ご近所ふれあいサロン等	地域住民、民生委員、自治会等																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
・弁当配達業者、移動販売に取り組む業者、 その他の商店 ・地域住民	・市内にある自主活動を知る ・住民による地域共生の必要性の周知 ・地域での見守りの方法など																			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	<table><tr><td>(対象地域)</td><td>(対象地域の範囲)</td><td>(人口)</td></tr><tr><td>市内全域</td><td>小学校区</td><td>164,899 人</td></tr></table> (ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 <table><tr><td>(場所・機関等の名称)</td><td>(相談を受け止める人)</td></tr><tr><td>福祉なんでも相談窓口 15 か所設置</td><td>相談支援包括化推進員(福祉なんでも相談員)</td></tr></table>		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	市内全域	小学校区	164,899 人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	福祉なんでも相談窓口 15 か所設置	相談支援包括化推進員(福祉なんでも相談員)								
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
市内全域	小学校区	164,899 人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
福祉なんでも相談窓口 15 か所設置	相談支援包括化推進員(福祉なんでも相談員)																			

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) チラシの配布、地域支え合い会議や地域活動の場(サロン等)の活用 市ホームページや広報、新聞等への掲載 市民フォーラムや各種研修会等種々の機会の活用	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 行政専門職(地域・保健福祉支援チーム)や生活支援コーディネーター(社会福祉協議会)、民生委員、自治会長など地域住民を主体とした地域支え合い会議や地域ケア会議を活用して課題把握を行う。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 個別支援についてのアウトリーチの同伴、助言 相談支援包括化推進会議(地域ケア個別会議)の開催支援	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員 (本庁 福祉総合相談センター)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(地域包括支援センター職員)や障害地域支援事業(障害者相談支援専門員)自立生活支援事業(相談支援員)と連携し、一体的に事業を展開していく。	
事業の成果目標	
助けてとSOSが出しやすい地域づくり ② 地域生活活動拠点(ご近所福祉サロン)や地域活動(有償助け合いサービス等)を全小学校区に整備。 ②地域課題を把握し、地域支え合い会議等に提案し、解決に向けた対応を行う。	
ウ その他	
地域住民を対象としたミニ講座や研修会の開催	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
・相談支援機関への巡回 ・相談支援包括化推進会議(地域ケア個別会議等) ・事業の分析、評価、次年度事業計画、課題整理 ・相談支援機関を対象にした研修	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	宇部市(地域包括支援センター)
②事業名	多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業
③ 事業実施の必要性、体制等	本市は、南北に縦長く、北部の中山間地域が市の6割面積を占め、高齢化率は5割を超える地域があるなど、少子高齢化が進み、地域の助け合いの力の低下が懸念される。 平成26年より保健師や支援員で構成される地域・保健福祉支援チームを各市民センターに配置し、小学校区を単位とした。地域支え合い包括ケアシステム(多世代が支え合う仕組みづくり)の推進に努めている。また、平成29年度市役所内に『福祉総合相談センター』を設置し、複合的課題のある世帯の相談にワンストップで対応するとともに、関係機関との横断的連携を進めてきた。また、多職種連携については、積極的に取り組んでいるが、課題解決を図るためには分野を越えた多機関の連携が求められている。『福祉総合相談センター』が本庁内の地域連携室としての機能を果たし、多機関との連携体制を構築する。 また、地域に設置した『福祉なんでも相談窓口』と協働して、地域の横断的連携強化を図る。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	福祉総合相談センター1人 地域包括支援センター『福祉なんでも相談窓口』10人 社会福祉協議会・障害相談支援事業所等『福祉なんでも相談窓口』5人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	福祉総合相談センター 看護師、保健師、主任介護支援専門員の有資格者 福祉なんでも相談窓口 社会福祉士、介護支援専門員等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	宇部市地域福祉・指導監査課 福祉総合相談センター 地域包括支援センター『福祉なんでも相談窓口』

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
社会福祉協議会(生活支援コーディネーター)や地域・保健福祉支援チーム(行政職員)等関係機関と課題解決に向けて取り組む体制を整える。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 当事者の担当CM、地域包括支援センター、担当地区保健師、民生委員、宇部市社会福祉協議会等の地域住民の参加による検討会議を開催する。	(既存の会議の名称) 地域ケア個別会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・毎月、福祉なんでも相談員と地区担当保健師が把握した地域課題の情報共有を行い、課題を地域支え合い会議に提案する。 ・各校区合同による相談支援包括化会議を開催し、共通課題を抽出する。 ・支え合い会議の参加者： 地域住民(民生委員、自治会長など)地域事業所(福祉事業所、店舗等)、社会福祉法人、地域に配置された行政専門職、地域包括支援センター、社会福祉協議会(生活支援コーディネーター)、相談支援包括化推進員等	(既存の会議の名称) 地域支え合い会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金助成や自動販売機での募金活動等企业との協働の検討など必要に応じ財源の確保を検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
社会福祉法人と連携した買い物支援やタクシー会社との連携によるコミュニティタクシー等の外出支援、スーパーやコンビニの移動販売等地域の拡大を図るとともにその機会を活用した地域住民の集いの場の創出、企業や福祉施設との連携による就労の場の創出、有償ボランティアの拡大等地域ニーズに応じた社会資源の創出を図る。	
オ その他	
多機関の協働による包括支援体制構築事業における研修(関係機関支援者等対象に年2回)	
⑧事業の成果目標	
- 複合した課題を抱える相談から地域の課題の掘り起こしを行い、地域支え合い会議への提案を行い、地域住民や地域の関係機関と協働し、課題の解決を図る。 - 潜在ニーズの掘り起こし、新たな課題の掘り起こしを行う。 - 複合的課題を抱えた家庭、制度の狭間のケースへの対応件数:300 世帯 350 人/年 - うち支援の方向付けや支援者との連携により終結となる件数:50 世帯	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
- 身近な相談窓口『福祉なんでも窓口』15 か所設置 - 福祉に関するワンストップ窓口「断らない窓口」として地域住民に周知 - 障害の有無にかかわらず、子どもから高齢者まで全世代、世帯全体に包括的に対応する窓口機能強化相談員のスキルアップ - 地域ネットワークの構築による課題解決の仕組みづくり - 地域住民人材育成(地域住民向け講座、活動団体交流会の開催等)	

『福祉なんでも相談窓口』の設置による共生の地域づくり（山口県宇部市）

自治体概要

人口 164,899人
面積 286.65km²
小学校数 24校
中学校数 12校

- 地域の6圏域に設置している地域包括支援センター（10か所）・障害者相談支援事業所（3か所）、宇部市社会福祉協議会それぞれを『福祉なんでも相談窓口』として位置づけ、子どもから高齢者までの複合的な相談を受け止め、関係機関とともに解決するとともに、個別の事例から把握した地域課題を地域住民とともに解決を図っていく仕組みづくりを行う。

住民に身近な地域での取組（地域力強化推進事業）

◎『福祉なんでも相談窓口』の設置（福祉なんでも相談員の配置）

- 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等を子どもから高齢者まで全世代の相談を身近な場所ですべて受け止める総合相談窓口として機能の拡充を図る。
- 福祉なんでも相談員を14カ所に配置し、複合的な問題をかかえるケースの支援を関連機関と共に行う。
- 市に設置した福祉総合相談センターが、研修や情報共有等「福祉なんでも相談窓口」の基幹として支援する。

◎新たな担い手の育成

- 児童・民生委員や福祉委員等との協働し、地域活動や個別支援を通じて地域の担い手の育成や新たな人材の発掘を行う。

◎地域支え合いのしくみづくり

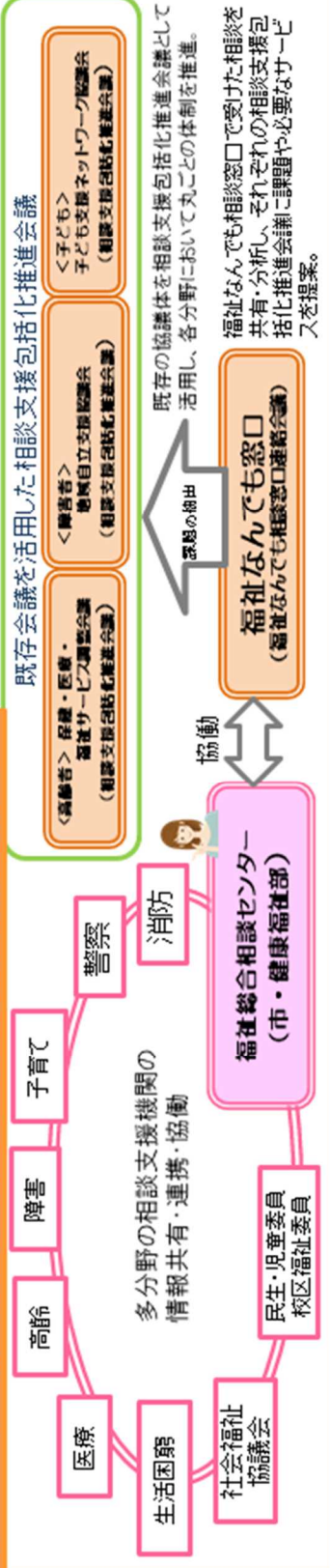
- これまで高齢者中心に地域課題の解決や資源の開発（買い物支援、認知症への対応、有償助け合い活動）等に取り組んできた地域支え合い会議（地域住民、支援者、社会福祉法人、宇部市社会福祉協議会、行政等で構成）を子どもから高齢者まで全世代の課題について検討する会議として機能の拡充を図る。



◎地域関係機関とのネットワークの構築

- 個別の事例への対応や地域支え合い会議等を通じ、地域や関係機関との連携を図る。

市レベルでの取組（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）



山口県 長門市

都道府県名	山口県	市区町村名	長門市
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	33,969 (人)		世帯数	15,987 (世帯)		
高齢化率	42.1 (%)	生活保護受給率	0.7 (%)	面積	357.31 (km ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		概ね加入(%)	公立小学校数	11(校)	公立中学校数	5(校)
地域包括支援センター		直営：1か所、委託：2か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本州の最西北端、山口県の北西部に位置し、豊富な自然資源と歴史と文化の生きづくまちである。豊富な農水畜産資源を持ち、温泉地・スポーツのまちとしての観光振興を行っている。 社会特性としては、少子高齢化が進行し、人口減少に歯止めがかからない状況であり、今後さらに進むと予測している。この人口減少において将来の担い手が少ない地区が確認できる。また、土砂災害警戒区域が中山間地域に多く分布しており、平地においても河川浸水区域に指定されている区域がある。 市民意向調査によると、本市に愛着をもち、住みよいと感じている人や本市で暮らしていきたいと思う人は多い状況があることと、産業観光分野について改善に取り組む必要があるという意見が多くみられている。市民協働の認知度が低く、まちづくりも行政主導で進めていくべきという考え方が強い状況である。
--

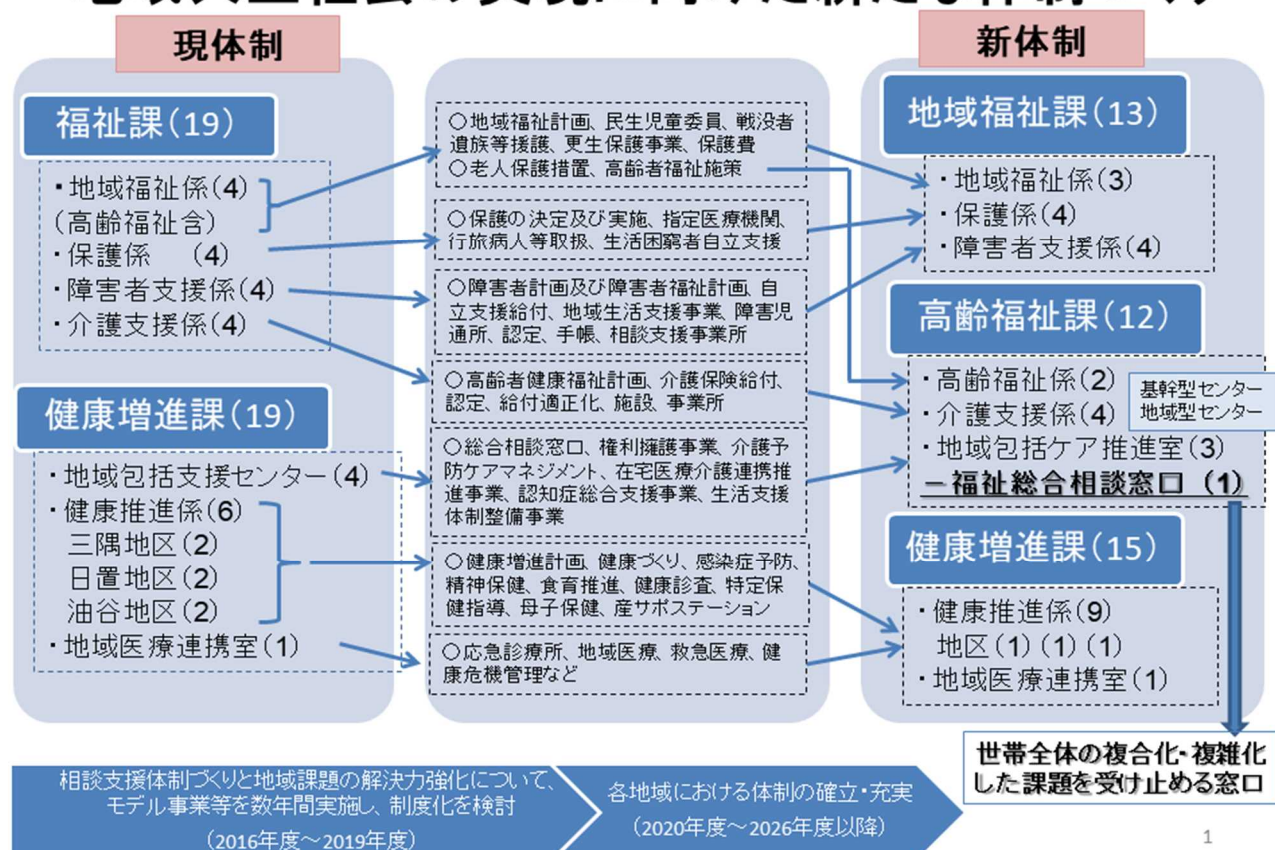
2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	ワンストップ型(1箇所のみで課題解決への対応をする)だけではなく、連携強化型(複数箇所における専門性を活かした解決から、各々の機関が連携し対応する)体制を構築。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	根底に生活困窮者支援と、地域からの孤立の解消を通じた地域づくりの考え方をもつ

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	長門市
②事業名	多機関協働包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	人口減少、家族形態の変容により縦割りでは解決できない課題の存在が確認されていることから、世代毎でなく、地域を単位とした包括的な支援体制を構築する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、介護福祉士の有資格者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	高齢福祉課地域包括ケア推進室福祉総合相談窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
一次窓口の相談機関、二次窓口の福祉総合相談窓口に「窓口マップ」を配置。一次窓口では解決できない相談の対応が生じた際、福祉総合相談窓口につながる。福祉総合相談窓口において、「つながりシート」を活用し、課題の整理を行い、必要に応じて包括的支援体制ケース会議を開催し、課題解決に向けた調整や進捗管理などの業務を行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 事案が発生した際に、福祉総合相談窓口が支援者を招集し、開催する。必要に応じ、検討に必要な専門職の参加を依頼。	（既存の会議の名称） 包括的支援体制ケース会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 支援者間の連携体制を構築、又は包括的支援体制ケース会議では調整困難であった課題の解決を図るための会議。各相談機関の長の参集（所管する課の長等）	（既存の会議の名称） 相談支援包括化推進会議（仮）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人、住民組織への事業提案等	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
居場所づくりや、移動支援の仕組み等取組みを生活支援体制整備事業において行っている。この取組みから、社会福祉法人、企業、住民組織と課題の共有を図り、地域の主体性が発揮できる働きかけを行う。	
オ その他	
相談支援包括化推進員の設置にあたり、各種研修への参加を行う。ほか、地域福祉計画策定にかかる協議に参画していく。	
⑧事業の成果目標	
福祉総合相談窓口における相談受理件数 60件 包括的支援体制ケース会議の開催件数 延30件 終結10件 相談支援包括化推進会議の開催件数 2回 （多機関での包括的支援体制の構築に向けた合意形成を図る）	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
生活支援体制整備事業及び集落機能再生事業、また社会福祉協議会や社会福祉法人等と意見を交わし、地域課題の解決に向けた検討を行っていく。	

地域共生社会の実現に向けた新たな体制づくり



地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業

「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」

1. 地域力強化推進事業

◆目的

「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に**地域生活課題を把握し解決**を試みることができる環境整備や、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

◆方法

「自分や家族が暮らしたい地域」「地域で困っている課題の解決」「一人ひとりを支えることができる地域」について、主体的、積極的な姿勢と**福祉以外の分野との連携・協働による地域づくりや共生の分化が広がる地域づくり**

2. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

◆目的

現状では、適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、「たらい回し」といった事態が生じぬよう、**包括的に受け止める相談支援体制の構築**

◆方法

単独で全ての相談を受け付けるのではなく、世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、**生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行う**とともに、様々な相談支援機関等と連携しながら必要な支援をコーディネートする

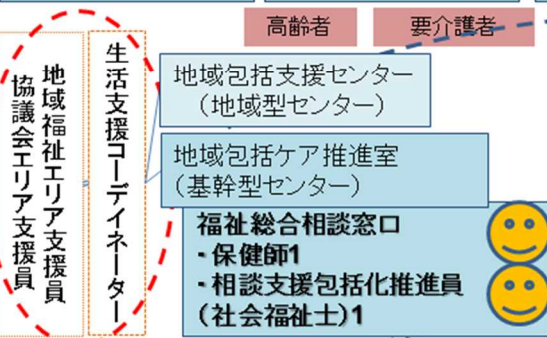
市民活動推進課

高齢福祉課

地域福祉課

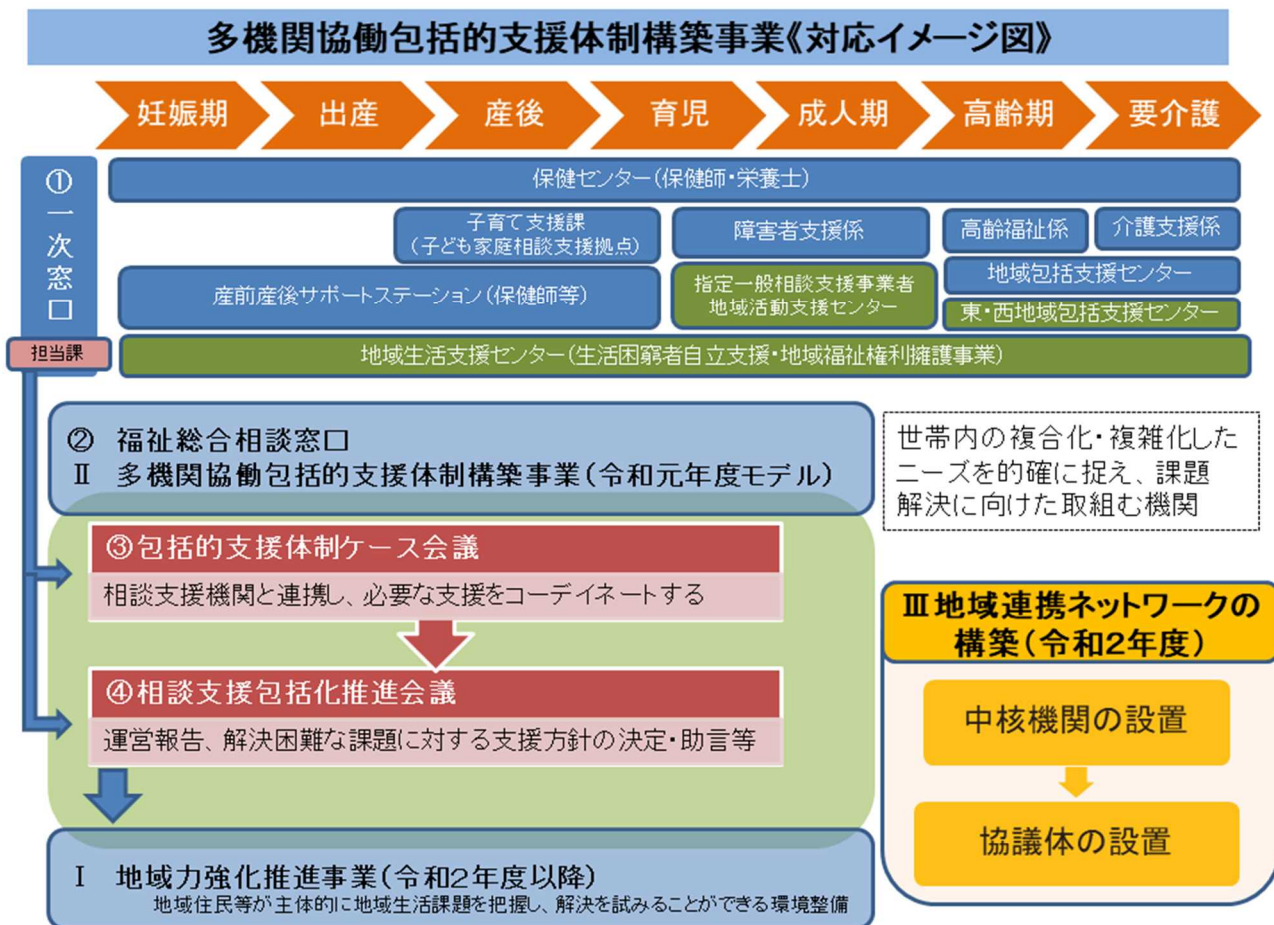
子育て支援課

健康増進課

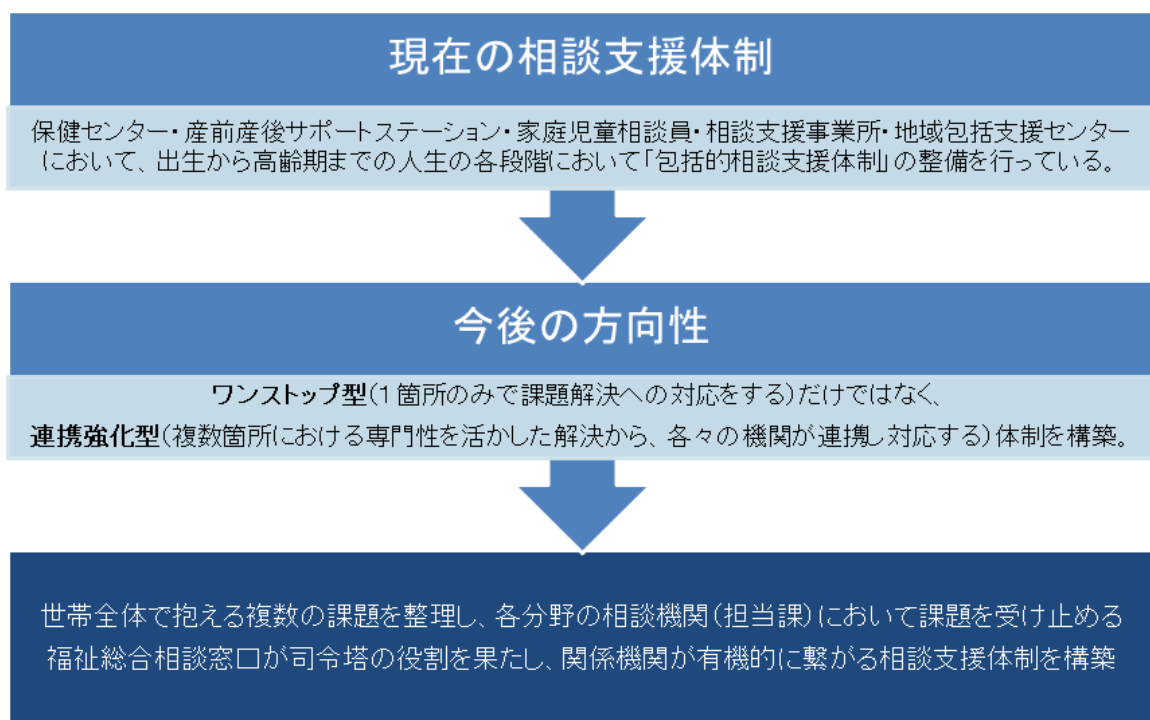


高齢者 要介護者 障害(児)者 生活困窮者 子ども

- 担当窓口の対応が課題解決には重要 ⇒ 紹介機能
- 複雑で解決困難なケース
⇒ 相談支援機関等が実施すべき支援の基本的方向を作成
⇒ 相談支援機関の連絡調整、指導・助言
⇒ ネットワーク構築、相談支援包括化推進会議の開催
- 地域課題が解決できる環境づくり
⇒ 地域福祉活動を行う者の支援、地域課題の早期把握、地域住民の相談を包括的に受けとめる場のバックアップ
- 成年後見制度利用促進、虐待対応



長門市の目指す相談支援体制



福祉総合相談窓口の仕事

大きく分けてふたつ

市民からの相談

- どこにどう相談するとよいか、分からない相談を受け付ける

相談機関からの相談

- 世帯全体の複合化・複雑化したニーズを的確にとらえ、成育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行う
- 高齢者・障害者・子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進んでいる⇒それぞれを連動させ地域全体の包括化を目指す

根底に生活困窮者支援と、地域からの孤立の解消を通じた地域づくりの考え方

徳島県

都道府県名	徳島県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1－1. 自治体の基本情報

人口	755,733（人）※H27 国勢調査		世帯数	305,754（世帯）※同			
高齢化率	31.0（％）※	生活保護受給率	1.78（％）	面積	4,147（k m ² ）		
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		不明(%)	公立小学校数	188(校)	公立中学校数	86(校)	
地域包括支援センター		直営（１２か所）委託（２４か所）					
生活困窮者自立相談支援事業		直営（３市）委託（１６町村は県社協、２市は市社協、３市は労働者福祉協議会）					

1－2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本県は、一次産業が長年「関西の台所」として機能してきた。 近年は「全県的 CATV 網」により過疎地にもネット環境が充実し「サテライトオフィス」の誘致が盛んである。 また「阿波踊り」等の全国的知名度の観光資源を有している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化などによる、多様化、複雑化、複合化する福祉課題に対し、子ども・高齢者・障がい者など全ての住民と各行政・福祉関係機関とが一丸となって、共に支え合い、高め合う社会づくりを目指す。 地域の絆を深め互いに支え合う「地域共生社会」の実現において主体となる市町村の意識の向上や実践力の向上を図るとともに、市町村域における行政・民間団体・住民等との連携体制づくりを後押しする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	支え・支えられる関係の循環を通じた誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成 地域における人と資源の循環を通じた地域社会の持続的発展の実現

5. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	徳島県(社会福祉法人徳島県社会福祉協議会)
②事業名	地域力強化推進事業
③事業実施の必要性、体制等	住民等が地域内の複雑・多様化する課題やニーズを把握し、主体的に課題を解決する「地域共生社会」の実現に向けては、市町村職員や福祉に携わる関係者、住民等の意識改革や相互連携、地域力の強化など、市町村域における包括的・総合的な相談支援体制づくりを推進する必要がある。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者) 市町村及び市町村社会福祉協議会	
(構築する支援体制) 市町村職員や福祉に携わる関係者、住民等の相互連携による総合相談・生活支援体制の構築に取り組む市町村及び市町村社会福祉協議会に対して、地域福祉推進の方針・方策となる地域福祉計画や地域福祉活動の策定・更新を促し、また策定・更新にあたっては、専門性の高いサポーターによる助言やスーパーバイズを受けることができる支援体制を整備する。	
(支援体制構築に向けたプロセス) ①「地域共生社会推進サポーター養成研修会」を開催し、地域づくりに取り組む市町村及び市町村社会福祉協議会に対して技術的助言やスーパーバイズ等を行う事ができる県内の人材を養成する。 ②「地域共生社会推進サポーター派遣モデル事業」を実施する。また、上記①における現場実習の機会を兼ねることで、R2年度末までに、県内のサポーターによる支援体制の整備を目指す。 ③先駆地における取組事例や社会資源等の情報を共有したり、会議やアウトリーチを通じて呼びかけたりして、市町村地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定・更新を支援する。	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象) ④市町村及び市町村社会福祉協議会、⑤行政職員、市町村社会福祉協議会職員、社会福祉法人・福祉施設職員、生活困窮者自立支援機関の相談支援員等、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーター、その他、「地域づくり」に関する役割を期待して配置されている職務につく者	
(取組内容) ④地域住民の集う拠点づくりや小地域ネットワーク活動、サロン(生きがいづくり、子育て等)活動、地域福祉推進の実践事例など、既存の地域共生社会の実現を目指した社会資源を市町村単位で調査・集約し、情報発信する。 ⑤個別支援を通じた地域づくり、仕組みづくりへの働きかけを行う事で地域共生社会の実現に向けた役割の発揮が期待されるコミュニティソーシャルワーク実践者を養成する研修会を開催し、演習や事例検討を通じて専門性の向上を図る。	
⑤事業の成果目標	
①10名程度 ②1か所 ③地域福祉計画:18(R1 末見込み)→19、地域福祉活動計画:13(R1 末見込み)→14 ④調査結果の情報共有 ⑤20名程度	

香川県 宇多津町

都道府県名	香川県	市区町村名	宇多津町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	19,030（人）		世帯数	8,813（世帯）		
高齢化率	20.15（％）	生活保護受給率	2.02（％）	面積	8.1（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		33(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央にあり、穏やかな地域です。江戸時代より昭和47年の塩田廃止まで全国屈指の塩の町でした。その広大な塩田跡地が瀬戸大橋の完成と同じくして、土地区画整理事業で、新宇多津都市へと変わり、商業、観光施設が立ち並んでいます。交通の便もよく、住みやすい町として人口増が続いています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本町においては、新都市と呼ばれる地域の開発によりマンションやハイツ等が数多く建設され、近隣市町よりの転入等により人口が増加しているが自治会等の地縁組織率が町全体で33%と低く、新都市では11%となっている。また一方、古街（旧市街地）の地縁組織率も51%と減少しており、高齢化により空き家が増加し、古くからの地域力が薄れつつある。古街においては薄れている地域力の再生、新都市については、地縁組織や自主防災組織への加入等町内のコミュニティ分館を活動拠点、居場所として開放し、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで多世代の人々が集まれる共生型の住民主体の居場所作りを支援する。互助の意識が醸成されその居場所から「支え合い、助け合いのある地域づくり」を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の住民が自ら、暮らす地域の生活課題を把握して解決を試みる体制を作り、相談を丸ごと受け止め、つなぎ、支え合って横の繋がりが深まり元気になる地域づくりを目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	宇多津町社会福祉協議会		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	本町においては、新都市と呼ばれる地域の開発によりマンションやハイツ等が数多く建設され、「子育て全力応援宣言」を掲げ、近隣市町からの転入等により人口が増加しているが、自治会等の地縁組織率が町全体で 33%と低く、新都市では 11%となっている。また一方、古街(旧市街地)の地縁組織率も 51%と減少しており、高齢化により空き家が増加し、古くからの地域力が薄れつつある。古街においては薄れている地域力の再生、新都市については、地縁組織や自主防災組織への加入等町内のコミュニティー分館を活動拠点、居場所として開放し、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで多世代の人々が集まれる共生型の住民主体の居場所作りを支援し、「支えあい、助け合いのある地域づくり」「自分や家族が暮らしたい地域づくり」を目指す。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
宇多津町全域	宇多津町全域	19,030 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) ・地域での支え合い、助け合いへの関心が高く、住民主体での活動を進めている地域のリーダー ・そのほか地縁組織のない新都市地区		(支援の内容) リーダー養成、活動の相談、情報・資料の提供など	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) ・各地区のコミュニティー分館 ・社協の拠点「陽だまり」を常設型サロンとして整備		(運営主体) 住民、ボランティア活動団体	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) ・地域での支え合い、助け合いへの関心が高く、住民主体での活動を進めている地域 ・既存の地域団体、ボランティア活動団体		(研修の内容) ・地域生活課題の解決に向けての住民学習会の開催 ・地域福祉活動への参加を促すため、各地域での出前講座	
(エ)その他			
町全体の規模が小さいことを強みとして、福祉分野に限らず地域のまちおこし、農・商工等を巻き込みながら、あらゆる分野との連携・協働による地域づくりを目指す。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
庁内各課と連携を深め、地域づくりに資する事業を一体的に実施できるよう検討し、各分野の補助金を柔軟に活用していく。そのほか、赤い羽根共同募金助成事業や社協独自事業のボランティア銀行事業と地域の企業の社会貢献活動とも結びつけることで、安定した財源の確保が図れ、多くの人の目に触れる効果も期待できる。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援コーディネーターは自然に地域で行われている支え合いや助け合いを意識化し、「見える化」することで住民の自信を高めることが出来る。他地域にはこの活動を広報誌や「地域支え合い活動報告会」等で発表「見える化」することで、町内の他地区に活動状況が伝わり、「自分たちにもできるかも」「やってみたい」等色々な声を拾い、未実施地区に入るきっかけとする。 ・生活支援体制整備事業 ・香川おもいやりネットワーク事業(自主事業)			
事業の成果目標			
・地域内で説明および研修を行なった回数、参加者数 ・拠点「陽だまり」の開設日数、利用者数			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
町内全域	中学校(1)	19,030	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 「福祉まるごと相談窓口」 ・寿楽荘 ・いきいき荘 ・マイルドハート ・社協 ・「陽だまり」まるごと相談窓口		(相談を受け止める人) 専門職、ボランティア	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) ●町広報・社協通信にて随時報告 ●メディア(新聞・ラジオ等)での広報 ●ちらし、啓発グッズ作成 ●各団体の会合、地域の人が集まる場(福祉セミナー・老人給食、小・中学校福祉体験学習・ボランティア連絡協議会…)などで周知 ●ネットワーク加入団体と町内のサロンを訪問して周知	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 傾聴ボランティア、子ども食堂、手話サロン、朗読&トークの会、民生・児童委員、社会福祉法人、NPO等「陽だまり うたづ」に集う人は様々であり、情報共有、連携によって地域生活課題の早期把握ができる体制となっている。また、「巡回型福祉まるごと相談」として「香川おもいやりネットワーク事業」加入団体と連携し、町内のスーパー、公園、図書館などの利用者などからもアウトリーチで得られた情報をもとに、各地域の生活課題を把握する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 「香川おもいやりネットワーク会議」の定期的な開催により、ネットワーク加入団体に加え、見えてきた生活課題を改善していくため、連携のとれそうな団体・人にも呼びかけて包括的に受け止める場づくりを行なう。	(バックアップする人) ・「香川おもいやりネットワーク事業」に加入している社会福祉法人または民生委員児童委員、社協 ・多機関協働により連携している福祉分野に限らない組織
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
多機関の協働による包括的支援体制整備事業を実施し地域包括支援センター、相談支援センターと連携を図る。	
事業の成果目標	
・福祉まるごと相談窓口の相談数、利用者数、関係機関につないだ件数 ・周知した媒体数、問い合わせ数 ・巡回型福祉まるごと相談の巡回数、利用者数、関係機関につないだ件数 ・香川おもいやりネットワーク会議の開催数、参加者数 ・新しく連携、開拓のできた組織、企業、資源の数	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
宇多津町では、宇多津町地域包括支援センター(高齢者)と相談支援センター(子ども、障がい者)の業務を一括しており、子どもから障がい者、高齢者までの総合相談業務をワンストップ化している。相談支援包括化推進員を設置することによって、多機関と連携しながら、様々な問題を抱え地域から孤立したり、SOSの発信すら出来ない人を「待ちの姿勢」ではなく、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」をかける。 ・相談者等に対する支援の実施 ・相談支援包括化ネットワークの構築 ・相談支援包括化推進会議の開催(地域ケア会議を活用)	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	宇多津町
②事業名	多機関協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	宇多津町では、宇多津町地域包括支援センター(高齢者)と相談支援センター(子ども、障がい者)の業務を一括しており、子どもから障がい者、高齢者までの総合相談業務をワンストップ化している。しかし様々な問題を抱え地域から孤立したり、制度の狭間で支援に繋がらず何とか暮らしているSOSの発信すら出来ない人を「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチにより対象者を早期かつ積極的に把握する対策が遅れていた。今後は他課との連携も含めネットワークからの連絡体制を強化し、相談支援包括化推進員が様々な相談支援機関と連携しながら必要な支援をコーディネートする。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	宇多津町地域包括支援センター

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・相談者等に対する支援の実施 ・相談支援包括化ネットワークの構築 ・相談支援包括化推進会議の開催（地域ケア会議の活用） ・新たな社会資源の創出 ・地域の居場所訪問や地域包括支援センターの訪問事業等アウトリーチによる情報収集	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 ・1ヶ月に1度 保健福祉課内連絡会（介護・高齢グループ、障がい・生活困窮グループ、児童・社会福祉グループ、相談支援センター、地域包括支援センター） ・2ヶ月に1度 庁舎内担当者連絡会（教育委員会、まちづくり課、危機管理課、税務課、住民生活課、健康増進課、地域整備課、水道企業団）	（既存の会議の名称）
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議 年6回 学識経験者、司法書士、保健福祉事務所、認知症患者センター、高齢者施設、医療機関、民生児童委員、歯科衛生士、薬局、作業療法士、地域包括支援センター職員、相談支援センター職員、訪問看護師、生活困窮 CW	（既存の会議の名称） 地域ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯の見守りや買物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組をする。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
複合化・複雑化した事例の相談件数や、改善した件数等を踏まえるとともに数値化できるものを数値化する。数値目標として、年間10件程度の複合化・複雑化した事案で、その内前年度からの継続件数3件、終結件数を1件、新規事案を6件程度	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
本町においては、新都市と呼ばれる地域の開発によりマンションやハイツ等が数多く建設され、「子育て全力応援宣言」を掲げ、近隣市町からの転入等により人口が増加しているが、自治会等の地縁組織率が町全体で33%と低く、新都市では11%となっている。また一方、古街（旧市街地）の地縁組織率は51%と減少しており、高齢化により空き家が増加し、古くからの地域力が薄れつつある。古街においては薄れている地域力の再生、新都市については、地縁組織や自主防災組織への加入等町内のコミュニティー分館を活動拠点、居場所として開放し、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、子どもから大人まで多世代の人々が集まれる共生型の住民主体の居場所作りを支援し、「支えあい、助け合いのある地域づくり」「自分や家族が暮らしたい地域づくり」を目指す。	

香川県 琴平町

都道府県名	香川県	市区町村名	琴平町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	9,061（人）		世帯数	4,282（世帯）		
高齢化率	38.73（％）	生活保護受給率	1.52（％）	面積	8.47（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		62.58(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		委託：１か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

讃岐のこんびらさんで知られる金刀比羅宮の門前町として栄えてきた町です。年間290万人の観光客が訪れており、観光産業に携わる住民が多いため第3次産業の従業者が全体の7割を占めています。人口は昭和30年をピークに減少し続けています。面積も狭く農作物の生産量も少ないなか、にんにくのブランド化を図り各種加工品の商品化をおこなっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域にある問題のうち、行政サービスで救えない問題や立ち入ることが難しい問題を、地域の皆で行政や社協と一緒に解決する。地域住民は、自分たちで問題を解決したことを誇りに思い、自分自身も今後問題を抱えた時には地域で助けて貰えるという安心感を得て、次のボランティア活動の活力にしよう。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域で起こっている課題や問題、ご近所で起きている問題や課題を、今までは行政や社協に繋ぐだけだったが、これからは自分の事のように考えて一緒になって実践できるようになって欲しい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	琴平町(委託先 琴平町社会福祉協議会)	
②事業名	地域推進体制構築事業	
③事業実施の必要性	複合課題、多問題世帯の相談が増えていることから、専門職のみでの対応が間に合わなくなっている。そこで、地域の力が必要であり、自分たちの暮らす地域は自分たちで支えあっていくという意識を醸成をしていく。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 琴平町	(対象地域の範囲) 全域	(人口) 9,061 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区ネット、ボランティア団体		(支援の内容) 運営補助、実践補助、印刷や資料作り等
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 琴平町地域福祉ステーション、あったかホーム井泉館、ちよつとこ場、楽集館		(運営主体) 琴平町社会福祉協議会
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民		(研修の内容) 地域共生社会の実現に向けてシンポジウムの開催
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、チャリティー作品即売展の収益、会費		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、地域包括支援センター		
事業の成果目標		
地域福祉懇談会に参加する民生委員、自治会長、福祉委員 約 300 人 各地区ネットの参加者数 現在の参加者数より上回るようにする。研修会参加者数 昨年より増やす。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 琴平町	(対象地域の範囲) 全域	(人口) 9,061 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 琴平町地域福祉ステーション、あったかホーム井泉館、楽集館		(相談を受け止める人) 相談員、民生委員
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) ひだまりクラブへ周知、リーダー研修会時に周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域福祉懇談会の実施(支えあいマップづくりを通して、民生委員、自治会長、福祉委員と懇談) ひだまりクラブへの訪問		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 場の維持費		(バックアップする人) 琴平町社会福祉協議会
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、指定特定相談支援事業		
事業の成果目標		
相談件数 前年度より増えているか つないだ件数 前年度より増えているか		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	琴平町（委託先 琴平町社会福祉協議会）
②事業名	多職種連携による包括的相談支援体制づくり
③事業実施の必要性、体制等	複合課題世帯等のケースを多職種連携の下、解決に向けて取り組んでいかなければ住民の安心した生活が実現できないため。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①社会福祉士 ②生活支援コーディネーター
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・役場庁舎内支援検討チームの構築（住民福祉課、子ども・保健課、税務課等） ・複合課題世帯等の困難ケースが出たら、支援検討チームと相談員による支援検討会の随時実施。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 随時開催 役場庁舎内支援検討チーム、相談支援包括化推進員	（既存の会議の名称） 個別支援ケース会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 年2回ほどの定例会を行う。 役場庁舎内支援検討チーム、相談支援包括化推進員、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援相談員、香川おもいやりネットワーク担当、生活福祉資金担当者、指定特定相談支援相談員	（既存の会議の名称）
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金、チャリティー作品即売展での収益	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
あったかホーム井泉館を活用した「地域共生社会ホーム（仮）」に向けた協議	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
・地域福祉懇談会での懇談の中で把握 ・電話連絡や来所によつての把握 支援検討会を行っていく上で、一人ひとりの支援プランを作成し、プロセスゴールを見ていく。経過報告等も行っていく。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

香川県 高松市

都道府県名	香川県	市区町村名	高松市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(R1.5.1 現在)

人口	427,221（人）		世帯数	197,900（世帯）		
高齢化率	27.5（％）	生活保護受給率	1.47（％）	面積	375.53（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		56.1(%)	公立小学校数	49(校)	公立中学校数	23(校)
地域包括支援センター		直営：中央 1 か所＋サブセンター6 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

四国の北東部、香川県の中央に位置する、県庁所在地・中核市である。市の北部は瀬戸内海に面しており、穏やかな気候で年中過ごしやすく、災害が少ないのも特徴。四国の玄関口として四国を統轄する国の出先機関や、企業の四国支社や支店、また四国電力や JR 四国といった、四国全域を営業区域とする公共サービス企業の本社などが置かれ、四国の政治経済における中心拠点である。また、県内有数のコンベンション施設等が集まるサンポート高松や、日本最長のアーケードを誇り近年賑わいが再生している中央商店街など、活気溢れる街として多くのメディアで紹介されている。今後は「活力にあふれ創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を目指して、それぞれの地域の特徴をいかした、都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、コンパクトで持続可能なまちづくりを目指す。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	人口減少、少子・高齢化が進行し、地域のつながりも薄れてきている中、地域において、複合化・複雑化した課題を抱えている世帯や、既存の制度による解決が困難な課題を抱える世帯等が増加傾向にあり、そうした課題に対応するため、地域住民と行政、関係機関が連携し、「ほっとけん市民みんなでつくる ほっとかんまち高松。」を目指して、高松型地域共生社会構築事業を実施し、全世代全分野型の包括的支援体制の構築を進める。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・住民自らの力で課題解決できる地域をつくる ・住民にとっての相談の敷居が低くなる ・住民と行政、関係機関が連携して支援していく

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	高松市 (高松市社会福祉協議会)		
②事業名	高松型地域共生社会構築事業		
③事業実施の必要性	少子高齢化が進行するなか、現在、市内44地区中39地域において「地域福祉ネットワーク会議」が立ち上がり、各地域において住民主体で地域生活課題や、主に高齢者を対象とした支え合いサービス及び社会資源についての検討が行われているが、課題は複合化・複雑化しているため、今後はこういった取組対象を全世代・全分野へと広げていく必要がある。また、ワンストップサービスの向上を図るため、住民の相談を包括的に受け止める場が必要と考えている。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 高松市全域	(対象地域の範囲) 地域コミュニティ協議会エリア	(人口) 427,221人	
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 地域福祉ネットワーク会議 住民同士の支え合いボランティアグループ等		(支援の内容) まるごと福祉相談員や生活支援コーディネーターによる、助言・情報提供・相談支援等	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) サロン・居場所・集会所・コミュニティセンター		(運営主体) 住民ボランティアグループ等	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 地域コミュニティ協議会・自治会関係者、地域福祉ネットワーク会議構成員、民生・児童委員、ボランティア団体等		(研修の内容) 住民同士の支え合いや地域共生の必要性、本市の取組、モデル事業実施状況、情報交換等	
(エ) その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
共同募金の活用や社会福祉法人・企業との協働を検討する。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）			
生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業（生活支援コーディネーター） 子どもの貧困対策コーディネート事業（子どもの未来応援コーディネーター）			
事業の成果目標			
●地域のみんなで助け合う仕組みづくりを進め、住民の力で課題解決できる地域をつくる ・地域課題を話し合う場（地域福祉ネットワーク会議等）…44地区 ・地域の支え合いサービス（高齢者以外も対象とするもの）…20地区 ・地域福祉ネットワーク会議交流会・担い手交流会等開催…2回			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 勝賀総合センターエリア	(対象地域の範囲) 総合センター管轄エリア (4地域コミュニティ協議会)	(人口) 32,295人	
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 勝賀総合センター		(相談を受け止める人) 総合センター内職員（地域包括支援センターサブサクター、保健ステーション、子育て世代包括支援センターを含む）	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 出前トーク等の住民説明会、まるごと福祉相談員の拠点訪問、ポスター・チラシ・広報誌・各種メディア・SNS等による周知			
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 地域福祉ネットワーク会議の場での生活支援コーディネーター等による把握 まるごと福祉相談員のアウトリーチによる把握 生活支援コーディネーターとまるごと福祉相談員の連携による地域課題と個別課題の情報共有			

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 【一次】 まるごと福祉相談員、地域の専門支援機関（老人介護支援センター・地域子育て支援コーディネーター・障がい者基幹相談支援センター）の連携支援 【二次】 地域共生社会推進 PT 等関係課によるバックアップ	(バックアップする人) まるごと福祉相談員 関係課・関係機関職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等（自主事業含む）	
生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業（生活支援コーディネーター） 子どもの貧困対策コーディネート事業（子どもの未来応援コーディネーター）	
事業の成果目標	
●話しやすく分かりやすい身近な相談支援を行い、ワンストップサービスを向上させる ・勝賀総合センターにおける福祉の総合相談窓口での相談件数…24件（6ヶ月間） ・勝賀まるごと福祉会議開催数…12回	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	高松市 （高松市社会福祉協議会）
②事業名	高松型地域共生社会構築事業
③事業実施の必要性、体制等	困り事を抱える住民からの相談内容が複雑化・複合化しており、世帯全体で複数の課題を抱えていたり、課題が地域で潜在化していたりするケースもみられることから、これまでの分野ごとに「縦割り」になっている公的福祉サービスを、「まるごと」支援できる体制に転換していく必要がある。2年目となる今年度は、実施地域の拡大、連携支援体制の充実を図っていく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関等で実務経験を有する者で、かつ、高度な情報収集能力と地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者として、市が適当と認めた者。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	高松市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
市社会福祉協議会へ「まるごと福祉相談員」を配置し、市内の3ヵ所（勝賀・香川・牟礼総合センターエリア）でモデル事業を実施する。まるごと福祉相談員は、地域の拠点等へ出向いてアウトリーチを実施し、顔の見える関係づくりを行うほか、複合的課題を抱える世帯や個人の相談支援を行うため、各総合センター内の事務職・専門職、老人介護支援センター、地域子育て支援コーディネーター拠点、障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、対象世帯への支援の包括的なコーディネートを行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 会議：まるごと福祉個別会議 参加者：まるごと福祉相談員、行政・関係機関職員、地域住民、家族親族等	（既存の会議の名称）
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 会議：地域共生社会推進プロジェクトチーム会議、関係機関実務担当者会、まるごと福祉定例会議、情報共有会、地域福祉ネットワーク会議 参加者：行政・関係機関職員、まるごと福祉相談員、生活支援コーディネーター、地域住民等	（既存の会議の名称） 地域福祉ネットワーク会議

ウ 自主財源の確保のための取組の概要
共同募金の活用や社会福祉法人・企業との協働を検討する。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
地域福祉ネットワーク会議等を通じ、地域に不足する資源を把握し、住民やボランティア、高齢者・障がい者・子育て世帯等の支援を行う関係機関等に対し、新たな社会資源創出の働きかけを行う。
オ その他
⑧事業の成果目標
●話しやすく分かりやすい身近な相談支援を行い、ワンストップサービスを向上させる （まるごと福祉相談員が地域へ出向き、アウトリーチや周知啓発、地域住民との顔の見える関係づくりを行い、話しやすく分かりやすい身近な相談支援を行うことで、困りごとを抱えた住民等の相談までの敷居をなくす。） ・まるごと福祉相談員のアウトリーチ件数…432 件 ・まるごと福祉相談員の相談受付数…108 件 ●みんなで連携し、どんな福祉の困り事にも対応できる仕組みづくりを行う （まるごと福祉相談員と、行政各課・様々な分野の支援機関が連携協力して対応することで、どんな福祉の困り事にも対応できる仕組みをつくる。） ・まるごと福祉会議開催数…65 回 ・職員研修開催数…6 回
⑨地域力強化推進事業実施計画

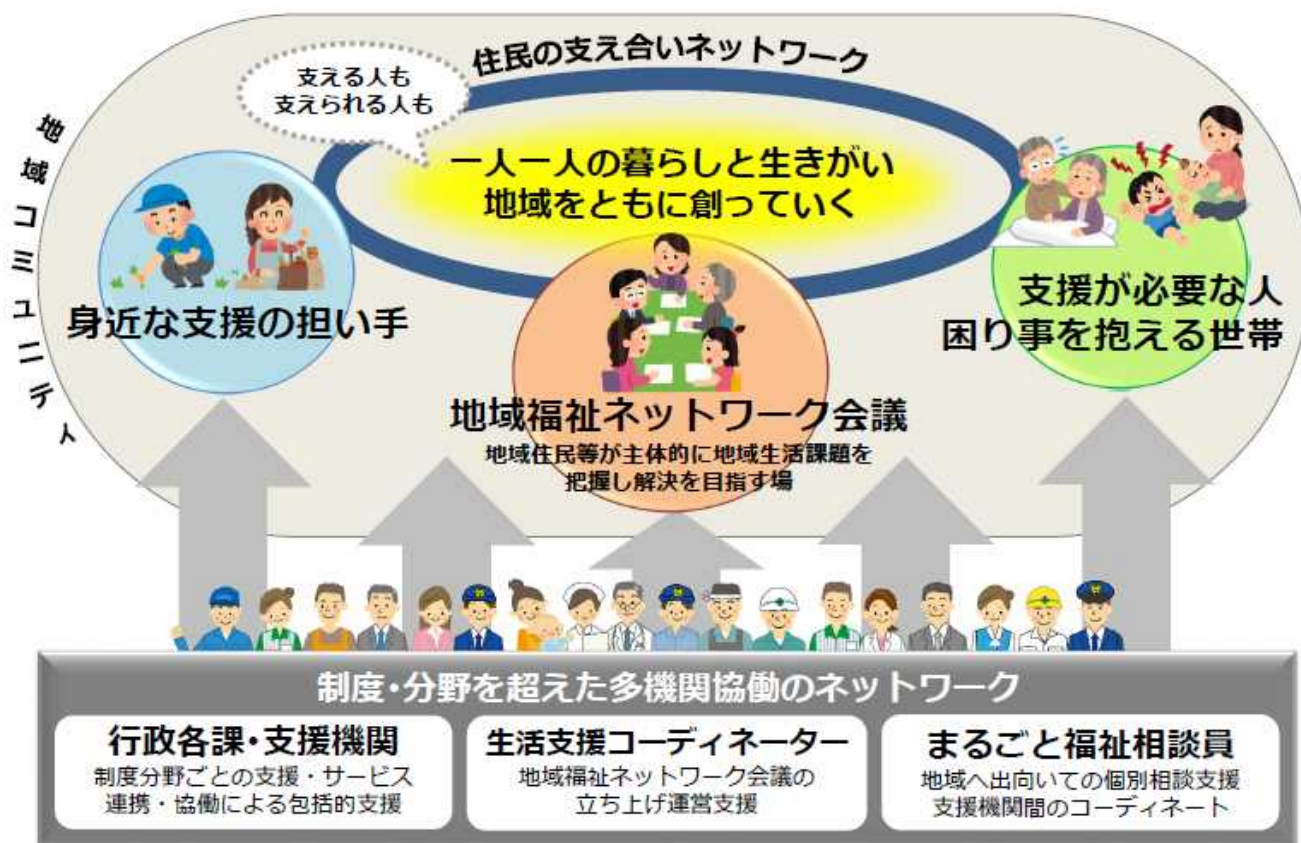
① 地域の人みんなで助け合う仕組みづくり



② 話やすく分かりやすい身近な相談支援



地域で目指す「地域共生社会」



愛媛県

都道府県名	愛媛県	市区町村名	-
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,385,262（人）		世帯数	591,972（世帯）		
高齢化率	30.6（％）	生活保護受給率	1.564（％）	面積	5676.11（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		不明（％）	公立小学校数	280（校）	公立中学校数	129（校）
地域包括支援センター		直営：17 か所、委託：21 か所（社協、医療法人ほか）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：2 か所、委託：19 か所（社協、一社県労働者福祉協議会）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

愛媛県は東予・中予・南予の3つの地域に分かれ、それぞれ以下の特性がある。 東予：製紙・化学・造船・繊維業等が中心の工業都市 中予：県都松山市を中心に、商業、観光・サービス業等の第3次産業が盛ん 南予：第一次産業が主要産業であり、特に柑橘や養殖業が盛ん
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	急速な少子化や核家族化の進展による家庭内での支え合い機能の弱体化、地域のつながりの希薄化、将来的な福祉人材の不足等が問題となる中、福祉ニーズは高度化・複雑化しており、「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難になってきている。 こうした中、個人の抱える個別課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に対する包括的な対応や、高齢・障がいといった分野をまたがる総合的な支援体制、さらには、地域において住民がつながり、支え合う仕組みづくりに向け、都道府県の立場から検討する。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	県民の福祉に対する自発的参画意識の醸成や、福祉を支える関係機関や人材をつなぐネットワークを構築する。

5. 都道府県事業について

①実施主体（委託先）	愛媛県（一部事業を愛媛県社会福祉協議会に委託）
②事業名	包括的地域福祉推進体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	急速な少子高齢化や地域でのコミュニティ力の低下が課題となる中、高度化・複雑化する福祉ニーズに対し、地域を取り巻く様々な関係機関や住民参加が求められている。本事業では、地域共生社会の実現に向け、支え手・受け手、制度の枠を超えた包括的な地域福祉推進体制の構築を図る。実施にあたっては、一部事業を県社協に委託し、行政・市町社協一体となって取組みを推進する。
④事業内容	
(ア) 単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
—	
(構築する支援体制)	
—	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
—	
(イ) 市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象)	
県内市町を対象とした情報交換、一般県民を対象としたセミナーの開催等を実施	
(取組内容)	
①政策推進検討会議：県内市町が一堂に会し、地域共生社会の実現に向けた具体的取組みの情報共有、本県全体の地域福祉政策に関する協議等を行う。	
②活動支援：地域において多様な機関や住民が参画し、活動している団体に助成を行う。	
③セミナー：活動事例の紹介、セミナー参加者も加わった意見交換等をとおり、県民の自発的な参画意識の醸成を図る。	
④ワーキンググループ：県内で実際に地域福祉に関わっている者（中間支援組織、民生委員、市社協担当者、学識経験者など）が集まり、地域共生社会の実現に向けた方向性、手法等について検討する。	
⑤庁内の検討会議：庁内関係課が集まり、本県の地域福祉政策について検討（ゼロ予算）	
⑤事業の成果目標	
地域福祉計画に社会福祉法第 106 条の 3 の包括的支援体制の整備に向けた検討を行う旨記載した市町数（3 市町）	

愛媛県 宇和島市

都道府県名	愛媛県	市区町村名	宇和島市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	74,920（人）		世帯数	36,101（世帯）		
高齢化率	38.4（％）	生活保護受給率	23.82（％）	面積	469.58（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		77.64(%)	公立小学校数	28(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

四国西部に位置する市。 リアス式海岸を活かして養殖水産業（真珠、ハマチ、マダイなどの魚類）が発達し、稚魚・餌料供給、資材供給などの関連産業も発達。 毎年7月22日から24日の「うわじま牛鬼まつり」では「牛鬼」と呼ばれる祭りの山車が商店街を練り歩く。 郷土料理としては「じゃこてん」や「鯛飯」などが有名。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	郷土である宇和島に帰ってくる人や、自然豊かな宇和島に移住する人が地域を支え、地域に支えられる「まちづくり」を行う。地域においては住民、NPO、ボランティア、社会福祉法人など多様な主体が「輪」になって、住民支援を行う。公的機関においても行政、医療、介護、警察、消防、学校などが「輪」になり、同じく住民の支援を行い二重の「輪」で住民を支える。アウトカムについては「人口の増加」。「いつまでも安心して暮らせる「終の棲家」うわじま」を作ることによって住民が生き生きと生活し、魅力ある宇和島に移住していただく人を増やす。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・問題解決の主体が事例によって異なることへの気づき。「主役は誰でも良い。」 ・「人の生き方」を尊重すると、全てに介入することが正しくない場合もあることへの気づき。「自助」の力を上げるための支援。 ・多世代住民の世代間ギャップについて「ちょうど良い距離感」の探求。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	(1) 宇和島市三間地域(福) 宇和島市民共済会 (2) 宇和島市九島地域(福) 正和会	
②事業名	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業・地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	高齢化率が 38.3%(平成 31 年 3 月 31 日現在)の宇和島市において、地域により異なる住民のニーズを全て行政、民間事業者でカバーすることは限界があり、地域住民自らが支え、支えられる関係性を改めて構築する必要がある。様々なニーズに対し自治会、民生委員、NPO、ボランティア団体、公民館、地元事業者等様々な資源を発掘し、対応する仕組みを構築する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 宇和島市三間地域及び九島地域	(対象地域の範囲) 三間地域(中学校区) 九島地域(小学校区)	(人口) 5,746(三間) 835 (九島)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地区社会福祉協議会(三間地域) 地域づくり協議会(九島地域)	(支援の内容) 地域力強化推進コーディネーターの配置	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 旧三間幼稚園(名称「もみの木」・三間地域) 旧九島診療所(九島地域)	(運営主体) (福)宇和島市民共済会(三間地域) (福)正和会(九島地域)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 地域が何に困り、地域で解決する資源が何かを考えるグループワーク	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
介護保険地域支援事業の導入を検討中		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(宇和島市と協働) 介護保険・障害福祉の共生型サービス(今後検討)		
事業の成果目標		
多世代住民の交流の場となる拠点の運営(三間地域「もみの木」・九島地域「島の保健室」)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 宇和島市三間地域及び九島地域	(対象地域の範囲) 三間地域(中学校区) 九島地域(小学校区)	(人口) 5,476(三間) 835 (九島)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 旧三間幼稚園(名称「もみの木」・三間地域) 旧九島診療所(九島地域)	(相談を受け止める人) (福)宇和島市民共済会(三間地域) (福)正和会(九島地域)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域を作成し、地域全世帯へ配布 自治会、民生児童委員、地区社協、老人クラブの会合に参加し周知		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 三間地区社会福祉協議会との連携(三間地域) 地域の困り事と地域資源を探求するグループを設置(九島地域)	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 宇和島市との連携	(バックアップする人) くらしの相談窓口 地域包括支援センター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(年齢により)、生活困窮者自立相談支援事業、障害福祉事業、保健事業	
事業の成果目標	
地域住民からの相談件数 50 件(本人 10 件、近隣住民 40 件)、解決数 10 件、つないだ件数 40 件(三間・九島同数)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	宇和島市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援のコーディネートを図るため、多種多様な問題に対するワンストップの窓口を設置し、組織横断を可能とする職員を育成、配置する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、社会福祉主事
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	くらしの相談窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
相談支援包括化推進員の他に保健福祉部内に相談支援包括化協力員を配置。くらしの相談窓口で相談事案があった際、関連する担当課の協力員に連絡し、窓口で職員を派遣、チーム体制で相談を丸ごと受け止める。また、職員の資質向上のため、先進地より講師を招聘し、保健福祉部職員対象の研修会を実施し、丸ごと受け止められる職員の育成を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議(月 1 回開催 参加者 10 名程度)	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立相談支援事業の支援調整会議と同時開催
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進本部会議(仮称) (年 3 回開催 参加者 15 名程度))	(既存の会議の名称) 新設
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
当面は市直営で実施	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域包括支援センターが実施する地域ケア会議や地域力強化推進事業で行われる住民主体の会議に参加。両会議で創出される社会資源と連携し、隙間のない支援体制を構築する。	

オ その他
⑧事業の成果目標
事業開始より 2 年目を迎え、他課及び関係機関との連携において、月に 1 度実施の相談支援包括化推進会議（新規検討事項 1 件・経過評価、プランの見直し 1～3 件）を通して、コーディネーターとしての機能強化を図り、相談の「たらい回し」になることのないよう適切に状況判断を行い、制度の狭間に陥ったつなぎ先のないような案件に関しても積極的な支援方法の開拓に努める。
⑨地域力強化推進事業実施計画

愛媛県 伊予市

都道府県名	愛媛県	市区町村名	伊予市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(※平成 31 年 4 月 1 日現在)

人口	37,177（人）		世帯数	16,077（世帯）		
高齢化率	32.8（％）	生活保護受給率	13.7（‰）（％）	面積	15,985（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率	—（％）		公立小学校数	9（校）	公立中学校数	4（校）
地域包括支援センター		委託：１カ所（社会福祉法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１カ所（社協）				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

愛媛県のほぼ中央道後平野の西南部から四国山地の一部にわたり、西北は瀬戸内海に面し、県都松山市から約 10km、南予の玄関口に位置している。沿岸地域では 1 年を通じて温暖・少雨、山間部では、最低気温が氷点下を記録するなど寒暖の差が大きい盆地の特性を持っている。市域の約 70%を山地が占め、山麓は柑橘やビワ・栗などの果樹園に利用されている。複数の削り節工場が立地し、国内に出荷される 6 割のシェアを占めている。また、五色浜をはじめとした海水浴場や、JR 予讃線・夕やけこやけラインから見える景色等、美しい瀬戸内海 (伊予灘) が本市の観光資源となっている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市では、2035 年に人口が 3 万人を切ることが予測されるなか、「人口 3 万人を切らないまちであり続ける」という人口減少に対する強い意識を持ち、少子高齢化・人口減少社会への対応として、多様な地域性や地域の規模を有する市の特性から、「生活環境の向上 (ずっと住み続けたい・住んでみたいと思える生活環境の整備)」「経済環境の充実 (市民を支える産業の育成)」「市民・行政の意識改革 (市民の力を結集できる意識改革)」を重要課題とし、市民と行政が手を携えながら、未来に向けたまちづくりに取り組むこととしている。 地域住民と行政がパートナーシップを持ち協働することで、支援を必要としている人の問題を地域住民全体の問題として受け止め、地域社会全体で支え合い、助け合える仕組みを構築し、地域共生社会の実現に向けて、「人 (個)」「まち (地域)」が「つながり・つながる力」を大切にしながら共に成長し、一人一人がその人らしく安心して生き生きと暮らせる『しあわせのまち』になることを目指す。 『しあわせのまち』を目指して取り組む数値目標としては「人口 3 万人を維持し続けること」とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	以下のことが、市民一人一人、地域の中で推進されていく。 ・困ったことがあったら、一人で抱え込まず誰か (どこか) に相談ができるようになる。 ・地域で困っている人に対し、「他人事」を「我が事」と意識し、声かけができるようになる。 ・身近な地域の会合等の中で相談窓口の紹介などの情報交換をしたり、困りごとを話せる場 (機会) を持てるようになる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	伊予市	
②事業名	伊予市包括的支援体制構築事業(※市全体の体制整備の中で、同事業内の地域力事業として多機関事業と一体的に実施する。地域力事業としての補助金活用はしない。)	
③事業実施の必要性	少子高齢化や核家族の増加、生活様式や価値観の多様化などによる社会福祉への意識の変化に伴い、地域の課題も複雑・多様になり、これまでの行政サービスだけでは課題解決に対応できない状況が予想される。その対策として、住民に身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりを構築する必要がある。多機関事業の取り組みである福祉まるごと相談窓口を起点とした行政と、住民や地域活動団体、法人、民間企業等地域の様々な力を活かし、新たな地域づくりを展開していくことが重要になっている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 地区民協(社協)単位	(人口) 37,177(人)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 民生委員・児童委員、高齢者見守員、ふれあいサロン・協議体等の地域活動団体		(支援の内容) 関係事業・制度に関する周知、専門機関へのつなぎや社会資源等の情報提供
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 社会福祉協議会、地域事務所、地区公民館等(地区民協・地区社協単位で活動できる場)		(運営主体) 伊予市
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員・見守り員、各団体の担当者等		(研修の内容) 他人事を「我が事」に変えていくこと、住民による地域共生の必要性等について
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会や社会福祉法人との連携、共同募金の活用、各寄付金等の活用について検討したい。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会の実施する各事業、介護保険制度の地域支援事業(生活支援体制整備事業等)、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」実施等		
事業の成果目標		
民生委員・児童委員、高齢者見守員、ふれあいサロン・協議体等の地域活動団体に対し、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけについての理解を深めてもらうことを目標に、関係事業の周知や研修会等の案内を行い、それぞれの団体等からの参画により、結果として住民同士の声かけや身近な地域での相談の場が増えていくことを目指す。理解の指標として、アンケート調査の実施を検討する。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 市内全域(旧市町単位で1カ所以上から地区民協単位を目指す)	(人口) 37,177(人)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 生活相談支援センター・障がい者相談支援センター・子ども総合センター・地域包括支援センター(在宅介護支援センター)等各相談機関を中心に、市内の福祉関係事業所に対応できるよう検討。		(相談を受け止める人) 各(相談)機関の相談員等
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報紙・ホームページ等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		

(把握の方法) 上記アの各相談機関等に対し事業の周知を行い、各機関の実施する事業・会議等への参画や共同実施等の検討により、連携強化を図る。	
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域で解決困難な支援については市が実施する包括化推進会議等により支援方法の検討等を実施。相談員を対象とした研修会の開催。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員、包括化推進会議関係者等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
社会福祉協議会の実施する各事業、介護保険・障害者福祉・児童福祉等の各制度、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」等	
事業の成果目標	
市内の旧市町単位(3 地区)において、包括的に受け止める場が 1 か所以上整備され、そこからさらに地区民協単位(6 地区)での場が設置されることを目指す。各場所における相談件数については設置状況により検討。(※3地区の各相談機関において、相談総数・解決数・つないだ件数を把握し、共有できる体制を整えることを最初の目標におく。)	
ウ その他	
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	伊予市
②事業名	伊予市包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的かつ複雑化した相談が増加し、包括的な支援が必要となる中、相談体制の充実を求める声も多く挙がり、分かりやすい相談窓口・相談体制整備が必要となっていることから、「福祉まるごと総合相談窓口」を設置し、効率的かつ効果的な支援体制を整備するとともに、庁内各課だけでなく庁外各関係機関等との連携強化に向けて体制を構築することとした。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4名(全員兼務)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師、社会福祉士、福祉課事務職
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉まるごと相談窓口
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
事業実施にあたり立ち上げた市民福祉部内5課による庁内プロジェクトチームにおいて、事業の運営方法等について協議する。市が一体的に事業に取り組んでいくため、制度や事業の理解を深めることを目的とした職員研修会を開催し、庁内各課との連携強化を図る。庁外各関係機関との連携、ネットワーク構築に向けた取組について検討していく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 庁内プロジェクトチーム員により定期的(月 1 回)に開催する包括化推進会議で検討。その他、必要に応じて個別会議を開催、参加者は、事例の解決に関わる関係課・関係機関と相談支援包括化推進員とする。また、その後の経過については、関係者に報告することとする。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 定例の包括化推進会議において各機関の役割や連携方法の確認、寄せられた相談に対する支援方法等を検討。庁内プロジェクトチーム員に加え、市関係部局と、各関係機関との開催に向けて検討。	(既存の会議の名称)

ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
	当面は市直営での運営となるが、安定的な財源の確保に向けて、社会福祉協議会や地域の企業等と連携・協働を図り、寄付金や募金等の活用についても検討していきたい。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	相談支援包括化推進会議の構成機関だけでなく、各機関と関連する民間団体や既存の会議・検討会等への参加や活用など、新たな行政サービスや民間サービスの創出を図る。
オ その他	
⑧事業の成果目標	
	・福祉まるごと相談窓口の認知度が向上し、相談件数が増加する。 (市民や関係者にとって、利用しやすい窓口となる。) ・地域力強化推進事業の実施により、住民同士の声かけや身近な地域での相談機会の場が増えていく。
⑨地域力強化推進事業実施計画	

高知県 中土佐町

都道府県名	高知県	市区町村名	中土佐町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	6,823 (人)	31.4.1 現在	世帯数	3,517 (世帯)	31.4.1 現在
高齢化率	45.92 (%)	生活保護受給率	1.14 (%)	面積	193.2 (k m ²)
地縁組織 (自治会、町内会等) 加入率	11.4(%)	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター	直営：1 カ所				
生活困窮者自立相談支援事業	委託：1 カ所				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

本町は高知県中西部に位置し、太平洋に面した海岸部と海拔 300mの山に囲まれた台地部とに大きく二分され、日本最後の清流四万十川、土佐湾に展開するリアス式の海岸線など自然環境に恵まれた町である。 主な産業は、農業、漁業などの一次産業で、特に古くからカツオ漁が盛んな町として「カツオ」を中心とした観光産業にも力を入れている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	高齢化が進む中、「安心して誰もが地域で自分らしく暮らすことのできるまち」をスローガンに、高齢・障がい・地域等各分野における相談支援体制の強化、個別の課題抽出から資源開発へつなぐための機能の見直し、権利擁護支援体制の構築に向けた中核機関としての位置づけを目的に、行政、社会福祉協議会が連携、協力しながら地域福祉に取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域コミュニティを保っていくための地域でのつながりづくりに重点を置き、地域住民が関係機関と協力し地域の人材を育成し、専門職の制度外の視点や支援力を養うことで支援者同士の連携体制を構築していきたい。 また、孤立化した住民が住民や関係機関が協働し働きかけることで社会参加へつなげていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	中土佐町 (1)中土佐町社会福祉協議会 (2)日本福祉大学社会開発研究所)		
②事業名	地域力強化推進事業(1)、(2)		
③事業実施の必要性	(1)町社協委託部分(以下(1)) ○ 中土佐町においては、平成 24 年度に第1期地域福祉計画を策定し、地理的状況や生活圏域などから4地域を地域福祉活動の地域と位置づけて、対象を限定せず誰でも集い、相談でき、関わること等ができる地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」を 3 ケ所設置し事業継続してきた。地域ごとに地域生活課題の検討や地域の関係性づくりに取り組んでいるが、「あったかふれあいセンター」だけでは解決が困難な事例もあり、地域福祉活動を推進する社会福祉協議体全体での取り組みはもとより、他の福祉分野、教育分野等との連携も重要となっている。また、各地域の課題として把握がなされた中には全町的な課題解決に向けて協議し、第1層協議体と連携した取組が必要なものもある。 ○ 「小地域ケア会議」の実施により、気になる方の情報や必要に応じて支援機関につなぐ体制が整ってきている。開催地区を広げることで、支援の必要な方の抽出や、地域課題の発掘が進んでいくため、「小地域ケア会議」の運営支援や、住民主体の課題解決に向けた取組への働きかけが必要となっている。 ○ 高齢化に伴い、増加している認知症の方やその家族の方への対応等についても全町的な課題となっている。認知症に関する知識を習得するとともに、町内における認知症施策と連携した取組を進め、認知症になっても住み続けられる地域づくりについて取り組んでいく必要がある。また、小中学校への福祉教育を通じて、要配慮者への理解や地域への愛着心を育てていく必要がある。 ○ このことから、社会福祉協議会において「あったかふれあいセンター」や地域住民との連携を深めるとともに、各支援機関との連携を深め、地域生活課題を「丸ごと」受け止める体制を整備するため、職員を配置する。 (2)日本福祉大学委託部分(以下(2)) ○ 中土佐町では、「あったかふれあいセンター」事業やその他事業を社会福祉協議会に委託し、少子高齢化が進む中山間地域小規模自治体ならではの厳しい諸条件を克服するべく、地域福祉人材の確保・育成・発掘を行い新たな資源づくりにも注力しながら、地域福祉を推進してきた。あらゆる住民が役割を発揮し、支え合い、自分らしく活躍できる地域づくりにおいて社会福祉協議会のこれまでの経験値やノウハウを活かしつつ、さらに、住民主体の課題解決力の強化を行い、地域生活課題を「丸ごと」受け止め解決へと積極的に取り組む包括的相談支援体制の推進を図っていく必要がある。 ○ これまで 5 年以上に渡り、本町の地域福祉計画の策定・進行管理も含め福祉に関し様々な助言や支援を得て関係性の深い日本福祉大学の研究機関と協働することで、客観的指標を持ちつつ中土佐町らしい事業実施ができるものとする。必要に応じ助言を得るためのアドバイザー等の派遣を主とし、住民、社協などを対象とする研修事業の実施や実績検証などへの総合的な支援を得ることが必要である。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
中土佐町全域		(対象地域の範囲) 4 地域福祉活動に分けた町内全域	(人口) 6,823 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) (1) 小地域ケア会議への参加者 地域ふくし活動推進委員 民生児童委員 (2) 地域ふくし活動推進委員、あったかふれあいセンターコーディネーター、スタッフ		(支援の内容) (1) 当該事業の配置職員は(イ)に常駐するコーディネーターへのスーパーバイズ・サポート役を担う。(効果的な波及により全町的な地域福祉推進を進め、重層的な課題解決を担う) (2) 潜在化及び社会的孤立する住民や複合的な課題を有する世帯も見えており、住民同士で支え合う意識づけや関係性づくりが重要であることが総意となっている。住民が「我が事」として関心を持ち解決できるよう、「地域ふくし活動推進委員」への間接的支援を行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) あったかふれあいセンター3カ所 「まんまる」「ほのぼの」「寄り家」		(運営主体) 中土佐町社会福祉協議会	

(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)		(研修の内容)
(1) 地域ふくし活動推進委員、小地域ケア会議、参加者、民生児童委員、一般地域住民、町内小中学生等 (2) あったかふれあいセンターコーディネーター、スタッフ、地域ふくし活動推進委員等		(1) 地域課題、地域生活課題に沿った研修テーマを設定し、活動や取り組みの活性化による解決力の強化を目指す。福祉教育を実施し、要配慮者への支援や地域への愛着心を育てる。 (例：多機関の協働事業で実施した安心生活応援ネットワーク会議で協議された個別支援課題解決のために必要な内容を研修テーマとするなど) (2) 訪問機能の強化や受け止めることのできる環境整備につなげるため、支援者支援研修内容へのアドバイスを行う。また、地域福祉研修などの企画にも学識経験者としてのアドバイスを行う。
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
(1) あったかふれあいセンター毎に開催する地域福祉研修会やイベント開催時の募金活動やバザーの売り上げ、商工業者等の協力、健康パスポートのポイント寄付促進などにより財源確保を行う。 (2) 地域力1および多機関協働事業と一体的に取り組む。それらの活動を専門的な立場からバックアップする ①地域福祉の拠点ごとに実施するイベント会場での住民への周知。 ②社会福祉法人や事業所への地域福祉活動への寄付依頼。 ③「地域福祉への寄付」の推進。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
(1) 既存設置3カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携/多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、日本福祉大学地域福祉研究所：高知サテライト、民生委員・児童委員、地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議 (2) 地域力1および多機関協働事業と一体的に実施する。それらの活動を専門的な立場からバックアップする 既存設置3カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携/多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携/地域力強化推進事業(1)の担当者 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、日本福祉大学地域福祉研究所：高知サテライト 地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議		
事業の成果目標		
(1) ①住民が地域生活課題を「我が事」として考えられる意識の醸成を図るため、「小地域ケア会議」の運営支援を行い、地域住民と協議しつつ役割分担を行う体制が強化される。結果、「小地域ケア会議」の開催場所、参加者数も拡大し、地域の解決力の向上につながる。 ②地域課題に沿う内容の研修会等を開催することができ、活動や取り組みの活性化につながる。 ③地域福祉計画推進会議で住民や関係機関・団体等と取り組みを共有し検討を行うことで、全市的な地域生活課題の把握が可能となり地域力強化の視覚化ができる。 (2) ①研修への関与やアドバイスにより、「地域ふくし活動推進員」等が主として実践する第2期地域福祉計画の地区アクションプランがスムーズに進行することができ、「小地域ケア会議」の広がりにもつながる。 ②あったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」の資質向上により、訪問機能が充実して相談へとつながる住民数が増加する。 ③地域活動団体等		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 中土佐町全域	(対象地域の範囲) 4 地域福祉活動エリアに分けた全町	(人口) 6,823 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) あったかふれあいセンター3 か所(まんまる、ほのぼの大野見、寄り家)		(相談を受け止める人) あったかふれあいセンター「コーディネーター」

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) (1) 各あったかふれあいセンターのアウトリーチ時等活動の中での紹介、「あったかふれあいセンターだより」、「社会福祉協議会だより」、「広報なかとさ」での周知など。 (2) 各あったかふれあいセンターの「あったかふれあいセンターだより」、「社会福祉協議会だより」、「広報なかとさ」での周知など。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) (1) あったかふれあいセンターの相談機能は勿論、訪問や集い機能を通じて得た情報からも地域生活課題の早期把握が可能となる。「小地域ケア会議」や地域ふくし活動推進委員会も把握の機会となる。「小地域ケア会議」では一定の開催頻度を保つことでモニタリングでき、あったかふれあいセンターが相談窓口となり逐次把握可能である。 (2) 研修を通じて支援力が高まり、あったかふれあいセンターの相談機能は勿論、訪問や集い機能を通じて得た情報からも地域生活課題の早期把握が可能となる。「小地域ケア会議」や地域ふくし活動推進委員会も把握の機会となる。「小地域ケア会議」では一定の開催頻度を保つことでモニタリングでき、あったかふれあいセンターが相談窓口となり逐次把握可能である。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) (2)①各地域で開催する、「小地域ケア会議」や「地域ふくし活動推進委員会」の開催にあたり行う事前準備、開催当日、振り返り等の活動を通じてバックアップを行う。 ②これらの会議で出た地域生活課題を解決するため、地域単独では解決が困難な事例やつなぎ先が明確でない場合などに調整を図る。 ③町内でも増加している認知症の方やその家族の方について、町内の認知症施策へのつなぎや認知症地域支援推進員と連携した取組を行う。 (2)①地域福祉拠点である 3 カ所のあったかふれあいセンターの充実と住民活動の活性化に向け、研修などを通じて助言を行う。 ②地域福祉計画進行管理事務局会(3回予定)等の開催支援を行う。 ③支援者や住民への研修を通じ、福祉ニーズや地域福祉課題を把握し解決するための社会資源の創出に向けた意識醸成を行い、取り組みへとつなげることができる。 ④あったかふれあいセンターなどを通じて把握した地域課題の整理(地域ごと、町全体、取り組み優先順位づけなど)への適切な助言を行い、相談支援機関の有機的な連携が進む。 ⑤「安心生活応援ネットワーク会議」や「地域づくり・資源開発会議」に関わり、地域資源の創出方法や支援実績への検証も含む包括的支援体制構築に向けた助言を行う。 ⑥地域力強化推進事業(1)で取り組む事業による地域課題の整理等について助言を行う。 ⑦包括化推進員の「コア会議」における効果検証等に対して助言を行う。 上記において、専門家・学識経験者としての立場で関与する。	(バックアップする人) (1) 当該事業で配置する職員を中心に、多機関の協働による包括的支援体制づくりで配置する相談支援包括化推進員と連携しながらバックアップを行う。 (2) 日本福祉大学 福祉社会開発研究所所長、研究所教員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
(1) 既存設置 3 カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により”既存設置 3 カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携 多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、日本福祉大学地域福祉研究所:高知サテライト、民生委員・児童委員地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議 地域支援事業において配置する「認知症地域支援推進員」	
(2) 配置している「生活支援コーディネーター」との連携 多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携 地域力強化推進事業(1)の担当者 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター 地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議 ※別添イメージ図参照	

事業の成果目標	
(1) 既存設置 3 カ所のあったかふれあいセンター「コーディネーター」「スタッフ」や包括的支援事業により配置している「生活支援コーディネーター」との連携 (2) 多機関の協働による包括的支援体制づくり事業により配置する「相談支援包括化推進員」との連携 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、権利擁護支援センター、日本福祉大学地域福祉研究所：高知サテライト、民生委員・児童委員地域福祉計画における地域福祉計画進行管理事務局会、地域福祉計画推進会議、地域支援事業において配置する「認知症地域支援推進員」 ① 地域福祉計画の適切な進行管理や助言・研修を行い、地域アクションプランの実施や小地域ケア会議などを通じて住民が地域課題を「我が事」として考えられる意識の醸成が図られる。 ② 「あったかふれあいセンター」が地域住民の地域福祉活動拠点としての機能を一層高め、新たなステップの主体的な活動へとつながる。 ③ 各地域の課題を整理し、解決への道筋における資源開発に向けた仕組みづくりが進む。 ④ 多機関による包括的支援体制構築事業のコア会議等の助言を通じて事業の効果検証ができる。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
(1) 地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業を一体的に取り組む職員を配置するとともに、複合的な課題や困難事例等について権利擁護支援センターにおける包括化推進員や相談支援の専門的な包括化推進員と連携し、つなぎや一体的な支援ができる体制の整備、全町的な新たな資源づくりに取り組む。 (2) 大学の総合的・効果的な助言が地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業の一体的推進を後押しし、①複合する課題や困難事例等に取り組む住民による地域福祉活動が活発化し、②権利擁護支援センターの包括化推進員や相談支援の専門的な包括化推進員等によるつなぎや一体的な支援ができる体制整備が進み、③全町的な新たな資源づくりへと取り組むことができる。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	中土佐町(社会福祉法人 中土佐町社会福祉協議会)
②事業名	中土佐町多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	○ 平成 24 年度から地域福祉計画(＋地域福祉活動計画)の推進にあたり、地域福祉の拠点として「あったかふれあいセンター」を設置し、対象者を制限することなく、集う場の開催や訪問、相談、つなぎ等を行ってきた。これまで同センターが実施してきた「小地域ケア会議」の運営等により、住民の身近な圏域での地域生活課題の解決に向けた取り組みや支え合いづくりが徐々に進んできた。 ○ 中土佐町内の相談機関等は、地域包括支援センターや子ども家庭支援相談、生活保護相談、障害者相談、生活困窮者の自立相談支援などがあり各々対応を行っている。近年増加している認知症の高齢者や判断力に支障のある障害者への法的な支援も含め対応するための二次的相談機関である「権利擁護支援センター」の運営を社会福祉協議会に委託し平成 29 年度から開始したところである。 ○ 近年の傾向として、対象者本人の課題のみに着目しても解決が難しい事例や制度の狭間にある事例、経済的に困窮しているため適切に制度利用ができない事案が増えており、世帯丸ごととらえ支援する視点や支援機関間の連携体制を強化する必要がある。また、地域課題を複数見出した機関や部署があっても、既存の社会資源だけでは支援の組み立てが難しい事から解決に至っていない場合もある。支援機関が連携した協議・調整の場づくりや、仕組みづくりを含めた資源開発を行うことが求められる。 ○ このことから、社協の地域福祉部門や二次的相談機関である「権利擁護支援センター」と地域包括支援センター(直営)に包括化推進員を配置することで、社会福祉協議会に相談や地域課題が集約されやすい体制を整備し、地域課題を解決するための仕組みや資源開発を住民・事業所等多機関で連携し実施する体制を確保する。 ○ 平成 30 年度からの安心生活応援ネットワーク会議の実施により、多機関が協議できる関係性ができつつある。包括化推進員の役割を明確にするとともに、会議の実施や対象者へのフォロー、支援等の検証を行っていく必要がある。

	○ 支援者が、対象者だけでなく、その世帯についての課題を包括的に見れる体制を整える必要がある。 ○ 生活困窮者等が社会参加の場や地域活動、一般就労に向けて経験ができる「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」の推進を通して、若者等に対して早期の就労支援を進めていく必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	4人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	1) 地域福祉拠点であるあったかふれあいセンターの「コーディネーター」経験を有する職員 2) 地域福祉拠点であるあったかふれあいセンターの「コーディネーター」経験を有する職員 3) 中土佐町権利擁護支援センターで成年後見制度利用促進のための活動や法律職を交えた専門相談の場の運営及び一次相談支援機関と連携した権利擁護支援を行ってきた職員 4) 地域包括支援センターでの相談経験を有する社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	1) 中土佐町社会福祉協議会 地域福祉拠点の統括部門 2) 中土佐町社会福祉協議会 地域福祉担当 3) 中土佐町社会福祉協議会 中土佐町権利擁護支援センター 4) 中土佐町地域包括支援センター(直営)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
○相談支援に従事する職員のネットワークづくり(安心生活応援ネットワーク)と地域づくりに関わる全町横断的なネットワークづくり(地域づくり・資源開発会議)の二つの視点から、包括的な相談支援体制の構築に向けた取り組みを行う。地域力強化推進事業で配置する職員や既設置の「あったかふれあいセンター」コーディネーター、生活支援コーディネーターも含め一体的に地域づくり・資源開発を進める。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 (1) 相談支援包括化推進員が把握した事案に対し、実態把握を行い、相談支援機関との連絡調整、必要時個別支援会議の開催、モニタリングを行い、解決に向けた取り組みを行う。事案によっては「権利擁護支援センター」を活用し法律職や専門家からの助言を受け実施する。最終後の対象者へのフォローアップを行う。 (2) 「権利擁護支援システム推進委員会」を開催し、中土佐町に必要な成年後見制度利用促進を含んだ権利擁護支援が促進されるために必要な中核機能やネットワーク及び今後の取組の方向性に関して意見提言をまとめる。 (3) 支援者の気づきを促す「かあらんシート」の試行により、社協内の事業所が関わる家庭の「そうかもしれない」にいち早く気づき、相談・支援できる体制を整える。また町の「かあらんシート」で上がってきた方について必要に応じて連携して支援を行う。	(既存の会議の名称) 安心生活応援ネットワーク会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 (1) 「あったかふれあいセンター」、民生児童委員、福祉サービス事業所、生活困窮者自立相談支援(未就労者含む)、要保護児童対策協議会、障害者相談支援事業者など、担当職員からのヒアリングや会議等を通じて、地域課題を把握し、専門家や学識経験者から会議運営に関する助言を得て、課題解決のための課題整理や優先順位をつけ地域づくりや資源開発を具体的に検討する会議を開催する。この会議を通じて横断的なネットワークの構築・拡大をめざす。「協議体」や「地域ふくし活動推進委員会」と連携した取組を行う。 (2) 制度の狭間にある方や触法者、子どもの養育困難な家庭や経済困窮が見込まれる方等、支援者がなく、地域生活課題を抱える世帯となるような方については、地域との関わりを増やしたり、支援が必要となった場合に適切に支援者につなぐことができる体制の整備や、資源開発について検討する。	(既存の会議の名称) 「地域づくり資源開発会議」

(3)生活困窮者等が社会参加の場や地域活動、一般就労に向けて経験ができる「中土佐はたらくチャレンジプロジェクト」の推進等を通して地域生活課題を整理する。	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
①地域福祉の拠点ごとに実施するイベント会場での住民への周知。 ②社会福祉法人や事業所への地域福祉活動への寄付依頼。 ③「地域福祉への寄付」の推進。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
ネットワーク構築の「地域づくり・資源開発会議」の内容により実施する。 中土佐町では町内 3 か所に地域福祉の拠点「あったかふれあいセンター」を設置し、小地域ケア会議の開催や、「地域ふくし活動推進委員会」の立ち上げ等、住民が主体的に活動できる土壌づくりに取り組んできた。平成 30 年度には地域力強化推進事業を活用し、我が事・丸ごとの意識の醸成および、各地域での活動や全町の取り組みがさらに進展するための活動を強化させる。地域活動と連動させながら一体的に新たな資源創出のための取り組みを行っていく。	
オ その他	
支援実績の検証や社会資源の創出方法の検証 第 2 期地域福祉計画にも位置付けている本事業を、専門家・学識経験者の助言を得て検証を行い、計画の評価に活かす。	
⑧事業の成果目標	
支援実績の検証や社会資源の創出方法の検証 第 2 期地域福祉計画にも位置付けている本事業を、専門家・学識経験者の助言を得て検証を行い、計画の評価に活かす。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
地域力強化推進事業推進事業とともに実施し、一体的推進により包括的な課題解決へと結びつける入口～出口までの支援を行うことができることになる。	

高知県 佐川町

都道府県名	高知県	市区町村名	佐川町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1 2, 7 4 2 (人)		世帯数	6, 0 8 4 (世帯)		
高齢化率	3 9. 0 (%)	生活保護受給率	1. 7 (%)	面積	1 0 0. 8 0 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		7 5. 4 (%)	公立小学校数	5 (校)	公立中学校数	3 (校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

高知県中西部四国山地の支脈に抱かれた盆地の町。土佐藩筆頭家老・深尾氏の城下町として育まれた、「歴史と文教のまち」であると同時に、木々の緑に囲まれた自然豊かなまちです。「日本植物学の父」牧野富太郎博士や、明治の元勳・田中光顕を輩出するなど文教のまちとして発展してきました。また県内随一の歴史と伝統を誇る「司牡丹酒造」のお酒や、梨・イチゴ・土佐文旦・ニラなどが特産品として知られています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域福祉アクションプランの推進支援により社会的包摂の実現を目指します。各地区の住民団体による拠点活動を中心に、住民活動が及びにくいミニマムの地域単位を防災となり組の取り組みでつながりを再構築します。住民同士の協調行動が活発になることで、福祉領域のみならず町全体の再生、活発化することを目的とします。住民活動の営みのなかで現れた課題は、丸ごと受け止めてワンストップで相談を受ける体制により本事業の信頼性を向上させます。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	住民活動やボランティア活動のやりがい意義を、実践を通じて感じていただく。活動を通じ、人とのつながり、人の役に立ち必要とされるやりがい喜びを実感していただき、社会インフラや社会保障の一方的なユーザーからプレーヤーになっていただく。 また住民組織の自立に働きかけ、主体的活動の積み上げを通じ、助け合いの仕組みづくりである生活支援体制整備を構築していく。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	佐川町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	非常に高い	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 佐川町全域	(対象地域の範囲) 旧村地区単位	(人口) 6,900～1,000
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) みんなで福祉のまちづくり委員会地区部会長	(支援の内容) 定例会の実施、視察研修の実施、日常の助言支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各地区集落活動センター さかわ夢まちランド	(運営主体) NPO・任意団体(みんなで福祉のまちづくり委員会地区部会)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) みんなで福祉のまちづくり委員会、町民全体	(研修の内容) 福祉先進地視察、CLC講演など	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
防災となり組のつながり強化の仕組み・きっかけづくりの「おなかまプロジェクト」に共同募金の分配金を充当。生活支援ボランティアイベントについては、あったかふれあいセンターとの共同で実施を予定しており、当面は財源不要。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業 生活困窮者自立支援事業 あったかふれあいセンター事業 集落活動センター事業		
事業の成果目標		
地域福祉アクションプランの推進支援により社会的包摂の実現を目指します。各地区の住民団体による拠点活動を中心に、住民活動が及びにくいミニマムの地域単位を防災となり組の取り組みでつながりを再構築します。住民同士の協調行動が活発になることで、福祉領域のみならず町全体の再生、活発化することを目的とします。住民活動の営みのなかで現れた課題は、丸ごと受け止めてワンストップで相談を受ける体制により本事業の信頼性を向上させます。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 佐川町全域	(対象地域の範囲) 旧村地区単位	(人口) 6,900～1,000
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 佐川町社会福祉協議会あんしん生活支援センター	(相談を受け止める人) 職員2名	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協広報えがお チラシ作成配布 地域見守り新聞		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 見守りネットワークの活用や民児協、あったかふれあいセンター等との連携		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 制度やサービスのあるものについてはそちらを優先。	(バックアップする人) 佐川町社協 佐川町地域包括支援センター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター		
事業の成果目標		
地域福祉アクションプランの推進支援により社会的包摂の実現を目指します。各地区の住民団体による拠点活動を中心に、住民活動が及びにくいミニマムの地域単位を防災となり組の取り組みでつながりを再構築します。住民同士の協調行動が活発になることで、福祉領域のみならず町全体の再生、活発化することを目的とします。住民活動の営みのなかで現れた課題は、丸ごと受け止めてワンストップで相談を受ける体制により本事業の信頼性を向上させます。		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	佐川町(佐川町社会福祉協議会)
②事業名	佐川町包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	H30年度から実施している佐川町地域力強化推進事業による地域づくりで把握した地域課題については、隣近所、自治会、小学校区で解決を試みることが難しい複合的・複雑化した課題も多くあり、相談支援包括推進員に確実につながるネットワーク体制を構築し、佐川町社会福祉協議会が受託している障がい者相談支援センターさかわや生活支援コーディネーター、佐川町教育委員会、健康福祉課、地域包括支援センターやその他関係機関と連携、情報共有を行い協働して課題解決ができる体制を構築する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	佐川町社会福祉協議会 あんしん生活支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要 佐川町社会福祉協議会のあんしん生活支援センターに相談支援包括化推進員を配置し、佐川町地域力強化推進事業で把握した高齢者、生活困窮者、障がい者(児)等の複合的な課題を抱える世帯の困難事例について、個別ケース会議や地域支援ネットワークのあゆむ会、支援調整会議、地域ケア会議等を活用し、各関係機関(障がい者相談支援センターさかわ・生活支援コーディネーター、佐川町教育委員会、健康福祉課、地域包括支援センター等)と情報共有、連携し、相談支援の向上を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・個別ケース会議 随時 対象となる関係機関 ・あゆむ会(年 27 回)民生委員、教育委員会、学校、保育園、社協、健康福祉課、警察 ・支援調整会議(月 1 回)保健所、社協、健康福祉課、教育委員会	(既存の会議の名称) あゆむ会 支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 あんしん事業連絡会議(月 1 回開催予定) あったかふれあいセンター、夢まち協議会、中央西福祉保健所、社会福祉協議会、あんしん生活支援センター、生活支援コーディネーター、健康福祉課、地域包括支援センター	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要 ・地域の事業所や住民からの食材や家財道具の寄付の協力依頼(フードサポートおすそわけ事業) ・住民から寄付された古米を施設等で引き取ってもらい財源とする ・共同募金の活用	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要 ・各小学校区でボランティア組織づくりを行う ・あったかふれあいセンターコーディネーター、生活支援コーディネーター、さかわ夢まち協議会の集落支援員、地域包括支援センターと連携しながら地域の課題を把握し、新たな社会資源の創出を図る(各地区のあったかふれあいセンター(4ヶ所)、夢まち協議会(1ヶ所)で行っている生活支援サービスにも相違があるため、ニーズの確認やサービスへの支援)	
オ その他	
⑧事業の成果目標 複合的な課題を関係機関で連携して解決する体制の構築 相談件数・・・12件 終結件数・・・6件 あんしん事業連絡会議・・・12回	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

高知県 黒潮町

都道府県名	高知県	市区町村名	黒潮町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	11,217（人）		世帯数	5,523（世帯）		
高齢化率	43.4（％）	生活保護受給率	2.48（％）	面積	188.59（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	8（校）	公立中学校数	2（校）
地域包括支援センター		直営：1ヶ所				
生活困窮者自立相談支援事業		高知県委託：1ヶ所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

高知県幡多郡黒潮町は、「人が元気、自然が元気、地域が元気」を合言葉に「大方町」と「佐賀町」が合併し、平成18年3月20日に誕生した。高知県の西南に位置し、南国特有の温暖な気候と年間2,800mm前後の降雨地帯で、気候を活かした施設園芸、蕈、水稻、シメジやエリンギなどの栽培が行われている。一方、漁業では「土佐カツオの一本釣り」で有名なカツオ船団が佐賀地域にあり、どの船も多くの水揚げを誇っている。また、天日塩や黒砂糖など自然を活かした特産物がある。観光では、美しい砂浜や海岸線、緑豊かな山々など自然資源を活かした「ホエールウォッチング」、「天日塩づくり」、「わら焼きかつおのたたきづくり」など体験型観光と土佐西南大規模公園を活用した「スポーツツーリズム」の推進により県内外から多くの方が訪れている。4km続く砂浜を美術館にみたと、毎年5月にTシャツアート展やシーサイドはだしマラソン大会が開催され、多くの観光客で賑わい、年間を通じて「見る」「聞く」「遊ぶ」「楽しむ」ことができる。自然の恵みをたくさん受けている本町・・・しかし平成24年、内閣府より34mという日本一の津波高が公表され、町全体が愕然とする。それ以降「諦めない」防災の取組みが始まり、災害時の非常食を日常食に「黒潮町缶詰製作所」が第3セクターとして発進。地域では、61集落で各地域に応じた地区防災計画の策定に向け取組み、防災をテーマに町が一体となり「まちづくり」が進められている。また、福祉分野においては、地域福祉計画を住民と協働で作成し、高知型福祉の要となる「あったかふれあいセンター」が核となり地域福祉の拠点として住民活動が展開できるよう町内に6箇所整備（現在5箇所）し、地域の実情や特性に応じた柔軟な福祉活動が行われている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本町においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ4つの基本目標を柱とする黒潮町創生基本計画（計画期間：H30～H34）を策定し、人口減少に対応するまちづくりを進めている。基本目標の一つに「地域とともに安心して暮らし続けられる環境をつくる」ことを掲げ、急速に進む少子高齢化や人口構造の変化に対応できるよう、高齢者や子育て世帯、障がい児者を社会全体で支えていくための「住民個人の働きによる自助」と「隣近所や地域でつくりあげる互助」の支援体制を構築することとしている。互助の考え方を地域に浸透させるため、「地域の中の困った」を地域が気づき、まずは地域の中で助けることを基本に考え、行政だけでなく地域やNPO等あらゆる機関と連携しながら取組みの充実を図り、5年後、10年後、30年後の将来を考えた地域での支え合いの仕組みをつくる。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・「自分の困った」「少し助けて」を身近な地域で言える、相談できる環境をつくること。 ・地域では、隣の困ったに気づき、主体的な取組みを考え活動できるようになること。 ・地域住民だけでなく、地域の商店や隣の地域の機関などあらゆる関係機関とつながること。 ・「黒潮町に暮らし良かった、嬉しい、楽しい」と言える、思うことができるようになること。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	黒潮町(特定非営利活動法人しいのみ)	
②事業名	地域力推進事業	
③事業実施の必要性	【地域の現状・課題】 少子化に加え高齢者や世帯構造の変化に伴い、自治会活動も少なくなっている。高齢者支援の課題を共有する場がないことから、高齢者の孤立やゴミ出し、買い物や移送など生活に関する課題が今後増加をしていく。地域の中で現状把握や課題、将来のことを話す場が必要であり、また、個人の困りごとを受け止める場、気付くことができる場、その困りごとを放置せず「つなぐ」ことができる人が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 大方地域	(対象地域の範囲) 入野・白田川小学校区	(人口) 3,348 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) NPO法人しいのみ、地域住民、関係機関	(支援の内容) 住民座談会への参加、支援活動のための学習会	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) あったかふれあいセンターにしきの広場(入野校区) サテライト白田川(白田川校区)	(運営主体) 黒潮町 委託:NPO 法人しいのみ	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、関係機関	(研修の内容) ・介護予防、健康づくり(自助) ・支え合いの仕組み(互助) ・認知症や精神障がいについての学習会、支援会	
(エ)その他		
・住民座談会の開催(今の地域、5年後、10年後の住みたい地域について考える) ・高齢者等のゴミ出し、見守り隣組の創設への取組み支援を検討する場づくり ・個別の生活課題へ気付き、相談できる場の創設		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉協議会、町内社会福祉法人との協働による資源づくり 共同募金の活用、地域や住民からの寄附 別事業の収益事業の活用、ボランティア活動への寄付金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・地域老人クラブ活動(花植え、見守り活動)→地域住民の誰もが参加できる体制 ・障がい児者の交流活動 ・子育てサークル事業・地区サロン事業(介護予防事業)、 ・生活困窮者自立支援事業、就労支援、家計相談 他、民間団体事業		
事業の成果目標		
【目標】 地域課題や個人の生活課題、支援が必要な方の困りごとに気づき、解決できる仕組みを地域で考えることができるようになる支え合うことのできる地域づくり 【指標】 ・あったかふれあいセンターの利用者数(世代別利用者数) ・地域の生活課題を検討する場づくり数(運営会議等)と検討会に参加した数 ・困りごとが必要機関につながり、解決し、今もつながっている数 ・活動により支え手となった数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 大方地域	(対象地域の範囲) 入野小学校区、白田川小学校区	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) あったかふれあいセンターにしきの広場	(相談を受け止める人) 地域福祉コーディネーター	

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 住民座談会、町広報、あったかふれあいセンター通信、町内ケーブルテレビ、運協など	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 関係機関(保健・介護・福祉・医療・包括・NPO・社協)との定例会を支援内容や検討課題に応じて実施	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 行政内関係機関協議、町地域福祉計画推進会議	(バックアップする人) 関係機関(専門職)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
・地域ケア会議 ・介護保険事業担当者会議 ・要保護児童対策地域協議会(個別検討ケース会議) ・関連事業の各事業の運営推進会議、審議会	
事業の成果目標	
【相談】を ・あったかセンターで受け止めた数 ・専門機関につながった数 ・つながった相談が役割分担により支援できた数	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
地域づくりに資する事業や社会資源、既に実施している相談事業をまとめ、関係機関と課題を共有し、支援策を検討する場を大方地域につくっていく	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	黒潮町(黒潮町社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	黒潮町社会福祉協議会では、相談・援助活動としての相談機能と、障害者相談支援専門員を配置した相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援事業の窓口をもっている。本町においても複合課題を抱える生活困窮者が増加している。その多くが障害者手帳は持っていないが、生活するための支援や家計支援も必要となっている。このため、行政や関係機関の支援だけでなく地域も巻き込んだ継続した支援が必要となっている。また、個人ではなく支援が必要な人を取りまく家族への支援も必要であり包括的な支援体制を構築する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①あったかふれあいセンターコーディネーター、ケアマネージャー、介護福祉士 ②社会福祉協議会 CSW11 年目 ③社会福祉協議会 CSW14 年目(社会福祉士)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	①あったかふれあいセンターさが ②黒潮町社会福祉協議会佐賀支所 ③黒潮町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
既存する町内コーディネーター(子ども、虐待、学校、地域福祉、生活支援等)の役割の整理と調整 類似するケア会議等の調整、類似する相談事業のワンストップ体制 庁舎内連携による情報連携、支援方針検討の場づくり(税、福祉、教育、まちづくり、医療等) 不足する資源の補完(必要な資源の整理) 類似事業を担当課や委託先だけで考え進めるのではなく、地域全体で考え検討する場づくり	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 (回数)必要に応じ実施 (参加者)支援者、専門職、地域協力者、ボランティア、本人、家族	(既存の会議の名称) 個別ケース検討会議 月1支援会議(専門職連携)

(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 (回数)全体会は年1回の報告会議、支援の方向性検討の場 (参加者)町内関係機関(保健、医療、介護、福祉)、社協、NPO、個別 会議へ参加する協力者、地域の代表者	(既存の会議の名称) あったかふれあいセンター等の運推協 地域福祉計画に関する推進会議他
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
活動に賛同してもらい寄附や人的支援の協力依頼を行う	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
・事業協力のためのPRを用いたふるさと納税の活用を検討 ・事業PRを活用した共同募金の活用 ・町内事業所(介護、福祉、商店等)への事業協力依頼、検討の場への参加 ・地域や隣近所のできる支え合いの仕組みづくりや支え手の育成のための講座の実施	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
【目標値】 ・あったかふれあいセンターの機能(訪問、相談、運営会議)を活用した支援課題の発見 ・支援がつながらなかった人や公的支援の隙間に埋もれている人や家族へ支援が届く体制づくり ・社協が実施する相談支援業務を他の事業(公的サービスや地域資源等)と繋ぎ、面的な支援でカバーする仕組みづくり 【指標】 ・支援課題の発見と支援が実施できた数 ・関係機関が繋がった(支援検討・取組みができた)回数 ・関係機関の増(町内資源の増)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
平成 29 年度 佐賀地域において社会福祉協議会へ委託し、地域力強化推進事業を実施。地区座談会などで地域の将来を想像し、住みたい地域を考え、それに向けた取組みへの支援を実施した	

高知県 本山町

都道府県名	高知県	市区町村名	本山町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	3,484（人）（R1 年 9 月末）		世帯数	1,866（世帯）（R1 年 9 月末）		
高齢化率	45.6（％）	生活保護受給率	1.98（％）	面積	134.22（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		100(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		該当なし				

1-2. 地域の特徴 (地域性、地場産業、観光等)

高知県の中央北部、四国山脈の中央部に位置する中山間地域の町です。町面積の約 90 % を森林が占め、町の東西に日本三大暴れ川・吉野川が流れ、上流には「四国のいのち」早明浦ダム、南岸地域に広がる棚田、吉野川支流の清流汗見川をはじめ、自然豊かな特徴のある地域を形成しています。 地場産業は、稲作や園芸及び林業を基本としています。 観光は、棚田見学やカヌー教室、登山等のように、自然を楽しんでいただける取組みを基本としています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本町は 24 行政区から成り、各地域は 10～450 人程度の人口で構成されています。 各地域を比較すると、活発な地区・現状維持を見込む地区・地区の構成に苦慮する地区と大別でき、地域力の差が明らかとなっています。 地域力の差は、住民の年齢層の構成からも確認でき、現に地域活動を担っている年齢層は、60～80 歳代である。 小規模な行政区であっても、また、地域の存続が危惧される状況であっても、住民一人ひとりがその地域を見つめ、暮らして良かったと思うことができる地域づくりの支援を継続して行いたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	各地域の住民の方々に、現在の地域について 3 年後 (仮) の状態を想像し、今後の地域活動をどのようにすべきかを自分事として考えていただきたい。 また、地域活動を担う年齢層に 60 歳以下の若年層の参加者が多くなってほしい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	本山町(委託先:社会福祉法人 本山町社会福祉協議会)										
②事業名	住民がのぞむ地域づくり										
③事業実施の必要性	人口減少に伴う地域の担い手不足が発端となり、一部の住民は地域の未来に対する喪失感を抱いています。 このような中、本町は社会福祉法人本山町社会福祉協議会と協同し、更に地域福祉に力を注ぐため、本山町の地域福祉計画と本山町社会福祉協議会の地域福祉活動計画を連携させた取組みを行うため、定例会等を設けて連携を強化しています。 その連携の一つとして、住民の意見を持ち寄って作成された大まかな地域別の活動計画(仮)を2018年3月に策定し、推進するきっかけを作りました。 各地域の活動計画の進捗度を見ると、既に住民主動で動き始めた地域、動き出せていない地域や動きの緩やかな地域がある等、地域の特性に応じて進捗度と進捗速度は様々な状況となっています。 このような現状を踏まえ、社会福祉法人本山町社会福祉協議会に専属の職員を配置することで、地域福祉に特化した活動を一層進めるため、特に住民による地域づくりを醸成することで、各地域に相応しい地域づくりを推進する必要があります。 なお、本山町は、社会福祉法人本山町社会福祉協議会と連携をとり、住民の方々と一緒に地域づくりに取り組む必要があると考えています。										
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 <table><tr><td>(対象地域) 高知県長岡郡本山町内全域</td><td>(対象地域の範囲) 各行政区単位(24行政区)</td><td>(人口) 3,484人(R1年9月末)</td></tr></table> (ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 <table><tr><td>(支援する対象) 各地域で策定した活動計画(仮)の取組事項(活動を進める中で、生じた新項目も含む)</td><td>(支援の内容) 各地域で策定した活動計画(仮)の推進と進捗管理の支援活動</td></tr></table> (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 <table><tr><td>(拠点の場所) 各地区に整備されている集会所又は公民館を交流の場と捉えています。</td><td>(運営主体) 各地域</td></tr></table> (ウ)地域住民等に対する研修の実施 <table><tr><td>(研修の対象) 各地域又は複数地域合同での開催も可能と捉えています。</td><td>(研修の内容) 各地域から研修の要望が生じれば、地域づくりを基本とした研修を計画することも可能です。</td></tr></table> (エ)その他 地域別の活動計画(仮)は、各地区において多くの住民の意見を参考に策定していますが、住民への活動計画(仮)の周知と住民の活動計画(仮)に対する認識を一層高める必要があることから、複数年の継続した取り組みが必要だと考えています。 また、地域によっては近隣地域の動きを参考として動き出すことも考えられることから、全地域への支援と地域別の支援が必要だと考えています。 地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 地域別の活動計画(仮)内容の現状を把握した後、各企業の支援金等の活用方法を協議する必要がありますが、現時点では確保している財源はありません。 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 本町は、介護保険事業に係る生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)を社会福祉法人本山町社会福祉協議会に委託しており、住民主動の地域活動を活性化させる観点から、協力して活動することが望ましいと考えています。 また、本事業の主従事者は、地域福祉コーディネーターに位置付けされた者を予定しています。 加えて、本町の高齢化率は約45%(H31年2月末)であり、各地域別で比較すると、更に高齢化率が上がる地域があることから、地域福祉を推進する取組みの一つとして、本山町権利擁護センター(H30.12.1 設立)等に情報をつなぎ、成年後見制度等の利用を促進することも必要と考えています。		(対象地域) 高知県長岡郡本山町内全域	(対象地域の範囲) 各行政区単位(24行政区)	(人口) 3,484人(R1年9月末)	(支援する対象) 各地域で策定した活動計画(仮)の取組事項(活動を進める中で、生じた新項目も含む)	(支援の内容) 各地域で策定した活動計画(仮)の推進と進捗管理の支援活動	(拠点の場所) 各地区に整備されている集会所又は公民館を交流の場と捉えています。	(運営主体) 各地域	(研修の対象) 各地域又は複数地域合同での開催も可能と捉えています。	(研修の内容) 各地域から研修の要望が生じれば、地域づくりを基本とした研修を計画することも可能です。
(対象地域) 高知県長岡郡本山町内全域	(対象地域の範囲) 各行政区単位(24行政区)	(人口) 3,484人(R1年9月末)									
(支援する対象) 各地域で策定した活動計画(仮)の取組事項(活動を進める中で、生じた新項目も含む)	(支援の内容) 各地域で策定した活動計画(仮)の推進と進捗管理の支援活動										
(拠点の場所) 各地区に整備されている集会所又は公民館を交流の場と捉えています。	(運営主体) 各地域										
(研修の対象) 各地域又は複数地域合同での開催も可能と捉えています。	(研修の内容) 各地域から研修の要望が生じれば、地域づくりを基本とした研修を計画することも可能です。										

事業の成果目標		
各地域活動の進捗管理を行う中で、数値化できるものは可能な限り数値化するよう取組めます。 しかし、本町内における全地域の地域活動が活発化するよう取組むことは難しく、地域によっては住民が主体的に地域計画を推進する体制の構築が困難な場合が考えられることから、事業の成果として現時点で記載することは困難なため、資料として地域別の活動計画(仮)を添付します。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 高知県長岡郡本山町内全域	(対象地域の範囲) 各行政区単位(24 行政区)	(人口) 3,484 人(R1 年 9 月末)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 高知県長岡郡本山町本山 1041、本山町社会福祉協議会		(相談を受け止める人) 本山町社会福祉協議会職員
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 本山町社会福祉協議会が年2回発行する「もとやま 社協だより」、または本山町が毎月2回発行する「本山町行政連絡」に掲載し、周知することが可能と考えます。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 町内 24 行政区を 6 つに地域分け後、座談会を開催することで地域生活課題の早期把握に取り組むことができると考えます。 また、介護保険制度における地域支援事業(包括的支援事業・社会保障充実分・生活支援体制整備事業)で体制整備する生活支援コーディネーターとも連携した取組みを想定しています。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域活動に係る相談は、まず本山町社会福祉協議会で協議いただき、何らかの支援制度の活用が生じた場合は、行政(本山町各課等)と連携して取組むことにしています。 また、一層情報共有を図るため、本山町社会福祉協議会・本山町地域包括支援センター等との協議会(定例会)を設けたいと考えています。		(バックアップする人) 本山町社会福祉協議会職員及び本山町職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
一層情報共有を図るため、本山町社会福祉協議会・本山町地域包括支援センター等との協議会(定例会)を設けたいと考えています。 介護保険制度における地域支援事業(包括的支援事業・社会保障充実分・生活支援体制整備事業)で体制整備する生活支援コーディネーターも連携した取組みを想定しています。		
事業の成果目標		
相談窓口の周知回数、バックアップの協議会(定例会)の回数		
ウ その他		
特記事項は、ありません。		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		
本町は、人口が約 3,590 人、町内の各家々には車両により約 30 分で行くことができる小規模な自治体であり、多機関の協働による包括的支援体制で示されている関係機関とは、容易に情報交換ができる関係を築けていると捉えています。 よって、示されている相談支援包括化推進員を配置しなくても、差し支えないと考えています。		

高知県 高知市

都道府県名	高知県	市区町村名	高知市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	328,283(人)		世帯数	163,182(世帯)		
高齢化率	29.2(%)	生活保護受給率	35.0(%)	面積	309.00(k m ²)	
地縁組織(自治会、町内会等)加入率		76.6(%)	公立小学校数	41(校)	公立中学校数	18(校)
地域包括支援センター		【高齢者支援センター】 直営:6 か所 【出張所】委託:17 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託:1 か所(市社協)				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

・人口は、高知県全体の約46%を占めている。県下で2番目に多い南国市の人口は約4.8万人であり県人口の著しい一極集中状態であるといえる。 ・産業構造では、第三次産業の割合が大部分を占めており、次いで第二次産業、第一産業となっている。 ・就業者数は減少傾向にあり、各業種ごとに見ても就業者数が減少しているなかで、第三次産業のうち「医療・福祉」の業種では増加している。 ・医療機関数、病床数・・・全国一。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	●少子高齢化・人口減少による多様な課題解決のため、地域福祉の推進に取組み、持続可能な地域(経済)づくりを目指す。 ●「自然につながる」仕組みを構築することで、「つながりのあるまちづくり」を進める。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	●ほおっちょけん(おたがいさま)の意識醸成。 ⇒住民の主体的な活動 ●地域の住民・多様な主体、行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して福祉課題をはじめとするあらゆる地域課題の解決に向け取り組む。 ⇒地域の住民や多様な主体がつながる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	高知市(一部委託:高知市社会福祉協議会)																																																																															
②事業名	地域力強化推進事業																																																																															
③事業実施の必要性	社会情勢の変化, 少子高齢化, 核家族の進行, 住民のつながりの希薄化など地域社会の環境の変化に伴い地域住民が抱える課題も複雑・多様化している状況の中, 行政による財政資金の投入や専門職等の体制整備には限りもあり, 十分な公的支援サービスの提供は難しい。こうした課題解決に向けて, 地域住民が安心して暮らせる支え合いのまちづくりを理念とした地域福祉活動推進計画を策定しており, 計画実施に向けて住民が主体的に地域福祉活動に参加し住民同士の支え合い, 助け合いができる仕組みづくりを支援する必要がある, 本事業を実施するもの。																																																																															
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)市内全域</td><td>(対象地域の範囲)小学校区(41校区)</td><td>(人口)332,276</td></tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援</td></tr> <tr> <td colspan="2">(支援する対象)地区社会福祉協議会, 民生委員, 町内会, 福祉委員, コミュニティ団体, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体など</td><td>(支援の内容)研修会実施の際には, 内容や運営についての手法を提案し, 実施する際の支援も行う。専門機関へのつなぎや社会資源の情報提供。</td></tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備</td></tr> <tr> <td colspan="2">(拠点の場所)ふれあいセンター, 廃園後の保育園, 公民館, いきいき百歳体操会場, など</td><td>(運営主体) 行政, 運営団体</td></tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域住民等に対する研修の実施</td></tr> <tr> <td colspan="2">(研修の対象)地区社会福祉協議会, 民生委員, 福祉委員, コミュニティ団体, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体</td><td>(研修の内容) 1, 地域福祉の課題と現状 2, 地域福祉課題の把握と解決に向けた協議</td></tr> <tr> <td colspan="3">(エ)その他</td></tr> <tr> <td colspan="3">地域課題解決に向けた地域の多様な主体で構成する団体設立への支援をし, 廃園後の保育園を活動拠点として整備する。⇒市街化調整区域であり, 都市計画法により自主財源確保のための活動が制限されており, 継続的な自主活動の阻害要因となっている。</td></tr> <tr> <td colspan="3">地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保</td></tr> <tr> <td colspan="3">共同募金, 法人や企業による既存の助成事業等</td></tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td></tr> <tr> <td colspan="3">生活支援体制整備事業も視野に入れ地域に働きかけを行うよう関連部署との情報共有を図っている。</td></tr> <tr> <td colspan="3">事業の成果目標</td></tr> <tr> <td colspan="3">既存の活動団体の中で先駆的に地域課題について意識して取組もうとする団体や可能性のある団体が活動しているエリアの地区で研修会を 30 回実施し, 延べ参加者数500名を目標とする。</td></tr> </table> イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)モデル地区 5 地区 (旭, 江ノ口西, 一宮, 三里, 春野)</td><td>(対象地域の範囲) 行政区</td><td>(人口) 332,276</td></tr> <tr> <td colspan="3">(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備</td></tr> <tr> <td colspan="2">(場所・機関等の名称)「ほおっちょけん相談窓口」(薬局, 社会福祉法人), 行政相談窓口(高齢・障がい・子ども・市民会館など)</td><td>(相談を受け止める人)従事者(事務, 薬剤師, 保健師など専門職)</td></tr> <tr> <td colspan="3">(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知</td></tr> <tr> <td colspan="3">(周知方法)モデル地区内へのチラシの配布(民協や町内会など地域の協力による), 民協・町内会・地区社協・医療生協など地域活動団体への説明, HP, フェイスブック, 広報, マスコミ取材</td></tr> <tr> <td colspan="3">(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握</td></tr> <tr> <td colspan="3">(把握の方法)地域の調剤薬局や社会福祉法人の協力により「ほおっちょけん相談窓口」を開設(令和元年 11 月 5 日)し, 行政で地区ごとの相談を収集分析し, 地域ごとの関係団体のネットワーク会議(ほおっちょけん会議や地域ケア会議など)にて, 情報共有し協議をする。</td></tr> <tr> <td colspan="3">(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築</td></tr> <tr> <td colspan="2">(バックアップの内容) ●専門機関や社会資源へつなぐ仕組みの構築 ●相談に関する研修や「つなぎ先一覧」の提供</td><td>(バックアップする人) 行政, 社会福祉協議会, 地域(社会福祉法人, 民生委員, 民間の専門機関など)</td></tr> <tr> <td colspan="3">事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)</td></tr> <tr> <td colspan="3">生活困窮者自立支援事業, 高齢者支援(権利擁護事業, 生活支援体制整備事業, 高齢者支援センター・出張所など), 障害者相談支援, 子ども・子育て支援, 隣保館, 生涯活躍のまち(CCRC), 集落活動センター事業, 社福連携事業(社会福祉協議会事業),</td></tr> </table>		(対象地域)市内全域	(対象地域の範囲)小学校区(41校区)	(人口)332,276	(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			(支援する対象)地区社会福祉協議会, 民生委員, 町内会, 福祉委員, コミュニティ団体, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体など		(支援の内容)研修会実施の際には, 内容や運営についての手法を提案し, 実施する際の支援も行う。専門機関へのつなぎや社会資源の情報提供。	(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			(拠点の場所)ふれあいセンター, 廃園後の保育園, 公民館, いきいき百歳体操会場, など		(運営主体) 行政, 運営団体	(ウ)地域住民等に対する研修の実施			(研修の対象)地区社会福祉協議会, 民生委員, 福祉委員, コミュニティ団体, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体		(研修の内容) 1, 地域福祉の課題と現状 2, 地域福祉課題の把握と解決に向けた協議	(エ)その他			地域課題解決に向けた地域の多様な主体で構成する団体設立への支援をし, 廃園後の保育園を活動拠点として整備する。⇒市街化調整区域であり, 都市計画法により自主財源確保のための活動が制限されており, 継続的な自主活動の阻害要因となっている。			地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			共同募金, 法人や企業による既存の助成事業等			事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			生活支援体制整備事業も視野に入れ地域に働きかけを行うよう関連部署との情報共有を図っている。			事業の成果目標			既存の活動団体の中で先駆的に地域課題について意識して取組もうとする団体や可能性のある団体が活動しているエリアの地区で研修会を 30 回実施し, 延べ参加者数500名を目標とする。			(対象地域)モデル地区 5 地区 (旭, 江ノ口西, 一宮, 三里, 春野)	(対象地域の範囲) 行政区	(人口) 332,276	(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			(場所・機関等の名称)「ほおっちょけん相談窓口」(薬局, 社会福祉法人), 行政相談窓口(高齢・障がい・子ども・市民会館など)		(相談を受け止める人)従事者(事務, 薬剤師, 保健師など専門職)	(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			(周知方法)モデル地区内へのチラシの配布(民協や町内会など地域の協力による), 民協・町内会・地区社協・医療生協など地域活動団体への説明, HP, フェイスブック, 広報, マスコミ取材			(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			(把握の方法)地域の調剤薬局や社会福祉法人の協力により「ほおっちょけん相談窓口」を開設(令和元年 11 月 5 日)し, 行政で地区ごとの相談を収集分析し, 地域ごとの関係団体のネットワーク会議(ほおっちょけん会議や地域ケア会議など)にて, 情報共有し協議をする。			(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			(バックアップの内容) ●専門機関や社会資源へつなぐ仕組みの構築 ●相談に関する研修や「つなぎ先一覧」の提供		(バックアップする人) 行政, 社会福祉協議会, 地域(社会福祉法人, 民生委員, 民間の専門機関など)	事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			生活困窮者自立支援事業, 高齢者支援(権利擁護事業, 生活支援体制整備事業, 高齢者支援センター・出張所など), 障害者相談支援, 子ども・子育て支援, 隣保館, 生涯活躍のまち(CCRC), 集落活動センター事業, 社福連携事業(社会福祉協議会事業),		
(対象地域)市内全域	(対象地域の範囲)小学校区(41校区)	(人口)332,276																																																																														
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援																																																																																
(支援する対象)地区社会福祉協議会, 民生委員, 町内会, 福祉委員, コミュニティ団体, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体など		(支援の内容)研修会実施の際には, 内容や運営についての手法を提案し, 実施する際の支援も行う。専門機関へのつなぎや社会資源の情報提供。																																																																														
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備																																																																																
(拠点の場所)ふれあいセンター, 廃園後の保育園, 公民館, いきいき百歳体操会場, など		(運営主体) 行政, 運営団体																																																																														
(ウ)地域住民等に対する研修の実施																																																																																
(研修の対象)地区社会福祉協議会, 民生委員, 福祉委員, コミュニティ団体, いきいき百歳体操及び子ども食堂の運営団体		(研修の内容) 1, 地域福祉の課題と現状 2, 地域福祉課題の把握と解決に向けた協議																																																																														
(エ)その他																																																																																
地域課題解決に向けた地域の多様な主体で構成する団体設立への支援をし, 廃園後の保育園を活動拠点として整備する。⇒市街化調整区域であり, 都市計画法により自主財源確保のための活動が制限されており, 継続的な自主活動の阻害要因となっている。																																																																																
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保																																																																																
共同募金, 法人や企業による既存の助成事業等																																																																																
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																																
生活支援体制整備事業も視野に入れ地域に働きかけを行うよう関連部署との情報共有を図っている。																																																																																
事業の成果目標																																																																																
既存の活動団体の中で先駆的に地域課題について意識して取組もうとする団体や可能性のある団体が活動しているエリアの地区で研修会を 30 回実施し, 延べ参加者数500名を目標とする。																																																																																
(対象地域)モデル地区 5 地区 (旭, 江ノ口西, 一宮, 三里, 春野)	(対象地域の範囲) 行政区	(人口) 332,276																																																																														
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備																																																																																
(場所・機関等の名称)「ほおっちょけん相談窓口」(薬局, 社会福祉法人), 行政相談窓口(高齢・障がい・子ども・市民会館など)		(相談を受け止める人)従事者(事務, 薬剤師, 保健師など専門職)																																																																														
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知																																																																																
(周知方法)モデル地区内へのチラシの配布(民協や町内会など地域の協力による), 民協・町内会・地区社協・医療生協など地域活動団体への説明, HP, フェイスブック, 広報, マスコミ取材																																																																																
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握																																																																																
(把握の方法)地域の調剤薬局や社会福祉法人の協力により「ほおっちょけん相談窓口」を開設(令和元年 11 月 5 日)し, 行政で地区ごとの相談を収集分析し, 地域ごとの関係団体のネットワーク会議(ほおっちょけん会議や地域ケア会議など)にて, 情報共有し協議をする。																																																																																
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築																																																																																
(バックアップの内容) ●専門機関や社会資源へつなぐ仕組みの構築 ●相談に関する研修や「つなぎ先一覧」の提供		(バックアップする人) 行政, 社会福祉協議会, 地域(社会福祉法人, 民生委員, 民間の専門機関など)																																																																														
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)																																																																																
生活困窮者自立支援事業, 高齢者支援(権利擁護事業, 生活支援体制整備事業, 高齢者支援センター・出張所など), 障害者相談支援, 子ども・子育て支援, 隣保館, 生涯活躍のまち(CCRC), 集落活動センター事業, 社福連携事業(社会福祉協議会事業),																																																																																

事業の成果目標	
モデル地区で 11/5 に日常生活の困りごとを相談できる「ほおつちょけん相談窓口」を開設。解決に向けては、相談内容に応じ地域資源や専門機関など適切な支援につなげるとともに、地区ごとの相談を収集分析し、地域に返すことで新たな社会資源の創出など地域内が自然につながる仕組みづくりを目指す。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	高知市
②事業名	包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	世帯の抱える複合的な課題や狭間の問題などの解決に向けては、行政も含め様々な専門分野の多機関が横の連携をとりながら協働や共通認識を持つことが必要不可欠であるため、庁内外の相談支援体制の構築を目指す。必要に応じ、段階的に体制整備していく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	現状(最初に相談を受けた部署が調整役となり包括化が図られている)を踏まえ、協働の中核を担う機能を持つ地域共生社会推進室(平成31年4月新設)において、各課での調整が困難な場合に、包括的支援につながる庁内連携体制を構築する。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師、事務職 等
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	現状(最初に相談を受けた部署が調整役となり包括化が図られている)を踏まえ、協働の中核を担う機能を持つ地域共生社会推進室(平成31年4月新設)において、各課での調整が困難な場合に、包括的支援につながる庁内連携体制を構築する。
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
相談支援担当(2部7課、市社協)で意見交換会を実施、また各担当部署への訪問ヒヤリングも実施。その結果を踏まえ、担当部署の補佐級で包括的な相談支援体制について検討した。 市の施策として包括的支援体制の仕組みが構築できるよう、庁内に地域共生社会推進委員会(委員長;副市長)を設置する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 現状、個別事例の検討会議は最初に相談を受けた者が調整役となり随時開催されている。	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ●庁内に地域共生社会推進委員会(委員長;副市長)を設置する。 ●外部機関とのネットワーク構築に向けては、生活困窮の取組みの中にある会議の活用を検討。	(既存の会議の名称) ⇒セーフティネット連絡会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
クラウドファンディングや共同募金、社会福祉法人連携などの活動を念頭に、段階的なネットワークの構築の中で詳細は検討していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
新たな社会資源創出には、まずは、現状把握が必要なため、高齢・障がい・子どもなど各分野の社会資源情報を集約し、住民や支援者に向け、提供できる体制を構築する。(令和2年2月リリース予定) 相談窓口で受けた相談内容に併せて社会資源など各地域の情報を、地域に向け提供する場を設け、新たな社会資源の創出に繋がる仕組みづくりをしていく。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
庁内ヒヤリングや協議を踏まえた包括的相談支援の仕組みを庁内に示し、情報共有と合意形成を図ることで、分野横断的に世帯伴走型支援ができる体制を整える。また、副市長をトップに地域共生社会推進委員会を設置し、全庁的な取り組み体制を構築するとともに、この委員会の部会(課長級で組織)において、支援調整会議で調整困難な場合の方針決定を行うなど、必要な支援に繋がる仕組みを構築する。(段階的に整備)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

福岡県 大牟田市

都道府県名	福岡県	市区町村名	大牟田市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	114,496（人）		世帯数	56,711（世帯）		
高齢化率	35.7（％）	生活保護受給率	3.49（％）	面積	81.45（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		46.2(%)	公立小学校数	19(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター		直営：１か所、委託：５か所(法人)				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：２か所(自立/就労/学習：社協、家計：グリーンコープ)				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大牟田市は、福岡県の南部、九州のほぼ中央に位置しています。鉄道や幹線道路。港などの公共交通アクセスも充実しており、九州一円とこへ行くにも便利なまちです。本市は、明治時代以降、三池炭鉱と石油化学コンビナートの隆盛とともに急速な発展をとげ、わが国の産業・経済の発展に大きく貢献しました。炭鉱は平成9年に閉山しましたが、平成27年7月、日本の近代化を支えた三池炭鉱宮原坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、三池港は、世界的にその価値が認められ、明治日本の産業革命遺産として世界文化遺産に登録されました。 今、大牟田には豊かな自然、暮らしやすい生活環境、高齢者を支える優しさがあります。そして、企業、仕事があり、何よりかけがえのない「人」がいます。このような歴史を持つ大牟田市は、平成29年3月1日に市制100周年の大きな節目を迎えました。また、令和元年11月から大牟田市動物園を舞台にした映画「いのちスケッチ」が全国で上映されています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域住民が自ら地域課題を把握、解決し、自発的によりよい地域へと成長していく地域を目指します。地域で相談者が抱える課題を把握し、解決できるよう地域力を強化する一方、地域だけでは解決不可能な複合的課題を有する地域住民の相談は地域包括支援センターが受け止めるなど、どのような相談者にも対応しうる課題解決体制を市として有している状態を目指します。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の住民や団体が自ら課題を収集、把握し、解決に取り組むようになる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体 (委託先)	大牟田市 (地域包括支援センター 直営：1 か所、委託：5 か所、(社会福祉法人×2 法人、医療法人×1 法人、社会医療法人×1 法人、一般社団法人×1 法人)	
②事業名	大牟田市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	本市の高齢化率は 35%を超え、全国平均の約 20 年先をいくなど深刻な課題となっており、また、本市においても地域のつながりは希薄化しており、本市各地域の地域力を低下させています。今後更に人口減少及び高齢化が進んでいく本市において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備し、今の地域を主体的に地域生活課題を把握し解決できる地域力を持った地域へ成長させていくことが地域共生社会の実現には必要不可欠となっています。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 114,496
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 校区まちづくり協議会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会等、サロン		(支援の内容) 地域での人材の発掘や掘り起こし
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域交流施設(市内 46 施設)、地区公民館(市内 7 施設)等		(運営主体) 社会福祉法人、医療法人 他
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 上記(ア)の支援対象者		(研修の内容) 校区・ブロック別の地域福祉活動(地域づくり等)の研修会
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市内に設立されている社会福祉法人地域公益活動協議会や共同募金会によるテーマ型募金		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センター毎に配置している生活支援コーディネーターや生活支援体制整備事業を委託する社会福祉協議会との連携を行う。		
事業の成果目標		
・地域の新たな「集まり場」の発掘数：90ヶ所/年(1 拠点あたり 15ヶ所/年) フォーマルな集まり場(サロン、老人クラブ等)ではなく、地域で自発的に集まり活動しているインフォーマルな集いの場		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校校区	(人口) 114,496
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域包括支援センター(市内 6 拠点) 介護予防・相談センター(市内 10 拠点)		(相談を受け止める人) 地域共創サポーター 生活支援コーディネーター
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) ① 直接周知：3 メディアを使用。広報紙(広報おおむた等)、コミュニティFM(FM たんと)、電子メール(愛情ネット等) ② 間接周知：地縁組織、地域資源(サロン等)を営む地域福祉のキーパーソン経由		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域の交流の場に積極的に参加することでつながりをつくり、気になる人の情報を収集する。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 複雑化、深刻化した相談や解決が困難な相談は、相談支援包括化推進員と共に相談対応にあたる。また、相談支援包括化推進会議(権利擁護連絡会)で支援協議を行う。	(バックアップする人) 地域共創サポーター 相談支援包括化推進員 権利擁護連絡会構成委員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
高齢分野では地域包括支援センター・生活支援コーディネーター、障害分野では相談支援事業所、子ども・子育て分野では児童家庭相談室、児童相談所、生活困窮は生活支援相談室と連携を行う。	
事業の成果目標	
・新規相談件数:1500件/年(1拠点あたり250件/年) ・相談解決数:1050件(相談件数のうち状態が改善した件数7割)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
次ページ参照。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	大牟田市(医療法人静光園)
②事業名	大牟田市多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	単一の支援機関では対応不可能な複合的な課題を持つ支援対象者が多くなっており、これに対応するためには多機関が協働して支援にあたる必要がある。現在の本市において、十分に対応しきれない複合的な課題をもつ人に対し、包括的な支援体制を構築する必要があります。併せて、本市において今後更に加速する高齢化に対し、社会資源の対応能力を成長させ、高齢者にやさしい(包括的な)まちへと成長するため。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1.3人(専任1名、兼務1名)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	平成14年4月 医療法人静光園白川病院入社 平成22年4月 医療法人静光園白川病院 医療連携室課長 平成24年10月 大牟田市中央地域包括支援センター管理者 平成27年4月 厚労省 社会・援護局 障害福祉課地域生活支援推進室 平成28年4月 医療法人静光園白川病院 医療連携室室長
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大牟田市保健福祉部健康福祉推進室福祉課総合相談担当
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・相談支援包括化推進員を配置し、支援機関同士の連絡会や研修会等を開催し、支援機関の役割や機能を認識する機会をつくる。また、支援対象者の支援を通じて、関係機関同士の連携を強化する。 ・多機関が関わる事例については、相談支援包括化推進員がケース会議を招集し、必要に応じて会議の進行や助言を行う。 ・新たな資源を創出する必要性を共有し、さらに創出するための支援を行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別ケース会議については、必要に応じて関係機関の担当者を招集し実施。地域包括支援センターや生活支援相談室等で定期実施される会議で協議。	(既存の会議の名称) ・個別ケース会議 ・地域ケア会議 ・支援調整会議 他
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 年4回開催しており、参加者は市関係部署、福岡県弁護士会、福岡県社会福祉士会、福岡県司法書士会、市社会福祉協議会(成年後見センター、生活支援相談室)、市障害者協議会、大牟田警察署、スクールソーシャルワーカーなど。	(既存の会議の名称) 大牟田市権利擁護連絡会

ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
	市内に設立されている社会福祉法人地域公益活動協議会や共同募金会などと連携し、自主財源の確保に向けて検討し取り組む。
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
	・民生委員や地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、障害者支援事業所、ボランティア団体などと連携し、地域のニーズ分析や資源の把握、創出を行う。
オ その他	
⑧事業の成果目標	
	・多機関が協働し支援を行った経験をもとに、次からの同様の事例を支援する際に、自ら連携をすることができるようになる。 ・推進員の調整等により、支援機関の労力が軽減することができる。また、推進員の助言により、関係機関の知識や経験を増し、今後の支援対象者の支援内容が充実することができる。 ・必要な資源を創出することで、現在の制度では対応できない、「制度の狭間」に陥ってしまう人に対応することが可能になる。
⑨地域力強化推進事業実施計画	
前ページ参照	

福岡県 八女市

都道府県名	福岡県	市区町村名	八女市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	64,627（人）		世帯数	24,677（世帯）		
高齢化率	34.49（％）	生活保護受給率	0.0733（％）	面積	482.44（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		87.5(%)	公立小学校数	14(校)	公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター		直営：１か所，委託：５か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

平成 18 年 10 月 1 日に上陽町、平成 22 年 2 月 1 日に黒木町、立花町、星野村、矢部村を編入合併し、現在に至る。南は熊本県、東は大分県に接し、県内で北九州市に次ぐ面積を有している。 豊かな大地に生まれ、古代から栄え、八女丘陵には岩戸山古墳をはじめ多くの古墳があり、手すき和紙・仏壇・提灯などの伝統工芸品や茶・電照菊・椎茸などの農産物を数多く有している。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域課題は都市部と山間部でそれぞれ異なり、高齢化率とともに、生活に困窮している世帯をはじめ、ひきこもりや身寄りのない一人暮らし高齢者等の相談件数が増加している。制度の狭間にいる人の支援に加え、認知症等判断能力が低下している高齢者や外国人の生活問題等も年々増加の一途をたどっている。これらを解決するため、昨年度から実施している地域力強化推進事業を活かし、福祉関係者をはじめ、住民同士による助け合い・支えあい活動と連携して地域全体で制度の狭間を埋める取り組みをすすめる
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	制度の狭間にいる人の生活支援を社会福祉団体などの様々な団体や地域住民が、助け合い・支えあうことができる仕組みとして根付いて行くこと。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	八女市(社会福祉法人 八女市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業(制度の狭間を埋める相談支援システム構築事業)	
③事業実施の必要性	本市の地域課題は都市部と山間部でそれぞれ異なり、高齢化率とともに、生活に困窮している世帯をはじめ、ひきこもりや身寄りのない一人暮らし高齢者等の相談件数が増加している。制度の狭間にいる人の支援に加え、認知症等判断能力が低下している高齢者や外国人の生活問題等も年々増加の一途をたどっている。これらを解決するため、昨年度から実施している地域力強化推進事業を活かし、福祉関係者をはじめ、住民同士による助け合い・支えあい活動と連携して地域全体で制度の狭間を埋める取り組みをすすめるとともに、外国人の生活課題を解決するための実践にも取り組む必要がある。これらをふまえ、個別支援・地域支援・生活支援・ボランティア支援(育成)が4層一体となり、小地域福祉活動の強化とあわせて、地域連携ネットワークを構築しながら相談支援システムを構築するためにも当事業が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 八女市	(対象地域の範囲) 八女市全域	(人口) 64,627 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 小地域における福祉活動実践者の育成及び活動拠点・相談支援システムの整備	(支援の内容) 相談支援包括化推進員及び生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアコーディネーターとの連携による地域を基盤にして解決につなげる支援や制度の狭間を埋める仕組みづくりを行う	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 福祉生活支援室(生活困難者支援、外国人支援等)	(運営主体) 八女市社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 八女市民	(研修の内容) 地域づくりに向けた人材確保・育成をはじめ、地域課題の気づきの場を図ることを目的に開催(※地域福祉活動サポーター研修等)	
(エ)その他		
課題への気づきと各種サービス利用についての学習の機会の創出 小学校区のうち数箇所をモデル地区として設定し、ライフステージに応じた困りごとを顕在化し、課題に応じた制度につなげることでできる新たな見守り体制を構築する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金をはじめ、社協会費、香典返し寄附金の活用及び社会福祉法人連絡会との連携。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)による小学校圏域の課題把握をはじめ、資源開発、小地域福祉活動事業(コミュニティソーシャルワーカー)による地域支援及びボランティアコーディネーターによるボランティア支援(育成)との連携。		
事業の成果目標		
①第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画参照。(※評価指標と目標:福祉委員数 154 人→200 人、見守り連絡員数 479 人→640 人)		
②ボランティア登録者数 450 人→550 人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)八女市	(対象地域の範囲)八女市全域	(人口)64,627 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 福祉生活支援室(生活困難者支援、外国人支援等)	(相談を受け止める人) ①生活相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 社協だより、ホームページの活用をはじめ、相談支援包括化推進員及びコミュニティ・ソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーターとともに関係機関が主催するケア会議や地縁組織・住民会議等に出向いて、周知を行う。		

(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域住民福祉組織や社会福祉法人連絡会等との連携による個別課題・地域生活課題把握と早期発見に努める	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 生活支援体制整備事業や小地域福祉活動、包括的な相談支援体制事業(相談支援包括化推進員)との連携による相談支援及びネットワークづくり	(バックアップする人) ①生活支援コーディネーター ②コミュニティ・ソーシャルワーカー ③ボランティアコーディネーター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
当事業の機能を活かし、多機関の協働による包括的支援体制整備事業や生活支援体制整備事業、小地域福祉活動との連携による個別支援コーディネート機能を発揮していく。	
事業の成果目標	
①生活困難者相談支援件数、年間 200 件以上をめざす。 ②市内在住の外国人支援件数、年間 30 件をめざす。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	八女市(社会福祉法人 八女市社会福祉協議会)
②事業名	包括的な相談支援体制事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的な課題を抱えるケースへの適切な対応と、充実した相談・支援体制づくりを推進するため、関係機関等による横断的なネットワークの構築と、専門性、利便性の高い相談支援機能の更なる強化が求められている。本市においては、総合相談体制の充実を図るとともに、福祉の困難事例への対応の推進、関係部署・関係機関との連携強化を図ることにより、相談支援システムも含めた包括支援体制及びネットワークを構築していく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	6 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、介護支援専門員
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人八女市社会福祉協議会本所・5 支所
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
(1) 本所・各支所に相談支援包括化推進員を配置 (2) 他職種の相談員やコーディネーター等との連携方法の構築 (3) 地域の支援体制の構築	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 (1) 必要に応じて随時開催。	(既存の会議の名称) 個別ケース会議
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 (1) 関係機関の実務担当者ネットワーク会議(福祉分野のコーディネーター含む)を年 2~3 回開催。 (2) 相談支援包括化推進員連絡会議を年 4 回開催。	(既存の会議の名称) (1) 実務担当者ネットワーク会議 (2) 相談支援包括化推進員連携会議 (3) 生活困難者支援連携会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金をはじめ、社協会費、香典返し寄附金の活用及び社会福祉法人連絡会との連携。	

エ	新たな社会資源の創出のための取組の概要
	地域住民、生活支援コーディネーター、コミュニティ・ソーシャルワーカーの他に、新たにボランティアコーディネーターを加え、地域の福祉団体、地元企業、福祉分野以外の様々な団体と連携し、地域診断や資源調査を小学校区において実施予定。社会福祉法人や地元企業との協働による制度の狭間にいる人の生活支援及び財源確保の検討。（※ゴミ屋敷・遺品整理等の実施等。）
オ	その他
	相談支援包括化推進員が複合的な課題や新たなニーズに対応するための研修受講や開催
⑧事業の成果目標	
◎総合相談支援体制の充実 関係部署の連携に加え、他の関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る。 相談件数：月／１５０件、支援の終結件数：月／８０件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

福岡県 糸島市

都道府県名	福岡県	市区町村名	糸島市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（平成31年1月1日現在）

人口	101,643（人）		世帯数	42,194（世帯）		
高齢化率	28.4（％）	生活保護受給率	0.8（％）	面積	215.70（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		90.12（％）	公立小学校数	16(校) (離島 1)	公立中学校数	7(校) (分校 1)
地域包括支援センター		委託：5か所（社協1、社会福祉法人4）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1か所（糸島市社会福祉協議会）H31年4月1日～				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

H22年に一市二町で合併。東は福岡市、西と南は佐賀県に隣接する自然豊かな場所で、交通アクセスに恵まれていることもあり、移住者も増えている。古くから農林水産業が盛んであるが、近年は「食」を目標に訪れる観光客も多い。また九州大学の移転に伴い、共同研究や国際交流などさまざまな連携がなされている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	生活困窮者自立支援事業を行っている中で、“周囲の人々は、実は気になっていたが、どうすればよいかわからずそのままにしている”ケースが目にとまるようになってきた。このような状況を放置しないためにも、本事業に取り組み、みんなで考えることで誰か一人に負荷をかけず、緩やかにつながる地域づくりを行うことを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	一つの制度、一つの部署、特定の分野のみを支援する一人の専門職では解決につながらない複合的な課題を抱えた人や世帯が増加する中、市民や専門機関、行政など周囲にいる人が「少しずつはみ出して応援（支援）する」ことで、時代や担当者が代わっても温かく見守ることができる地域にしたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	糸島市(糸島市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	本市では、中学校区を圏域とした地域包括支援センターや小学校区を単位とした校区社会協議会などが設置され、市民と専門機関がつながりやすい仕組みは形作られている。今後は、その仕組みを融合させ醸成していく必要があるため、潤滑油となる人材を配置し、「実は気になっていた」が「どうすればよいかかわからず」「そのままにしている」ケースや地域課題に正面から取り組み、みんなで解決していくプロセスを踏むことで、誰か一人に負担をかけず、緩やかにつながる地域づくりを行っていく必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 101,643(人)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 校区社会福祉協議会、ささえあいサポーターなど		(支援の内容) 校区担当 CSW 等を中心として、地域ささえあい会議(生活課題解決のための会議)等を開催し、人や団体、企業のつなぎ役を担う。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 小学校区の地域ささえあい会議		(運営主体) 校区社会福祉協議会
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) ①既存団体の構成会員 ②市民 ③小・中学生		(研修の内容) ①総会等でのミニ研修(校区社協、民生委員・児童委員、福祉委員等) ②我が事丸ごと研究大会(全体研修、各地域生活課題ごとの分科会) ③福祉教育(「寄付の教室」等)
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金、市内の社会福祉法人で構成された「ふくおかライフレスキュー事業」との協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
「地域ささえあい会議」は、本事業達成のための会議と生活支援体制整備事業の第 2 層協議体を兼ねた場とする。 校区担当 CSW と生活支援コーディネーターの協働によりその他環境の整備を行う(一部職員は兼務する)。		
事業の成果目標		
地域で困りごとを抱えている人に、何か自分でできることがあれば支援したいと思う人の割合:85.0%(2023 年度目標値) (平成 31 年度目標値) ・「寄付の教室」開催数:2 回、参加者数:100 人、 ・地域ささえあい会議参加者数:延べ 450 人、 ・我が事・丸ごと研究大会参加者数:100 人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区	(人口) 101,643(人)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 糸島市健康福祉センターあごら:福祉まるごと相談(糸島市社会福祉協議会) 糸島市立公民館 15 か所:福祉まるごと出張相談会(糸島市社会福祉協議会)		(相談を受け止める人) CSW(社会福祉士)他 精神保健福祉士等の相談職種

(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) ・市広報 ・市社会福祉協議会広報、アプリなど	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) ・「地域ささえあい会議」に、地域包括支援センター、地域の社会福祉法人の参加を促す。 ・民生委員・児童委員定例会に CSW が参加し、気になる人の情報共有を行う。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 市社協内連携により、困難事案の対応の協議や支援を行う。 また、生活困窮者自立支援で構築した庁内連携や他の専門機関とのネットワークの活用によりバックアップ体制を広げていく。	(バックアップする人) ・市社協 ・相談支援包括化推進員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、ふくおかライフレスキュー事業、家庭児童相談室など	
事業の成果目標	
・CSW が受ける相談件数:50 件 ・解決につながった割合:70.0%	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	糸島市
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助金の活用なし)
③事業実施の必要性、体制等	本市では、高齢者や障がい者、子育てなど各制度の支援体制は整備されているが、世帯を単位としてコーディネートする体制までは至っていないのが現状である。そこで、生活困窮者自立相談支援の直営実施で得たノウハウを活かし、市民にとって分かりやすい相談窓口かつ、民生委員や庁内の職員等が「気になる人をまずつなぐ」相談先として、相談支援包括化推進員を配置し、早期かつ積極的に支援できる体制を構築する。併せて、支援機関の連携を強化する体制の構築にも取り組み、多職種をつなぎ効果的な支援が行えるようにしていく必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	相談支援員(相談支援員受講者)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	福祉支援課(生活困窮者自立支援担当)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
【把握方法】 ①庁舎内…生活困窮者自立支援庁内連携委員会を活用し、業務の中で気になる人・世帯を早期につなぐ。 ②地域…校区担当 CSW との連携により、民生委員をはじめとした地域の人からの情報収集を行う。 【相談支援機関のネットワークの構築方法】 ・地域包括支援センター会議、自立支援協議会、要保護児童対策協議会など、既存のネットワークを活用する(所管課に協力依頼を行う)。 【当該者に対する支援の方法】 ・アウトリーチを含む初期対応後、アセスメントを行い、適切な制度・専門機関へのコーディネートを行う。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数: 月 1 回 参加者: 市社協事務局長、ハローワーク職員、老人福祉施設施設長、九州大学准教授、障がい者就労支援事業所施設長、弁護士、医療機関精神保健福祉士 議事内容: 支援調整会議に準ずる	(既存の会議の名称) 支援調整会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数: 年 2 回 参加者: 庁内 13 課係長級職員(福祉保護、子ども、人権・男女共同参画推進、介護・高齢者支援、健康づくり、収税、業務(水道)、商工観光、学校教育、施設管理(市営住宅)、国保年金、生活環境、福祉支援 議事内容: 事例検討、各課業務の調整、相談対応方法の検討等	(既存の会議の名称) 生活困窮者自立支援庁内連携委員会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ふくおかライフレスキュー事業	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域ささえあい会議(生活支援体制整備事業の第 2 層協議体と共同実施)において、地域住民や社会福祉法人、企業等との協働を検討する。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
いつも誰かが寄り添ってくれてる地域になっている(誰も見捨ててくれない社会)。 ・地域住民と一緒に少しずつ課題を解決していくことで、「私にもできることがあるんだ」と気づき、自然と行動できるようになる(地域力強化推進事業との連携) ・相談支援包括化推進員が、課題を整理しながら各専門機関を巻き込んでいくことで、自分たちの専門分野以外の課題にも気づき、他の事例においても目を向け、適切な機関につなぐことができるようになる。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

福岡県 大刀洗町

都道府県名	福岡県	市区町村名	大刀洗町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	15,659（人）		世帯数	5,541（世帯）		
高齢化率	27.3（％）	生活保護受給率	0.77（％）	面積	22.84（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		98(%)	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（福岡県事業委託：グリーンコープ）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

福岡県の中南域を占める筑後平野の北東部、「筑後川」の中流域北岸に位置する。大分自動車道や国道 322 号、500 号、主要地方道久留米筑紫野線等の県道によって結ばれている。企業誘致や住宅地が進む北部は人口が増加し、南部の農村地帯は人口が減少している。 主幹産業は、農業。肥沃な農地で、米・麦・大豆・レタス・小松菜等が特産。農業従事者の高齢化や担い手の減少により、農業経営は厳しさを増している。 観光資源は、国の重要文化財に指定された「今村カトリック教会」、国史跡「下高橋官衙遺跡」が有名。 町のイベントは、毎年 7 月「枝豆収穫祭」、10 月「町民体育大会」、11 月「ドリームまつり」、2 月「ひばりロードふれあいマラソン大会」等
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	社協が推進している「要援護者見守りネットワーク事業」を基本とし、行政区という小地域で、課題把握と課題解決機能をさらに強化し、高齢者だけでなく障がい者や引きこもり等の「生活課題」我がごととできる住民・地域を育成する。 課題の把握と解決ができる地域を作るとともに、地域からあがる個別課題を受け止め、整理し、専門機関や地域支援につなげることができる体制づくり。 役場、社協、関係機関等との横断的なネットワークの構築
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域福祉コーディネーター（コミュニティーソーシャルワーカー）を設置し、役場や専門機関にくる「はざ間」の相談を受ける窓口を設置することにより、地域への問題提起や支援体制の整備を行い、課題の早期発見、解決機能を強化していきたい。 地域福祉コーディネーターを軸に、庁舎内の横断的なネットワークの構築を進める。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	大刀洗町(大刀洗町社会福祉協議会)	
②事業名	地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	援護を要する高齢者等が、地域で安心した生活ができるよう 25 行政区ごとに「小地域協議会」を実施し、見守り活動等を実施し、他人ごとを「我が事」に変えていくような働きかけを行ってきた。今後、福祉教育をさらに充実させ、地域・住民が「我が事」として受け止めることができるようにする必要がある。 また、制度の狭間の課題など複合的な課題を早期発見し、専門機関が連携し、早期対応できる「丸ごと」受け止める相談窓口の充実や体制整備が必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町全域(25 行政区)	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 15,659
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 全住民	(支援の内容) 地域福祉活動推進に対する支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各行政区の公民館	(運営主体) 各行政区の小地域協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 全住民(区長、民生委員、福祉委員、老人クラブ、ボランティア等)	(研修の内容) 地域福祉講座 見守りネットワーク幹事会、全体会、学習会等	
(エ)その他		
地域共生社会の地域づくりに関する研修会 校区别勉強会(生活支援コーディネーター開催)		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
町内社会福祉法人やコンビニとの協働		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター) 要援護者見守りネットワーク事業		
事業の成果目標		
地域福祉講座参加者数 約 100 人 地域共生社会の地域づくりに関する研修会 約 100 人 25 行政区の小地域協議会における福祉教育の実施(課題発見体制の意識づくり)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町全域(25 行政区)	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口)
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) せいかつ☆ふくし相談窓口(総合相談窓口)社協内	(相談を受け止める人) 社会福祉協議会職員ほか	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) チラシや広報の全戸配布、町と社協のホームページ、看板設置、町内福祉施設にチラシ配布		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 小地域協議会へ必ず担当職員が包括支援センター職員とともに出席し、情報共有と福祉教育啓発を実施		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域福祉活動連絡会(社協、包括、福祉) 要援護者見守りネットワーク 庁内連絡会、ケース会議	(バックアップする人) 専門職員、関係機関職員、地域の民生委員 担当職員(社協、包括、福祉、健康支援、防災、産業、子育て、学校教育等)	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター) 要援護者見守りネットワーク事業、生活困窮者自立支援法(自立相談支援事務所等)	
事業の成果目標	
総合相談窓口での相談件数 1,000 件 解決件数 500 件	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	大刀洗町(大刀洗町社会福祉協議会)
②事業名	総合的な相談支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	地域力強化推進事業の実施に伴い、委託先である大刀洗町社会福祉協議会だけでは解決できない課題が多数あるため、行政機関・専門機関等の関係機関との連携体制の構築が必要である。また、昨年、町内の社会福祉法人が集まり、立ち上げた法人連絡会を充実させていく。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉協議会 地域福祉係(兼務) 勤務年数 20 年
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	大刀洗町社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・把握の方法: 相談窓口、アウトリーチ支援、関係部署からの相談等 ・相談支援機関ネットワーク(連携体制)の構築: 役場庁内連携(ケース会議)、町内社会福祉法人による法人連絡会、地域包括ケアシステム連携会議等 ・支援の方法: 役場内の横断的な部署や関係機関、地域等と連携して支援に取り組む 生活体制整備事業(生活支援コーディネーター)と連携し、町内のコンビニ等の資源活用を検討	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数: 必要に応じて 参加者: 子ども課・産業課・住民課・地域振興課・社協・福祉・関係機関等	(既存の会議の名称) 個別ケース会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 開催回数: 月1回、参加者: 社協・包括・福祉 開催回数: 月2回、参加者: 社協・包括・福祉・国保・健康支援	(既存の会議の名称) 地域福祉活動連絡会 地域包括ケアシステム連携会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
協力を得られる町内社会福祉法人に総合相談支援体制構築等の説明をし、地域貢献事業が利用できないか定期的に確認する。生活支援コーディネーターと連携し、町内事業所やコンビニ等の地域資源を確認する。 県自立相談支援事業所との連携(物資の支援等)	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
社会福祉法人等との協働、共同募金	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
相談窓口から多機関連携で対応した件数 12 件 ※相談窓口等に寄せられる課題を専門機関が横断的に解決できる支援体制を構築する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

福岡県 久留米市

都道府県名	福岡県	市区町村名	久留米市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（平成31年4月1日現在）

人口	304,703（人）		世帯数	134,537（世帯）		
高齢化率	26.7（％）	生活保護受給率	2.17（％）	面積	229.96（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		74.2(%)	公立小学校数	46(校)	公立中学校数	17(校)
地域包括支援センター		委託：11 か所（特定非営利活動法人 くるめ地域支援センター）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（グリーンコープ生協ふくおか）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本市は、九州一の大河「筑後川」が北東部から西部にかけて貫流し、東部には屏風のように切り立つ耳納連山があり、広大で肥沃な筑後平野とともに緑豊かで美しい自然景観を誇っている。江戸時代は有馬家の城下町として、近代以降は久留米絨の町からゴム産業の町として発展した。 本市は、全国トップレベルの医師数と医療機関が集積した高度医療都市であり、最先端のがんワクチン研究などバイオ産業の集積も進んでおり、さらに、農業産出額が全国トップクラスと福岡県最大の農業生産都市でもある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	社会資源の発掘や創出、社会的活動や社会的事業の普及啓発により、住民が主体的に地域のことを意識し、インクルーシブなコミュニティづくりや、住民の課題解決力の向上につなげていくことを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・地縁を同じくする人々や目的を同じくする人々のつながりのみならず、より緩やかな興味・関心を同じくする人のつながりや「住民に身近な圏域」を越えた人々のつながりについても構築を図り、それらのつながりの掛け合わせや専門職との連携等を通じて、住民が主体的に地域を意識し、地域生活課題の解決や新たな社会資源の創出等を試みることができている状態 ・「複合的な課題」や「制度の狭間の課題」に対応するため、相談支援包括化推進員が多機関連携を進める中で、相談支援機関のみならず、地縁組織、NPO、社会福祉法人も地域生活課題の解決に主体的に参画するような意識への変革 ・専門職が蓄積したエビデンスを地域住民に提供することで、地域住民の支援力・受援力を強化し、個別課題の早期発見・早期解決につながっている状態

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	久留米市(一部、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会)		
②事業名	支え合いの仕組みづくり事業		
③事業実施の必要性	高齢者分野に対する地域での支え合いの意識は浸透しつつあるものの、その他の分野に対する地域での支え合いの意識はまだ低く、全世代・全対象に対する地域での支え合いの意識の醸成が必要である。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
市内全域(46 地域)	小学校区	304,703 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
校区コミュニティ組織、校区社会福祉協議会 支え合い推進会議		校区毎に設置を推進している「支え合い推進会議」の設置・推進支援	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
校区コミュニティセンター		校区コミュニティ組織	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象)		(研修の内容)	
市民(公開講座)		支え合いの必要性や地域共生社会の実現に向けた取り組み等について	
(エ)その他			
「久留米市地域福祉計画推進協議会支え合い推進部会」による市民・地域等への働きかけ、全市的な支え合い意識の底上げの実施			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
「支え合い推進会議」への社会福祉法人の参画を推進			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
地域活動・生活支援コーディネーターと連携して事業を推進			
事業の成果目標			
支え合い推進会議の全校区設置、研修参加者数 150 名×3 回+50 名×1 回=500 名			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
市内全域(46 地域)	小学校区	304,703 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)	
ふれあい福祉相談所		ふれあい福祉相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法)			
市ホームページ、市社会福祉協議会ホームページ			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法)			
支え合い推進会議への参加、地域活動・生活支援コーディネーター等との連携			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容)		(バックアップする人)	
相談支援機関の専門職を中心とする個別支援検討会議や相談支援包括化推進員等による支援		個別支援検討会議、相談支援包括化推進員等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
地域活動・生活支援コーディネーターや支え合い推進会議と連携して事業を推進			
事業の成果目標			
相談件数 1,200 件			
ウ その他			
「住民に身近な圏域」では同じ課題を共有する人が少ない・身近過ぎて相談しにくいといった当事者のサポートやテーマ毎・課題毎に当事者(家族)同士や関係者等が緩やかなつながりを通じて自分たちの課題の解決を試みる仕組みづくりを実施。			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	久留米市(一部、社会福祉法人久留米市社会福祉協議会)
②事業名	支え合いの仕組みづくり事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的な課題や制度の狭間の課題が顕在化してきており、それらに対応するためには多機関の協働による包括的な支援体制の構築が必要となっている。相談支援包括化推進員を中心に、相談支援機関、地縁組織、NPO、社会福祉法人等が連携して、課題を解決する体制を構築する。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	久留米市社会福祉協議会コーディネーター(社会福祉士)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
相談支援包括化推進員が「ふれあいの会班長会」や「地区民生委員児童委員協議会定例会」等への参画やアウトリーチ、多機関からの情報提供を通して複合的な課題や制度の狭間の課題を把握し、相談支援包括化推進会議を開催し、課題の解決につなげる。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 8 回 市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、生活自立支援センター等	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 3 回 市社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、生活自立支援センター、こども子育てサポートセンター、市保健所、民生委員等	(既存の会議の名称) 久留米市地域福祉計画推進協議会多機関連携部会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人に相談支援包括化推進会議等への参画を促し、新たな社会資源の創出等に取り組む	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
相談支援包括化推進員による社会福祉法人や企業への働きかけの実施	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
複合的な課題や制度の狭間の課題の相談件数 60 件(終結件数 30 件) 相談支援包括化推進会議(個別事例の検討)8 回 相談支援包括化推進会議(ネットワーク構築)3 回 多機関連携に関する研修会 1 回	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

長崎県 佐々町

都道府県名	長崎県	市区町村名	佐々町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	13,963（人）		世帯数	5,875（世帯）		
高齢化率	27.1（％）	生活保護受給率	1.46（％）	面積	32.27（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		74.0(%)	公立小学校数	2(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託 1 か所				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

【地域性】 佐世保市(25 万人)に隣接し、佐世保市と合併した旧北松 4 町と佐世保市に囲まれた地形である。佐世保市の人口が減少している中、本町は若い世代の転入もあり人口は微増している。町内会が 32 あり、それぞれの地区集会所での活動も盛んにあっている。 【地場産業】 明治から昭和中期にかけて石炭産業で繁栄を極めた時代は、大手企業から個人経営まで多数の炭鉱関連企業が存在した。炭産業の衰退後は、平野部や中山間地では稲作やイチゴ栽培等の栽培が行われている。また、炭鉱閉山や下水道関連設備の整備による佐々川の水質回復もあり、早春はシロウオ漁や毎年 6 月 1 日に解禁される鮎釣りは佐々町の風物詩のひとつとなっている。 【観光】 3 大花まつりとして、3 月の桜(桜づつみ)、4 月下旬の枝垂れ桜(真谷谷)、5 月の菖蒲(皿山公園)がある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	複合的な問題を抱えている対象者やその家族に、それぞれの専門性を持つ多機関が連携して関わることで、点だけではなく線・面へと包括的に支援ができる体制整備。 母子・高齢・障害等を問わない福祉横断的な相談支援拠点の確立。
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	全ての世代の人を対象に地域の課題を把握し、解決を試みることで興る住民の地域活動への参加意識の向上。 課題解決に向けて、多職種・多機関がスムーズに連携を図り、最善の支援活動の営みを通じ、誰もが安心して過ごせる町を皆の協働により築いていく地域。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	佐々町	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	高齢者世代、子育て世代、障がいの分野が縦割りの支援や活動となっており、共生社会に向けて官民ともに協働しやすい体制となっていない。今後、誰もが安心して相談ができ、包括的に地域課題を解決していく体制づくりが必要である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 13,963 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 町内会長、民生委員、福祉協力員等		(支援の内容) 高齢者見守りネットワーク情報交換会において、地域の強みや課題を考えるきっかけづくりとする。
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 各地区集会所		(運営主体) 各町内会
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 町内会会長、民生委員会、介護事業所、介護者の会、介護予防ボランティアの会、子育て支援グループ等、その他一般住民		(研修の内容) 幅広いテーマにおいて、年 2 回地域づくり講演会を実施。(H22 年度より実施)
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金等		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業		
事業の成果目標		
全町内会における「高齢者見守りネットワーク情報交換会」の実施。 生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、地域住民ボランティア等が中心に、全ての世代の人を対象に地域の課題を把握し、解決を試みることで、住民の地域活動への参加意識の向上および主体的・積極的な地域づくりへの展開を図る。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 13,963 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 佐々町総合福祉センター		(相談を受け止める人) 佐々町元気カフェ・ぷらっと・地域包括支援センター・社会福祉協議会、健康センター
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 各地区集会所におけるサロン活動での周知、地域活動支援者(町内会長・民生委員・福祉協力員等)による周知、広報掲載		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域包括支援センターに地区担当の配置をし、地域活動支援者(町内会長・民生委員・福祉協力員等)と会合や地域活動を通じ繋がることによって、個・地域課題の早期把握を行っている。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 元気カフェ・ぷらっとの活動や定例会に参加し、タイムリーな情報交換のもと、健康センター、社協、包括支援センター等の専門職との連携を図っている。		(バックアップする人) 地域包括支援センター地区担当・社会福祉協議会、健康センター等
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業		

事業の成果目標	
年齢・障がいの有無を問わず、みんなが安心して相談できる機関として、既存の佐々町総合福祉センターの連携、機能整備を図る。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	佐々町
②事業名	多機関協働による包括的支援事業
③事業実施の必要性、体制等	現在、複雑化・複合化した課題に対し、対象者ごとの「縦割り」で整備された公的な支援制度の下では、対応が困難なケースが存在している。また、地域住民のつながりの希薄化と地域の支援機能の低下、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立しているケースが問題となっている。多機関の協働による包括的な支援体制の構築が必要である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1名
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士(勤務歴:県福祉事務所、地域包括支援センター等)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	佐々町地域包括支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
社会福祉士等の相談援助にかかわる有資格者を相談支援包括化推進員として配置し、高齢者や障害者、子育て、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な問題を総合的に解決すべく、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により包括的な支援の具体化を目指す。 ケース検討を通じ、お互いの役割を理解し、ケースの課題解決と共に、佐々町におけるより良い包括的相談支援体制の在り方を検討する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 多機関連携地域ケア会議 月1回 ケースに関する関係機関	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域福祉連絡会 年4回 地域包括支援センター(高齢者福祉)、健康相談センター(母子保健、精神保健)、住民福祉課(障害者福祉)、社会福祉協議会、教育委員会、国保、後期高齢担当者等	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
現在、自主財源はないが、今後の自主財源の確保に向けた取り組みについて検討していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
課題把握、解決策の検討の段階より、社会福祉法人等と連携を図り、新たな社会資源の創出を進める。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
○地域の様々の問題に関して住民が相談しやすい包括的相談機能があり、その機能が関係機関の連携により解決まで結びつくシステムであること。 ○多機関連携地域ケア会議を通じて、関係機関が地域づくりにおいて同じ目標を持ち、連携しながら効率よく稼働することによって、住民の求める適切な住民サービスにつながる。業務の縦割りを越え、横軸でしっかりつながることにより共生社会の実現を目指す。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

長崎県 長崎市

都道府県名	長崎県	市区町村名	長崎市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（R1 年 9 月末現在）

人口	417,381（人）		世帯数	207,457（世帯）		
高齢化率	32.0（％）	生活保護受給率	3.02（％） ※H30 年度末現在	面積	405.86（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		68.7(%) ※H30 年度末現在	公立小学校数	68(校)	公立中学校数	39(校)
地域包括支援センター		委託：20 か所（社会福祉法人等）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

九州の西端、長崎県の南部に位置し、海と緑に囲まれた温暖多雨なまち。細く連なる平坦地には商業・業務機能が集積し、長崎港に面し山腹を這い上がるように形成された斜面市街地により、独特な都市景観が創られている。平成 24 年には世界新三大夜景の認定を受け、観光客や国際観光船の入港も増加傾向。全国平均を上回る高齢化率など、急速な高齢化や単身世帯の増加により、地域での支え合いの力を強くすることがますます重要となっている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り 組む目的・ 狙い	多世代にわたる多様化、複雑化するニーズへ対応するため、高齢・障害・子育て・生活困窮など福祉の分野を横断的につなぐネットワークを構築するとともに、福祉分野を超えた多様な主体とつながることにより、分野横断的な社会資源の発見と、不足する資源創出に向けての取り組みなど、支援を必要とするすべての方に対し、包括的に対応できる支援体制づくり、地域づくりを目指す。
本事業を通 じて人と地 域に起こし たい変化	支援を要する世帯のライフステージに視点をあてたネットワークづくり。その時点での横軸のネットワークづくりと、世帯のライフステージに沿った経年的な切れ目のない縦軸のネットワークづくりにむけ、地域にある専門機関等との協働により資源創出を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	長崎市(地域包括支援センターを運営する法人2箇所)	
②事業名	多機関型包括的支援体制構築モデル事業	
③事業実施の必要性	少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている。8050問題にあるひきこもりの壮年世代や、義務教育終了後の未進学や無業の子など、社会とのつながりがいない中での「孤立」や各制度の受給要件を満たさない「狭間」の問題に対応するため、高齢、障害、子育て、生活困窮など複数の課題を有する世帯に対し、ワンストップで受け止め、丸ごとコーディネートする相談窓口を市内2箇所に設置し、支援を提供するとともに、分野横断的に対応できる相談支援体制の構築を推進する。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)	(運営主体)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)	(研修の内容)	
(エ)その他		
既に取り組んでいるまちづくりに係る担当部署による地域運営及び活動への支援や、包括的支援事業(地域包括支援センターによる地域ケア会議や生活支援体制整備事業における地域生活課題に対する資源の創出など)等、既存の事業を位置付け、各事業を活かしながら、イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に取り組む。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
事業の成果目標		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
平成30年度ヒアリングを行った地区(15小学校区)とまちづくり協議会設立準備委員会設立済の地区(6小学校区)	21小学校区	149,615人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	
・多機関型地域包括支援センターの相談窓口や出張相談 ・地域との話し合いの場や住民の集まる場の活用	相談支援包括化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)	専門職向け及び市民向けパンフレットの配布や、ホームページ掲載、アンケートによるききとりの機会を通じた周知を行う。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
相談支援包括化推進会議や地域ケア推進会議を通じた地域診断に基づく課題把握や、高等学校での居場所づくり及び高齢者サロンや子育て支援センター等における利用者へのアンケートなどによるききとりを通じた課題把握。		

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 関係機関との協議及び調整、場の確保、広報周知、予算の調整などを行う。	(バックアップする人) 行政職員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
・包括的支援事業(地域ケア会議推進事業、生活支援体制整備事業) ・社会福祉協議会による地域福祉活動 ・地域生活支援事業(地域自立支援協議会の開催) ・高等学校における校内居場所カフェ(NPO法人との共催)	
事業の成果目標	
イー(ウ)のききとり件数から相談につながる件数を1割見込み、そのうち解決した件数を、平成30年度の同事業の実績から7割見込む。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
「4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について」に記載のとおり	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	長崎市(地域包括支援センターを運営する法人2箇所)
②事業名	多機関型包括的支援体制構築モデル事業
③事業実施の必要性、体制等	「3. 地域力強化推進事業について」の③に記載のとおり。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	6人(3人×2箇所)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士の資格を有するもの
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	2箇所の地域包括支援センター内 (名称:南多機関型地域包括支援センター、北多機関型地域包括支援センター)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
高齢者、障害、子育てなどの相談機関や地域の民生委員からの情報などによる、要支援世帯への相談事例を通じ、関係者の支援体制の強化を図る。また、地域ケア会議及び自立支援協議会、要保護児童対策協議会などへの参加や、相談支援包括化推進会議の開催により、多分野にわたる機関が顔の見える関係となり、互いの役割を理解し、連携していく体制を構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 個別事例に関連する機関等を集め、課題に対する支援体制や役割分担などについて協議する。なお会議については、主催参加も含め年間200回を予定しており、必要に応じ、本人や家族、行政、包括、医療、高齢、障害、子ども、教育、就労、法律、地域などの参加者を集める。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策協議会、個別ケース会議など
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 多分野の機関等を一同に集め、個別事例から見えてくる課題を通じ、地域にある生活課題について各分野からの意見を集め、分野にとらわれない支援体制の構築について協議する。なお、会議については各センター主催の会議を年間5回程度開催し、参加者は個別事例会議の参加者に準ずるものとする。	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人による社会貢献活動や既存のボランティア団体の取組について情報を収集し、地域にある社会資源や寄付金捻出の働きかけを行うなど、モデル事業の実施を踏まえ検討する。	

エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要
個別支援や相談支援包括化推進会議の開催、高齢者サロン等の集いの場でのききとりなどを通じ、地域全体の課題を抽出、集約することで、不足する資源を把握し、共同募金や各補助金などの活用を検討することにより、新たな資源の創出に向けて取り組む。
オ その他
⑧事業の成果目標
①全地域包括支援センターで受ける相談のうち、多機関型地域包括支援センターの関わりが必要な相談件数を約1割見込む。 ②相談支援包括化推進会議の開催回数及び参加者数を平成30年度より1.5倍見込む。 ③社会的孤立や制度の狭間の問題を解決するため、若者支援の機関との協働により私立高校での居場所づくりに取り組む。 ④各分野が共通する課題をテーマに専門職向けの研修会を年1回開催し、地域共生社会の実現に向けた意識の醸成を図る。
⑨地域力強化推進事業実施計画
「3. 地域力強化推進事業について」に記載のとおり。

熊本県 大津町

都道府県名	熊本県	市区町村名	大津町			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○	都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

(9月30日現在)

人口	35,029（人）		世帯数	14,560（世帯）		
高齢化率	21.8（％）	生活保護受給率	（％）	面積	99.10（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	7(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業						

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

大津町は政令指定都市の熊本市の東方約 20 キロメートル、阿蘇山との中間に位置しており、別府・阿蘇・雲仙などの国際観光ルートの路線上にあります。国道 325 号(久留米～阿蘇～延岡)と国道 57 号(長崎～雲仙～大分)が縦・横断し、熊本空港や九州縦貫自動車道熊本 IC を近くに擁する交通条件に恵まれた下で、輸送機械産業や機械製作産業を中心とした工業団地等もあり、人口増加を続けている田園産業都市です。 また、国指定天然記念物の阿蘇北向谷原始林を初めとした阿蘇外輪山西部に連なる広大な森林、原野地帯とそれよりゆるやかな傾斜をなして広がる北部畑地帯、阿蘇山を源として東西に貫流する白川の豊かな流れによって南部平野は肥沃な水田地帯を形成しています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	昔は家族や地域で解決できていた問題が、少子高齢化や核家族化などによる社会変化に加え、生活困窮や障害、子育て、高齢化など多様化した問題が複雑に絡み合い、総合的に支援が必要な世帯が増加しており、これまでのような家族や地域だけの解決が困難になってきている。 更に平成 28 年熊本地震により被害が大きかった集落においては、家屋解体で戸数が激減し、ふるさとの景色も様変わりし、消滅の不安さえ抱かれる状況もあるなど、地域は減退し、「共助」の力さえ確保できなくなっている。 そのため、災害を教訓とした地域で支える仕組みづくりをはじめとし、地域の課題は地域住民で解決し、「自助」「共助」「公助」だけでなく隣近所で助け合う「近助」も含めた地域ネットワークの推進と持続的な地域社会の維持を図る。 また、暮らしの中の問題に対する総合的な支援を行う相談窓口を設置し、複雑・多様化した問題に、行政や各支援関係機関が横断的、包括的に連携して支援する体制を整える。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域の中で、人と人との繋がりが希薄になりつつあり、それぞれに課題があるが打ち明ける事が出来ずに困っている現状がある。 地域の課題や資源(人財)を洗い出し、地域でともに協力して知恵を出し合いながら課題の解決を図り、人と人が結び付き、更には地域の活性化が図れるようにしたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体（委託先）	大津町社会福祉協議会	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	熊本地震の影響や生活困窮者をはじめ、多様化かつ複雑化してきている住民ニーズへの対応や近隣地域とのコミュニティの希薄化が課題となっている。地域で座談会を開催してもらい、地域の資源や課題を洗い出し、地域での解決が可能なものについては、その支援を行う。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 35,029
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 区長、民生委員、地域福祉推進委員	(支援の内容) 地域福祉懇談会	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地区公民館、集会所、福祉施設等	(運営主体) 社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、各種団体	(研修の内容) 福祉学習会、地域福祉説明会	
(エ)その他		
心配ごと相談所の運営(よろず相談、関係機関へのつなぎ)		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地区の自主財源、また、ふるさと寄付金やクラウドファンディング等、財源確保の方法も地域の座談会で検討していくが、未定		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・地域包括と協働し、つどいの広場事業への取り組み ・ミニデイを活用し、介護予防を実施 ・地区担当職員への説明会		
事業の成果目標		
・拠点の参加数 20 人 ・研修参加数 500 人 ・ボランティア 650 人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 全域	(対象地域の範囲) 中学校区	(人口) 35,029
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 地域福祉推進地域別座談会、大津町総合相談窓口(仮称)	(相談を受け止める人) 社会福祉協議会、相談支援包括化推進員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域福祉推進地域別座談会		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 各種既存会議に参加し情報交換を行う。(自立支援調整会議、地域支え合い運営会議、地域ケア会議等)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 包括的支援体制構築、ケース検討と専門機関への繋ぎ等(地域福祉、生活困窮、地域包括、相談支援事業、子育て等)	(バックアップする人) 社会福祉協議会、町福祉課等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
協議体への参加、ケア会議への参加		
事業の成果目標		
・相談件数 100 件 ・解決件数 10 件 ・つなぎ件数 50 件		

ウ その他
防災を中心とした地域福祉推進地区の整備、災害公営住宅建設予定地区での地域福祉の推進整備
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体 (委託先)	大津町 (委託先：株式会社 株式会社 サンコーライフサポート)	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、 体制等	近年、相談の内容が、生活困窮、障害、子育てや介護等と複合的なケースが多くなっており、各課単独での対応が困難なケースが増えている。また、他部門に繋ぐと、既に支援を行っていたりするケースもあり、内部連携も必要とされているケースが多く、包括的に支援できる体制・システムの構築が必要になっている。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士等の有資格者、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる有能な者	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	くらしの相談窓口	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
窓口がいっぱいあって分からない、どの機関が何の専門なのか分からない、複合的問題を抱えており多機関の支援を必要としている等の課題を抱えた相談者に対して、相談支援包括化推進員を配置し、関係機関へのコーディネートを実施する。併せて、相談支援包括化推進会議を開き、関係機関との連携を図り、包括的支援体制を構築する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討) ※会議の開催回数や参加者等を記載 個別ケース会議(随時) 参加者：福祉課、社会福祉協議会、福祉事務所、他関係部署・団体等	(既存の会議の名称)	
(ネットワーク構築) ※会議の開催回数や参加者等を記載 月1回、参加者：福祉課、介護保険課、包括支援センター、社会福祉協議会、総務課等	(既存の会議の名称) 協議体、ケア会議、福祉総合相談 PT	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
ふるさと寄付金やクラウドファンディング等、財源確保の方法も検討していくが、現時点では未定		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
社会福祉法人や企業とも協働を図り、社会資源の方法を検討していきたいが、現時点では未定		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
課題の把握は、町窓口や心配ごと相談所。 相談支援包括化推進員が必要であれば関係機関への連携を行う。 50件程度見込		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

◎2019年度より国のモデル事業実施予定で協議中（補助率：3/4）

- ◆実施主体：大津町（民間事業所へ事業委託：プロポーザルにより選定）
- ◆相談員：1名配置（庁舎内へ「くらしの相談窓口」ブースを設け配置）
- ◆相談員要件：社会福祉士等の有資格者、もしくは福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者
- ◆事業内容：①相談者等に対する支援（相談受付・コーディネート役）
②相談支援包括化ネットワークの構築
③相談支援包括化推進会議の開催
④自主財源の確保のための取組みの推進
⑤新たな社会資源の創出
- ◆予算：5,203千円（人件費・事業費（需用費・研修費・役務費・車両リース・備品購入・保険料等）

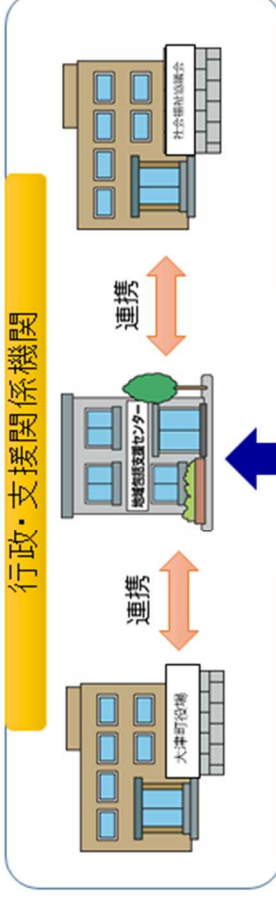
《これまで》



- ・窓口がいっぱいあって分らない
- ・どの機関が何の専門か分からない
- ・複合的課題を抱える世帯が多い

相談者（住民）

《これから》

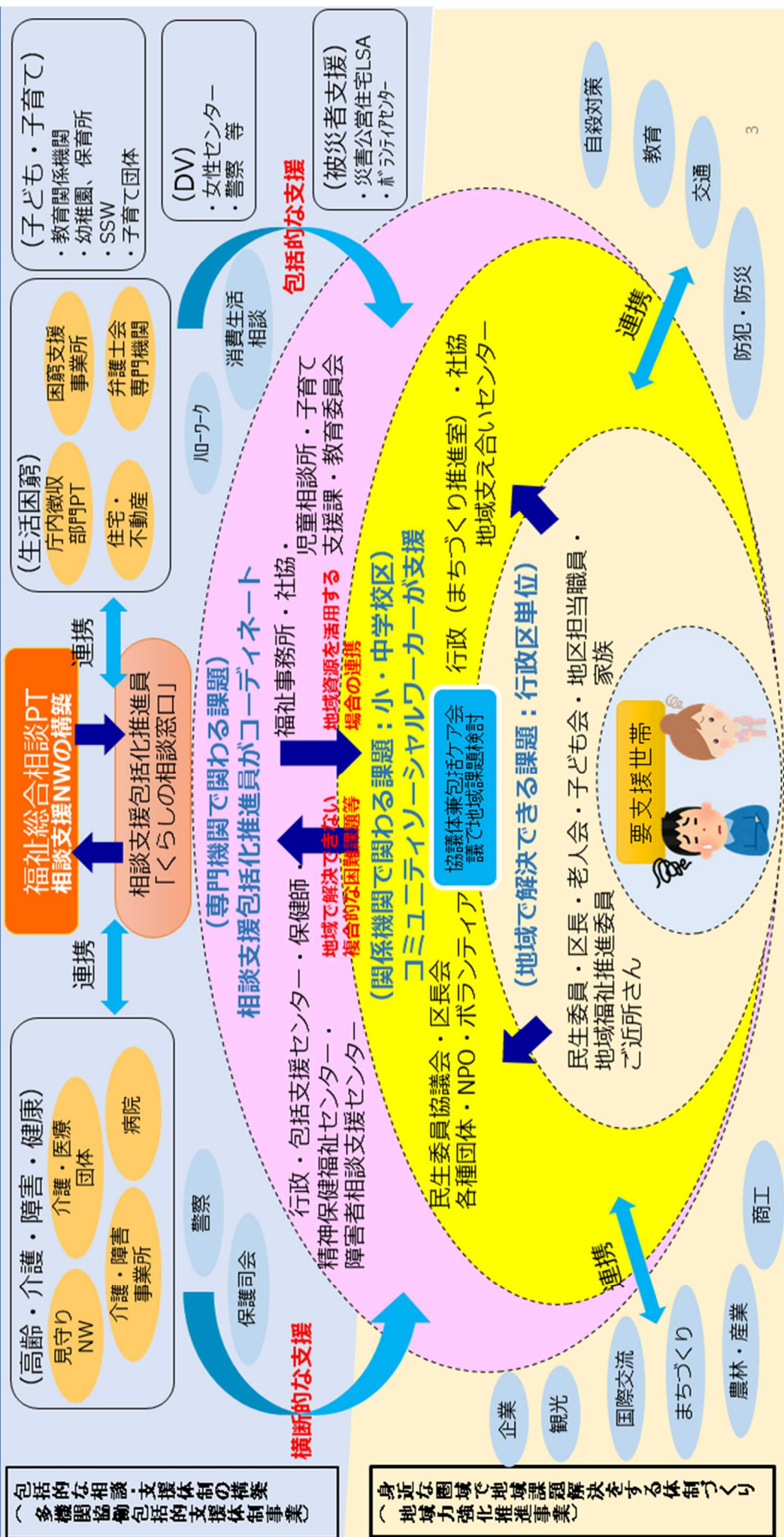


相談



相談支援包括化推進員
により関係機関を
コーディネート！！

地域共生社会の実現に向けた取り組みイメージ



多機関の協働による包括的支援体制構築事業

《相談受付イメージ》



相談者(住民)

相談機関(事業所等)

(例：相談内容)

- ※要介護高齢者の親+無職で引きこもりの子どもの相談
- ※医療・就労ニーズを抱えたがん患者+障害児の世帯
- ※共働きの世帯+親の介護と子育てを同時に抱えている世帯
- ※障害者手帳不所持で障害が疑われる者+生活困窮



相談支援包括化推進員
による相談対応 (初回～複数回)

- 《相談員対応》
- ・相談内容の整理
 - ・世帯員の状況確認
 - ・現在受けている福祉サービス等の把握 (世帯全体)
 - ・今後想定される福祉サービスの検討



支援関係機関へつなぎ

複合的な世帯の課題を併せて支援することで、総合的解決を図る。
(再度の相談にならない)

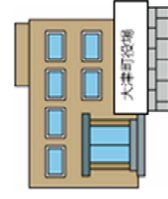


解決！！

ex:引きこもりの子どもの相談ケース

- ・親は要介護高齢者
⇒包括支援センターが支援
- ・引きこもりの子ども
⇒引きこもり地域支援センター・障害者相談支援センター等が支援
- ・経済的にも困窮
⇒生活困窮者自立支援機関が支援

1つの相談から、
世帯全体の課題解決へ！



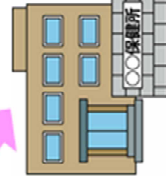
相談



連携



コーディネート役
(情報共有の場確保・支援プランの作成)



連携

熊本県 菊陽町

都道府県名	熊本県	市区町村名	菊陽町
実施事業※	地域力強化推進事業	☐ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	☐ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	42,136（人）		世帯数	17,566（世帯）		
高齢化率	20.52（％）	生活保護受給率	0.79（％）	面積	37.46（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	6(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		※下記例を参考に、本記入を削除のうえ記入してください。				
生活困窮者自立相談支援事業		※下記例を参考に、本記入を削除のうえ記入してください。				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

熊本県の北東部に位置し、政令市熊本市と大津町、益城町に隣接する。昭和 30 年 4 月に菊池郡津田村、原水村、上益城郡白水村の 3 村が合併して菊陽村となり、その後昭和 44 年 1 月 1 日の町制施行により菊陽町となる。 以後、田園地帯だった町域は都市化により人口が増え、近年も人口増加が続いている。農業、工業、商業のバランスに加え、鉄道、高速道路、空港等へのアクセスに優れていることから、定住人口、交流人口ともに増加傾向にある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	障害を持つ者、ひとり親、核家族、独居老人等が増加し、社会的背景も含めた様々な要因から地域のつながりが以前よりも希薄になっている。とりわけ人口増加が顕著な本町では、福祉に関する課題も増加、複雑化している。これらの地域課題を解決するため、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことのできる地域共生社会の実現と地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し包括的に受け止めることができる体制整備を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本町に住んでよかったと誰もが思える地域、人間関係を町や住民がそれぞれの役割に応じて育み、福祉の課題のみならず、地域の諸課題を気軽に話し、解決につなげられるような場やつながりが作られることを目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	菊陽町社会福祉協議会		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	高齢の単身者や高齢者世帯の増加が著しく、核家族化が進行している菊陽町は、繋がりが弱い地域が 64.7%を超えている現状。また個人の生活課題も複雑になっていることから地域での助け合い活動を強化し、関係機関からの支援が必要と考えている。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 菊陽町全域	(対象地域の範囲) 行政区及び小学校区	(人口) 42,136	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 菊陽町内 4 地区		(支援の内容) 地域福祉座談会、少人数会議	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 菊陽町内 4 地区及び住民交流の場		(運営主体) 地域、菊陽町社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 菊陽町内 1 地区及びボランティア団体		(研修の内容) 福祉講演会、住民懇談会、ボランティア養成講座	
(エ)その他			
買い物支援対象地区及び各種 4 団体の活動支援。専門相談(ふれあい総合相談)との連携。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
共同募金テーマ型募金の活用及び地域見守り活動助成金事業。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
地域包括支援センター、福祉課及び子育て支援課との連携。 介護予防一般施策事業の取り組み、地域ケア会議との連携。			
事業の成果目標			
住民交流の場での活動延参加者数 3,000 人、助け合いの会発足への参加人数 160 人、 地域活動ボランティア育成人数 50 人、研修参加者 350 人。			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 菊陽町全域	(対象地域の範囲) 行政区及び小学校区	(人口) 42,136	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 菊陽町社会福祉協議会 生活サポートセンター		(相談を受け止める人) 菊陽町社会福祉協議会職員、ふれあい総合相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 広報・チラシ全戸配布・サロン/座談会/役員会等での周知・民生委員児童委員協議会定例会による周知			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 民生委員協議会等への周知とアウトリーチの徹底及び情報交換 協議体・地域座談会・地域の集まりを活用			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 地域少人数会議・情報共有会議・支援調整会議との連携		(バックアップする人) 社会福祉協議会職員及び役場職員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
各専門相談員(医療・福祉・介護)、包括化推進員、生活支援コーディネーター及び役場職員等との連携			
事業の成果目標			
目標相談件数 150 件、目標解決件数 50 件、目標繋ぎ件数 100 件、目標会議件数 50 件			

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
平成 31 年 4 月より包括化推進員を社会福祉協議会に配置。

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	菊陽町社会福祉協議会	
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	近年の相談の特徴は、介護、引きこもり、精神障害等複合的な相談が多く、問題解決をそれぞれの機関で個別対応してきたが、解決までに時間がかかりすぎている。本事業で包括的な検討を行い、多機関連携により相談が適切に行われることが必要である。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1 人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士有資格者、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者、地域の相談支援機関等を適切にコーディネートできる有能な者。	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	生活サポートセンター(菊陽町社会福祉協議会内)	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
複合的な内容の相談に対し、多機関からの支援を必要としている方に相談支援包括化推進員を配置し、それぞれの機関のコーディネートにより支援を行う。また、相談支援包括推進会議や担当者会議を開催するなど、関係機関との連携を図りながら包括支援体制を構築する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 参加者:行政関係者、社会福祉協議会職員、福祉事務所、関係機関、団体等	(既存の会議の名称) 担当者会議	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 参加者:行政関係者、社会福祉協議会職員、福祉事務所、関係機関、団体等	(既存の会議の名称) 相談支援包括推進会議	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
病院、企業からの協力による寄付金等、財源確保を今後検討していく		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
社会福祉法人や企業、介護保険事業所とも協働を図り、社会資源の創出のための方法を検討していきたい。		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
課題の把握は生活サポートセンターへの相談内容、菊陽町社会福祉協議会ふれあい総合相談内容や関係機関からの相談等を、包括支援センター、町関係機関等と連携して取り組む。		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

大分県 杵築市

都道府県名	大分県	市区町村名	杵築市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	28,971（人）（R1.9.30）		世帯数	13,496（世帯）（R1.9.30）		
高齢化率	35.5（％）	生活保護受給率	1.96（％）	面積	280.08（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	10(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

平成17年10月に、杵築市、山香町、大田村が合併して発足。 大分県の北東部、「仏の里」として知られる国東半島の南部に位置し、豊かな自然環境を活かした農・畜・水産業が昔から盛んで、杵築茶、ハウスみかん、山香牛、ちりめんなどが代表産品である。 また、市の中心部は江戸時代より松平3万2千石の城下町として栄え、現在も武家屋敷や石畳の坂道など、当時の面影を色濃く残した町並みが保存されている。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下している状況の中で、複雑化、複合化した支援のニーズに対応するため、全世代を対象とした一貫的かつ継続的な支援を行える包括的な相談支援体制の構築を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域住民が安心して自分らしく暮らしていける地域、また、高齢者、障害者、生活困窮者等も含めた地域の誰もが役割を持ち、暮らしに生きがいを見出すことができる地域を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	杵築市(杵築市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③ 事業実施の必要性	人口減少や高齢化が進展する中、住み慣れた地域で安心して生活を続けるため、住民が主体となって地域課題を解決していくことが求められている。杵築市では、概ね小学校区で地域住民を中心として住民自治協議会を立ち上げており、地域の実情に応じて活動を行っているところであるが、住民同士の支えあいによる生活支援の体制整備などについては、未だ不十分な状況である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 住民自治協議会モデル地区(山浦、向野、東山香、上、奈狩江)	(対象地域の範囲) 旧小学校区	(人口) 6,174
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 住民自治協議会	(支援の内容) 地域福祉コーディネーターの派遣	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター、地区公民館	(運営主体) 住民自治協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 住民自治協議会	(研修の内容) 地域課題の抽出等の学習会を開催	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
地域住民による有償ボランティアの実施、市事業の委託		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターと連携し、地域課題の解決に努める。		
事業の成果目標		
地域拠点における住民主体の活動参加者数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 住民自治協議会モデル地区(山浦、向野、東山香、上、奈狩江)	(対象地域の範囲) 旧小学校区	(人口) 6,174
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 住民自治協議会、各地域拠点(地区公民館、コミュニティセンター)、杵築市社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 地域福祉コーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 地域福祉コーディネーターを住民自治協議会に派遣した際に周知するとともに、市報や市 HP にて周知		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域福祉コーディネーターを住民自治協議会に派遣することに加え、学習会等を開催		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 地域福祉コーディネーターの住民自治協議会派遣	(バックアップする人) 地域福祉コーディネーター	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域支援員や生活支援コーディネーター、相談支援包括化推進員、医療介護連携コーディネーターと連携		
事業の成果目標		
コーディネーターの派遣回数		

ウ その他
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	杵築市(杵築市社会福祉協議会)
②事業名	多機関との協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	杵築市では、これまで地域ケア会議等を通じ、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んできた。一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下している状況があり、高齢者、児童、障害者など対象ごとに充実・発展してきた従来の福祉サービスでは、複雑化、複合化した支援のニーズに対し、十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じてきている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、社会福祉主事等を想定
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	杵築市社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
杵築市福祉事務所に相談支援包括化推進員を配置し、定期的な関係機関からの情報収集や会議の開催等により庁内・庁外の関係機関の連携の充実と相談者の課題把握を図る。関係機関との連携や多職種の協働を推進し、相談者の支援内容に関する検討やコーディネートを行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域包括支援センター、市社会福祉協議会、障がい相談支援事業所、介護事業者、専門職(作業療法士、精神福祉士等)、行政(福祉、子育て・教育等関係部署)等の関係機関を構成員として月1回程度開催し、障害者や子育て家庭支援を含む複合化したケースについての解決に向けた検討を行う。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 上記関係機関について、相談支援包括化推進員を通じ、ネットワークの構築を図る。	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉協議会の寄付金拠出の呼びかけ等、財源確保について検討をすすめる。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
相談支援包括化推進会議等をもとに自立支援の視点を含めた地域課題の検証や評価、整理を行い、新たな社会資源の創出を図る。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
関係機関の連携の構築や多職種の協働を推進し、H32 年度からの包括的な相談支援体制の整備(杵築市全世代対応型包括支援センター(仮称)開設)に向けてのスムーズな移行を図る。個別の相談件数については、10件程度を目標に事業を実施する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

大分県 中津市

都道府県名	大分	市区町村名	中津			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	83,962		世帯数	39,780（世帯）		
高齢化率	29.88（％）	生活保護受給率	1.26（％）	面積	491.09（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		85.4(%)	公立小学校数	21(校)	公立中学校数	10(校)
地域包括支援センター		委託：5 か所（いずみの園・創生園・三光園・社協・村上）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大分県北西部に位置し、福沢諭吉をはじめとした偉人たちを輩出し、黒田官兵衛築城の中津城を中心に城下町として発展し、今もその風情を街並みに残しています。また、「景勝耶馬溪」など豊かな自然もあり、観光名所となっております。市の主な産業としては、北部の平野部を中心に自動車関連産業の集積が進んでおり、交通面においても、東九州自動車道や中津日田地域高規格道路等の広域交通ネットワークが着々と整備されています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	包括的支援体制構築を目的に、住民参画による「地域」づくりに進めていけるよう、住民同士のつながりの強化を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・小地域福祉活動の広がり ・ネットワークづくり ・多様な人材の創出

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	中津市(社会福祉法人 中津市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
④ 事業実施の必要性	対象者を限定した住民活動の場は複数あるものの、対象者を限定せず、身近な生活圏域で世代を超えたつながりを持てる場は少なく、地域生活課題について住民同士がつどい、意見を交わすことのできる場の整備が必要である。また、把握された地域生活課題の解決策や必要に応じて適切な支援機関につなぐ等、専門家によるバックアップ体制の構築も急務である。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 中津市耶馬溪 ((ウ)については市内全域を対象とする)	(対象地域の範囲) 耶馬溪地区	(人口) 3,848
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)	(支援の内容)	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 多機能型地域生活拠点まーちゃん家	(運営主体) 支援員(地域力強化推進事業)	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 各種団体(福祉分野に限らず、企業や学校も含む)	(研修の内容) 地域福祉講座・地域福祉スキルアップ講座・ボランティア講座(入門・災害)	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
チラシ・ポスターを作製し、企業・社会福祉法人・個人に対して寄附や取組に対する支援を促し、地域住民への制度の周知を行う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・生活困窮者自立支援事業 ・中津市地域福祉活動推進事業 ※各種コーディネーターやCSW、支援員間で各々の役割について話し合う場や情報共有を行うための会議を開催し、事業間の連携を図る。		
事業の成果目標		
・まーちゃん家利用者数 200 名 ・研修参加者数(地域福祉講座 50 名、地域福祉スキルアップ講座 30 名、ボランティア講座(計 3 回、延べ 150 名)、寄り合いの場交流会参加者数 100 名)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 市内全域	(人口) 84,608
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 中津市社会福祉協議会(本所・支所)	(相談を受け止める人) 支援員(地域力強化推進事業)	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 講演会・学習会・研修会を開催する。チラシ・ポスターを作成し配布する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 学校関係者、民生委員・児童委員、保護司会、郵便局、各種の見守り活動実施団体等の地域の関係者や関係機関と交流し、意見交換や情報共有を行う場を設ける(年 1～2 回程度)。		

(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域包括支援センター・ひきこもり地域支援センター・ 地域若者サポートステーション・保育所・ハローワーク・ 障害者福祉サービス事業所・難病相談支援センター、 社会福祉法人等各種関係機関へ協力を依頼し、 必要に応じて情報交換や支援を受けられる関係を構 築する。	(バックアップする人) 支援員(地域力強化推進事業)
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
・民生委員・児童委員「心配ごと相談」事業 ・生活困窮者自立相談支援事業	
事業の成果目標	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
○相談支援包括化推進員の新規養成(研修受講) 1 名以上 ○地域力強化推進員の新規養成(研修受講) 1 名以上 ○災害・生活支援等、地域生活課題解決に向けたテーマごとの講座を開催し、地域における人財(ボランティア)を 養成することで、地域住民とボランティアとの協働の土台を作る。	

大分県 竹田市

都道府県名	大分県	市区町村名	竹田市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	21,463（人）		世帯数	10,204（世帯）		
高齢化率	46.29（％）	生活保護受給率	1.4（％）	面積	477.7（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		99.35(%)	公立小学校数	12(校)	公立中学校数	6(校)
地域包括支援センター		委託：１か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

大分県の南西部に位置し、熊本県と宮崎県に隣接している竹田市は、周囲をくじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾連山などの山々に囲まれ、大分県一の河川である大野川の源流を有しており、一日に数万トンの湧水量を誇る湧水群をもつ水と緑あふれる自然豊かな地域であり、こうした大自然の恵みを活かした農業や観光が基幹産業である。

竹田市の人口は減少の一途をたどっており、昭和 55 年から平成 12 年までの 20 年間で 20%、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で 15%の減少となっており、65 歳以上の高齢者の人口比率では全国の市の中で 10 位（45.6％）、75 歳以上の高齢者の人口比率は全国の市の中で 5 位（27.2％）、また 85 歳以上の高齢者の人口比率は全国の市の中で 1 位（11.5％）となっています。（平成 31 年 1 月 1 日住民基本台帳年齢階級別人口調べ）

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	「竹田ならではの地域包括ケアシステムの構築」に向け、行政と住民が協働して地域福祉の推進を行うため、まずは、市担当部署と市社協、地域包括支援センターが一堂に会して、進め方や具体的な取り組みを議論し実行する主体となる。 地域コミュニティ再生のため、住民自らが自分たちでできること、地域でできること、市全体で取り組むべきことについて考える仕組みづくりについて、全庁体制で取り組む。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	「よっちはなそう会」などを通じ、地域住民が課題を我が事のように意識し、話し合いによって解決への糸口を探すことができる。そのために必要なサービスや相談窓口についての情報共有ができるよう行政や地域の団体が協力する。 地域住民自らが望ましい地域の未来について考え、助け合う目指す像を実現するための計画や道筋を考えることができる。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	竹田市社会福祉協議会		
②事業名	竹田市地域力強化推進事業		
③ 事業実施の必要性	市内の旧小学校区を基準とした17地区において、地区社協を中心とした地域福祉について考える機会を設けている。その中で、地域内で可能な住民同士の見守りや声掛けを行う取り組み、防災や多世代交流を行ってきたが、今後は高齢化に伴う担い手不足が予想されることから、持続可能な地域活動のために住民による助け合い活動のビジョンを考え、それに基づき活動する必要がある。		
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域)竹田市全域	(対象地域の範囲) 概ね旧小学校区(全 17 地域)	(人口) 21,463 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
地区社協や地域コミュニティ組織 地区社協や地域コミュニティ組織		(支援の内容) 課題解決のための話し合いの場づくりとその実践	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 地区分館や地区館		(運営主体) 地区社協や地域コミュニティ組織	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 地区社協や地域コミュニティ組織を中心とした住民		(研修の内容)広く住民の参加を呼び掛け、ワークショップの方法により地域課題を共有し、目指す地域像を考える研修	
(エ)その他			
これまで行ってきた「よっちはなそう会」などの手法を生かし、地域課題の発見、見守りや防災のためのマップやリストの更新を行っていくことで住民の福祉への関心を高める。			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
市社協との協働、共同募金助成事業や生活支援体制整備事業の活用			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備事業、自立支援事業、就労支援事業、障害者自立支援事業、母子保健事業 社協、行政、地域包括支援センターから成る「新しい地域ささえ愛推進会議」			
事業の成果目標			
・助け合い地域ビジョン(仮称)を 2021 年度までに全 17 地区での作成 ・全 17 地区での研修会(20 名～50 名)の開催			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域)竹田市全域	(対象地域の範囲) 概ね旧小学校区(全 17 地域)	(人口) 21,463 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 社協内に包括的な相談窓口となる「権利擁護センター準備室(仮)」の設置に向けた整備の検討		(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーターほか	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 権利擁護センターの立ち上げを視野に関係各課や機関の連携を図る。センター設立時の広報。			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 各種相談窓口間の連携会議。地域ケア会議、地域ネットワーク会議によるケース把握と情報共有			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 市社協、行政、地域包括支援センターから成る「新しい地域ささえ愛推進会議」		(バックアップする人) 市社協、行政、地域包括支援センター	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)
生活支援体制整備事業、自立支援事業、就労支援事業、障害者自立支援事業、母子保健事業 社協・行政・地域包括支援センターから成る「新しい地域ささえ愛推進会議」
事業の成果目標
市社協、行政、包括から成る「新しい地域ささえ愛推進会議」(月 1 回開催)において、地域共生社会関係者 会議を開催し、相談窓口の連携や情報共有に努める。
ウ その他
地域包括ケアシステムにおける協議体・生活支援コーディネーターとの情報共有。
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画
総合的、複合的な支援体制の構築のため、総合相談窓口となる「権利擁護センター」等の窓口が必要。そのため にも、専門的な知識を有する各種相談窓口相互の理解や連携が必須となる。今年度、地域力強化を行っていくと 同時に、多機関との協働のあり方について検討し、2020 年度の事業開始に向けての準備を進める。

宮崎県 都城市

都道府県名	宮崎県	市区町村名	都城市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	164,525（人）		世帯数	79,176（世帯）		
高齢化率	30.91（％）	生活保護受給率	1（％）	面積	65,336（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		61.7(%)	公立小学校数	38(校)	公立中学校数	20(校)
地域包括支援センター		委託 7 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託 1 か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

温暖な気候に恵まれた当市は、南九州の食料供給基地としての中核を成しています。また、全国でも有数の農業算出額を誇り、焼酎や乳製品、みそ、醤油などの発酵・醸造技術を持った企業をはじめ、多くの食品関連企業が立地しています。また、全国トップクラスの肉用子牛の生産能力を生かし全国和牛能力共進会においては上位入賞を果たし「都城産宮崎牛」として県内外から高い評価を得ています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組み目的・狙い	地域共生社会を実現するため、多機関協働による包括的支援体制構築事業による相談支援包括化推進員と連携の上、情報の共有を図り、地域の様々な資源を最大限に活かして、人々とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの実現を目指す。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域づくりを一部の者に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題「我が事」として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治公民館等の地縁組織をはじめ、福祉分野に限らず地域のまちづくり、産業等の他分野に対して、意識醸成や地域づくりに必要な働きかけや支援を行う。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人都城市社会福祉協議会		
②事業名	地域力強化推進事業		
④ 事業実施の必要性	複雑化・多様化しつつある地域の福祉課題に対して、これまでの行政サービスだけでは支援の限界を迎えることが予想される。地域で生活する子どもから高齢者、障がい者にいたるすべての方が、生きがいや暮らし、地域を共に創り、高め合うことができるよう、住民に身近な地域で住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制作りを行い、豊かな地域づくりへと地域力を向上していく必要がある。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	
都城市	市	161,137人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象)		(支援の内容)	
地区社協役員(自治公民館長、民生委員・児童委員。高齢者クラブ、各種民主団体等)		地区社協に対して定期的に支援する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所)		(運営主体)	
地区社協、自治公民館、社会福祉施設の施設開放		地区社協、自治公民館、当該社会福祉法人	

(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象)		(研修の内容)
地域住民(地域福祉座談会)		・地域における福祉課題共有のための座談会(15 地区) ・社会福祉法人との意見交換(15 地区)
地域住民(地域課題学習会)		・地域における福祉課題共有のための座談会(15 地区) ・社会福祉法人との意見交換(15 地区)
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
・社会福祉法人による地域貢献への拠出 ・地区社協による収益事業 ・住民による福祉協力金の拠出		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
・介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、第2層生活支援コーディネーター)、生活困窮者自立支援事業、学校運営協議会、子どもの生活・学習支援事業、都城市社会福祉施設等連絡会		
事業の成果目標		
・拠点の参加者数 月20名×15地区×12月=3,600名 ・研修参加者数 1回の研修会における参加者30名 ・ボランティア活動参加者数 1回の活動におけるボランティア参加者数10名		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)
都城市	市	161,137人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)		(相談を受け止める人)
地区社協(15地区)		福祉なんでも相談相談員・地区担当者
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法)		
社協広報誌、地区社協広報誌、各地区行政事務連絡便、有線放送など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法)		
・社会福祉法人との意見交換会 ・事業所訪問 ・寄り添い訪問活動 ・民生委員・児童委員定例会		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容)		(バックアップする人)
・地域ケア会議 ・地域貢献協議会 ・生活支援体制第2層協議体 地区社協で受け止めた解決困難な相談については、上記の常設されている会議に支援調整を依頼し、解決策の助言及び支援を求める。		社会福祉法人、地域包括支援センター、障がい相談支援事業所、生活自立相談センターなどの専門職
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、第2層生活支援コーディネーター)、生活困窮者自立支援事業、学校運営協議会		
事業の成果目標		
・課題の把握目標件数 360件 ・課題の解決目標件数 180件		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人都市社会福祉協議会
②事業名	多機関協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	本市の少子高齢化の進展とともに地域のつながりの希薄化等の現状において、福祉ニーズが多様化・複雑化し、単独の相談支援機関では十分対応できないため、各種相談支援機関が連携・協働することによって、複合的な課題を持つ世帯に対して、縦割りの制度を越えた支援が求められるため
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、精神保健福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人都市社会福祉協議会 生活支援課
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
実施主体である社会福祉協議会が、生活困窮者自立支援事業、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、ファミリーサポートセンター等の各種事業を実施しつつ、さらに国・県の機関、引きこもりや虐待等の相談機関とも連携して世帯の課題に対応する取り組みを展開する。また、福祉課題として解決できないような問題については、弁護士や司法書士と連携し、専門職のネットワークを構築する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 「我が事、丸ごと地域包括ケア会議」(地区ごとの協議会) 開催回数:地域包括エリアで実施(2地区で月1回) 参加者:地区社協、民生委員、高齢・障がい・児童関係事業所等	(既存の会議の名称) 地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 「相談支援包括化推進会議」(市レベルの協議会) 開催回数:年3回 参加者:各行政機関、保健・医療・福祉専門職、教育関係機関等	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
・社会福祉法人による地域貢献活動における法人の拠出 ・地区社協における収益事業 ・住民による福祉協力金の拠出	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
・共同募金協力企業による職場開拓 ・社会福祉法人による就労機会の検討や困窮世帯支援の展開(社会福祉法人による地域貢献)	
オ その他	
・社協の地区担当CSWや社会福祉法人の地域貢献担当との連携 ・学校、医療、司法、災害など、関連領域との連携 ・他市町村との情報共有	
⑧事業の成果目標	
・「我が事、丸ごと地域包括ケア会議」(0歳～100歳)を開催し、複合的な課題の把握を行うとともに、相談機関同士の顔が見える関係づくりを構築しネットワークの強化をはかる。 2地区で月1回 ・相談機関を回り、複合的な課題を把握する。 毎月2件 ・社協の地区担当CSWとの情報共有を行いながら、社協内連携を強化していく。 毎月1回 ・研修会等の参加による相談支援包括化推進員のスキルアップ 毎月1回 ・各種専門職が主催する研修会等へ参加し、総合相談窓口の周知を行う。 ・丸ごと支える仕組みの出口として賛同する企業(福祉以外)の発掘 ・複合困難課題の把握目標 36件/年	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

宮崎県 小林市

都道府県名	宮崎県	市区町村名	小林市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	44,072（人）		世帯数	19,699（世帯）		
高齢化率	35.4（％）	生活保護受給率	13.27（％）	面積	562.95（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		66.58(%)	公立小学校数	1 2(校)	公立中学校数	9(校)
地域包括支援センター		委託： 2 ヲ所（社協、社会福祉法人）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託： 1 ヲ所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本市は南九州の中央部、宮崎県の南西部に位置し、本市の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、ジオサイト（地質遺産）や温泉、湖沼などの個性的な個性的地質資源も多数有しています。 全国でも有数の和牛生産をはじめとした畜産業、メロン・ぶどう・栗、露地野菜などを生産する農業、豊富な森林資源を活用した林業等が盛んです。 霧島ジオサイトと総称される三之宮峽や陰陽石、須木の滝等の自然が織りなす美、ホテルや水、満天の星空など自然の資源等を活用した観光に力を入れています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	小林市地域福祉計画で「地域の暮らしのこまり事が早期に発見・解決され、住み慣れた地域でその人らしく、暮らし続けられる福祉のまちづくり」を基本理念に謳っている。そして基本的な視点（ビジョン）として「高齢者、障がい者、児童などの枠組みにとらわれず、全ての地域住民で対応できる仕組みづくり」「すべての関係機関による総合的、包括的に支えていく仕組みづくり」「身近な圏域による支え合い」「これからの地域福祉を担う地域、ひとづくり」を示している。これらのことを目標に本事業を推進していくことで、地域共生社会の実現に繋がると考える。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域で「困っている人」「支援が必要な人」を把握した際に、見て見ぬふりをしたり、誰かに任せようとするのではなく、「自分たちでなんとかできないか」と思える意識の醸成。 地域住民が「他人事」を「我が事」として地域課題の早期発見や民生委員児童委員・専門機関への迅速なつながりが可能となるよう、住民同士が気軽に集える場の拡充や専門職との情報交換が可能な場づくり。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	小林市(小林市社会福祉協議会)	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	地域の現状として少子高齢、人口減少が進んでいる。一方で地域のつながりは希薄になり、生活課題を抱える方が地域の中で孤立し、問題が複雑化している傾向がある。身近な地域でこまり事を抱える方に気づき、必要な支援につなげたり、地域生活課題を自分のこととしてともに考えられたりできる地域づくりを行う必要性がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 小林市	(対象地域の範囲) 市全域	(人口) 約 45,000 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 全世代の住民	(支援の内容) 地域生活課題解決を各活動対象ができるように研修会や学習会、定例会を開催する。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 社会福祉センター本館を中核拠点とし、市内の各公民館集会所を衛星的拠点としていく。	(運営主体) 社会福祉協議会	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 校区地区社協を中心とした一般住民	(研修の内容) 地域生活課題発見と支援についての講義と座談会	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
社会福祉法人連絡会との協働。共同募金の活用。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーターや社協の地域福祉係、地域包括支援センター等と連携していく。		
事業の成果目標		
拠点の参加者数目標は延 1000 人、研修参加者数目標は延 200 人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 小林市	(対象地域の範囲) 市全域	(人口) 約 45,000 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 校区地区社会福祉協議会、サロン等を対象に相談会「健康と福祉の集い」を巡回実施する。	(相談を受け止める人) 社会福祉協議会相談支援係	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 市報、社協だより、ホームページ、チラシ配布など		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) サロン協力者、校区地区社協スタッフ、地域福祉協力員、民生委員などと連携し地域生活課題を早期に把握できる体制とする。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 専門的・複合的な課題については、多機関の協働による包括的支援体制構築事業につなげる。	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員、市内の相談事業所	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域包括支援センターにおける包括的支援事業、生活支援コーディネーターとも連携していく。		
事業の成果目標		
相談件数目標は月平均 30 件×12 ヶ月で延べ 360 件とする。		
ウ その他		
インターネットでの相談システム「SNS福祉まるごと相談」を行う。		

⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
市内の相談事業所や市役所の窓口等の連携強化のため、多機関協働研修会義を実施し、横のつながりをより潤滑に行えるよう支援し、複合的な課題を抱える世帯については多機関協働検討会議を開催し、支援内容を協議し、役割分担を行い協働して支援を行っていく。多機関協働主幹会議にて、支援体制がより充実するよう協議を行っていく。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	小林市社会福祉協議会
②事業名	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	小林市にはワンストップの相談窓口はなく、それぞれの相談機関や市役所の窓口で相談を受けており、複合的な課題を抱える世帯については、情報共有できないケースも多かった。包括的な支援体制構築により、世帯が抱える課題を様々な視点から捉えて解決策を検討し、支援が途切れることのないよう、多機関を調整しながら伴走型で支援していくことを目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、介護支援専門員(社会福祉協議会相談支援係で総合相談などを担当。前職は地域包括支援センター)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	小林市社会福祉協議会 地域福祉課相談支援係
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
ワンストップの窓口は設けず、行政の各窓口や市内の各相談機関においてまず相談を受け、自分の専門分野以外の相談があった場合は、横の連携で相談をつなぎ、協働して支援を行う。多機関が関わるケースの場合は社会福祉協議会の相談支援包括化推進員につなぎ、多機関協働検討会議で事例検討を行っていく。支援体制の課題や成果を多機関協働主幹会議で協議し、仕組みが地域に定着していくよう関係課の連携を深めていく。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・多機関協働検討会議(随時開催、複合課題を抱えた世帯に関わる相談事業所や関係機関) ・多機関協働主幹会議(年1,2回程度、関係課の担当主幹)	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・多機関協働研修会義(年1,2回程度、市内の相談事業所の実務担当者、行政の担当者) ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議(年1回程度、関係機関所属長等)	(既存の会議の名称) ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
共同募金、社会福祉法人等への寄付の依頼などでの財源確保を検討していく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
精神障害を持つ方への理解を深めるための講座を実施し、地域生活を送る上での障壁を減らすように努める。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
ワーキンググループや関係機関との協議により、今年度の中で包括的な支援体制の仕組み・マニュアルを作りあげ、関係機関に事業の周知を行い、会議を開催する。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
・座談会の実施 ・健康と福祉の集いの巡回実施 ・SNS 福祉まるごと相談	

宮崎県 日向市

都道府県名	宮崎県	市区町村名	日向市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	6 1 , 2 9 2 (人)		世帯数	2 9 , 0 1 9 (世帯)		
高齢化率	31.43 (%)	生活保護受給率	1.417 (%)	面積	336.914 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		67.4(%)	公立小学校数	14(校)	公立中学校数	8(校)
地域包括支援センター		委託：6 か所（社会福祉法人 3、医療法人 3）				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本市海岸部は、日豊海岸国定公園の南端に位置し、白砂青松の海岸とリアス式海岸からなり、柱状節理の断崖絶壁「日向岬馬ヶ背」や全国有数のサーフスポットである「お倉ヶ浜」など、自然のつくり出した芸術ともいえる景観が連続している。また、国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた「美々津の歴史的町並み」、日本唯一の「はまぐり基石」、日向特産の木酢「へべす」の産地としても有名である。 平成 18 年 12 月に J R 日向市駅の鉄道高架が完成、平成 22 年 12 月の東九州自動車道・日向インターチェンジの開通、平成 28 年 4 月の東九州自動車道の北九州・宮崎間の全線開通などに伴い、県北の中核都市として、重要港湾「細島港」を擁し、宮崎県における産業開発の拠点として重要な役割を担う「港湾工業都市」としてのさらなる発展が期待されている。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	本市においても、2025 年に向けて進行する少子高齢社会への不安、地域のつながりが弱まっている現状において、これまでの行政サービスだけでは限界を迎えることが予想される。子ども、高齢者、障がい者などすべての方々が、生きがい、暮らし、地域を共に創り、高め合うことができるように、住民に身近な地域で、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりをし、「だれもが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指し、豊かな地域づくりへと地域力向上を推進していくことを目的とする。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域福祉の新たな担い手の育成及びその組織化 ⇨ 地域福祉サポーター養成 目標値：110 名 現在⇨登録者 111 名 ⇨ 福祉部設置(地域福祉活動推進基礎組織) 目標値：25 地区 現在⇨42 設置 ※福祉部と同等の役割・機能がある自治会数 16 か所 ※福祉部設置調整自治会 1 か所 ※地域生活支援ネットワーク構築・強化・充実 地域生活支援ネットワークを活用し、地域生活支援会議(プラットフォーム会議)の場をとおして、地域における生活課題の早期発見・対応・支援の地域の仕組みをつくる。 ⇨ 小地域福祉活動実践(地域福祉サポーター等による地域生活支援実践) ⇨ 地域における総合相談・生活支援プロセスの見える化

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	日向市(日向市社会福祉協議会)	
②事業名	日向市地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	人口減少や若者の都市部への流出、高齢者が増加する中で、地域コミュニティも衰退し、住民同士の「相互扶助」機能は弱体化している。また各種制度の分野ごとの相談支援体制の限界もあり、地域住民の多様な地域生活課題への対応は難しくなっている。現在の地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築と地域生活課題を解決するための住民主体の地域生活支援ネットワークの強化・充実が求められている。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 日向市	(対象地域の範囲) 日常生活圏域(地域包括支援センター6圏域)～自治会単位	(人口) 61,292人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域福祉活動推進基礎組織(地域福祉部員・地域福祉推進員)地域福祉サポーター、ボランティア市民活動団体・グループ、地域福祉活動団体・グループ等	(支援の内容) 地域力強化推進コーディネーター(2名)及び地域福祉コーディネーター(23名)を配置し、各圏域における地域生活支援ネットワーク構築や地域福祉活動実践の支援・調整を行う。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) コミュニティセンター、自治公民館、図書館、学校機関※公共施設・介護・福祉施設、ショッピングモール、スーパーマーケット等※コミュニティカフェ、いきいきサロン活動拠点場所	(運営主体) 行政、社協、自治会、社会福祉法人、医療・介護・福祉機関、福祉以外の企業・法人等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民、医療・福祉・介護関係機関、各法人・企業・事業所等、ボランティア、市民活動団体等(圏域内の地域資源)	(研修の内容) 地域福祉サポーター養成講座(地域を基盤とした福祉教育プログラム実践) ※福祉を知る、地域を知る(地域生活課題の理解)、考える、動く、変化(解決)させる仕組み理解 ※我が事意識の醸成(主体性の形成)	
(エ)その他		
地域力強化推進フォーラム(仮)企画・実施		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
財源等の確保については、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング等の活用、社会福祉法人や企業等の社会貢献活動との協働を図ることなどを検討していく。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
高齢者の生活支援(行政課題)に関する地域の基盤整備は、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)で推進する。本事業においては、生活支援コーディネーターと連携のもと、全世代(世帯)を対象とした包括的な生活支援(地域生活課題)に関する地域の基盤整備を推進する。		
事業の成果目標		
福祉部設置(地域福祉活動推進基礎組織)目標値:25 地区 現在⇨42 設置 ※福祉部と同等の役割・機能がある自治会数 16 か所 ※福祉部設置調整自治会1か所 福祉部による地域実態把握活動(地域アセスメント実施) 地域福祉サポーター養成 目標値:110 名 現在⇨登録者 111 名 ※小地域福祉活動実践(地域福祉サポーター地域福祉実践)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 日向市	(対象地域の範囲) 日常生活圏域(地域包括支援センター6圏域)～自治会単位	(人口) 61,292人

(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称) 福祉部・福祉推進員(地域福祉活動推進基礎組織※自治会組織)、地域生活支援ネットワーク、日向市社会福祉協議会	(相談を受け止める人) 福祉部員、福祉推進員、地域福祉サポーター 地域力強化推進コーディネーター(社会福祉士)、地域福祉コーディネーター
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 行政や社協広報誌・ホームページ、SNS等の活用、自治会定例会(代表者会議)等への参加。地域生活支援会議(自治会圏域～日常生活圏域)を企画・実施し、相談・支援の方法・手段・展開について地域住民の共通理解を図る。	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 地域福祉関係者、福祉部(福祉推進員)、地域力強化推進コーディネーター、地域福祉コーディネーター(社協地域担当者)を中心に、地域生活支援ネットワークを活用し、定例的な会議(役員会・班長会等)や地域生活支援会議の場をととして、地域生活課題の早期発見・対応を図る。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 地域力強化推進コーディネーター、地域福祉コーディネーター等を配置し、各分野の相談支援機関との連携を図り、課題解決に向けた情報提供(把握)や支援調整、地域関係者(相談者)に対する支援状況(結果)の報告を行う。	(バックアップする人) 各分野の相談支援機関等、行政機関、生活困窮者支援機関、地域包括支援センター
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
談内容により、各福祉制度(高齢・障害・児童・生活困窮)の相談支援機関の事業と連携のもと、包括的相談支援を行う。主な連携先としては、地域包括支援センターや生活困窮者自立相談・支援センター等がある。	
事業の成果目標	
福祉部設置(地域福祉活動推進基礎組織) 目標値:25 地区 現在⇄42 設置 相談件数:50 件 解決件数:10 多機関連携: 40 件 ※地域における総合相談・生活支援プロセスの見える化。 [4月～10月実績]相談受付件数 101 件 解決件数 37 件 多機関との連携 15 件 ※相談対応支援プロセス見える化	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	
多機関の協働による包括的支援体制構築事業については、次年度実施に向けて予算化に努めるとともに関係機関、団体との協議を進める。	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	日向市(日向市社会福祉協議会)
②事業名	多機関の協働による包括支援体制構築事業
③事業実施の必要性、体制等	現在の制度ごとの相談支援体制(縦割り)では、対応・支援が困難なケースに対して、世帯全体が抱える複合的な課題を的確に把握し、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、包括的な支援を受けることができるよう、多分野・多機関にわたる相談機関等の連携体制の構築を図る。また、地域に不足する社会資源の開発を行う。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	社会福祉法人日向市社会福祉協議会「日向市生活相談・支援センター心から」の主任相談支援員及び相談支援員が、相談支援包括化推進員の役割・機能を担うものとする。
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉法人日向市社会福祉協議会「日向市生活相談・支援センター心から」主任相談支援員 資格:社会福祉士 総合相談支援歴15年
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	社会福祉法人日向市社会福祉協議会「日向市生活相談・支援センター心から」※生活困窮者自立支援事業(市生活保護面接相談員、市子どもの貧困対策員等の相談員と連携)

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
児童・障がい・高齢者及び生活困窮者支援等の領域ごとの相談支援機関によるネットワークを構築し、複合的な課題を抱える世帯の把握と支援プロセスについて検討(相談支援包括化推進会議)を行う。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 地域生活支援会議 6回 ※既存会議に合わせ、可能な限り随時 参加者:分野ごとの相談支援機関等、行政機関、生活困窮者支援機関、地域包括支援センター、福祉部、福祉推進員、地域福祉サポーター連絡会(多機関・多分野生活支援ネットワーク)、地域福祉コーディネーター連絡会等	(既存の会議の名称) 地域生活支援会議 圏域別地域ケア会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議 2回 各福祉制度(高齢・障害・児童・生活困窮者)の相談支援機関、日向市社会福祉施設等連絡会等	(既存の会議の名称) 日向市社会福祉施設等連絡会研修(仮)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
財源等の確保については、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング等の活用、社会福祉法人や企業等の社会貢献活動との協働を図ることなどを検討していく。(既存事業との連携を図ることで元年度は0予算事業として実施。)	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域福祉サポーター養成講座(地域を基盤とした福祉教育プログラム実践)、地域福祉サポーターの組織化、(生活支援)実践の蓄積、仕組み化を進める。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
相談支援件数:目標 20 件 終結目標:5 件 相談支援受付件数実績 59 件 支援終結実績 47 件 ※心から支援実績	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

宮崎県 門川町

都道府県名	宮崎県	市区町村名	門川町
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	17,526（人）		世帯数	6,889（世帯）		
高齢化率	32.6（％）	生活保護受給率	1.45（％）	面積	120.5（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		86.5（％）	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		委託１か所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		県直営				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

町面積の87%が森林、残り13%は南北3kmの国道10号線沿線に広がる平野である。農林水産業の盛んな一次産業の町である。日常生活圏域は、一圏域であるが、実際には四つの小圏域があり、この小圏域ごとに地域特性がある。南に日向市、北に延岡市を有し、消費および労働も町外に依存する傾向がある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	介護福祉部署では、認知症で生活困窮かつ家族の介護放棄など、困難案件が多い。 介護・生活困窮・障がい・ひきこもり、それぞれ単独の問題でなく、総合的に支援していかなければならない。 また、その支援に関しては、行政が「面倒を見る」「お世話する」という住民の意識を断ち切る必要がある。 最終的には、家族・家庭・地域で、皆で支援するという認識を醸成したい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	・自助・互助・共助・公助の意識醸成 ・他人ごとから我が事へ、地域住民の意識改革

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	門川町	
②事業名	門川町地域強力化推進事業	
③事業実施の必要性	介護福祉部署では、認知症で生活困窮かつ家族の介護放棄など、困難案件が多い。介護・生活困窮・障がい・ひきこもり、それぞれ単独の問題でなく、総合的に支援していかなければならない。 また、その支援に関しては、行政が「面倒を見る」「お世話する」という住民の意識を断ち切る必要がある。 最終的には、家族・家庭・地域で、皆で支援するという認識を醸成したい。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 門川町	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 17,526 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 合同会社 SA・Te黒潮	(支援の内容)・町内外のあらゆる資源との引き合わせ ・町政策との連携	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 合同会社 SA・Te黒潮	(運営主体) 合同会社 SA・Te黒潮	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) なし	(研修の内容) なし	
(エ)その他		
上記(イ)の運営主体が定期的に地域との交流会を開催。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
上記(イ)の運営主体は営利企業であり、財源は自主事業で賄う。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
社会福祉協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、民生委員児童委員協議会、町内精神科医、居宅介護支援事業所、農業委員会、商工会、地方銀行、運輸業		
事業の成果目標		
複合的な課題を抱える者の雇用を継続して 10 名。 地域との交流は年間のべ 100 名。		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 門川町	(対象地域の範囲) 町全域	(人口) 17,526 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称)※合同会社 SA・Te黒潮内 特定非営利法人 地域支援センター つながり	(相談を受け止める人) 相談員	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 民生委員児童委員協議会、各所訪問(戸別、公民館、介護保険関連事業所、障害福祉関連事業所、一般企業等)		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員児童委員協議会、各所訪問(戸別、公民館、介護保険関連事業所、障害福祉関連事業所、一般企業等)		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談支援包括化推進会議	(バックアップする人) 地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
民生委員児童委員協議会、各所訪問(戸別、公民館、介護保険関連事業所、障害福祉関連事業所、一般企業等)		

事業の成果目標	
①54 行政区のうち半数の 27 行政区を全戸訪問する。 ②地域の座談会で、一般住民向けの研修会を年 3 回実施する。 ③ハローワークとの情報共有を実現する。 ④目標値、相談案件 20 件、解決案件 10 件とする。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	門川町(特定非営利法人 地域支援センター つながり)
②事業名	門川町多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業
③事業実施の必要性、体制等	介護福祉部署では、認知症で生活困窮かつ家族の介護放棄など、困難案件が多い。 介護・生活困窮・障がい・ひきこもり、それぞれ単独の問題でなく、総合的に相談支援できる窓口が欲しい状況であった。かつ、その窓口が現場経験のある、医療・介護のプロであれば効果大である。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①作業療法士の資格を有し(昭和 61 年免許取得)、病院勤務 12 年、認知症専門特別養護老人ホーム勤務 3 年の臨床経験を持つ。現在、京都橘大学 健康科学部 作業療法学科 学部長 教授として老年期作業療法学を教えており、その傍ら NPO 法人地域支援センター「つながり」(理事長)を立ち上げ障害者や子供の拠り所、若年性認知症者の就労支援の基盤づくりを行っている。認知症地域支援推進委員、キャラバンメイト、介護支援専門員の資格も保有。 ②介護支援専門員、介護福祉士保有。昭和 49 年より平成 24 年まで養護学校寄宿舎、特別養護老人ホーム等で勤務し、平成 25 年から 29 年まで門川町介護保険事業介護認定調査員を務める。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	特定非営利活動法人つながり事務所(門川町内)
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
①既存の地域資源を 1 年かけて把握したが、別の視点での再度把握活動を行う。 ②個別事例や地域に不足する社会資源について、行政、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所と月 1 回協議及び意見交換を行う。 ③地域の企業とつながり、就労の場を創設する。 ④町内の全戸訪問を継続して行う。 ⑤支援対象者の正しい情報を把握するため、町の各部署(医療保健、健康推進、町営住宅、水道、税務など)との連携を継続する。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回 行政担当、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所	(既存の会議の名称)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 月 1 回 行政担当、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所 週 1 回 行政担当者と全戸訪問の報告・情報交換	(既存の会議の名称)
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
地域企業等と協働し、相互利益を生むような提案活動を行う。	

エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
①働くことで元気になるプロジェクト 高齢者が集い、作品制作→ふるさと納税の返礼品、神社へ納品→収入の一部を高齢者に分配	
②ひきこもり本人及び家族の居場所づくり 地域のお寺を活用し、ひきこもり本人及び家族の居場所づくりを行う	
オ その他	
なし	
⑧事業の成果目標	
①54 行政区のうち半数の 27 行政区を全戸訪問する。②一般住民向けの研修会を年 3 回実施する。 ③ハローワークとの情報共有を実現する。④目標値、相談案件 20 件、解決案件 10 件とする。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	
平成 29 年度の社会資源創出・地域資源連携の成果に基づき、令和元年度も本事業のみで、強力化推進事業まで兼ねているものとする。 よって、令和元年度の強力化事業補助金の活用なし。	

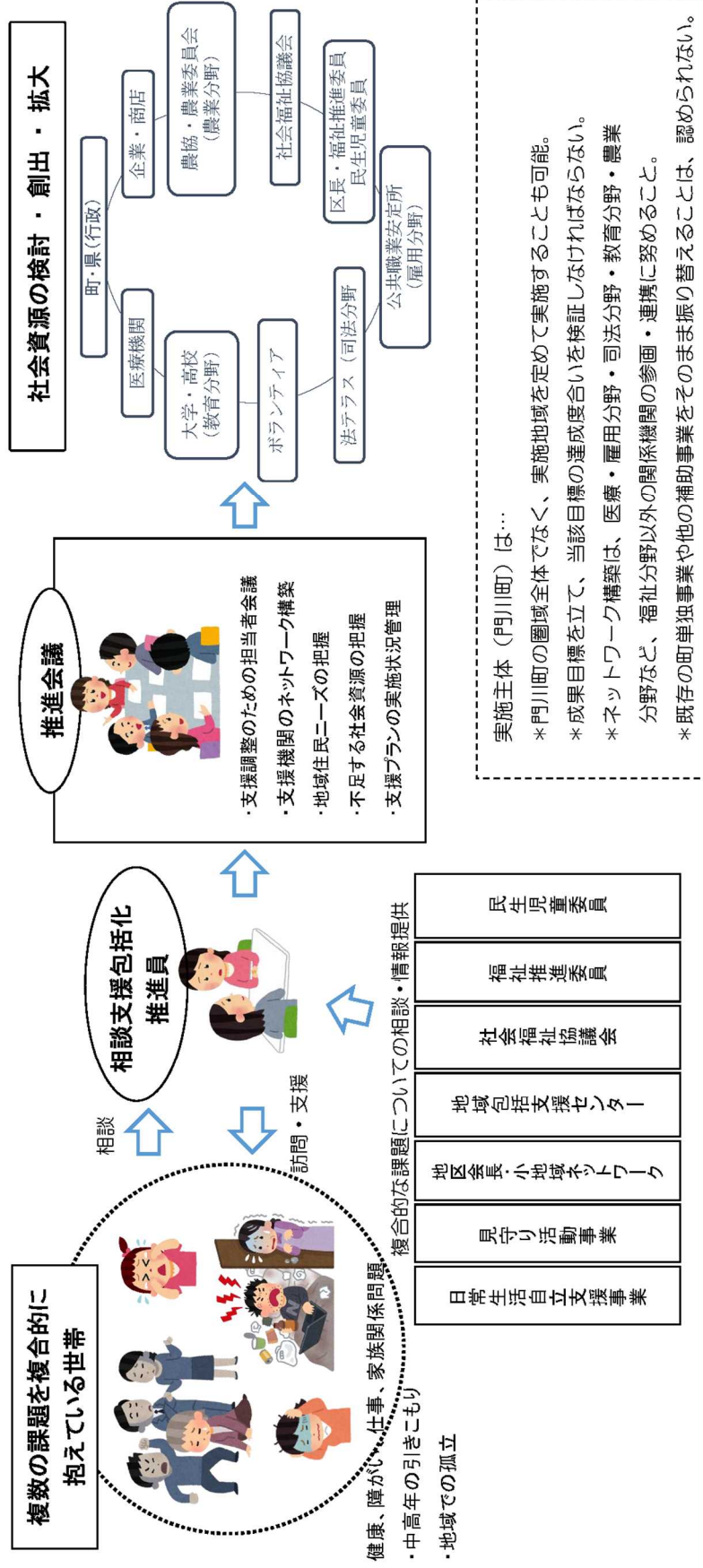
門川町における多機関の協働による包括的支援体制構築事業

○実施内容

- 福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらいまわし」の事態が発生しないよう、地域住民やボランティアとの協働を重視しながら、包括的に受け止めるための体制を構築する。
- 地域に必要な社会資源を創出する取組を行う。

○具体的な取り組み

- 相談者が複数の機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できるワンストップサービス体制及びアウトリーチ機能を整備する。
- 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握する。
- 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行う。



宮崎県 美郷町

都道府県名	宮崎県	市区町村名	美郷町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	4,904（人）		世帯数	2,185（世帯）		
高齢化率	49.9（％）	生活保護受給率	1.92（％）	面積	448.7（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		（％）	公立小学校数	3(校)	公立中学校数	3(校)
地域包括支援センター		委託：1 箇所（社協）				
生活困窮者自立相談支援事業		県直営				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本町は宮崎県の北部に位置し、平成 18 年 1 月 1 日に 3 村（旧南郷村、旧西郷村、旧北郷村）が対等合併して誕生した町であり、面積は県土の約 6％の、44,884 ha であり、その約 90％が山林です。本町の産業別人口比率（平成 27 年国勢調査）は、第 1 次産業が 33.1％、第 2 次産業が 16.7％、第 3 次産業が 50.8％となっています。構成は農業が 20％を越えており、県全体と比較して、農業、林業、医療・福祉業が高くなっています。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	近年、介護・障害・高齢者虐待・生活困窮などが複合的に絡んだ世帯が増加しており、単に行政サービスに繋ぐとただただでは解決しない事例が多くなっている。 そこで社会福祉協議会内に相談支援包括化推進員を配置し、行政、包括センター、安心生活支援センター、民生委員協議会、教育委員会等と連携を取りながら、あらゆるニーズに対応した幅広い支援を行う。また、既存の医療・福祉ネットワークのみに限らず、商工会、ハローワーク、児童相談所等との連携を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	近年、既存の行政サービス及び社会資源だけでは、解決が困難なケースも増加している。平成 29 年度より、民生委員をはじめとした「地域で活動している方々」に対し、日頃の活動を通して「こんなサービスがあったらいいな」と感じているものはないか、聞き取りを行った。その結果、「高齢者の居場所」や「ちょっとした生活支援サービス」が必要との意見が多かったため、本事業を通して新たな社会資源を創出したい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	宮崎県美郷町(美郷町社会福祉協議会)		
②事業名	美郷町地域力強化事業		
③事業実施の必要性	本町の高齢化率は 49.9%であり県内トップである。その状況の中、在宅高齢者等の実態把握については、抜け漏れのないよう社会福祉協議会及び民生委員等からの情報を基に対象者リストを作成し、月1回の定期訪問による実態把握を行っており、併せて、近隣住民等による相互見守りのシステム(愛の連絡員)や災害時要援護者名簿の作成等を行うなど、複合的な見守り体制の構築を行っている。 しかし、近年、独居高齢者(約 660 世帯)や高齢者のみの世帯が増加し、併せて見守る側の高齢化が進んできたこと、また、身体機能の低下により生活支援サービスが必要な方が増えてきたこと等により、「定期訪問体制の強化」と「既存の行政サービスに加えたあらたな社会資源を希望する」ニーズが高まってきている。しかし、各自治会ごと高齢化率に差があるなど、地域ごとに課題やニーズが異なっているため、できるだけ住民に身近な地域ごとに住民自らが課題を解決するような仕組みを創出することが、今後本町の高齢者福祉を安定的に運営する上では必要であると考えている。 そこで、昨年度より、町内の空き店舗や空き家を活用したコミュニティスペースの創出について、民生委員や地域住民等と協議や研修会を行ってきた。その結果、新たに地域住民が空き地に廃材等を活用して小屋を建てた「居場所」が誕生し、主に男性の集まるスペースとして活用され始めている。 平成 31 年度については、引き続き「定期訪体制の強化」と「新たなコミュニティスペースの創出」等について検討していく予定である。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 美郷町北郷地区	(対象地域の範囲) 小中一貫校 (旧中学校 1 校、小学校 2 校)	(人口) 1,488 人 (高齢化率 50.2%)	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 民生委員、日赤奉仕団、地域のボランティア		(支援の内容) 空き店舗を利用したコミュニティスペースの活用方法等について	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 商店街空き店舗1軒(旧自転車店跡) ※昨年度予定していた空き店舗が急遽テナントとして営業再開となったため、別地区の空き店舗にて検討開始。		(運営主体) 当面は社会福祉協議会が運営する方向で調整中。	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 地区役員、民生委員、商工会関係者等		(研修の内容) 身近な地域の生活課題について考えるワークショップ等	
(エ)その他			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
社会福祉協議会への香典返し(寄付)を活用する方向で検討中。			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、生活支援コーディネーター)、地域包括支援センター			
事業の成果目標			
商店街空き店舗を活用した校区全体をカバーするコミュニティスペースとして開設し、民生委員及び社協地区担当職員等により相談を受け付ける場とする。			
(1)延利用者数 700 名			
(2)相談件数 100 件(うち改善した件数 50 件)			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 美郷町全域	(対象地域の範囲)	(人口) 4,909 人	

(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備	
(場所・機関等の名称) 安心生活支援センター(社会福祉協議会内)	(相談を受け止める人) 各地区社会福祉協議会担当
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知	
(周知方法) 町及び社協広報誌、町ケーブル TV、安心生活支援センターかわら版	
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握	
(把握の方法) 自ら相談に来ることができない方及び問題意識が希薄な方に対するアウトリーチを強化するために、民生委員に依頼し、地域の中での「気になる人」(支援が必要と思われる人)をチェックリストを用いて抽出してもらう。その情報をもとに実態把握を行い、必要であれば月1回の定期訪問対象者とする。また、毎月、行政及び社協の関係者で定例会を開催し、訪問対象者の追加・削除及び情報共有を行う。	
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
(バックアップの内容) 複合的な課題を含んでいる等の理由により様々な関係機関と調整が必要になる場合の連絡調整について	(バックアップする人) 相談支援包括化推進員
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
介護保険生活支援体制整備事業(第2層協議体、生活支援コーディネーター)、地域包括支援センター	
事業の成果目標	
自ら相談に来ることができない方及び問題意識が希薄な方に対するアウトリーチを強化するため、安心生活支援センターによる定期訪問を強化し、必要に応じて速やかに相談支援包括化推進員をはじめとした関係機関に繋げる体制を構築する。 ①延訪問件数 150 件×12 月=1,800 件 ②相談件数 30 件×12 月=360 件(うち改善した件数 120 件)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	宮崎県美郷町(委託先:美郷町社会福祉協議会)
②事業名	美郷町包括的支援体制整備事業
③事業実施の必要性、体制等	在宅高齢者等の実態把握については、社会福祉協議会に委託し、近隣住民及び民生委員等から情報提供に基づき対象者をピックアップし、定期訪問を行いながら必要に応じて各関係機関等に繋いでいる。 しかし、近年、独居高齢者(約 660 世帯)の増加に加え、介護・障害・高齢者虐待・生活困窮などが複合的に絡んだ世帯が増加しており、特定の機関だけでは支援の限界があるため、相談支援包括化推進員(社協)が中心となって様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートしていく必要が生じている。 また、対象者が地域から孤立していたり、本人・家族のみならず近隣住民や親戚等が問題意識を持っていない状況等を踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、積極的にアウトリーチを行うことで早期発見できる体制整備に努めている。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士 1名 (後見専門員・日常生活自立支援専門員) 社会福祉主事 1名 (後見専門員・日常生活自立支援専門員)
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	美郷町社会福祉協議会内(地域福祉係)

⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
社会福祉協議会内に相談支援包括化推進員を配置し、行政、包括支援センター、安心生活支援センター、民生委員協議会、教育委員会等と連携を取りながら、あらゆるニーズに対応した幅広い支援を行う。また、相談支援包括化推進会議を活用し、既存の医療・福祉ネットワークのみに限らず、弁護士会、司法書士会、大学関係者等との連携を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○月1回開催中 ○健康福祉課(課長、地域福祉担当、障がい福祉担当)、社会福祉協議会(事務局長、地域包括支援センター、安心生活支援センター、相談支援包括化推進員等)	(既存の会議の名称) 相談支援包括化推進員進捗会議
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ○年4回開催中 ○行政、社協、民生員代表、県弁護士会、県司法書士会、大学教授、町立病院院長等	(既存の会議の名称) 社会福祉協議会法人後見等第三者委員会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
町外在住の家族に対し、支援対象者の近況報告を目的とした月1回メール配信サービスを実施しており、対象者に対して寄付の呼びかけを行う。また、法人後見受任報酬、社会福祉協議会への香典返し(寄付)、共同募金等を複合的に活用することについても検討する。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
地域力強化推進事業を活用して、商店街空き店舗を活用したコミュニティスペースを創出し、身近な地域で課題を把握し解決する体制の構築を図る。 シルバー人材センターによる独居高齢者等への新たな生活支援サービスの創出を検討する。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
相談支援包括化推進員の役割について、まだ全ての関係機関が十分認識している状況ではないため、更なる周知・啓発に努め、ネットワークの強化を図る。 また、既存の制度では解決できない「法の狭間」に落ち込みがちな世帯に対し積極的にアプローチを行いながら、地域力強化推進事業を連携しこれまで活用できていなかった地域資源でも掘り起すことで、新たな解決方法を模索する。 新規の相談受付件数(困難事例) 40件、うち改善した件数 20件	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

宮崎県 高千穂町

都道府県名	宮崎県	市区町村名	高千穂町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1 2, 1 6 4 (人)		世帯数	5, 0 2 5 (世帯)		
高齢化率	41.18 (%)	生活保護受給率	- (%)	面積	237.32 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		(%)	公立小学校数	5 (校)	公立中学校数	3 (校)
地域包括支援センター		直営 1				
生活困窮者自立相談支援事業		なし 県の機関（支庁福祉課：郡3町が対象）で実施				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

【地域性】九州中央部にある山間地域。公共交通機関はバス(民営・町営)のみ。消防と衛生(ゴミ処理場、火葬場)は西臼杵郡で維持。医療と福祉は民間の参入は厳しく、町立病院、町立保育園、社協(サービス事業所)の役割が大きい。介護・国保・水道などを除く町の一般会計年間予算はおよそ 80 億。自主財源は 25% ほど。ふるさと納税寄付金は 1 億 8 千万(およそ 1/2 が実収入)。子ども医療費(中3まで)無料化支援に充当。 【まちの魅力】食「高千穂牛」「かまいり茶」「きんかん」「焼酎(芋・米・そば・きび・麦・栗)」味「かつぼ酒」「かつぼ鳥」「鳥の丸焼き」見「高千穂峡」「高千穂神社」「夜神楽」「雲海」感「天安河原」「秋元神社」「トロッコ列車」「神話伝説」買「650 円/100 g の牛肉」「米焼酎 露々」「長期貯蔵焼酎 3650」 世界農業遺産
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	宮崎県西臼杵地域(五ヶ瀬町、日之影町、高千穂町)には、障害福祉の相談機関である基幹相談支援センターがない。障害児サービス事業所もなく、障害児の放課後の過ごし方の課題もある。障害部門の相談支援をする体制が整っていない中で、丸ごととはできない。今回、障がい者と子どもを連携させることで、ライフステージで支援していく土台をつくることと資源がなかった障がい者の相談体制(センター)をつくることで包括的支援に取り組む体制が整う。目標は、令和2年4月1日広域基幹相談支援センター設置。 また、学校と連携し、不登校支援に取り組む。不登校児童生徒の居場所の一つにセンターがなれないかとも考えている。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	町地域福祉計画の基本理念は、「安心できる暮らしを地域みんなで支え合うまち高千穂」。実現に向けて基本目標の一つに「地域における福祉サービスの質を高めるために」を掲げている。地域福祉の向上に向けた4つの助けのうち行政が取り組むこと(公助)を発信することで、(自助・互助・共助)の取り組む意欲を引き出す。住民が福祉に興味をもち、次世代を担う子ども達から大人まで地域住民すべてを対象とした福祉教育に力を入れることが地域づくりにつながると考える。 子どもを大切にする町にしたい。児童生徒数は減少しているにもかかわらず、不登校児童生徒は増えている。子ども達の生きづらさを地域の力で緩和してやりたいと考える。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	高千穂町	
②事業名	高千穂町地域力強化事業	
③事業実施の必要性	平成30年度から実施している多機関の協働による包括的支援体制構築事業の取り組みにより、複合的な課題を抱えた世帯に関する相談を受け止める機関は整備された。今後は、地域における主体的な取り組みにより、支援を必要としている世帯を把握し、相談機関に繋ぐ体制づくりを進める必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 12,164 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象)		(支援の内容)
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所)		(運営主体)
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 町社協、民生委員児童委員、公民館女性部		(研修の内容) 福祉分野に関わらず、地域の支え合いの仕組みをつくるための研修
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
共同募金や社会福祉法人による地域貢献活動の活用		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援コーディネーター、相談支援事業所、子育て支援センター、地域包括支援センター		
事業の成果目標		
勉強会実施 2回以上 参加延べ人数 120人		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 町内全域	(対象地域の範囲) 町内全域	(人口) 12,164 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 高千穂町子ども・障がい者ネットワークセンター 高千穂町社会福祉協議会		(相談を受け止める人) 相談支援専門員、保健師、社会福祉士、公認心理師
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 全戸チラシ配布。福祉をはじめ地域事業等への参加。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 民生委員、地域ケア会議、子育て支援センター、保健センター乳幼児健診、障害者自立支援協議会、保育園・幼稚園・学校との連携。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 相談内容に沿った関係機関との連携・協働により問題解決に努める。		(バックアップする人) 専門性の高い相談員、保健師、臨床心理士等

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
生活困窮者自立支援事業、相談支援事業(障害)、要保護児童対策協議会、生活支援体制整備事業、子育て包括支援事業	
事業の成果目標	
町子育て支援センター内に子ども・障がい者ネットワークセンターを設け、週3日 9:00～16:00 まで開所する。窓口相談、携帯電話相談、訪問相談を実施する。緊急性の高い課題に対しては、関係機関と即座にケース会議を持ち、複合的な課題に対しては、カウンセリングを入れるなど細かな調査と丁寧なケース会議を持ち対応していく。	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	高千穂町
②事業名	高千穂町多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (高千穂町地域福祉ネットワークセンター事業)
③事業実施の必要性、体制等	本町における 65 歳以上の高齢者人口は増加しており(令和元年 10 月末現在、高齢化率 41.18%)、それに伴い複合的な地域福祉課題を抱えた支援対象者の増加も見込まれることから、支援対象者に適切な福祉サービスを提供することができるよう、関係機関のネットワークづくりに取り組んできた。 本事業において、相談支援包括化推進員を本町役場福祉保険課及び町子育て支援センターに配置し、また、学校等の定期訪問を実施したことにより、子どもに対する生活支援の問題、子どもの問題の背景にその世帯の複合的な課題があることが多いことが見てきた。それらの問題を把握・調査し、解決する上で、教育・福祉分野の連携が必須であるとお互いの分野が感じている。今後も、適切な福祉サービスを提供し、教育(子どもの問題等)課題解決のためのネットワークづくりに取り組みたいと考える。総合相談体制としては、子育て等の相談支援を入口として世帯全体のお困りごとまで受け止める体制構築を目指す。また、本町を含む宮崎県西臼杵地域(本町、日之影町、五ヶ瀬町)には障害福祉サービスが不足しているため、引き続き、相談支援包括化推進員に障害福祉分野での勤務経験のある人材を登用することにより、子ども・障がい・高齢など、ライフステージにおけるサポートに対応できる包括相談支援センターを目指し、西臼杵地域における広域的な連携拠点づくりも目指す。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3 人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	①保健師 ②公認心理師 ③社会福祉士
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	高千穂町役場福祉保険課 高千穂町子育て支援センター
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
・対象者の把握:①子ども「乳幼児検診を活用し気になる子どもを把握」②障害者「障害者手帳所持者等を訪問してデータ作成」③高齢者「介護認定者の認知症在宅者を抽出し、町高齢者訪問事業と連携し把握」 ・相談支援の実施:①個別相談は訪問型(ケースによって他機関と事業所同行)と子育て支援センター毎月 1 回開催②子育て、発達相談は子育て世代包括センターと実施③保育園、幼稚園、学校支援は療育支援事業を活用し、町保健師と定期訪問④認知症高齢者は、包括支援センターと連携し、地域包括ケア会議で個別検討⑤相談者の問題背景を探るため臨床心理士によるカウンセリング実施⑥町内事業所(子ども・障がい・高齢)支援として、アドバイザーによるスキルアップ研修を実施(保健師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員ほか) ・相談支援包括化推進員の研修:年間研修計画を立て、参加。近隣事業所での実地研修も検討。	

イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・高千穂町要保護児童地域対策協議会: 随時: 行政、学校、保育園、幼稚園、外部有識者等 ・子育て世代包括センターのケース会議: 随時: 保健師、臨床心理士、小児科医等 ・地域包括ケア会議: 月1回: 行政、社協、医療機関、高齢者・介護保険事業所、相談時支援事業所 ・西臼杵地域障がい者自立支援協議会: 月1回(地域支援部会)(障がい児支援部会)(就労支援部会): 行政、相談事業所、サービス事業所、医療機関	(既存の会議の名称) ・高千穂町要保護児童地域対策協議会 ・子育て世代包括センターケース会議 ・高千穂町地域包括ケア会議 ・西臼杵地域障がい者自立支援協議会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 ・高千穂町地域包括ケア会議: 月1回: 行政、社協、医療機関、高齢者・介護保険事業所 ・西臼杵地域障がい者自立支援協議会: 月1回: 行政、社協、医療機関、障害福祉事業所、障がい者 ・高千穂町子ども子育て会議: 年2回: 行政、学校、保育園、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、主任児童委員、住民 ・高千穂町母子ケア会議: 月1回: 行政、子育て支援センター、子育て世代包括センター	(既存の会議の名称) ・高千穂町地域包括ケア会議 ・西臼杵地域障がい者自立支援協議会 ・高千穂町子ども子育て会議 ・高千穂町母子ケア会議
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
社会福祉法人に対し、社会貢献事業の地域貢献活動として、センター運営費への拠出金(助成)の協力支援をお願いしていく。そのために、活動の紹介や人材育成研修の参加を積極的に呼びかけ、センターの事業を理解してもらえる活動を行っていく。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
既存の会議を活用し、地域に不足する資源を把握して地域住民やボランティア団体、高齢者、障がい者、子育て等の支援を行う社会福祉法人等に対して新たな資源創出の働きかけを行う。	
オ その他	
・人材育成(町保健師、社会福祉士、保育士、介護支援専門員等のスキルアップ)	
⑧事業の成果目標	
子育て支援センター内にネットワークセンターを設け、週3日9:00～16:00開所する。開所日は、幼稚園、保育園、小中学校、支援学校訪問、障害者手帳所持者訪問を実施。開所日以外は、役場福祉保険課内で1人体制。訪問記録や事務処理、窓口相談、訪問相談を行う。相談は、随時、ネットワークセンター用携帯電話で対応するが、毎月第2水曜日は、子育て支援センター内に相談窓口を設ける。ケースを整理し、支援策を立てる。個人の抱える問題の背景をとらえ、確実に支援につなげるために臨床心理士によるカウンセリングを実施する。支援策を基に個別会議をもち、関係機関へ繋げる。子ども、障がいの相談(個人)から、その背景(世帯、環境)まで捉えて、支援策を講じていく。	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

鹿児島県

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	
実施事業※	地域力強化推進事業	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	都道府県事業 ○

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1,613,969（人）		世帯数	728,126（世帯）		
高齢化率	31.3（％）	生活保護受給率	1.9（％）	面積	9,187（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		－（％）	公立小学校数	511(校)	公立中学校数	221(校)
地域包括支援センター		（直営）センター39 か所，ブランチ 28 か所 （委託）センター25 か所，ブランチ 101 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		（直営）県所管 1 か所，市町村 15 か所 （委託）県所管 9 か所（社協等），市町 6 か所（社協） （直営＋委託）市 2 か所（社協等）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本県は、南北600キロメートルに及ぶ広大な県土の中に、美しい自然環境が織りなす四季折々の景観、特色ある島々、奥深い歴史を感じさせる名所、良質で豊かな温泉など、魅力ある観光資源が豊富にあり、世界自然遺産「屋久島」、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」を有しています。恵まれた自然環境などを生かし、「肉用牛」や「豚」といった畜産物、「さつまいも」や「そらめめ」などの農産物、養殖の「ブリ」・「カンパチ」・「ウナギ」の生産量が日本一であるなど、安心・安全でおいしい食物の宝庫となっています。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	国は、複合化・複雑化した課題や制度の狭間の問題を抱える要援護者に対する、①包括的な相談から見立て及び②支援調整の組み立て、③地域資源開発等を行う『包括的相談支援体制』の構築について、2020 年代初頭までに全面展開を図ることを目指しており、本県でも市町村の体制構築に向けて、市町村が必要とする人材を育成する必要がある。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	主に市町村単位で設置されている既存の包括的相談支援機関の相談支援員等で、市町村が推薦した者を対象として、事業目的に即した実践的な研修を実施し、市町村が、複合化・複雑化した課題や制度と制度の狭間の問題を抱える世帯に対する多機関・多分野による包括的相談支援体制を構築する上で、必要となる人材（相談支援包括化推進員）を育成することにより、各市町村において、育成された人材が活用され、県内各市町村における地域共生社会の実現に向けた取組が進展する。

5. 都道府県事業について

①実施主体(委託先)	鹿児島県(鹿児島県社会福祉協議会)
②事業名	地域包括支援体制人材育成事業
③事業実施の必要性、体制等	複合的な課題を抱えた個人や世帯に対し、制度・分野ごとの縦割りでなく、分野をまたがった総合的な支援を行う市町村の包括的な支援体制の中核を担う人材の育成が必要である。
④事業内容	
(ア)単独の市区町村では解決が難しく、専門的な支援を必要とする者等に対する支援体制を市町村と構築	
(対象とする専門的な支援を必要とする者)	
(構築する支援体制)	
(支援体制構築に向けたプロセス)	
(イ)市区町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市区町村間の情報共有の場づくり、市区町村への技術的助言	
(対象)	
(取組内容)	
(ウ)包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保するための、相談支援包括化推進員等の人材養成	
(対象) 高齢者や障害者等に係る各種福祉制度に基づき設置されている相談員・支援員等	
(取組内容) 県の地域振興局・支庁単位で、相談支援包括化推進員を養成する講座を開催 ・ 対象地区:県内2～3地区/年度 (平成30年度より、7地域振興局・支庁単位で3年かけて順次開催) ・ 研修回数:各会場6回 ・ 研修時間:各会場講義7コマ(420分)、演習8コマ(930分)の計15コマ(総研修時間1,350分) ・ 講師予定者:要援護者への包括的支援体制構築の活動で著名な講師、相談支援の実務者で県社協の各種研修で講師経験のある方等 ・ 研修の到達目標等:①各種相談から適切な相談先・支援内容の見立てができるようになる、②支援調整の組み立てができるようになる、③地域資源の開発(発掘・創出)ができるようになる。	
⑤事業の成果目標	
- 市町村ごとに配置できるよう、相談支援包括化推進員を育成する。 - 地域における関係機関の相談支援員等相互のネットワークが構築される。	

鹿児島県 鹿屋市

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	鹿屋市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	103,048（人）		世帯数	45,730（世帯）		
高齢化率	28.94（％）	生活保護受給率	1.26（％）	面積	448.33（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		71.45(%)	公立小学校数	24(校)	公立中学校数	12(校)
地域包括支援センター		委託：１か所（医師会）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：１か所				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

鹿児島県の東部、大隅半島のほぼ中心に位置する鹿屋市は、風光明媚で第1次産業を基幹産業とする都市であるとともに、多くのオリンピック代表選手やトップアスリートを輩出している鹿屋体育大学が立地する、躍動感あふれる街です。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	住民の生活課題を支援する既存の取組みを続けながら、豊富な地域資源を生かした各種取組みを構築することで、住民のつながりを取り戻し、「社会的孤立」問題や「制度の狭間」問題に対応するとともに、分野を超えた協働を進めることにより、地域活性化や雇用創出にも通じる施策の構築をめざす。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	社会的孤立などの問題の根源となる地域での「つながり」の希薄化を解消するため、住民に身近な圏域において福祉部門と企業・法人・NPO・ボランティア等との連携による人材育成・情報集積・ネットワークづくりや、農水産業・観光・教育・環境・地場産業等との協働した新たな福祉サービスを提供する事業の構築を図ることで、地域の生活課題を支援すること、生きがいや居場所づくりをすすめることを達成しながら、一方で福祉部門からのアプローチによるにぎわいづくり、産業創出や経済活動の活性化にもつなげたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	鹿屋市(社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)	
②事業名	みんなで支え合う地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性	分野ごとの専門性の高まりや事業の細分化が、同時に縦割りの問題も顕在化させており、分野横断的な包括的支援体制の構築が必要。また、公的サービスの普及と同時に、住民が主体的に地域課題を解決する力、地域のつながりを構築したい。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市域	(対象地域の範囲) 町内会	(人口) 103,048 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 町内会長、民生委員・児童委員、サロンや見守り隊	(支援の内容) 課題発見機能の構築、アウトリーチ、サロン、見守り隊の設立の支援、生活支援サービスの構築	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 地域の公民館、社会福祉法人の空き室、空き家	(運営主体) 町内会・自治会、社会福祉法人、社協	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 民生委員・児童委員等、各種専門職、地域住民	(研修の内容) 地域共生社会の実現に向けた取り組みについて	
(エ)その他		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
・共同募金から地域課題解決のために還元できる手法の構築。 ・社会福祉法人の地域公益活動の中で、生活課題を持つ世帯への支援を実施		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業やボランティアセンター(社協内)、包括支援センター、権利擁護推進センター		
事業の成果目標		
住民が主体的に課題を把握できる環境を整備する(町内会単位の地域福祉協議会等の設立)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市域	(対象地域の範囲) 町内会	(人口) 103,048 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) ・自治公民館、地区学習センター ・社協(総合相談、CSW、権利擁護推進センター)	(相談を受け止める人) ・見守り隊の住民と、協働する社協のCSW ・権利擁護部門SW、総合相談	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 各種研修会や民協の各種会、町内会の各種会、その他随時関係機関へ直接周知する。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) ・見守り隊の連絡会、単位民児協の定例会への参加、地域福祉協議会への参加 ・生活支援体制整備事業の協議体への参加		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 見守り隊の例会に参加し、各種制度等について案内。状況によりケース会議やアウトリーチ。	(バックアップする人) CSW(社協)、生活支援コーディネーター(社協)、権利擁護推進センター(社協)	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業やボランティアセンター事業(社協)、包括支援センター、権利擁護推進センター		

事業の成果目標	
身近な圏域で住民の相談を包括的に受け止めることができる体制を構築する。(地域福祉協議会等の地域における自主的な活動組織の設立や支援及び活性化)	
ウ その他	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	鹿屋市(社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)	
②事業名	みんなで支え合う地域づくり推進事業	
③事業実施の必要性、体制等	複合的な生活課題等を抱える世帯などに対する包括的な相談支援システムを構築する	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	1人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	社会福祉士、CSW	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	相談支援包括化推進会議	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
多機関をネットワーク化し、困難ケースの包括的な相談支援を行うための体制づくり		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 ケース会議(随時)	(既存の会議の名称) なし	
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援包括化推進会議(1回/月)	(既存の会議の名称) なし	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金から地域課題解決のために還元できる手法の構築。		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
社会福祉法人の地域公益活動の中で、生活課題を持つ世帯への支援を実施		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
複合的な課題解決を図るためのネットワークの構築及び課題解決数		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

多機関協働による包括的支援体制構築事業

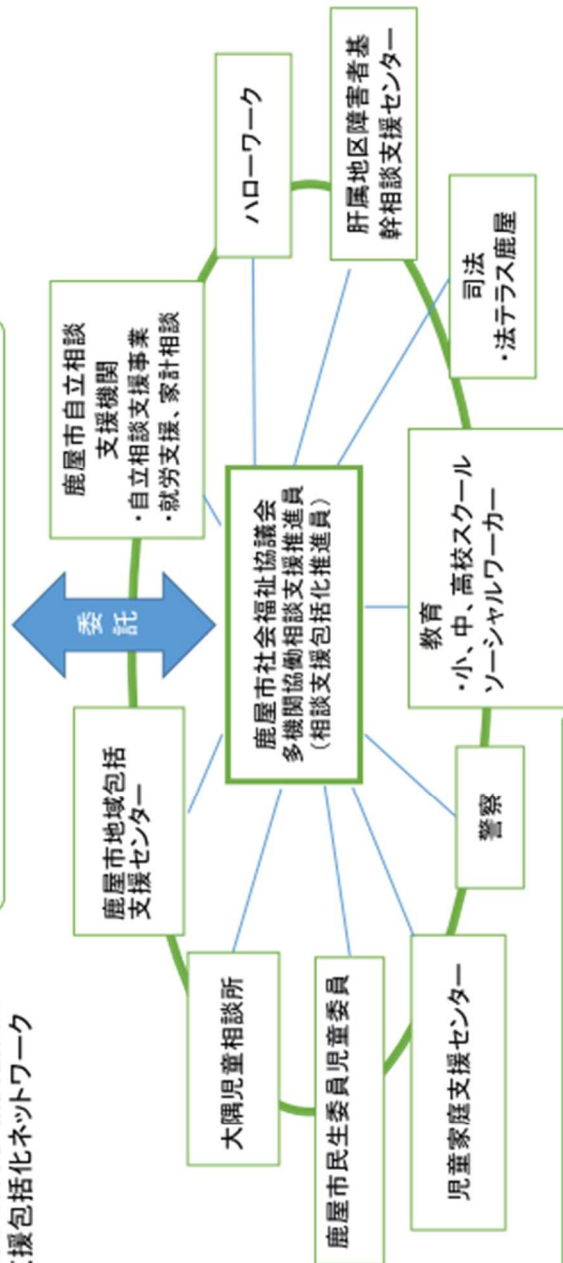
目的

多機関をネットワーク化し、地域における複合的な生活課題等を持つ困難ケースの支援を行うための体制づくりを行う。

みんなで支え合う多機関協働の
相談支援包括化ネットワーク

福祉政策課

(高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課等関係各課)



★【相談支援の流れ】

- ①各機関からの困難ケースの相談
- ②相談支援包括化推進員(ケースの見立て、関係機関の調整)
- ③関係機関を集めてのケース会議(ケース検討→支援へ)

★【支援対象者】

複合的な生活課題(高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困、ひきこもり等)を抱える者やその属する世帯

鹿児島県 西之表市

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	西之表市
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	15,071（人）		世帯数	7,935（世帯）		
高齢化率	37.29（％）	生活保護受給率	1.28（％）	面積	205.66（k m ² ）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		94.96(%)	公立小学校数	10(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

亜熱帯性の気候で緑豊かな美しい海に囲まれた種子島の北部に位置し、本土に最も近い海の玄関口として人・物の交流拠点となっている。島の豊かな自然に加え、宇宙センターや鉄砲伝来の島として、またサーフスポットとしても有名である。 人口は離島であることから、就学・就業場所が限定され、高校卒業と同時に島外への人口流出が多くみられ顕著な減少をたどっている。また市街地に人口が集中する傾向にあり、少子高齢化率の進行と合わせて地域の消滅の危機に直面している。 産業は温暖な気候と平坦で比較的広い耕地に恵まれているため、農業が地域の産業の中核となっており、就業人口の約3割が農林水産業従事者であるが、就業者の高齢化や後継者不足に加え、商工業においても大型店舗の進出やICT基盤の発展により、消費支出が島外へ流出しており低迷している状況である。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	地域の「気になる人（要支援者）」とその人への住民の関わりを確認し、支え合い活動の実施状況や支援が不足している状況を把握し、その地域で取り組む課題を抽出する。（個別及び地域の顕在する・潜在しているニーズ及び社会資源の把握） 福祉分野に限らず、災害時の避難支援者や避難経路、危険箇所、空き家情報等、更には郷土芸能や伝統行事などの歴史・文化、名所など魅力ある地域資源の発掘など、多方面にわたる課題や実態の抽出を行う。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域において、「公助」に加えて「共助」と「自助」が機能し、「公助」だけではカバーできない多くの課題を「共助」による地域住民の支え合いで解決できる地域共生社会の実現を目指す。 地域内での相談体制の構築及び多機関との連携を強めることで、分野を問わない包括的な相談支援体制の構築を目指す。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	西之表市及び西之表市社会福祉協議会	
②事業名	地域包括支援体制整備事業	
③事業実施の必要性	地域における福祉ニーズが多様化、複雑化している中、地域で支え合う仕組みづくり等、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進する必要がある。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区及び自治会	(人口) 15,071 人
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 校区及び自治会役員等	(支援の内容) 講演・説明会・研修の実施、ツール作成支援。	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 自治会集会所及びサロン等	(運営主体) 自治会等	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 参加者(全員)	(研修の内容) ツール作成に係る事例紹介及び手順・活用策等。	
(エ)その他		
既に取り組んでいる地域への活用段階でのフォローや課題解決策に係る経費補助等の支援の実施。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
市社会福祉協議会との協働事業とし、財源及び人材等の確保を図る。		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業		
事業の成果目標		
地域課題抽出のための作業やツールの作成を支援した地区数。 継続支援:1小学校区、新規取組:2小学校区(校区自治会含む)・10 自治会		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 市内全域	(対象地域の範囲) 小学校区及び自治会	(人口) 15,071 人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 自治会集会所・サロン、地区社協・地域支援協議会	(相談を受け止める人) 地区社協及び地域支援協議会等	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 協議会等の活動による直接的な広報周知、市及び社協等の情報発信手段による周知を図る。		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地区社協及び民児協、包括支援センター、自治会役員、各福祉施設等の地域支援協議会への参画を図る。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 各専門員等の関係機関へのつなぎによる連携構築。	(バックアップする人) 各専門相談員・コーディネーター等	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
包括的支援事業、生活支援体制整備事業、生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業		
事業の成果目標		
地区社協及び地域支援協議会等が受けた相談のうち、解決方法等を示す及び関係機関へつないだ件数の割合:8割		
ウ その他		
④ 多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	西之表市及び西之表市社会福祉協議会
②事業名	地域包括支援体制整備事業
③事業実施の必要性、体制等	地域における福祉ニーズが多様化、複雑化している中、地域で支え合う仕組みづくり等、地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進する必要がある。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3人
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	相談支援包括化推進員養成講座修了及び相談支援業務経験者 保健師・保育士・ケースワーカー、行政機関及び社会福祉施設(障害福祉関係)勤務経験者
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	市役所市民総合相談窓口(くらしサポートセンター)、社会福祉協議会
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
市役所総合相談窓口に加え、くらしサポートセンター(生活困窮者自立相談支援機関)の各相談員支援員、消費生活相談員、家庭児童相談員、生活支援コーディネータ、地域福祉コーディネーター等を配置し、各種相談への総合的・包括的な対応を目指した体制づくりを進め、合わせて、地域包括支援体制整備事業の支え合いの仕組みの構築を通して、地域における相談体制及び地域と各関係機関をつなぐ相談支援体制の構築を図る。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 庁内関係課職員・相談員による定期(月1回)及び随時のケース会議の開催を行い、情報及びケース対応の方向性・支援方法を共有する。ケース検討時には関係機関(医療・就労・社会福祉・警察・教育等)にも出席依頼をする。	(既存の会議の名称) まるごと情報共有会議 支援調整会議(生困)
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 上記個別事例の情報共有会議に加え、庁内関係課及び関係機関により定期的に連携のための仕組みづくりについての検討及び各専門部門に関する研修等を実施する。	(既存の会議の名称) ネットワーク会議(生困) 要保護児童対策地域協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
市社会福祉協議会との協働事業とし、財源及び人材等の確保を図る。	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
市社会福祉協議会との協働事業としての取り組みに加え、民生委員や集落支援員、地域の各委員との積極的な情報共有を行い、事業構築においては、社会福祉法人や企業へ社会貢献事業として、事業への人材や資材・資金面での協力・協働について働きかける。	
オ その他	
⑧事業の成果目標	
○個別事例検討において、支援プランを作成し対応・支援を行ったケースのうち 複合課題の解決につながった件数割合 1割 相談・専門機関等による支援の検討が開始された件数割合 9割	
○相談支援包括化推進会議のネットワーク構築と会議の充実(定例化及び研修会開催)	
⑨地域力強化推進事業実施計画	

地域包括支援体制整備事業

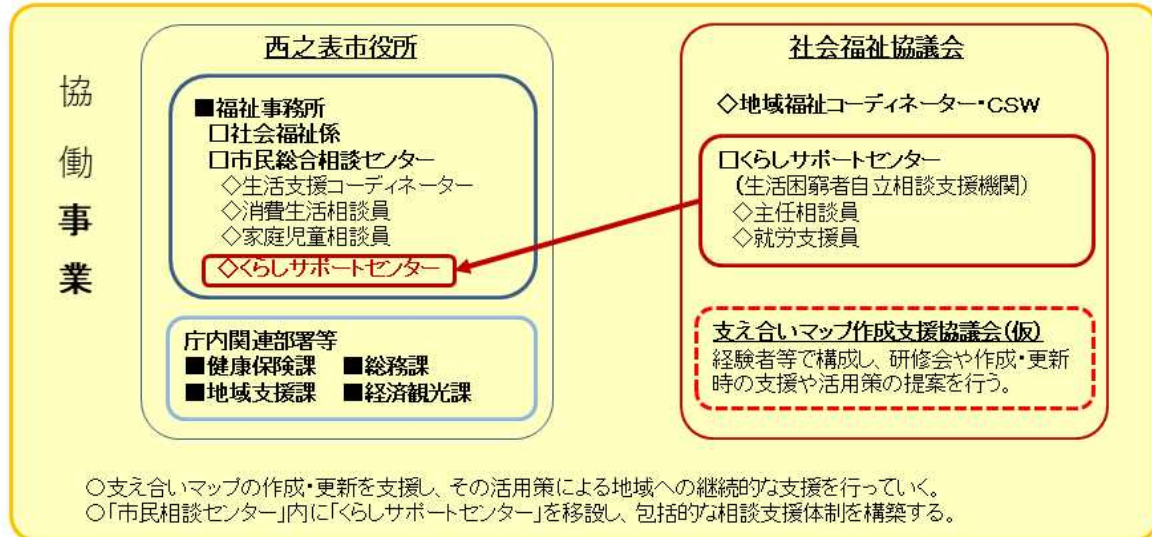
(支え合いマップ活用による地域共生社会実現に向けた取り組み)

【目的・効果】

- ◆地域の「気になる人(要支援者)」とその人への住民の関わりをマップに落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援が不足している状況を把握し、その地域で取り組む課題を抽出する。(個別及び地域の顕在する・潜在しているニーズの把握)
- ◆福祉分野に限らず、災害時の避難支援者や避難経路、危険個所、空き家情報など、更には郷土芸能や行事などの歴史・文化、名所などの地域の魅力あるスポットなどの地域資源の発掘など、多方面にわたる課題や実態の抽出による落とし込みも可能。
- ◇「公助」(公的サービス)に加えて「共助」(地域が共に支え合う力)と「自助」(自分自身が自分を助ける力)が機能し、「公助」だけではカバーできない多くの課題を「共助」による住民の支え合いで解決できる地域共生社会の実現を目指す。
- ◇マップ作成から更新作業において、多機関との協働を図り連携を強めることで、分野を問わない包括的な相談支援体制の構築を目指す。

【事業推進体制】

- ◆西之表市と西之表市社会福祉協議会の協働事業として取り組む。



1

【取組体制】

◆市役所(庁内)作成支援体制

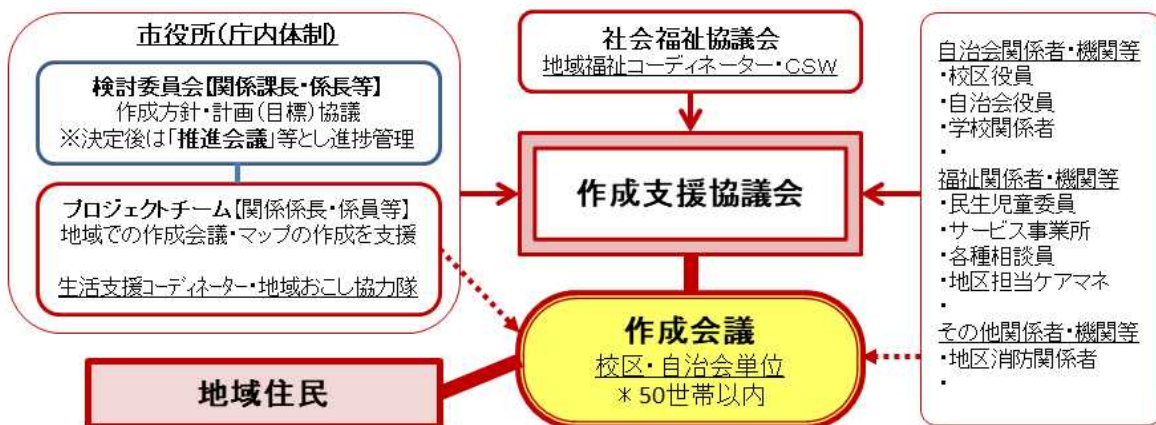
- 「地域おこし・地域づくり」政策の主要事業として位置づけ、全庁的な横断的体制を構築し作成に臨む。
- 関連部署で検討委員会を組織し方針・計画(目標)を決定、推進会議・プロジェクトチームを設置し実際の作成支援を行う。
- ⇒推進会議は関連部署の所属長等を中心とし、PT等の設置による作成支援については、関係部署の実務担当者(係長)及び生活支援コーディネーターに加え、地域おこし協力隊等にも要請する。
- 所管は福祉事務所【障害者・生活困窮者・子ども子育て】、関連部署は、健康保険課・包括支援センター【高齢者】、総務課【防災】、地域支援課・行政経営課【地域おこし・地域づくり】
- ※各地域の実情・希望等により、作成するマップの内容や課題等が変わるので、それらにあわせて対応する。

◆地域福祉コーディネーター・コミュニティソーシャルワーカーの配置(社会福祉協議会)

地域住民と関連機関、関係者の協力(協働)により作成することになるが、これらのコーディネート役となる機関・人材が重要であり、持続的な取組とするためにも、行政以外でこれらのノウハウを持ち得る社会福祉協議会に人材の配置を求める。

◇作成支援協議会

実際の作成支援を担う組織体制として、実働メンバーを中心とした作成支援協議会を設置し、作成にかかる直接的な支援と継続支援策の模索、コーディネーター養成や関連する研修等による人材育成を行い、本事業を支える基盤づくりを進める。



2

事業スケジュール(案)

■具体的な取組概要及びスケジュール

1. 支援体制の構築

事業推進のための基盤体制づくりとして、作成支援協議会を設置する。(社会福祉協議会内に事務局を設置)

2. 人材育成及び事業周知・理解促進

実際の作成作業を担う地域の代表や民生委員、コーディネーターや職員等への研修・養成講座の実施、各種研修への参加等により、人材育成を行うとともに、本事業の趣旨や取組の有意性についての理解促進・周知のため、広報・情報提供や各地域向け説明会等を実施する。

3. 支え合いマップの作成支援

新規作成に取り組む地域に加え、既に作成している地域についても作成の支援を行う。特に初年度においては、作成済の地域に積極的に働きかけを行っていく。作成は校区及び自治会単位とし、原則、50世帯を超えない範囲で作成する。

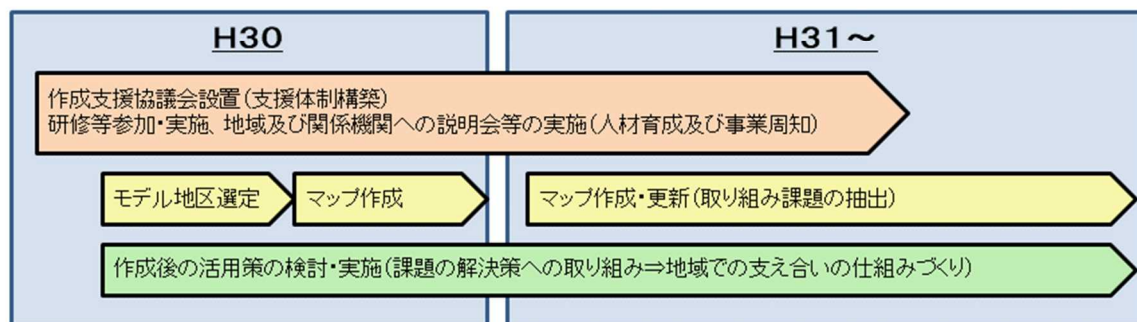
4. マップ作成後の活用策の検討及び具体的取組への支援

既に作成している(直近)地域の更新作業や活用策の検討、具体的な取組の支援を行う。地域課題に応じて作成支援協議会及び市補助金等(既往・新規提案含む)で各分野に横断した支援を模索していく。

5. 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定

マップ作成を通して、各地域の課題とその取組の方向性を取りまとめることで、市内全域における地域福祉の課題と取組の指針を示すこととなるので、これらを基に各計画策定を行い、各施策への取組・新規事業の企画立案に繋げていく。

⇒「地域で支え合うための仕組みづくり」「包括的・総合的な相談体制の確立」



鹿児島県 中種子町

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	中種子町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	7,898（人）		世帯数	4,220（世帯）		
高齢化率	37.96（％）	生活保護受給率	0.87（％）	面積	137.18（k㎡）	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		81.37(%)	公立小学校数	7(校)	公立中学校数	1(校)
地域包括支援センター		直営：１か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託：１か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

鹿児島県中種子町は、種子島の中央部に位置し、基幹作物である「さとうきび」や全国的に有名な「安納芋」の他、黒毛和牛の飼育も盛んな農業が主体の町である。また東西の海岸にサーフスポットが点在し、プロサーフィン大会を開催するなど島外からサーフィンに訪れる方も多い。また、隣町に種子島宇宙センターがあり、ロケット打ち上げ時には島外から多くの人を訪れる。地域性として人情深く温厚な人が多く「よいらいき」の精神(共に助け合う)がある。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	急激に過疎高齢化が進んできている中種子町において、地域コミュニティの希薄化が大きな課題である。近隣住民の交流機会が減り、自宅に引きこもりがちな高齢者が増え、また65歳以上の単身世帯も増加しているため、身近な場所で生きがいがづくりが出来る場をつくり、悩み事や相談事を把握し、その地域で出来ることを考え行動できる地域力を高めたい。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	各地域で、いろいろな課題を把握しその課題の解決やつながりが出来る体制づくりを再構築することで地域力を高め行政だけに頼らない自助・共助の意識と組織づくりを目指す。

3. 地域力強化推進事業について

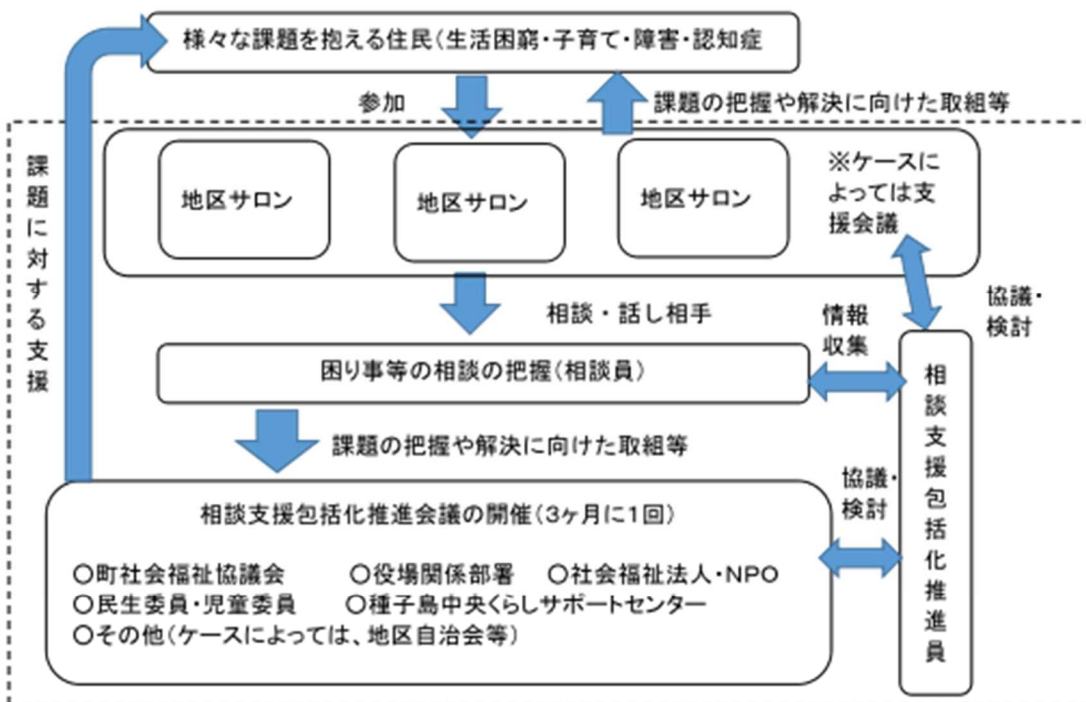
①実施主体(委託先)	中種子町(中種子町社会福祉協議会)																			
②事業名	住民が気軽に集える拠点(サロン)づくり																			
③事業実施の必要性	2025年には高齢化率が60%になる行政区において、近隣住民との交流の機会も減り、自宅に引きこもりがちな高齢者が増えることが予想されるため。																			
④事業内容	ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備 <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td><td>(対象地域の範囲)</td><td>(人口)</td></tr> <tr> <td>大牟礼・伊原・下田・町山崎地区</td><td>行政区単位のうち4地区程度</td><td>340人</td></tr> </table> (ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 <table border="1"> <tr> <td>(支援する対象)</td><td>(支援の内容)</td></tr> <tr> <td>老人クラブ・青壮年・婦人部</td><td>施設整備、備品購入等</td></tr> </table> (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 <table border="1"> <tr> <td>(拠点の場所)</td><td>(運営主体)</td></tr> <tr> <td>各地区のサロン会場(4地区)</td><td>各自治公民館</td></tr> </table> (ウ) 地域住民等に対する研修の実施 <table border="1"> <tr> <td>(研修の対象)</td><td>(研修の内容)</td></tr> <tr> <td>全町民</td><td>地域包括ケアシステムの構築における自助・共助の重要性を学ぶ研修会</td></tr> </table> (エ) その他		(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	大牟礼・伊原・下田・町山崎地区	行政区単位のうち4地区程度	340人	(支援する対象)	(支援の内容)	老人クラブ・青壮年・婦人部	施設整備、備品購入等	(拠点の場所)	(運営主体)	各地区のサロン会場(4地区)	各自治公民館	(研修の対象)	(研修の内容)	全町民	地域包括ケアシステムの構築における自助・共助の重要性を学ぶ研修会
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
大牟礼・伊原・下田・町山崎地区	行政区単位のうち4地区程度	340人																		
(支援する対象)	(支援の内容)																			
老人クラブ・青壮年・婦人部	施設整備、備品購入等																			
(拠点の場所)	(運営主体)																			
各地区のサロン会場(4地区)	各自治公民館																			
(研修の対象)	(研修の内容)																			
全町民	地域包括ケアシステムの構築における自助・共助の重要性を学ぶ研修会																			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保 共同募金、町支援																				
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 相談支援包括化推進員と一緒に地域の課題検討、整備を行っていく。																				
事業の成果目標 相談支援包括化推進会議を発足させ、各地区サロンでの困り事相談等の解決を目指す。																				
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 <table border="1"> <tr> <td>(対象地域)</td><td>(対象地域の範囲)</td><td>(人口)</td></tr> <tr> <td>大牟礼・伊原・下田・町山崎地区</td><td>行政区単位のうち4地区程度</td><td>340人</td></tr> </table> (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 <table border="1"> <tr> <td>(場所・機関等の名称)</td><td>(相談を受け止める人)</td></tr> <tr> <td>各地区のサロン会場</td><td>相談支援包括化推進員・相談スタッフ</td></tr> </table> (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (周知方法) 各地区の総会時に説明。各戸にチラシ配布。パンフレット・ポスター配置。 (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (把握の方法) サロン会場開催時や地域の民生委員・相談員等との連携により随時把握。 (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 <table border="1"> <tr> <td>(バックアップの内容)</td><td>(バックアップする人)</td></tr> <tr> <td>各地区の地域支援会議の開催による課題検討</td><td>会議メンバー</td></tr> </table> 事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む) 地域ケア会議(小地域ケア会議の共催)・生活支援体制整備事業(第1層の生活支援コーディネーターの協力) 事業の成果目標 相談件数:2件/月×10ヶ月=20件、解決数:18件、つなぐ件数2件			(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)	大牟礼・伊原・下田・町山崎地区	行政区単位のうち4地区程度	340人	(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)	各地区のサロン会場	相談支援包括化推進員・相談スタッフ	(バックアップの内容)	(バックアップする人)	各地区の地域支援会議の開催による課題検討	会議メンバー				
(対象地域)	(対象地域の範囲)	(人口)																		
大牟礼・伊原・下田・町山崎地区	行政区単位のうち4地区程度	340人																		
(場所・機関等の名称)	(相談を受け止める人)																			
各地区のサロン会場	相談支援包括化推進員・相談スタッフ																			
(バックアップの内容)	(バックアップする人)																			
各地区の地域支援会議の開催による課題検討	会議メンバー																			
ウ その他																				
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画 令和元年度から実施																				

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	中種子町 （中種子町社会福祉協議会）	
②事業名	町ぐるみで地域福祉見守り体制づくり	
③事業実施の必要性、体制等	本町全域では 65 歳以上単身世帯は増加し、見守り体制の維持が大きな課題であるため関係機関との連携による見守り体制の再構築が必要	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	2 人	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	（専任）：H28.4 社会福祉法人暁星会入社（児童相談員） H30.4 中種子町社会福祉協議会入社（生活困窮者相談支援員） （兼任）：H12.4 中種子町社会福祉協議会入社（社会福祉主事兼局長・ケアマネージャー）	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	中種子町社会福祉協議会	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
地域ネットワークにより各地域から寄せられた各個別課題や困り事を相談支援包括化推進員が取りまとめ、その内容に応じた関係機関との協議・検討を行う。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 5 回×10 人	（既存の会議の名称） 地域ケア会議	
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 1 回×60 人	（既存の会議の名称） なし	
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
共同募金・町支援		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
共同募金・町支援		
オ その他		
⑧事業の成果目標		
①地域福祉ネットワークからの相談件数 2 件／月×10 ヶ月＝20 件 解決数：18 件 → 関係機関につなぐ件数 2 件 ②相談支援包括化推進員独自調査による相談件数 1 件／月×10 ヶ月＝10 件 解決数：8 件 → 関係機関につなぐ件数 2 件		
⑨地域力強化推進事業実施計画		
平成 30 年度から実施		

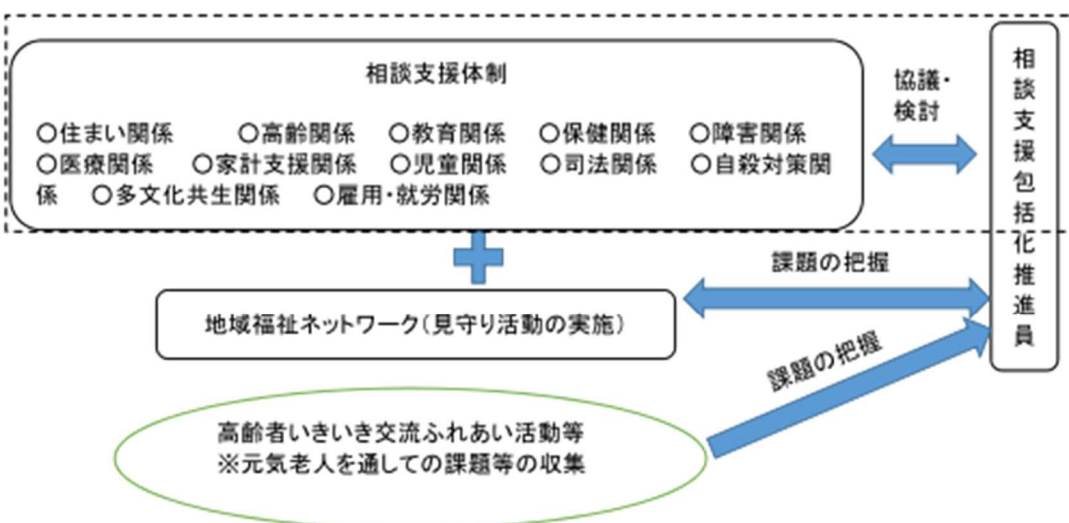
○地域力強化推進事業

近隣住民との交流の機会も減り、自宅に引きこもりがちな高齢者や様々な問題を抱える住民が増えることが予想される。そのため身近な場所に集える場所（サロン）があることで地域においても気軽に交流できる場づくりができることで高齢者のみならず地域住民が主体的に地域課題を把握することで住みよい地域づくりを目指す。



○多機関の協働による包括的支援体制構築事業

本町全域では65歳以上単身世帯は増加し、各地域における見守り体制の維持が課題である。しかし、見守る側も大きな負担となっていることから、地域福祉ネットワークを見直し各地域住民による見守り体制や関係機関との連携の充実・拡充を目指す。



鹿児島県 和泊町

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	和泊町			
実施事業※	地域力強化推進事業	○	多機関の協働による 包括的支援体制構築事業		都道府県事業	

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	6, 5 1 0 (人)		世帯数	3, 2 7 3 (世帯)		
高齢化率	35.4 (%)	生活保護受給率	1.62 (%)	面積	40.39 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		92(%)	公立小学校数	4(校)	公立中学校数	2(校)
地域包括支援センター		直営： 1 か所				
生活困窮者自立相談支援事業		委託： 1 か所（社協）				

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本町は、鹿児島市から南へ 552km にある沖永良部島の東北部に位置しており、年間平均気温 22 度という温暖な気候に恵まれ四季を通じて、亜熱帯の花々が咲き、平坦な地形と温暖な気候をいかした農業が主産業で、エラブユリ、スプレーキクなどの花卉栽培とバレイショやサトウキビ、畜産の複合経営が行われており、農業生産額においては県下で上位に位置している。また、東洋一の鍾乳洞・昇竜洞をはじめ 200～300 の大鍾乳洞群があり「花と鍾乳洞の島」とも呼ばれ、ケービングやダイビング、釣りなどマリンスポーツも楽しめる。地域性としては、結いの精神を基本に勤勉な町民性に加え、1 年半配流されていた、西郷隆盛の「敬天愛人」の精神も受け継がれているため、子弟の教育にも熱心である。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	身近な地域において、誰もが安心して生活が維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組みの活性化を図る。 生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域のつながりを適切に確保し、地域全体で支える基礎を構築し、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図る。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域のつながりを適切に確保し、地域全体で支える基盤を構築できるようにする。 各集落に見守りサポーターをひとりでも多く養成できるよう機運を高める。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	社会福祉法人 和泊町社会福祉協議会		
②事業名	地域力強化推進事業		
③事業実施の必要性	施設入所や島外への転出による空家の増加、ゴミ屋敷の表面化など個人のみならず集落の地域課題が、個人では解決が難しい状況にある。個人では難しい課題解決を地域住民が我が事としてとらえ、課題解決に向けて協働し活動ができる仕組みを構築する必要がある。		
④事業内容			
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備			
(対象地域) 和泊町内	(対象地域の範囲) 21 集落	(人口) 6,510 人	
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援			
(支援する対象) 民生委員及び見守りサポーター		(支援の内容) 定期的に情報共有の場を設け課題把握の実施 課題解決に向けた話し合いの場を設け提案	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備			
(拠点の場所) 各集落公民館		(運営主体) 民生委員	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施			
(研修の対象) 民生委員及び見守りサポーター		(研修の内容) 地域の「見守り活動」に関すること 地域課題の解決方法についての意見交換	
(エ)その他			
救急医療情報キットの交付(新規及び更新)を行うなかで、あわせて個別ニーズの聞き取りを実施し、集落内での話し合いの場で情報提供する。(個人情報取り扱いに注意)			
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保			
商工会などの町内加盟事業所と協働のもと、新たな社会資源の掘り起こしを実施			
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業			
事業の成果目標			
見守りサポーターの登録と要請(町内 130 名程度)・年2回研修会の実施 21 集落における「話し合いの場」を設置			
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備			
(対象地域) 和泊町内	(対象地域の範囲) 21 集落	(人口) 6,510 人	
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備			
(場所・機関等の名称) 社会福祉法人 和泊町社会福祉協議会		(相談を受け止める人) 生活支援コーディネーター	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知			
(周知方法) 区長会、民生委員児童委員協議会、地域女性連絡協議会、長寿会等の定例会や町防災無線、有線テレビ文字広告、チラシやポスターを作成し、事業所等での掲示 他			
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握			
(把握の方法) 区長会、民生委員児童委員協議会定例会等で情報共有の機会を設け、各集落での意見交換会の実施。			
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築			
(バックアップの内容) 和泊町地域包括支援センター 沖永良部くらし・しごとサポートセンター		(バックアップする人) 地域包括支援センター職員 相談支援員	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)			
生活支援体制整備事業、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、生活支援サービス事業			
事業の成果目標			
地域包括支援センター等との情報共有の場(年 12 回) 24 時間相談窓口の設置 新たな地域資源の掘り起こしに向けた、生活支援体制整備協議体との連携			
ウ その他			
斎場や金融機関、行政と連携し、死後事務に関する協議体を設置し、円滑な事務手続きができる仕組みの構築を図る。			
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画			
相談支援包括化推進員の配置(1名) 福祉ニーズや不足する社会資源等の現況把握のための調査を実施			

鹿児島県 瀬戸内町

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	瀬戸内町
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報（H31.3月末）

人口	8, 9 0 1 (人)		世帯数	5, 2 2 5 (世帯)		
高齢化率	3 6 . 4 (%)	生活保護受給率	6 . 6 3 (%)	面積	2 3 9 . 6 5 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		1 0 0 (%)	公立小学校数	1 2 (校)	公立中学校数	8 (校)
地域包括支援センター		直営：1 か所, 委託：1 か所（加計呂麻園）				
生活困窮者自立相談支援事業		直営：1 か所（広域）サテライト（社協）				

1-2. 地域の特徴（地域性、地場産業、観光等）

本町は、外海離島にあり、さらに有人離島3島を抱え、リアス式の海岸線に64の集落が点在している。住民は元来、自助共助意識は高いが、高齢化や人口減少及びIUターン者の増により、コミュニティが維持できない集落が出てきている。産業としては、養殖（マグロ、鯛、真珠）を主とした水産業と、果樹（パッションフルーツ、マンゴー）やサトウキビなどの農業の振興を図っている。観光においては、個人や少人数の旅行者がシーズンを問わず訪れており、増高傾向にある。 過疎地・へき地・離島の本町は、日本の人口問題の先進地であり、今、大きな転換期にある。

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業を通じ、福祉分野に限らず、保健・医療、雇用、教育、商工観光業、農林水産業等、小さな町だからこそ出来る、地域の多分野・多機関が連携、協働することで、地域の困り事や課題を包括的に受け止める「丸ごと」の総合的な相談支援体制を構築し、誰もがニーズに応じた支援を受けられる地域づくり、まちづくりを進めることが目的。
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	地域における困り事や課題に関心を持ち、自らの事（「我が事」）と捉え、みんなで解決に取り組もうとする意識が生まれ、住民すべてが生きがいを感じつながり合って生活するとともに。自ら出来ることを通じ、居場所と出番があり地域づくりの主体となっていることに喜びを感じるようになる。 数値目標等 ・相談支援件数（これまで出来なかったことが解決につまがる事例の積み重ね） ・新たな社会資源・事業等の創出 ・住みやすくなった、生きがいを感じるようになった人の割合の増加 ・交流会、研修会等への住民参加数 等

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	瀬戸内町(地域医療連携推進法人アンマ)	
②事業名	チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業(島の保健室 事業)	
③事業実施の必要性	加計呂麻地区(加計呂麻島)・請島・与路島は、住民の自助共助の強い地域であるが、高齢化・過疎化が急激に進み、コミュニティ機能が著しく減退している状況にあります。離島の離島という孤立した地域性により課題が見えにくくなっており、具体的には、病気、障害、介護、子育て、生活、就労、貧困、住宅、空き家、遊休農地など、複雑に絡み合った地域生活課題を住民は抱えています。コミュニティナースが住民サポートをすることにより、住民の安心を確保し、ナースとしての知識・観察力・調整力を発揮して課題解決を支援します。	
④事業内容	ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備	
(対象地域) 加計呂麻地区(加計呂麻島)・請島・与路島	(対象地域の範囲) 加計呂麻島内・請島・与路島	(人口) 1,369人(1,201人・94人・74人)
(ア)地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 地域における課題解決のキーパーソン (地域おこし協力隊、民生委員等)	(支援の内容) 訪問による課題把握をする環境整備 地域資源との連携を図るための集いの場創出	
(イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 俵小学校(平成29年度休校)保健室、請島・与路島の診療所	(運営主体) 地域医療連携推進法人アンマ	
(ウ)地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 加計呂麻島・請島・与路島の地域住民	(研修の内容) 地域の支え手となるキーパーソンと他分野が連携し、地域住民と地域生活課題の共有を図るために地域共生社会実現のワークショップ等を開催する。	
(エ)その他		
地域のキーパーソンのサポートをコミュニティナースが担い、地域生活課題を地域住民が主人公となって解決するための計画(地域づくりに資する取組)を策定する。		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
ふるさと納税を財源とした基金、コミュニティ助成事業		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
嘱託員、民生委員、児童委員、地域おこし協力隊、在宅福祉アドバイザー、老人クラブ 等		
事業の成果目標		
地域住民キーパーソン(50名)、研修参加者数(100名)		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 加計呂麻地区(加計呂麻島)・請島・与路島	(対象地域の範囲) 加計呂麻島・請島・与路島内	(人口) 1,369人
(ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 俵小学校(平成29年度休校)保健室を活用した「島の保健室」の整備、請島・与路島の診療所を活用した「島の保健室」の整備	(相談を受け止める人) コミュニティナース4人	
(イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) コミュニティFM、広報誌、嘱託員会、チラシ、医療介護連携協議会 等		
(ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 地域におけるヒアリング。要介護者情報・健診情報・医療情報・介護情報等を集積し分析結果から抽出。		
(エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) “我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議(相談支援部会・住まい部会・しごと部会)	(バックアップする人) 瀬戸内町役場、鹿児島県瀬戸内事務所、地域医療連携推進法人アンマ、医療介護障害事業所、福祉・医療・就労・教育・商工業関係者	

事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)	
包括的支援事業(瀬戸内町地域包括支援センター・加計呂麻園地域包括支援センター)、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)、福祉サービス利用支援事業・シルバー人材センター・生活困窮者自立支援事業・無料法律相談会(社会福祉協議会)、障害者自立支援事業	
事業の成果目標	
地域生活課題対処数(50件)	
ウ その他	
地域生活課題を抱える住民に対し、その住民(課題)に適した地域のキーパーソンとコミュニティナースによるチームアプローチで相談を包括的に受け止める体制を構築します。	
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画	

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体(委託先)	瀬戸内町(地域医療連携推進法人アンマ)
②事業名	チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業(支援体制構築事業)
③事業実施の必要性、体制等	本町は、行政区域が海を隔てる地理にあり、さらに高齢化・過疎化が進み、コミュニティ機能が著しく減退しています。これは地域生活課題を見えにくくする大きな要因となっております。そこで、多岐にわたる住民情報を集積し“見える化”することは、多機関による協力体制の接着剤となり、迅速適切な課題解決の大きな一助になります。本事業では29年度設置した「我が事・丸ごと」支え愛地域づくり推進会議の運営と、その拡充として「住民の見える化」システムの構築を実施します。
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	7人(新規2人)
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	相談支援コーディネーター(相談支援包括化推進員)として、コミュニティナース2人を新規配置します。地域医療機関で従事しており、地域の実状を把握している。29年度配置した3名は、保健福祉課内の保健師・社会福祉士、30年度配置した者は診療看護師の資格を有する者。
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	瀬戸内町保健福祉課および島の保健室
⑦事業内容	
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要	
包括的な相談支援の受け皿となる「我が事・丸ごと」支え愛地域づくり推進会議の拡充として「地域力強化推進情報ネットワークシステム(アンマネット)」を増築します。これは、住民の生活情報を安全・適切に管理・共有し、相談支援コーディネーター(相談支援包括化推進員)は、このシステムによる情報収集・分析・整理を行い、地域のキーパーソンをサポートし解決を図るとともに、地域の相談支援機関のコーディネートを実施します。	
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法	
(個別事例の検討)※会議の開催回数や参加者等を記載 相談支援部会 2回／年 各30名 各種会議 1回以上／月 各10～20名	(既存の会議の名称) 地域包括ケア会議、支援調整会議、在宅医療介護連携推進協議会
(ネットワーク構築)※会議の開催回数や参加者等を記載 “我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議 2回／年 各30～60名、 各種会議 1回以上／月 各10～20名	(既存の会議の名称) 地域包括ケア会議、支援調整会議、在宅医療介護連携推進協議会
ウ 自主財源の確保のための取組の概要	
ふるさと納税を財源とした基金、コミュニティ助成事業	
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要	
昨年度実施した当該事業で必要と認められた社会資源(ひきこもりの人や不登校児童・生徒の居場所づくりなど)や、今後の“我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議や個別事例の検討会議、地域力強化推進事業の実施を通じて必要と認められた社会資源(町社会福祉協議会が設置のシルバー人材センターや無料職業紹介所と連携した就労支援の仕組み、地域住民が主体的に担う福祉サービスなど)を関係機関と連携して創出します。	
オ その他	
相談支援コーディネーター(相談支援包括化推進員)は、地域に潜在する課題、またその背景をデータ化し集計分析することにより、地域全体の社会的課題を明確にし、“我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議や行政と連携し、その解決を促進します。	

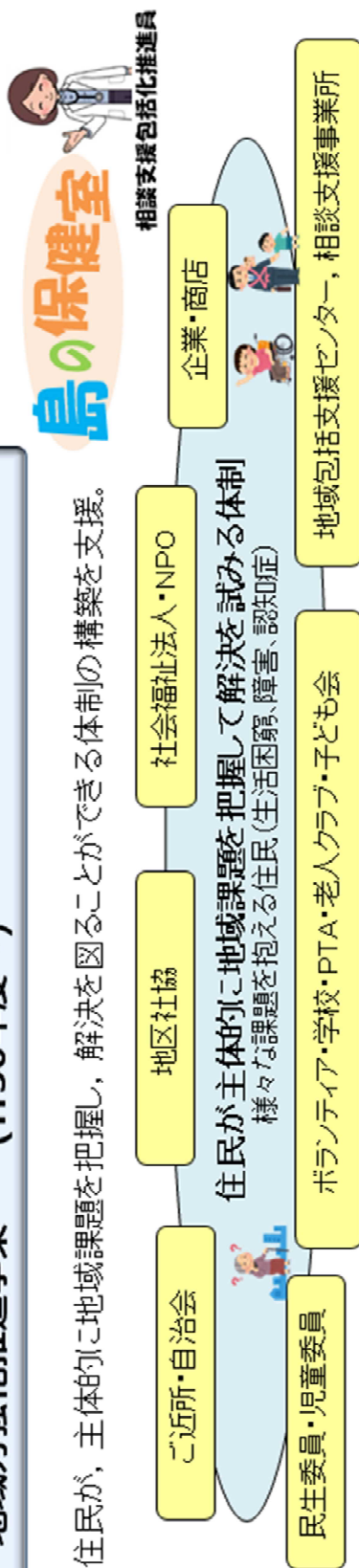
地域共生社会の実現に向け 基本となる2事業

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業（H29年度） 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（H30年度～）

(1) 地域力強化推進事業（H30年度～）

住民に身近な圏域

住民が、主体的に地域課題を把握し、解決を図ることができる体制の構築を支援。



ポイント

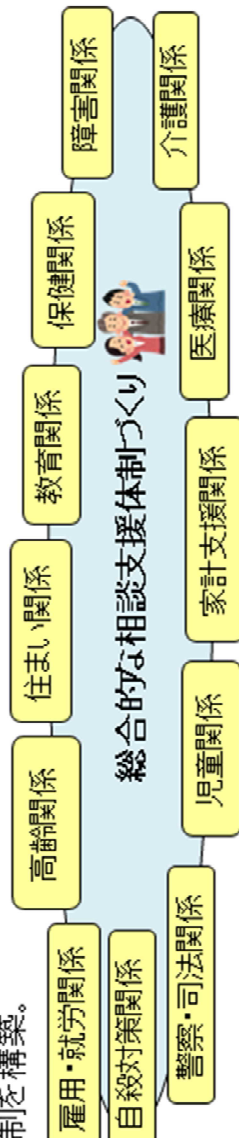
■ 他人事を「我が事」に換えていくような働きかけ

■ 地域の課題を「丸ごと」受け止める場づくり

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（H29年度～）

市町村等

複合化・複雑化した課題に対応するため、各制度ごとの相談支援機関をコーディネートする「相談支援包括化推進員」を配置、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築。



⑧事業の成果目標

複合的な課題を抱える者に対する相談件数(50)、支援の終結件数(20)、新たな社会資源の創出(3)

⑨地域力強化推進事業実施計画

推進体制と主な取組



“我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議

現状と課題把握
各種機関・団体
ヒアリング調査等

☆は中心機関

相談支援部会

一人ひとりの「暮らし」に 寄り添う支援

- 構成
町：保健福祉課☆、町民生生活課、教委総務課
県：瀬戸内事務所福祉課、警察署、高校
民間：社協、民協、人協、医療・保健・福祉・介護・施設・事業所、相談支援機関等
- 取組内容
(1) 包括的相談支援体制の整備
・相談支援コーディネーター・島の保健室設置によるワンストップ相談窓口の機能強化
・情報共有シート活用による行政の情報共有
(2) 関係機関のネットワーク構築
・町民の支援ニーズ(ひきこもり等)に関する民生委員アンケート調査
・情報共有と支援ノウハウの蓄積
(3) 相談支援に携わる人材の育成
研修会の開催
(4) 「我が事・丸ごと」の意識醸成
・卓上旗の設置
・講演会の開催

住まい部会

一人ひとりの「住まい」の 安心を確保

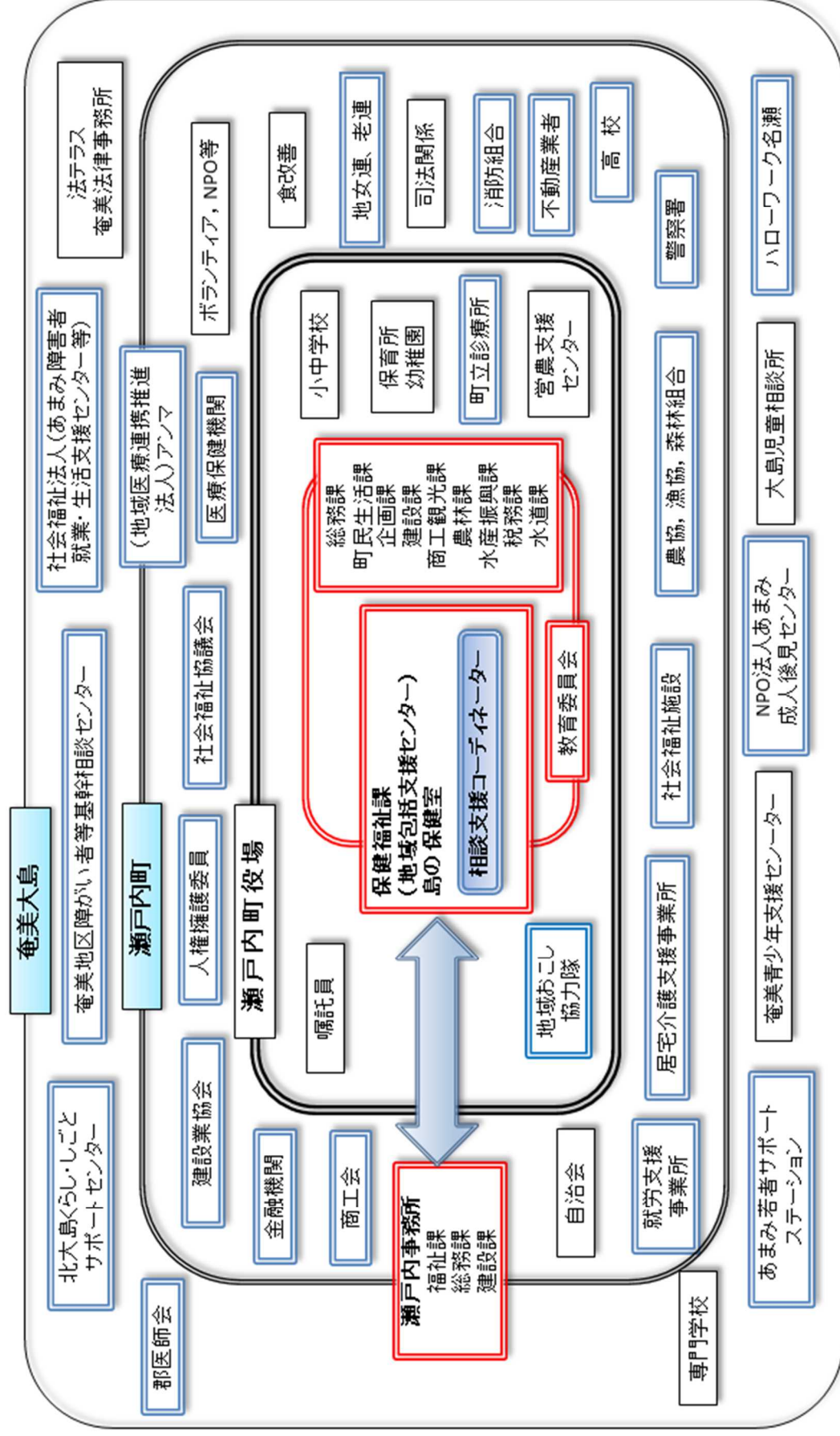
- 構成
町：企画課☆、保健福祉課、町民生生活課、建設課、総務課、商工観光課、教委
県：瀬戸内事務所福祉課、総務課
民間：社協、商工観光団体、老健施設、NPO等
- 取組内容
(1) 施設ストック(空き家・空き店舗、遊休施設等)の状況把握、情報集約・提供
・大学と協働した空きキャパシティ調査
・商工会による空き店舗調査
・各種調査との連携
(2) 要配慮者や移住者への住宅確保支援
・居住支援協議会の設置検討
(3) 創業希望者の空き店舗活用支援
(4) 公営住宅の入居者支援
・高齢者・障害者の住み替え、身寄りがいない入居者の入退去、法人保証等の仕組みづくり

しごと部会

一人ひとりに応じた多様な 「働く」を支援

- 構成
町：商工観光課☆、企画課、保健福祉課、農林課、水産振興課、教委総務課
国・県：ハローワーク、瀬戸内事務所福祉課、高校
民間：社協☆、商工・建設業団体、農林水産業団体、医療・福祉団体、相談支援機関、就労支援事業所等
- 取組内容
(1) 求人・求職情報の集約・提供
・社協の無料職業紹介所・シルバー人材センターの活用促進
(2) 多分野連携による多様な就労・就労訓練機会の提供
・セミナーの開催
(3) 関係機関連携による就労準備を含むきめ細かな就労支援
・情報共有と支援ノウハウの蓄積
・研修会の開催

チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業 主な連携機関・団体



鹿児島県 宇検村

都道府県名	鹿児島県	市区町村名	宇検村
実施事業※	地域力強化推進事業	○ 多機関の協働による 包括的支援体制構築事業	○ 都道府県事業

1. 自治体の基本情報等

1-1. 自治体の基本情報

人口	1, 7 0 8 (人)		世帯数	9 6 9 (世帯)		
高齢化率	4 2 . 5 (%)	生活保護受給率	1 . 8 (%)	面積	1 0 3 . 1 (k m ²)	
地縁組織（自治会、町内会等）加入率		1 0 0 (%)	公立小学校数	4 (校)	公立中学校数	4 (校)
地域包括支援センター		直営 1 ケ所				
生活困窮者自立相談支援事業						

1-2. 地域の特徴(地域性、地場産業、観光等)

本村は、奄美大島本島の南西部に位置し、深い入り江の焼内湾と湯湾岳に囲まれた自然豊かな村である。面積の約 90%が山林で占められ、山中には貴重な動植物が生息している。焼内湾に沿って、14 の集落が点在し、湾内ではクロマグロ等の養殖業も盛ん。また、村内には『れんと』で有名な開運酒造がある。また、観光では、美しい自然を活かした体験コースや、特産品(たんかん、マンゴー、パッション等の農産物の販売に力を入れている。集落が点在していることもあり、集落住民同士のつながりや文化が醸成されている。一方で村内での端の集落から端の集落までは、車で 1 時間以上かかる状況にある。
--

2. 事業を実施する上でのビジョンについて

本事業に取り組む目的・狙い	今ある人や資源のつながりの在り方を検討し、“関わり合う”地域をつくる ① 枠組みや肩書きに捉われず、地域課題の解決に取り組む“コミュニティ”づくり ② 多様なつながりが生まれ、誰もが社会参加できる地域づくり ③ 地域課題の解決を図るための支援体制の整備(専門職・行政、関係機関の在り方)
本事業を通じて人と地域に起こしたい変化	本事業の推進の際、村民や民間企業、村外の資源が、村の方向性や課題を共有して連携し、課題解決に取り組む基盤を醸成したい。事業を通して人や資源の交流を促し、地域づくりの基盤である支え合いを改めて認識・体験してもらいながら、今後の宇検村の村づくりへの参画意識を高めていきたい。

3. 地域力強化推進事業について

①実施主体(委託先)	宇検村	
②事業名	地域力強化推進事業	
③事業実施の必要性	本村は、人口減少、少子高齢化が顕著であり、集落を単位とした地域の課題解決能力も、人口減少に伴い低下が懸念される。一方で、既存の地域のつながりや連携のしやすさ等の強みも残っている。本事業を通して、既存の『つながり』を残しながら、地縁に限らない新たなコミュニティが生まれやすい基盤・プラットフォームをつくり、課題に対して柔軟に対応できる地域づくりを目指す。	
④事業内容		
ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備		
(対象地域) 宇検村全域	(対象地域の範囲) 宇検村全域	(人口) 1, 708名
(ア) 地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援		
(支援する対象) 阿室校区(3集落)・久志校区(3集落)	(支援の内容) 支え合いマップづくり・集落座談会	
(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備		
(拠点の場所) 活性化センター結の館を中心とした地区	(運営主体) 地域支援コーディネーター(仮)	
(ウ) 地域住民等に対する研修の実施		
(研修の対象) 地域住民	(研修の内容) 地域共生(住民交流)イベントの開催	
(エ) その他		
行政内プロジェクトチームの設置(村の課題を捉え、制度枠組みに捉われずに解決に取り組む)		
地域の課題を地域で解決していくための財源等の確保		
新たなサービスは利用者負担等についても住民と検討を重ね、確保していく		
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
生活支援体制整備事業(地域支援事業)・その他地域づくりに資する事業		
事業の成果目標		
①支え合いマップ作成集落: 6箇所・座談会で出てきた集落課題の把握: 6箇所		
②地域支援コーディネーターによる研修や交流の場の開催: 3回		
③地域共生(住民交流)イベントの開催: 参加人数及び参加団体数		
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備		
(対象地域) 宇検村全域	(対象地域の範囲) 宇検村全域	(人口) 1, 708名
(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備		
(場所・機関等の名称) 活性化センター結の館を中心とした地区	(相談を受け止める人) 地域支援コーディネーター(仮)	
(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知		
(周知方法) 広報誌・HP・SNS等		
(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握		
(把握の方法) 支え合いマップづくり・集落座談会		
(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築		
(バックアップの内容) 課題解決に関連する各課事業の整理等	(バックアップする人) 行政内プロジェクトチーム	
事業実施にあたり連携する他の法定事業等(自主事業含む)		
地域づくりに資する事業		
事業の成果目標		
①地域支援コーディネーター(仮)による地域活動の発信: HP、SNS、冊子等の作成		
②行政内プロジェクトチームを通じた連携による事業推進事例数		
ウ その他		
⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業実施計画		

4. 多機関の協働による包括的支援体制構築事業について

①実施主体（委託先）	宇検村（郡医師会一部業務委託）	
②事業名	包括的支援体制構築事業	
③事業実施の必要性、体制等	宇検村には、入院医療機関や一部の介護サービス事業所、障がいに関する相談事業所等、充足していない資源がある。地域共生社会の実現のためには、村内関係機関との連携だけではなく、村外の専門機関との連携体制を構築する必要がある。また、行政内での連携についても検討し、生活困窮者や社会的に孤立する者、自殺ハイリスク者等に支援が届く体制を構築する必要がある。	
④相談支援包括化推進員の配置予定人数	3～4名予定	
⑤相談支援包括化推進員の経歴等	保健師・社会福祉士（予定）	
⑥相談支援包括化推進員を配置する相談支援機関の種類・名称	宇検村役場保健福祉課（地域包括支援センター・子育て世代包括支援センター併設） ※事業推進に応じて配置する相談支援機関は検討を行っていく	
⑦事業内容		
ア 包括的な相談支援体制の構築に向けた取組の概要		
今年度は、アンケート調査及び支え合いマップづくり・集落座談会を通して課題を抽出し、それを元に関係機関とのネットワーク会議を開催する。また、行政内の各課にまたがって、生活困窮者や自殺ハイリスク者を発見する可能性のある事業等のヒアリングを行い、行政内連携を強化する。		
イ 相談支援包括化推進会議の開催方法		
（個別事例の検討）※会議の開催回数や参加者等を記載 各会議は必要に応じて随時開催 障がい分野については現状として、課題について討議する場がないことが分かったため、年内に位置づけられるよう整備していく		（既存の会議の名称） 要保護児童対策地域連絡協議会（児童福祉） 自立支援調整会議（生活困窮） 個別ケア会議・地域ケア会議（高齢者） その他、個別支援調整会議
（ネットワーク構築）※会議の開催回数や参加者等を記載 宇検村包括化推進会議（仮）1回 行政・各分野支援機関・民生委員・村外専門機関等		（既存の会議の名称） 同上、各計画策定委員会等
ウ 自主財源の確保のための取組の概要		
在宅医療・介護連携推進事業（地域支援事業） 地域づくりに資する事業		
エ 新たな社会資源の創出のための取組の概要		
行政内プロジェクトチームの設置（村の課題を捉え、制度枠組みに捉われずに解決に取り組む） 包括化推進会議でも検討予定		
オ その他		
生活の困りごと調査（15歳以上の村民を対象にアンケート調査を実施） 支え合いマップづくり（集落毎に支え合いマップづくりを行い、それを元に座談会を開催） ICTを活用した連携の効率化・運用体制の検討（村内外関係機関との連携体制構築）		
⑧事業の成果目標		
①複合的な課題を抱えた者・世帯の相談支援事例：5例 ②宇検村地域包括化推進会議（仮）開催数：1回 ③生活の困りごと調査統計資料の作成		
⑨地域力強化推進事業実施計画		

1. 事業の体系

事業背景：①住民ニーズの多様化・複雑化 ②高齢化・人口減少 ③つながりの希薄化等
 国政の主な動き：①生活困窮者自立支援制度の創設 ②ニッポン一億総活躍プラン
 ③厚労省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ④社会福祉法の改正 等

地域力強化推進事業：地域課題の解決を図るための“コミュニティ”づくり

①対話の場づくり（体験型学習）

住民参加型ワークショップ等の設定
 “人財”の掘り起こし
 場をつくる“人財”の養成



②支え合いマップづくり
 集落の支え合い活動の活性化
 集落課題の把握（社協委託）



- ①地域支援コーディネーター（仮）の配置
- ②島暮らしの情報の一元化・発信
- ③島暮らしの相談窓口
- ④コミュニティの支援
- ⑤地域活動を担う人材養成

③住民が“交わる”拠点の構築

住民参加・社会参加の場づくり
 多様な主体の課題共有の場づくり
 各地域のサブ拠点（カフェ等）との連携



事務局



⑤生活の困りごと調査
 生活の困りごと・地域課題の把握
 支え合い指標による地域力の可視化

課題把握

ICT等の技術を積極的に活用して、
 情報共有や連携を促す

④相談支援包括化推進会議（仮）の開催

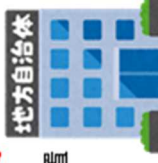
生活の困りごととの共有と課題把握
 連携体制の構築



⑥行政内連携体制の構築

- ①保健福祉課内課題整理
- ②包括化相談支援推進員の配置
- ③行政職員研修
- ④行政職員ワークショップ

連携体制



⑦広域連携ネットワークの構築

郡医師会による村外専門機関との
 広域連携
 遠隔支援（ICT等）の方法の検討

郡医師会等関係機関

多機関包括的支援体制構築事業：地域課題の解決を図るための支援体制の整備

2. 今年度事業

事業設計の視点

- ① 地域やコミュニティにおける多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点
- ② 個人や世帯が地域やコミュニティとのつながりを回復するために、専門職等が伴走しながらつなぎ戻し、参加を支援していく包摂の観点

	事業	今年度の目標	具体的事業内容
地域力強化推進事業	① 対話の場づくり (体験型学習)	住民が“交わる”拠点の構築に住民の参加を促し、ワークショップ等住民対話及びアイデア創出の場を体感してもらう	① 実地・ヒアリング調査 ② ワークショップ企画 ③ ワークショップの開催
	② 支え合いマップづくり	集落の支え合い活動の可視化を行い、住民が自らの集落の課題に気づく場を設定する	① 支え合いマップづくり (今年度は6集落) ② みまかべ座談会 (福祉座談会)
	③ 住民が“交わる”拠点の構築	島の暮らしに関する情報や人が“交わる”拠点を構築する	① 地域支援コーディネーター (仮) の配置 ② 島の生活情報 (住まい・買い物・地域活動等) の集約・発信 ③ ①との連動事業
多機関包括的支援体制構築事業	④ 包括化推進会議の開催	各関係機関の役割と機能について、共有と連携を図る場をつくる	① 生活の困りごとと調査・地域共生に係る調査等で見えてきた地域課題の共有 ② 相談支援体制の見える化と連携の在り方を検討
	⑤ 生活の困りごと調査	生活の困りごとに関する基礎調査及び地域共生に係る支え合い指標に関する調査を実施し、地域の課題やニーズを把握する	① 生活の困りごと調査 ② 地域共生に係る支え合い指標の設定
	⑥ 行政内連携体制の構築	保健福祉課及び各関係部署における職員研修 (理念の共有) 及び課題整理、事業整理を行い、連携の策地をつくる	① 保健福祉分野会議体整理 (関係機関の確認) ② 職員研修 ③ 庁舎内連携のためのワークショップ
	⑦ 広域連携ネットワークの構築	村外関係機関と宇検村の課題について共有し、連携の在り方を検討する (ICT等の遠隔支援についても検討)	① 村外関係機関への連絡・調整 ② 包括化推進会議等への村外関係機関の参加調整